

平成22年3月31日策定
平成23年6月8日改訂
平成24年4月16日改訂
平成25年4月15日改訂
平成26年4月22日改訂
平成27年4月10日改訂
平成27年7月7日改訂
平成28年5月20日改訂
平成29年2月7日改訂
平成29年4月6日改訂
平成29年8月4日改訂
平成30年3月30日改訂
平成31年4月24日改訂
令和元年6月4日改訂
令和2年3月31日改訂
令和3年4月20日改訂
令和4年3月31日改訂
令和4年4月12日改訂

省エネルギー法 定期報告書・中長期計画書
(特定事業者等)記入要領

令和4年4月12日

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部

省エネルギー課

はじめに

「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（昭和54年6月22日法律第49号。以下「省エネ法」という。）では、エネルギーの使用量（原油換算）1,500kl/年度以上の事業者を特定事業者（特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者及び管理関係事業者を含む。以下「特定事業者等」という。）として、エネルギー消費原単位を管理し、「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年3月31日経済産業告示第66号。以下「判断基準」という。）に定める以下の目標に、技術的かつ経済的に可能な範囲で目標実現を求められております。

- (1) エネルギー消費原単位又は電気需要標準化原単位を中長期的（5年度間）にみて年度平均1パーセント以上低減させること
又は
- (2) ベンチマーク指標及び中長期的に目標とすべき水準（以下「ベンチマーク指標」という。）に掲げる事業を行う者（ベンチマークに該当する事業者のみ）においては、ベンチマーク指標の水準を達成すること

特定事業者等は、毎年度7月末日までに、事業者全体及びエネルギー管理指定工場等のエネルギー使用量等の情報を記載した省エネ法第16条第1項、第27条第1項及び第38条第1項に基づく定期報告書（以下「定期報告書」という。）及び事業者全体の省エネ取組に関する計画を記載した省エネ法第15条第1項、第26条第1項及び第37条第1項に基づく中長期計画書（以下「中長期計画書」という。）の提出が義務づけられております。

この記入要領は、定期報告書・中長期計画書の記入方法について取りまとめたものです。

定期報告書は、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」（昭和54年9月29日通商産業省令第74号。以下「施行規則」という。）第36条に基づく**様式第9**（定期報告書）、施行規則第35条に基づく**様式第8**（中長期計画書）に様式が定められており、様式に記載されている「備考」欄とともに、この記入要領に基づき、正確に記入をお願いします。

前回改訂からの主な変更点

- ・「省エネ法・温対法電子報告システム」のサービス終了及び新システム「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（E E G S：イーグス）」の運用開始に伴い、オンライン提出の説明を修正。
- ・B重油の定義を追加。
- ・データセンターにおけるオーナー・テナントの報告範囲について説明を追加。
- ・特定第1表におけるエネルギー企画推進者の連絡先に関して、執行上の用途を記載。
- ・特定第6表の「目標年度」とは2030年度を示すため、その旨⑧に括弧書きで記載。
- ・ベンチマーク制度の見直しに伴い、電炉、洋紙、板紙、コンビニ、貸事務所、国家公務の指標の説明等を修正。
- ・様式改正に伴い、特定第7表1-1の説明を追加。
- ・共同省エネルギー事業の報告等に関する様式を差し替え。
- ・非化石電源二酸化炭素削減相当量による温室効果ガス排出量の調整が可能となることに伴う、特定12表の3「調整後温室効果ガス排出量」の計算式の修正及び報告方法に関する説明を追加。
- ・指定第8表様式の誤記を修正。
- ・データセンターにおける「エネルギー使用量と関係をもつ項目」の記入例を追加（別添資料3）。
- ・都市ガスの標準熱量の単位を様式に合わせて修正（別添資料4）。
- ・様式第43における「作成担当者」に関する説明を追加。

- ・令和4年度報告における特定第12表の3「調整後温室効果ガス排出量」の計算に関する説明を追記。(令和4年4月12日)
 - ・「E E G S/定期報告書支援ツールの選択フロー」の差し替え。(令和4年4月18日)
 - ・通常コンビニエンスストア業/小型コンビニエンスストア業の記載を追加(令和4年4月18日)
 - ・中長期計画書の「II 2. ベンチマーク指標の見込み」に係る「【参考】令和4年3月31日にベンチマーク指標又は目指すべき水準が改訂及び追加された業種」の更新。(令和4年4月21日)
 - ・別紙2-2「ベンチマーク制度対象事業と日本標準産業分類の対比表」の更新。(令和4年4月21日)
 - ・別添資料2「生産数量等の記入単位について」の更新。(令和4年4月21日)
 - ・別添資料4「都市ガス供給事業者の供給熱量一覧」の更新(令和4年5月10日)
 - ・特定-第6表 記入例更新(令和4年5月23日)
 - ・「極めて小さな工場等におけるエネルギー使用量の扱い」の説明の誤りを訂正(令和4年5月30日)
-

はじめに P2

1. 一般事項

<u>(1) 定期報告書の提出対象となる事業者</u>	P7
<u>(2) 報告義務者及び罰則</u>	P7
<u>(3) 定期報告書の提出期限、提出先及び提出部数</u>	P7
<u>(4) オンライン提出のお願い</u>	P7
<u>(5) 定期報告書の提出方法</u>	P8
<u>(6) 報告の様式</u>	P9
<u>(7) 報告範囲</u>	P10
①事業者の報告範囲	P10
②事業者の合併等の扱い	P11
<u>(8) 報告するエネルギーの範囲</u>	P12
<u>(9) 極めて小さな工場等におけるエネルギー使用量の扱いについて</u>	P16
<u>(10) テナントビル等、複数事業者がひとつの工場等に混在する場合の エネルギー使用量の算出方法</u>	P17
<u>(11) 産業部門における地縁的一体性を持った複数事業者の取り扱い</u>	P18
<u>(12) 連携省エネルギー計画認定制度について</u>	P19

2. 定期報告書（様式第9）について

I. 特定表

[事業者単位の報告]

<u>(1) 表紙</u>	P21
<u>(2) 特定-第1表</u>	P23
<u>(3) 特定-第2表</u>	P26
<u>連携省エネルギー計画認定のみ</u>	P36
<u>(4) 特定-第3表</u>	P43
<u>(5) 特定-第4表</u>	P52
<u>(6) 特定-第5表</u>	P54
<u>(7) 特定-第6表</u>	P56
<u>(8) 特定-第7表</u>	P91
<u>(9) 特定-第8表</u>	P94
<u>(10) 特定-第9表</u>	P99
<u>(11) 特定-第10表</u>	P106
<u>(12) 特定-第11表</u>	P108
<u>(13) その他</u>	P109
<u>(14) 共同省エネルギー事業</u>	P109

(15) 特定-第12表の1	P117
(16) 特定-第12表の2	P119
(17) 特定-第12表の3	P120
(18) 特定-第12表の4の1	P121
(19) 特定-第12表の4の2	P121
(20) 特定-第12表の5	P122
(21) 特定-第12表の6の1	P123
(22) 特定-第12表の6の2	P124
(23) 特定-第12表の6の3	P124
(24) 特定-第12表の7	P125

II. 指定表

[エネルギー管理指定工場等単位の報告]

(1) 指定-第1表	P127
(2) 指定-第2表	P129
(3) 指定-第3表	P131
(4) 指定-第4表	P135
(5) 指定-第5表	P137
(6) 指定-第6表	P139
(7) 指定-第7表	P140
(8) 指定-第8表	P142
(9) 指定-第9表	P141
(10) 指定-第10表の1	P150
(11) 指定-第10表の2	P151
(12) 指定-第10表の3	P151
(13) 指定-第10表の4	P152
(14) 指定-第10表の5	P152

III. 認定表（記載は認定管理統括事業者のみが該当）

[認定管理統括事業者等の報告]

(1) 概要	P153
(2) 総括表	P154
(3) 認定-第1表～第5表	P155

3. 中長期計画書（様式第8）について

I 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者の名称等	P158
II 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果	P160
III その他エネルギーの使用の合理化に関する事項	P164
IV 前年度計画書との比較	P164
別紙1 中長期計画書の提出頻度の軽減について	P168

別紙 2-1	事業者クラス分け評価制度(SABC評価制度)について	P169
別紙 2-2	ベンチマークと日本標準産業分類の対比表	P173
<u>別添資料 1</u>	定期報告書の提出先について	P174
<u>別添資料 2</u>	生産数量等の記入単位について	P191
<u>別添資料 3</u>	業務用ビルにおける生産数量等の記入単位について	P193
<u>別添資料 4</u>	都市ガス供給事業者の供給熱量一覧	P194
<u>別添資料 5</u>	改正省エネ法における地方公共団体のエネルギー管理の範囲について	P206
<u>別添資料 6</u>	自営線等を用いて供給された電気の評価方法について	P209
<u>別添資料 7</u>	未利用熱に関する覚書	P211
<u>別添資料 8</u>	特定-第7表 2 電力供給業のベンチマーク指標の算出に関し、 参考となる情報(記載例)	P212
<u>別添資料 9</u>	特定-第9表 3 新設した発電設備に関する事項(記載例)	P213
<u>別添資料 10</u>	特定-第9表 4 バイオマス混焼を行う発電設備に関する事項(記載例)	P215
【参考 1】	様式第43について	P217
【参考 2】	関係 URL	P219

1. 一般事項

(1) 定期報告書の提出対象となる事業者

定期報告書の提出対象は、省エネ法第7条の規定に基づく「特定事業者」、第18条の規定に基づく「特定連鎖化事業者」及び第29条の規定に基づく「認定管理統括事業者」に指定された事業者です。「事業者」とは原則として法人格単位が原則になります。特定事業者等が設置するすべての工場及び事業場（以下「工場等」という。）で使用するエネルギーが報告の対象となります。なお、報告対象の事業者には、営利企業だけでなく国や地方公共団体、公益法人も含まれます。

なお、工場等とは、一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的遂行が行われる一定の場所であれば、営利的事業か非営利的事業であるかを問わない。したがって、本社、工場、支店、営業所、店舗等およそ継続的に一定の経済活動を行う事業所であれば、すべて工場等に含まれます。また、社宅や社員寮等住居の用に供する施設は「工場等」には該当しません。

(2) 報告義務者及び罰則

報告義務者：原則、事業者を代表する者（例：法人の場合は代表取締役社長等）

事業者を代表する者以外の者が、省エネ法に係る諸手続を行なうことについて、事業者を代表する者から委任を受けることができます。

罰 則：報告を怠った場合（未報告）、虚偽の報告をした場合（虚偽報告）は、行為者及び法人等に対し50万円以下の罰金（省エネ法第171条）

(3) 定期報告書の提出期限、提出先及び提出部数

- ・提出期限：毎年7月末日（休日の場合は、休日の翌日）
- ・提出先：主務大臣（経済産業大臣及び当該事業者が行うすべての工場等に係る事業を所管する大臣）
経済産業大臣への提出については、事業者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長あて（なお、主たる事務所が複数あり、その所在地を管轄する経済産業局が異なる場合は相談してください。）、事業所管大臣へ「事業所管大臣の一覧」を参照して下さい（**別添資料1**）
- ・提出部数：各1部提出（紙提出の場合）

(4) オンライン提出のお願い

定期報告書の提出に当たっては、定期報告書作成支援ツールから出力されるXML形式ファイルを用いたオンライン提出（電子提出）をお願いします。

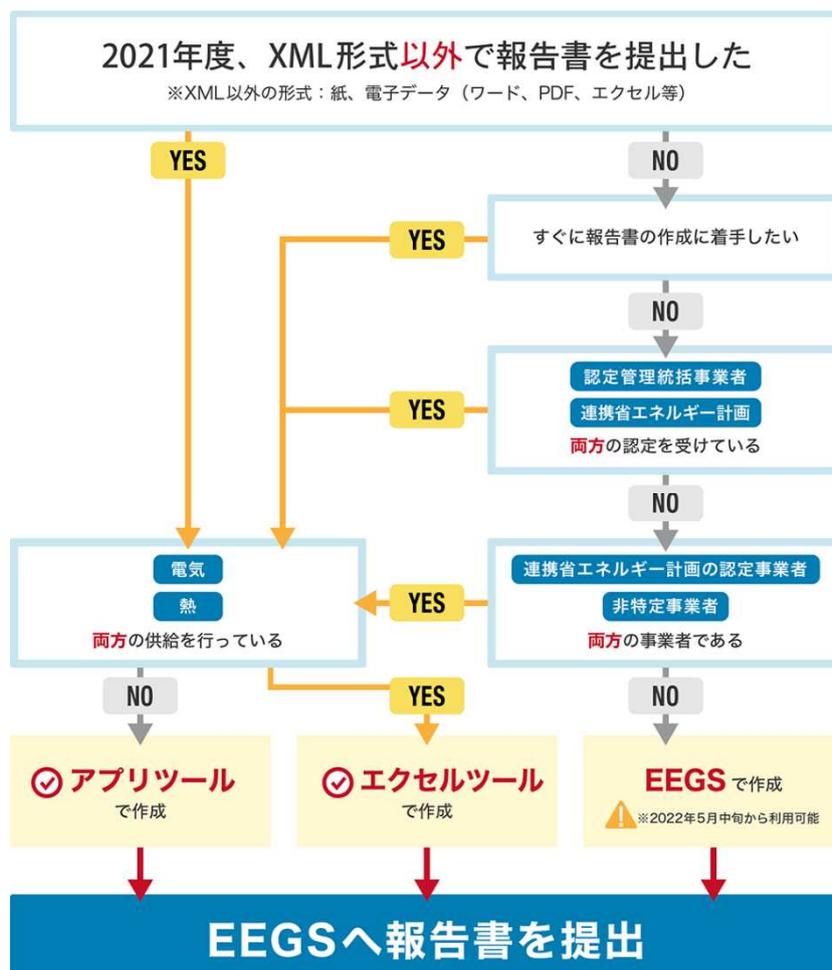
令和4年度報告より、web上で定期報告の作成と提出を一体的に行う、新しい電子報告システム「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS：イーグス）」（以下「EEGS」）による定期報告書の作成と提出が可能となります。令和3年度の定期報告をXMLファイルにより提出いただいた場合、そのデータはEEGSに移行されているため、令和4年度報告の際に活用可能となります。また、これまでと同様、定期報告書作成支援ツールで作成したXMLファイルをEEGSで提出することも可能です。以下のフローチャートを参考に、適切な作成方法を選択ください。

なお、EEGSに関する情報は、4月中旬以降、省エネポータルサイトで随時ご案内いたします。

●省エネポータルサイト

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/index.html#enterprise-section

EEGS/定期報告書支援ツールの選択フロー



(5) 定期報告の提出方法

オンライン提出は、「EEGS」又は「e-Gov」から行って下さい。

- ・ E E G S : <https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/system>
- ・ e-Gov : <https://shinsei.e-gov.go.jp/>

オンライン提出の開始にあたっては、事前にID、パスワードの取得が必要です。初回のみ「電子情報処理組織使用届（様式第43）」を所管の経済産業局にご提出ください。各経産局にて受理後、折り返し「EEGS」用のアクセスキー及び「e-Gov」用のID・パスワード等をお知らせします。

必要書類を受理してからシステムへの登録・変更等が完了するまで1か月程度が必要となりますので、あらかじめ定期報告書の提出期限を考慮して、時間的な余裕を持った手続きをお願い致します。オンライン提出の詳細、初回手続き等については、資源エネルギー庁HPをご覧ください。

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/#aa01

なお、「EEGS」及び「e-Gov」のID・パスワードを忘れた場合も、所管の経産局までお問い合わせください。

オンライン提出手続に必要な書類

名称	概要
電子情報処理組織使用届出書 (様式第43) ※	オンライン提出を利用しようとする場合(初回のみ) 受理后、ID・パスワードを付与
電子情報処理組織使用変更届出書 (様式第44)	使用届の内容のうち「事業者名」又は「特定事業者番号」等に変更が生じた場合
電子情報処理組織使用廃止届出書 (様式第45)	オンライン提出の利用を廃止しようとする場合

※省エネ法の中長期計画書や各種届出・報告、特定事業者等以外の輸送事業者等としての各種届出・報告書等や温対法様式についても「E E G S」でご提出いただけるようになります。

(6) 報告の様式 (様式第9「定期報告書」、様式第8「中長期計画書」)

- ・用紙の大きさ等：日本産業規格（以下「JIS」という。）A4（縦置き）
- ・記入数字：算用数字（半角）

(7) 報告範囲

①事業者の報告範囲

定期報告書は、特定表、認定表、指定表から成り立っています。それぞれ、事業者単位（認定管理統括事業者の場合は、認定を受けたグループ単位）の報告を行う特定表、認定管理統括事業者が事業者単位の報告を行う認定表、指定工場等単位の報告を行う指定表と報告範囲がわかれており、事業者の事業形態や「認定管理統括事業者の認定制度」の認定の取得の有無によって、報告範囲が異なります。認定表は、認定管理統括事業者以外は、不要です。詳しくは、下記の表を参考に、報告してください。

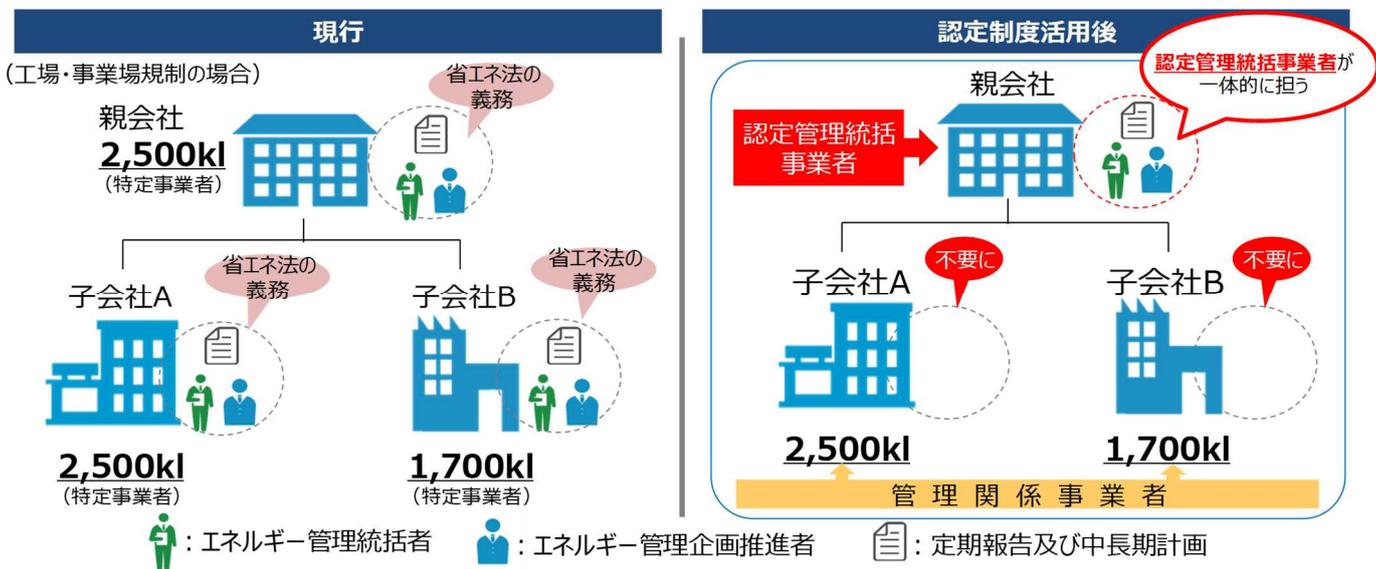
	特定表 (事業者単位)	認定表 (グループ単位)	指定表 (指定工場単位)
特定事業者・特定連鎖 化事業者	○ ・本書(記入要領) 2.[事業者単位の報告]	×	○ ・本書 2.[エネルギー管理指定工場等単位の報告]
認定管理統括事業者	○(グループ全体) ・本書 2.[事業者単位の報告] ・記入例	○(事業者単位) ・記入例	○ ・本書 2.[エネルギー管理指定工場等単位の報告] ・記入例
連携省エネ計画の認 定を受けた 特定事業者・特定連鎖 化事業者	○ ・本書 2.[事業者単位の報告] ・記入例	×	○ ・本書 2.[エネルギー管理指定工場等単位の報告] ・記入例
連携省エネ計画の認 定を受けた 認定管理統括事業者	○ ・本書 2.[事業者単位の報告] ・記入例	○ ・記入例	○ ・本書 2.[エネルギー管理指定工場等単位の報告] ・記入例

※認定管理統括事業者の認定制度について

・制度の概要

一定の資本関係等の密接性を有しており、一体的に省エネ取組を行っている企業グループの親会社等が、グループの一体的な省エネ取組を統括管理する者として認定を受けた場合、当該親会社等による定期報告等の義務の一体的な履行を認めています。

【認定管理統括事業者（管理関係事業者部分を含む）のみが記載する箇所は、水色で記載しています。一般の特定事業者等は記載の必要はありません。】

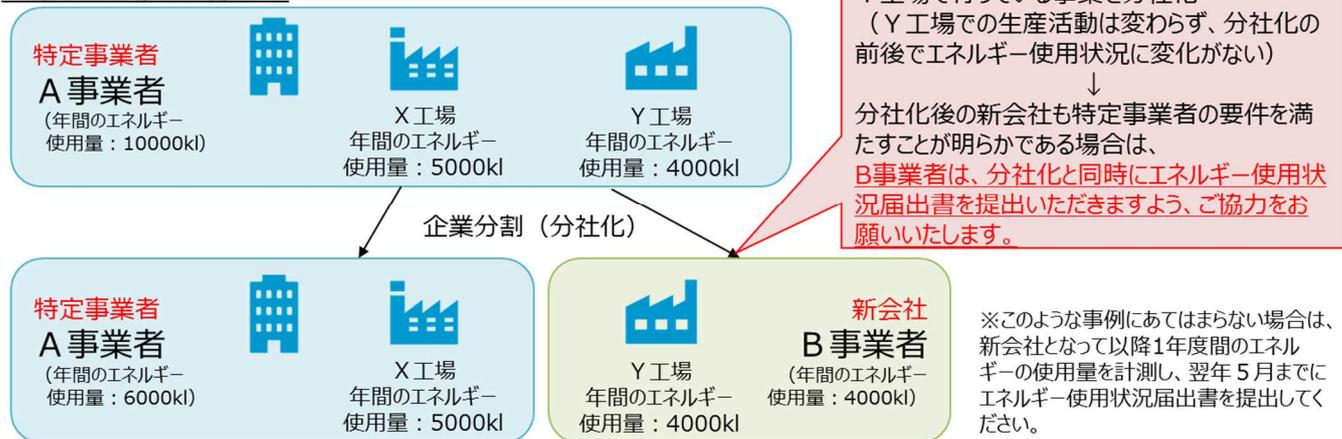


②事業者の合併等の扱い

事業の他企業への移管、企業合併、分割、統合などが行われた後、事業者において明らかに年間 1500kl 以上のエネルギーを使用する事業活動が行われることが見込まれる場合は、事業移管等と同時に、エネルギー使用状況届出書の提出をお願いいたします。

この措置の対象となる場合：事業の他企業への移管、企業合併、分割、統合などであって、当該事業の生産場所や生産活動等に継続性があり、事業移管等の前後で当該事業のエネルギー使用量やエネルギー使用状況に変化がないことが見込まれる場合（例：ホールディングス化に伴い一部事業をそのまま子会社化する場合など）

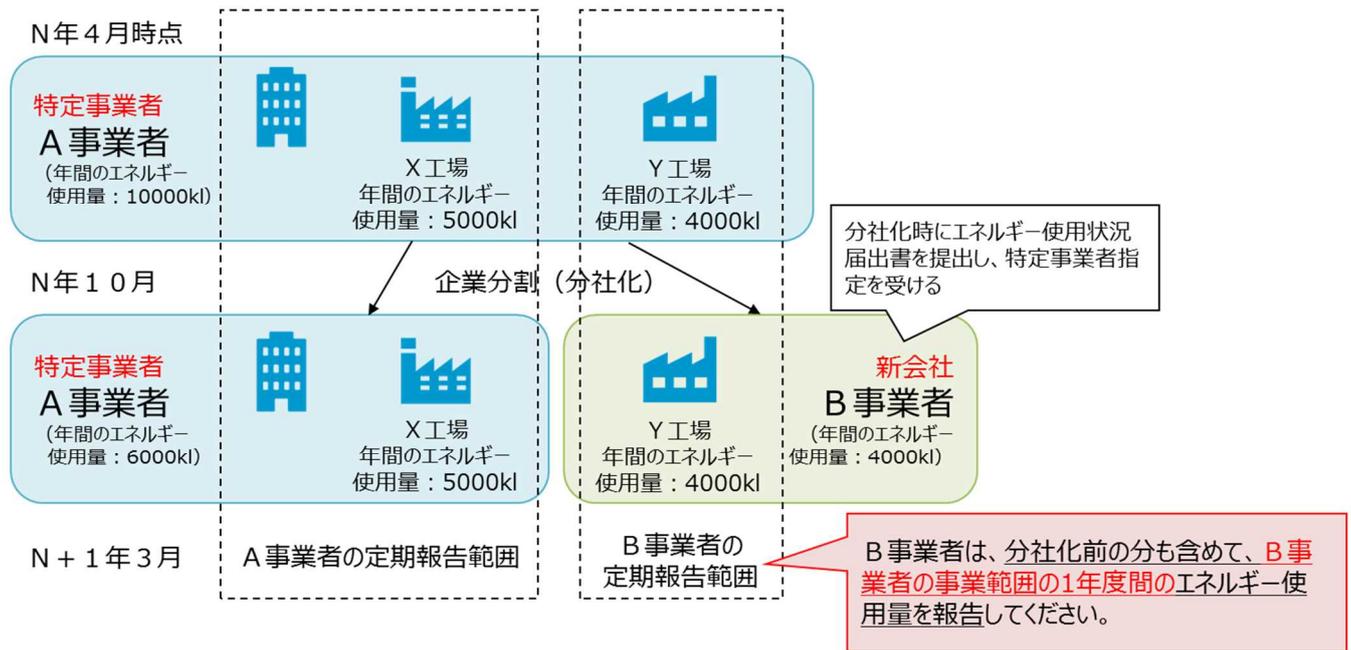
企業分割を行った際の例



事業者の合併等の定期報告の範囲：移管等の形態によらず、移管等が行われた後の事業者が、移管等前の分も含めてエネルギー使用量を計算し、報告することとしてください。

企業分割を行った際の例

※定期報告を行う範囲は、4月1日時点の事業者の事業範囲で判断してください。



※移管等前の分のエネルギー使用量が困難な場合はこの限りではありません。

(8) 報告するエネルギーの範囲

報告するエネルギーの範囲は、省エネ法及び施行規則に定める燃料。すなわち、原油、揮発油、重油、施行規則で定める石油製品（ナフサ、灯油、軽油、石油アスファルト、石油コークス、石油ガス）、可燃性天然ガス、石炭、コークス並びに施行規則で定める石炭製品（コールタール、コークス炉ガス、高炉ガス及び転炉ガス）であって、燃焼及び施行規則で定める用途（燃料電池による発電）に供する燃料及びそれらを熱源とする他人から供給された熱（産業用蒸気、産業用以外の蒸気、温水、冷水。非化石燃料のみで発生させられた熱^{※1}で、かつ、特定できるもの^{※2}を除く）、並びに他人から供給された電気（非化石燃料のみで発電された電気^{※3}又は燃料電池から発生した電気、かつ、特定できるもの^{※4}を除く）です。

なお、主要なエネルギーの種類及び単位は、定期報告書の様式に既に記入されていますので、これらに従って記入してください。

※1 地熱等により得られる熱

※2 当該熱を発生させた者が自ら使用する場合、又は当該熱のみを供給する者から当該熱の供給を受けた者が使用する場合

※3 太陽光発電、風力発電等により得られる電気

※4 当該電気を発生させた者が自ら使用する場合、又は当該電気のみを供給する者から当該電気の供給を受けた者が使用する場合

【参考】エネルギーの定義

原油（コンデンセートを除く）	原油とは、天然に産出し、我が国において精製原料又はエネルギー源として用いられる鉱物油。タールサンド、オイルサンド及びこれらの抽出油等も含まれる。定期報告書の記入に当たっては、燃料として使用したものを計上すること。
原油のうちコンデンセート	コンデンセートとは、天然ガスの採取・精製の過程で得られる常温・常圧で液体の炭化水素油をいう。一般の原油より軽質でナフサに近い性状を有し発熱量も原油と異なり（原油 1kl : 38.2 GJ、コンデンセート 1kl : 35.3 GJ）、硫黄分が殆ど含まれていないため、必ずしも原油と同様に扱うのは好ましくない。その大半が石油、化学原料に用いられているが、定期報告書の記入に当たっては自家発電、産業用蒸気等の燃料として使用したものを計上すること。
揮発油	揮発油とは、原油を直接常圧蒸留して精製する際、30～200℃の留分として得られる軽質液体留分。ガソリンと同義。定期報告書の記入に当たっては、工場等内のみで使用する自動車用等の燃料として使用したものを計上すること。
ナフサ	ナフサとは、原油を直接常圧蒸留して精製する際、30～240℃の留分として得られる最も軽質な液体留分。ナフサは、主として石油化学基礎製品の原材料としてエチレン等を得るために利用されているが、定期報告書の記入に当たっては、発電用等に燃料として使用したものを計上すること。
灯油	灯油とは、原油を直接常圧蒸留して精製する際、150～300℃の留分として得られる軽質液体留分。定期報告書の記入に当たっては、汎用内燃機関、自家発電、産業用蒸気等に燃料として使用したものを計上すること。
軽油	軽油とは、原油を直接常圧蒸留して精製する際、200～350℃の留分として得られる中質液体留分や、常圧蒸留の残油を減圧蒸留し得られる同様の中質液体留分。定期報告書の記入に当たっては、工場等内のみで使用する自動車等のディーゼル機関、自家発電、産業用蒸気等に燃料として使用したものを計上すること。
重油	重油とは、原油を直接常圧蒸留して精製する際、300℃以上の留分として得られる中質・重質液体留分や、常圧蒸留の残油を減圧蒸留して得られる同様の重質液体留分。定期報告書の記入に当たっては、ボイラー用又はガスタービン用等に燃料として使用したものを計上すること。
イ A重油	A重油とは、重油のうち、引火点60℃以上、動粘度20mm ² /s以下、残留炭素分4%以下、硫黄分2.0%以下の性状を有するもの。
ロ B・C重油	B重油とは、重油のうち、引火点60℃以上、動粘度50mm ² /s以下、残留炭素分8%以下、硫黄分3.0%以下の性状を有するもの。 C重油とは、重油のうち、引火点70℃以上、動粘度50mm ² /s以上、硫黄分3.0%以上の性状を有するもの。
石油アスファルト	アスファルトとは、常圧蒸留残油や減圧蒸留残油等の重質油から揮発性成分や潤滑油成分等の液状～ゲル状成分を除去して得られる半固体の物質。アス

	<p>ファルトは道路舗装材や防水材等の原材料として大半が利用されているが、定期報告書の記入に当たっては、重油の代替物として加熱して流動化させ燃料として利用したものを計上すること。</p>
石油コークス	<p>石油コークスとは、常圧蒸留残油や減圧蒸留残油等の重質油を熱分解や接触分解し軽質留分を得る際、残留物として生成する固体の物質。定期報告書の記入に当たっては、自家発電、産業用蒸気、ボイラー等の燃料として使用したものを計上すること。</p>
石油ガス イ 液化石油ガス (LPG) ロ 石油系炭化水素ガス	<p>液化石油ガスとは、石油精製・化学工場における原油や石油製品の処理過程において発生するガスの成分中から回収したプロパン、ブタン等を主成分とするガス及び可燃性天然ガスから得られた物質。石油系炭化水素ガスとは、液化石油ガス (LPG) 以外の石油系のガスをいう。定期報告書の記入に当たっては、自家発電、産業用蒸気等に燃料として使用したものを計上すること。</p>
可燃性天然ガス イ 液化天然ガス (窒素、水分その他の不純物を分離して、液化したものをいう。) ロ その他可燃性天然ガス	<p>天然ガスとは、地下から産出される鉱物性可燃性ガスであって、コンデンセートを除いたもの。天然ガスには輸入天然ガス (LNG) 及び国産天然ガスが含まれる。定期報告書の記入に当たっては、輸入天然ガス (LNG) は液化天然ガスに、国産天然ガスはその他可燃性天然ガスに計上すること。</p> <p>輸入天然ガス LNG とは海外で産出される天然ガスであって我が国に輸入されて使用されるガス。輸入天然ガスは液化天然ガス (LNG) の形態で輸入されているが、将来的に国際パイプライン網で気体のまま海外から供給する形態が生じた場合も液化天然ガスに含む。輸入天然ガス (LNG) の主成分はメタンであり、発電用燃料の他、加熱炉用燃料として気化した上で使用されている。</p> <p>国産天然ガスとは、国内及び経済水域内で産出されるガス。国産天然ガスの主成分はメタンであるが、LNG と異なり一般に液化による精製過程を伴わないため、エタン、プロパン等の成分を比較的多く含んでいる。国産天然ガスには、ガス田又は油田で採掘されるガス田・随伴ガスと、坑内堀炭坑等炭田で回収される炭坑ガスがある。国産天然ガスを液化して輸送・使用する場合であっても、その他可燃性天然ガスに計上すること。</p>
石炭 イ 原料炭 ロ 一般炭 ハ 無煙炭	<p>一般炭とは、発電・蒸気発生・材料加熱等の目的で直接燃焼して用いられる石炭であって、無煙炭、亜炭でないもの。定期報告書の記入に当たっては、燃料として使用したものを計上すること。</p> <p>無煙炭とは、炭化度が最も進み有水分・灰状態で測定した揮発分を 10wt% 以下しか含有しない石炭。無煙炭は、燃焼時の重量当発熱量が大きいことから工業炉用燃料として、また揮発分が少なく燃焼時に火炎の発生が少ないことから練炭原料として用いられる。定期報告書の記入に当たっては、燃料として使用したものを計上すること。</p>
石炭コークス	<p>コークスとは、コークス用原料炭をコークス炉で乾留して得られる固体のエネルギー源をいう。定期報告書の記入に当たっては、燃料として使用したものを計上すること。</p>

コールタール	コールタールとは、コークス用原料炭等をコークス炉で乾留した際に、コークス用原料炭中の揮発分等から得られる重質な液体状の炭化水素製品をいう。定期報告書の記入に当たっては、自家発電、産業用蒸気等に燃料として使用したものを計上すること。
コークス炉ガス	コークス炉ガスとは、コークス用原料炭をコークス炉で乾留する際に、コークス用原料炭中の揮発分が分解して生成したガス。コークス用原料炭の揮発成分中、分子量が大きい部分は乾留時にコールタールとなるため、コークス炉ガスの成分の約50%は水素、約30%がメタンとなっている。定期報告書の記入に当たっては、燃料として使用したものを計上すること。
高炉ガス	高炉ガスとは、製鉄用高炉において投入されたコークスや吹込用原料炭が、炉下部から吹込まれた高温空気と反応して分解・部分酸化して一酸化炭素となり酸化鉄を還元する際に、炉頂部から回収されるガスをいう。高炉ガスの成分の大半はコークスや吹込用原料炭の炭素分が部分酸化して生成したCO、CO ₂ 及び高温空気からのN ₂ であり、少量のCH ₄ 、吹込用原料炭の分解によるH ₂ 等が含まれる。定期報告書の記入に当たっては、事業用発電、自家発電、産業用蒸気等に燃料として使用したものを計上すること。
転炉ガス	転炉ガスとは、高炉で生成された銑鉄には過剰の炭素分や少量の水素分等の不純物が含まれ、そのままでは鋼にできないため、転炉で酸素を吹込み、銑鉄中の過剰炭素分や不純物を酸化して転炉ガスや転炉スラグにすることにより除去するが、この際に回収されるガスをいう。その成分の大半はCOである。定期報告書の記入に当たっては、事業用発電、自家発電、産業用蒸気、ボイラー用又は直接加熱用等に燃料として使用したものを計上すること。
その他の燃料 都市ガス	都市ガスとは、地域の家庭や企業に対して専用の施設及び配管網により、天然ガスやLPG等を混合・希釈・調整し、地域のガス事業者から配送されるガス。なお、LPGをそのままボンベで供給する事業や、特定の建物等に大型ガスボンベと簡単な配管により供給する「簡易ガス事業」による需給量は、都市ガスには含まずLPGに計上する。また、LNGを専用の導管で購入している場合はLNGに計上すること。

産業用蒸気	産業用蒸気とは、製造業に属する事業の用に供する工場等であって、専ら事務所その他これに類する用途以外の工場等から供給された蒸気をいう。定期報告書の記入に当たっては、他の事業者から受け入れた量を計上すること。
産業用以外の蒸気 温水・冷水	産業用以外の蒸気、冷水・温水とは、産業用蒸気以外の熱で、熱供給事業者（加熱され、若しくは冷却された水又は蒸気を導管により供給する事業を行う者）等から受け入れた熱をいう。定期報告書の記入に当たっては、当該事業者から受け入れた量を計上すること。

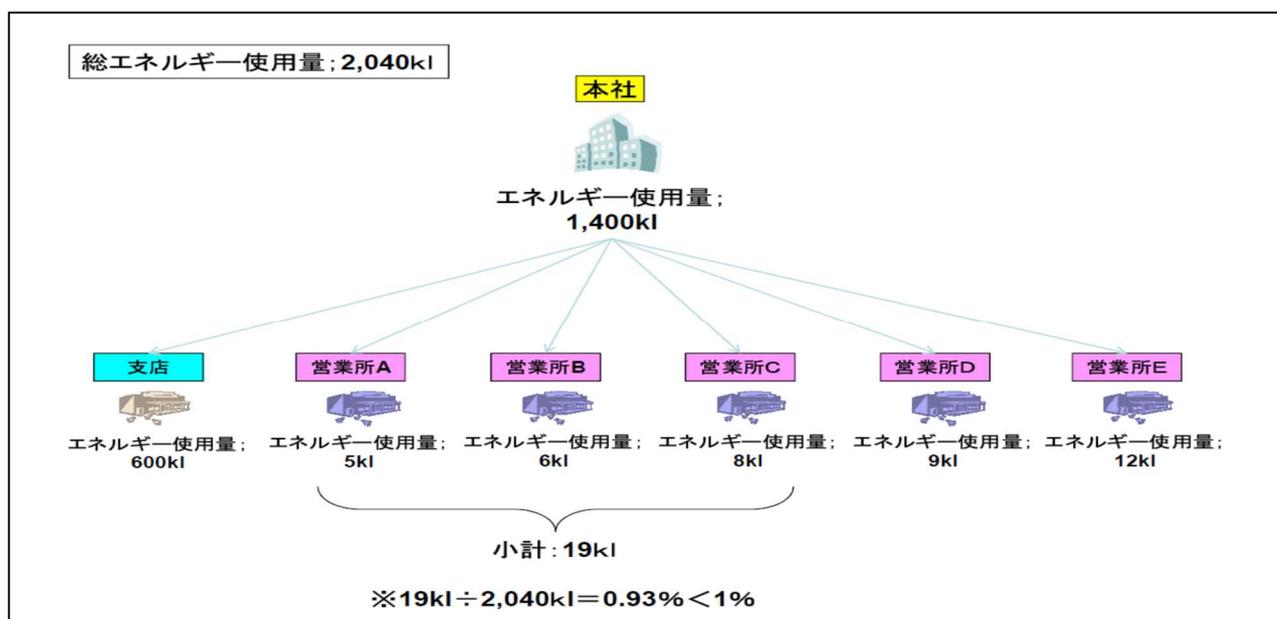
昼間買電	昼間買電とは、一般送配電事業者、送電事業者及び特定送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を介して供給を受ける電気(自己託送制度を用いたものを除く。)で8時から22時までに使用した電力量をいう。定期報告書の記入に当たっては、その使用量を計上すること。
夏期・冬期における電気需要平準化時間帯	夏期・冬期における電気需要平準化時間帯とは、昼間買電のうち7月1日～9月30日まで及び12月1日～3月31日までの8～22時までに使用した電力量をいう。定期報告書の記入に当たっては、その使用量を計上すること。
夜間買電	<p>夜間買電とは、一般送配電事業者、送電事業者及び特定送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を介して供給を受ける電気(自己託送制度を用いたものを除く。)で22時から翌日8時までに使用した電力量をいう。定期報告書の記入に当たっては、その使用量を計上すること。</p> <p>※昼間買電、夜間買電とは、単に時間的な区分(昼間：8時～22時、夜間：22時～8時)を意味している。電力会社からの請求書等の夜間電力には、日曜、祝祭日が終日含まれているため使用できない。電力会社の検針票等の「力率測定用有効電力量」が昼間買電に当たり、夜間買電は全使用電力量から力率測定用有効電力量を引いて算出する。昼夜間の区別ができない場合は、すべての使用量を昼間の使用量として計上すること。</p>
上記以外の買電	<p>上記以外の買電とは、一般送配電事業者、送電事業者及び特定送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を介して供給を受ける電気以外の電気及び自己託送制度を用いて供給を受ける電気で使用した電力をいう。</p> <p>定期報告書の記入に当たっては、その使用量を計上すること。</p>

※自家発電とは、自らの事業所内においてエネルギーを投入し電気を発生させることをいう。定期報告書の記入に当たっては、その発電量のうち自ら使用した量を「使用量」の「数値」の欄に、他者に販売した量を「販売した副生エネルギーの量」の「数値」「熱量(GJ)」の欄に計上すること。

(9) 極めて小さな工場等におけるエネルギー使用量の扱いについて

エネルギー使用量が15kl/年未満の工場等であり、かつ、事業者全体の総エネルギー使用量の1%未満の範囲の工場等については、“国にエネルギー使用量を報告する際に用いた計測等の結果に基づく値(一度、エネルギー使用状況届出書又は定期報告書で国に提出した値)”と同じ値をそれ以降のエネルギー使用量として報告することができます。

図1：エネルギー使用量が15kI/年未満であり、総エネルギー使用量の1%未満の範囲の工場等を設置している事業者



【備考】図1のような事業者の場合、営業所A、営業所B、営業所Cについては、“国にエネルギー使用量を報告する際に用いた計測等の結果に基づく値（一度、エネルギー使用状況届出書又は定期報告書で国に提出した値）”と同じ値をそれ以降のエネルギー使用量として報告することができます。ただし、上述の条件に合致しない範囲である本社、支店、営業所D、営業所Eについては、毎年度、計測等の結果に基づく報告が必要となります。

(10) テナントビル等、複数事業者がひとつの工場等に混在する場合のエネルギー使用量の算出方法

テナントビル等、複数事業者がひとつの工場等に混在する場合において、賃借事業者（以下「テナント」という。）にエネルギー管理権原がある場合、賃貸事業者（以下「オーナー」という。）のエネルギー使用量は、全体のエネルギー使用量から、当該テナントにエネルギー管理権原がある設備のエネルギー使用量を差し引いて計上してください※1。

テナントにエネルギー管理権原がある場合とは、エネルギー使用設備（空調設備、照明、OA機器等）の設置及び更新権限がテナントにあり、そのエネルギー使用量が計量器等により特定できる場合を意味します。したがって、オーナーのエネルギー使用量からテナントのエネルギー使用量を差し引く場合には、テナントに設置・更新権限のある設備のエネルギー使用量を、計量器等により明確に把握していることが必要です。

テナントは、テナント専用部におけるエネルギー使用量を、エネルギー管理権原の有無にかかわらず報告してください（図2参照）。その際、オーナーからテナントにテナント専用部のエネルギー使用量を伝えることが必要となりますので、オーナーは「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準」（平成21年3月31日経済産業省告示第66号。以下「判断基準」という。）の項目I-2 2-1（8）※2の規定に基づき情報提供に努めてください。テナント専用部のエネルギー使用量が計量されていない場合は、オーナーにおいて合理的な手法により推計を用いてテナント側に情報提供を行ってください。また、オーナーからテナントに情報提供がない場合は、テナントが推計してエネルギー使用量を算出してください。

なお、電力使用量について、昼夜間の区別ができない場合は、すべてのエネルギー使用量を昼間の使用量として計上することから、テナントの電力使用量を差し引く際、昼夜間の区別ができない場合は、テナント分の使用量はすべて昼間の使用とみなして計算してください。

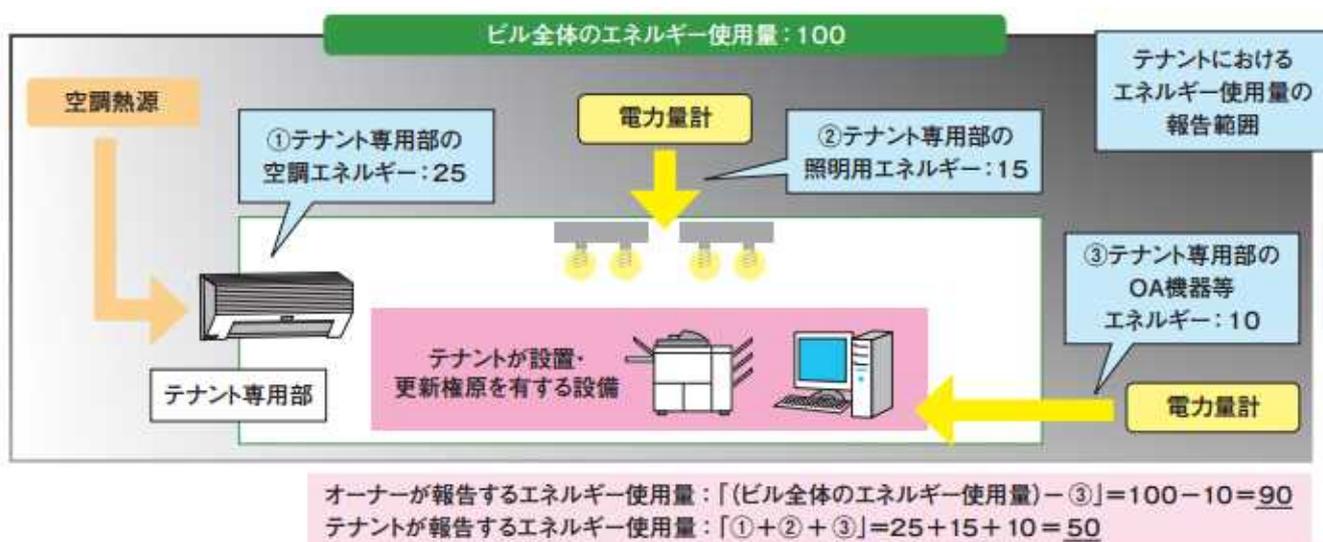
データセンターについては、事業形態にかかわらず、エネルギー使用量はデータセンターの運営事業者が算入することとなっていますが、サーバスペースの貸し出し等を行うハウジング事業については、令和5年度の定期報告より、上記に従い、テナントがエネルギー管理権限を有する設備のエネルギー使用量をハウジング事業者のエネルギー使用量から差し引くとともに、テナント専有部のエネルギー使用量はテナントが報告を行ってください。

※1 **貸事務所業におけるベンチマーク指標の状況**（特定—第6表）の報告においては、事業者間の公平性の観点から、オーナーは、テナントがエネルギー管理権限を有している設備のエネルギー使用量を含めて報告すること。これに伴い、事業者の過去5年度間のエネルギー使用に係る原単位等の変化状況（特定—第4表）の報告においても、オーナーは、テナントがエネルギー管理権限を有している設備のエネルギー使用量を含めて報告してもよい。但し、テナントに係るエネルギー使用量の算入方法を変更する場合には、その理由と、原則当該年度を含む過去5年度分の新旧算入方法による生産数量等の対比表を特定—第4表の欄外又は別紙に記入すること。

※2 判断基準 I-2 2-1 (8) その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

事業場の居室等を賃貸している事業者（以下「賃貸事業者」という。）と事業場の居室等を賃借している事業者（以下「賃借事業者」という。）は、共同してエネルギーの使用の合理化に関する活動を推進するとともに、賃貸事業者は、賃借事業者のエネルギーの使用の合理化状況が確認できるようにエネルギー使用量の把握を行い、賃借事業者に情報提供すること。その際、計量設備がある場合は計量値とし、計量設備がない場合は合理的な算定方法に基づいた推計値とすること。

図2：テナントビルにおける報告対象のイメージ

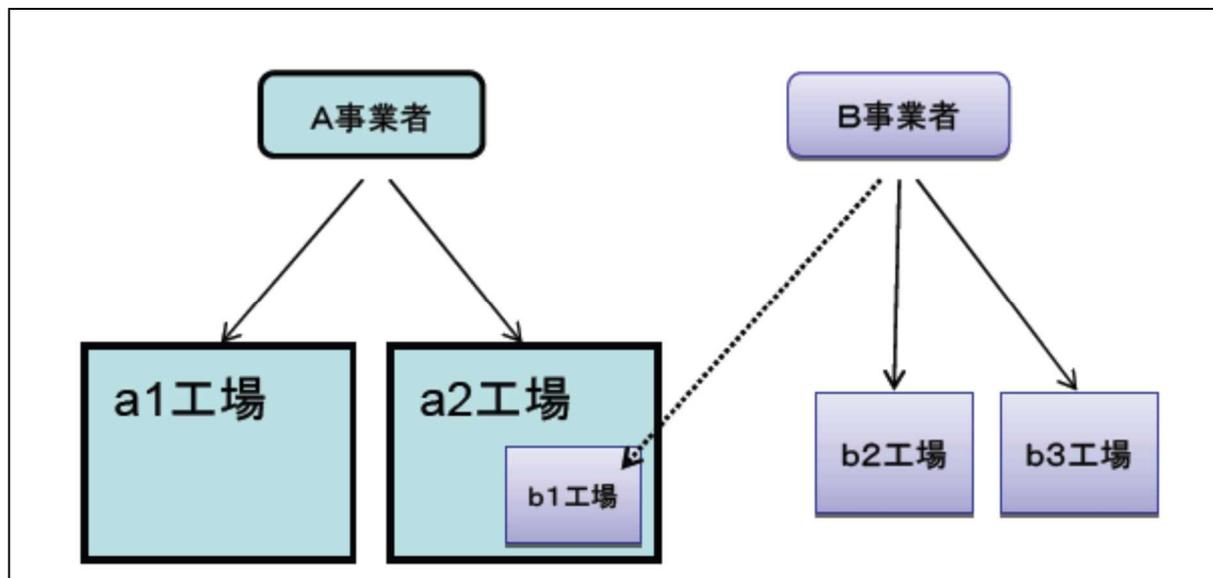


(11) 産業部門における地縁的一体性を持った複数事業者の取り扱い

図3におけるA事業者のa2工場の同一敷地内又は隣接した敷地に、B事業者の工場（b1工場）が立地し、かつ、a2工場とb1工場との間にエネルギー管理上の結びつきのある場合（地縁的一体性が認められる場合）においても、事業者単位で管理するという原則に基づき、事業者単位でエネルギー使用量を分け、それぞれの事業者から報告してください。その際、A事業者とB事業者との間に賃貸借関係がある場合には、前項(5)のオーナーとテナントの考え方にに基づき整理してください。

ただし、A事業者とB事業者との間にA事業者がb1工場の省エネ法上の義務を負うことについて合意がある等、以下の条件を満たす場合には、b1工場のエネルギー使用量をa2工場のエネルギー使用量とみなし、A事業者がb1工場の省エネ法上のエネルギー管理義務^{※1}を負います。このような取り扱いをした場合、b1工場のエネルギー使用量はB事業者のエネルギー使用量として算入する必要はありません。

図3：産業部門における地縁的一体性を持った複数事業者



【条件】

- ①双方の工場に地縁的一体性^{※2}が認められること。
- ②A事業者の総エネルギー使用量が1,500kl/年以上であること。
- ③「A事業者がb1工場の省エネ法上の義務を負うこと」についてA事業者、B事業者の両者が合意していること（覚書等の書面をもって合意することが必要です。覚書は国へ提出する必要はありませんが、事業者両者で保管しておく必要があります）。
- ④A事業者はa2工場にその合計値が該当する区分に応じた人数のエネルギー管理者又はエネルギー管理員を選任すること。

※1 b1工場のエネルギーの使用の合理化に努めるとともに、省エネ法の定期報告等も行う。

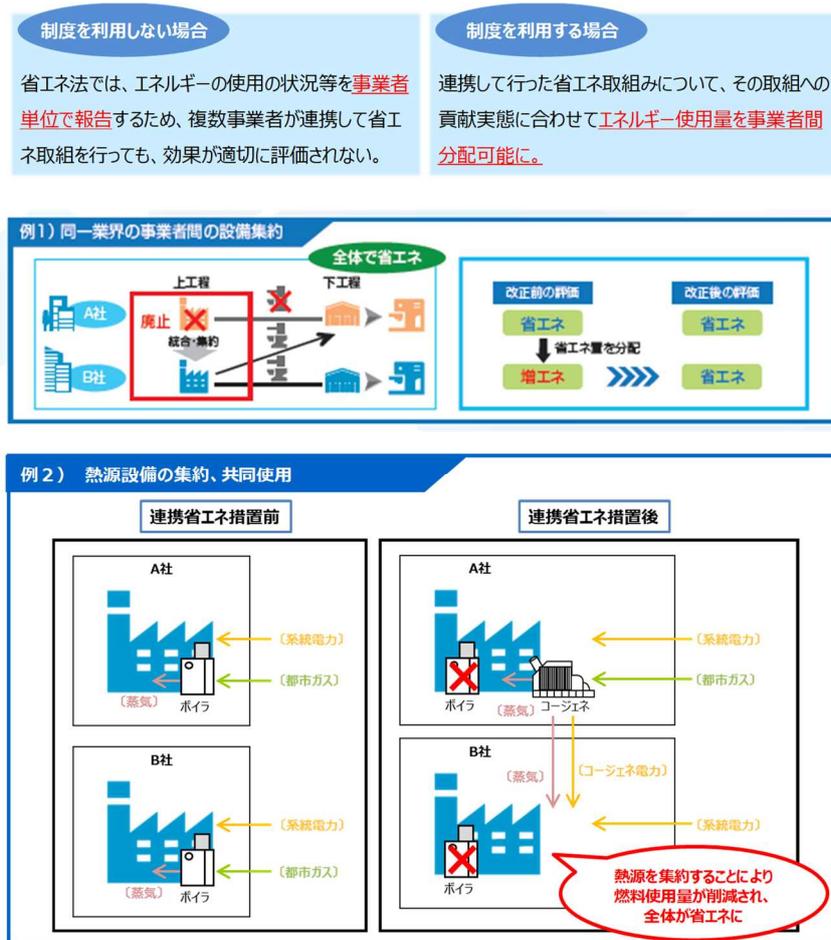
※2「双方の工場に地縁的一体性が認められる」とは、「同一敷地内若しくは隣接した敷地に両工場が設置され、かつ、両工場にエネルギー管理上の結びつきがある」状態を指す。

(12) 連携省エネルギー計画認定制度について

・制度の概要

連携省エネルギー計画の認定制度とは、平成30年12月施行の省エネ法改正により創設された新たな制度で、複数の事業者が連携して省エネルギー取組を実施した場合に、省エネ法の定期報告において、連携による省エネ量を事業者間で分配して報告することができる制度です。

制度を利用するためには、連携省エネルギー計画を作成の上、経済産業大臣又は経済産業局長に提出し、認定を受ける必要があります。



・定期報告書への記載箇所

連携省エネルギー計画の認定を受けた特定事業者等は、連携により分配したエネルギー使用量等を記入する必要があるため、連携省エネルギー関係部分（連携分、連携省エネ、連携省エネルギー措置等）に記載が必要になります。

連携省エネルギー計画の認定を受けていない特定事業者等は、連携省エネルギー関係部分の記載は不要となります。

・定期報告書の主な連携省エネルギー関係部分

特定-第2表 1(連携分、連携省エネを踏まえた使用量)、2(1)~(3)

特定-第3表 1-2, 2-2

特定-第4表 1下段(連携省エネルギー措置を加味したエネルギーの使用に係る原単位)
2下段(連携省エネルギー措置を加味した電気需要平準化評価原単位)

特定-第5表

認定-第2表 1(連携分、連携省エネを加味した使用量)、2(1)~(3)

【連携省エネルギー計画認定制度の認定を受けた事業者のみが記載する箇所は、紫色で記載しています。一般の特定事業者等は記載の必要はありません。】

2. 定期報告書（様式第9）について

I. 特定表

[事業者単位の報告]

(1) 表紙

様式第9（第36条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

①

定期報告書

殿

②

④

③

年 月 日

住 所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第16条第1項、第27条第1項及び第38条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- ①冒頭にある右上の欄の※印を付した「受理年月日」及び「処理年月日」欄は記入しないでください。
- ②左上の欄には「提出先」を記入してください。経済産業大臣への提出に当たっては、事業者の主たる事務所（通常は本社）の所在地を管轄する経済産業局長としてください。
また、当該事業者が設置しているすべての工場等に係る事業の所管省庁（**特定-第3表及び特定-第12表の産業分類毎に確認してください。**）にも必ず提出してください。提出先については、**別添資料1**を参照してください。なお、経済産業局は1つのみ記入することとし、複数経済産業局の併記はしないでください。
- ③「年月日」の欄には提出年月日を記入してください。提出期限は7月末日までとなります。
- ④「住所」の欄には主たる事務所（通常は本社）の所在地、「法人名」の欄には企業名、「法人番号」の欄には13桁の法人番号、「代表者の役職名」の欄には企業代表者の役職名（代表取締役等）、「代表者の氏名」の欄には企業代表者氏名を記入してください。
- ⑤省エネ法に係る諸手続のための権限について、事業者の代表者（代表取締役等）以外の者が、省エネ法に係る諸手続について、事業者を代表する者から委任を受けている場合は、委任状を定期報告書に添付（様式は任意。既に委任状を提出している場合は、その写しを添付。）し、「住所」欄には委任を受けた者が所属する工場等の

所在地を記入し、「氏名」欄には企業名並びに代表者及び委任された者の役職名及び氏名を記入して下さい。ただし、省エネ法定期報告書作成支援ツールを使われる場合、委任の欄はありませんので、代表者氏名に続け、代理 役職名及び氏名を（）でくくって記載してください。

(2) 特定-第1表

特定 - 第1表 事業者の名称等

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号											①
特定排出者番号											②
事業者の名称											③
主たる事務所の所在地	〒										④
主たる事業											⑤
細分類番号											⑥
エネルギー管理統括者の職名・氏名	職名 氏名										⑦
エネルギー管理企画推進者の職名・氏名・勤務地・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 勤務地 〒 電話 (— —) FAX (— —) メールアドレス										⑧
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無 有の場合 変更前の事業者の名称 : _____ 変更前の事業者の所在地 : _____	有・無										⑨

備考 「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

①「特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号」の欄には、経済産業局から通知された7桁の指定番号を記入してください。

②「特定排出者番号」の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」のホームページ上から、「特定排出者コード検索」により事業者ごとの番号を確認の上、9桁の番号を記入してください。

③「事業者の名称」の欄には、企業名等の正式名称を略さず記入してください。

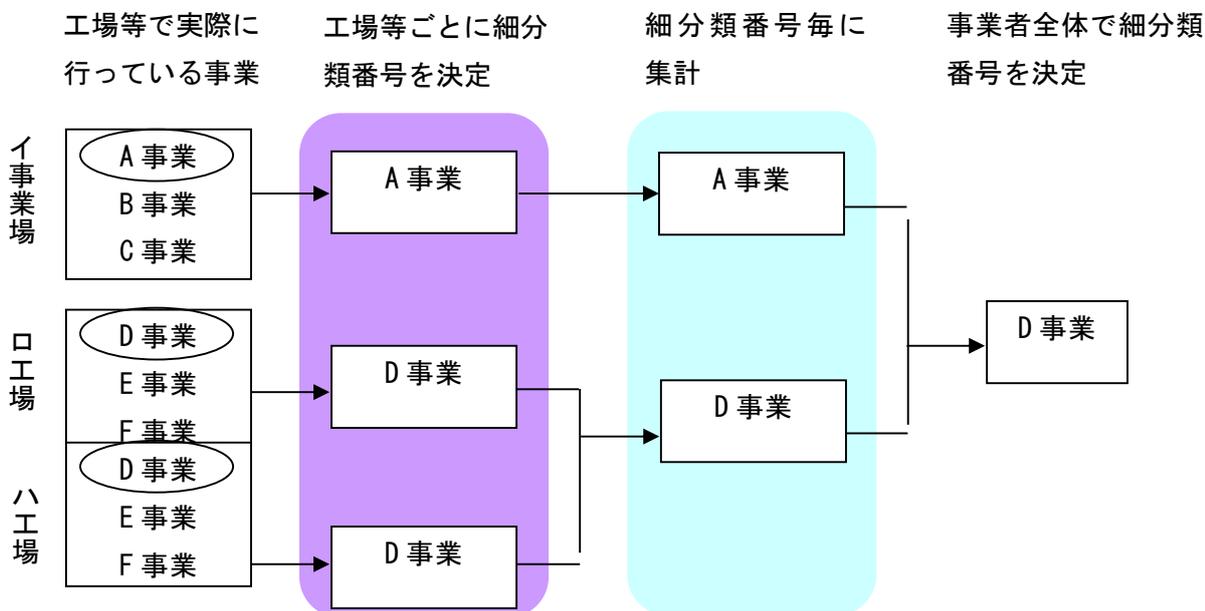
④「主たる事務所の所在地」の欄には、本社又は本社機能を有する事務所の郵便番号、住所（都道府県名から記入）を記入してください。本社機能を有する事務所とは、必ずしも登記簿上の本社ではなく、実際に本社として機能している事務所のことを指します。

なお、本社機能が分散（例；東京本社と大阪本社）している場合は、「主たる事務所」は一箇所に限定してください。

⑤「主たる事業」は、特定事業者等が設置する工場等で行っている主な事業を記載してください。ただし、特定事業者等において業種分類の異なる複数の事業を行っている場合には、主たる事業を選んで記入してください。この場合の主たる事業とは、生産高、販売額等、適切な指標によって決定（日本標準産業分類の決定方法に準拠）してください。

なお、各工場等の主たる事業を判断するに当たって、事業が分類できる場合には、工場等の規模に関わらず、原則として、当該事業分類ごとにエネルギー使用量を集計することになりますが、地方公共団体のうち知事部局等が特定事業者となっている場合であって、当該事業者が設置する事業所のエネルギー使用量が年間1,500kl未滿の事業所について、当該事業所の主たる事業を判断することが困難である場合は、当該事業所の事業分類を「都道府県機関（日本標準産業分類細分類番号 9811）」又は「市町村機関（同 9821）」とすることも可能です。

なお、教育委員会が特定事業者となっている場合は、当該事業者が設置する事業所の「事業分類」に関わらず「都道府県機関（日本標準産業分類細分類番号 9811）」又は「市町村機関（同 9821）」としてください。



⑥「細分類番号」は、⑤主たる事業の日本標準産業分類(4桁)とします。

⑦「エネルギー管理統括者の職名・氏名」の欄には、該当する職名・氏名を記入してください。エネルギー管理統括者は、特定事業者等の指定を受けた後に遅滞なく選任し、省エネ法第8条の規定に基づく届出が必要となります。

また、選任をしなかった場合は100万円以下の、届出を怠った場合、又は虚偽の報告をした場合は、50万円以下の罰金の対象となります。

- ⑧「エネルギー管理企画推進者の職名・氏名・勤務地・連絡先」の欄には、該当する項目及びエネルギー管理士免状番号又は講習修了番号を記入してください。「連絡先」は、定期報告書の内容に関する問い合わせの他、クラス分け判定結果や執行上の注意事項等の連絡のために使用いたします。勤務する事務所の代表電話番号ではなく、エネルギー企画推進者につながる電話番号及びメールアドレスを記入してください。

エネルギー管理企画推進者は、特定事業者等に指定後6ヶ月以内に選任し、省エネ法第9条の規定に基づき、次の7月末までに届出が必要となります。

また、選任をしなかった場合は100万円以下の、届出を怠った場合、又は虚偽の報告をした場合は、50万円以下の罰金の対象となります。

なお、定期報告書提出時点でエネルギー管理企画推進者が未選任の場合には、当該定期報告書の作成実務者の職名・氏名・勤務地・連絡先を記入してください。この場合、氏名の後ろに“(作成実務者)”と付記してください。また、「エネルギー管理士免状番号又は講習修了者番号」欄には「選任中」と記入してください。(エネルギー管理講習の受講予定がある場合はその旨もあわせて記載することが望ましい)。

- ⑨「前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無」の欄には、有・無の該当する箇所に○印を付け、変更が“有”の場合は、変更前の名称・所在地を記入してください。

なお、所在地の変更が経済産業局の管轄を超えた場合や、合併等の名称変更の場合については、提出前に所轄の経済産業局に相談してください。

	その他可燃性 天然ガス	千m ³																			
	連携分	千m ³																			GJ/千m ³
石炭	原料炭	t																			
	連携分	t																			GJ/t
	一般炭	t																			
	連携分	t																			GJ/t
	無煙炭	t																			
	連携分	t																			GJ/t
石炭コークス		t																			
連携分		t																			GJ/t
コールタール		t																			
連携分		t																			GJ/t
コークス炉ガス		千m ³																			
連携分		千m ³																			GJ/千m ³
高炉ガス		千m ³																			
連携分		千m ³																			GJ/千m ³
転炉ガス		千m ³																			
連携分		千m ³																			GJ/千m ³
その他の 燃料	都市ガス	千m ³																			
	連携分	千m ³																			GJ/千m ³
	()																				
産業用蒸気		GJ																			
連携分		GJ																			(GJ/GJ)
産業用以外の蒸気		GJ																			
連携分		GJ																			(GJ/GJ)
温水		GJ																			
連携分		GJ																			(GJ/GJ)
冷水		GJ																			
連携分		GJ																			(GJ/GJ)
小計		GJ																			
連携分		GJ																			
電気 事業	昼間買電	千 kWh																			
	連携分	千 kWh																			GJ/千 kWh

者	夏期・冬期における 電気需要平準化時間 帯	千 kWh () ()																			
	連携分	千 kWh																			GJ/千 kWh
	夜間買電	千 kWh																			
	連携分	千 kWh																			GJ/千 kWh
その 他	上記以外の買電	千 kWh																			
	連携分	千 kWh																			GJ/千 kWh
	自家発電	千 kWh																			
	連携分	千 kWh																			GJ/千 kWh
	小計	千 kWh																			
	連携分	千 kWh																			
	合計 GJ																				
	うち連携分																				
	原油換算 kl				1		①			①'											⑤-2
	うち連携分																				
	前年度原油換算 kl																				
	うち連携分																				
	対前年度比 (%)																				
	うち連携分																				

備考 「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」については、昼間買電の内数であるため「()」としている。「電気」の「小計」で重複計上しないこと。

【※⑩及び2. は、連携省エネルギー計画認定制度の認定事業者のみが記載してください。】

2 連携省エネルギー措置の実績

(1) 連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

(2) 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

--

(3) 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置に係る換算係数		連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量 GJ	数値	単位	数値	熱量 GJ

①**特定-第2表**の上段の「年度」の欄には、該当する年度（報告の対象となる年度。報告日の前年度。以下同じ。）を記入してください。

②「使用量」の欄は、事業者が1年度間に使用したすべてのエネルギーを、種類ごとにすべての工場等について合計し、指定された単位を用いて記入してください（「使用量」には、他者に売る電気を作るために自家発電に使用したエネルギー、及び他者に売る熱を作るために使用したエネルギーも含まれます）。

エネルギーの種類ごとに記入する「数値」の欄は、1年度間の使用量について、各工場等のエネルギー使用量を合算し、原則小数第1位を四捨五入して整数値で記入してください。四捨五入の方法としては、工場等ごとの各エネルギー使用量を四捨五入し、その結果を事業者全体で合算するのではなく、まず、工場等ごとの各エネルギー使用量を事業者全体で合算し、その結果を四捨五入する方法が望まれます。

使用量が極めて少ないため、小数第1位を四捨五入することによって「0」となった場合又は使用していないエネルギーについては、原則、使用量の数値及び熱量GJの欄を「空欄」（「-」や斜線等を記入しない）と

してください。

また、エネルギーの使用量は、換算係数を用いて熱量換算を行ってください。熱量換算については、以下の表（以下③、⑦、⑨で示した表）に掲げるエネルギーにあつては、各表の中欄に掲げる数量の単位当たりの同表の右欄に掲げる熱量を用いて換算（原油を2キロリットル使用した場合； $38.2\text{GJ}/\text{kl} \times 2\text{kl} = 76.4\text{GJ}$ ）した値を記入してください。「熱量GJ」の欄は、エネルギーの種類ごとに熱量換算した結果を、原則小数第1位を四捨五入して整数値で記入してください。

③燃料の使用量を熱量換算する際は、下表に従って熱量換算し、自らが使用した燃焼及び燃料電池による発電に供した燃料の量を計上してください。

また、工場等内で使用した原料から発生した副生物が燃料に該当する場合は、燃料の種類ごとに指定された単位で、1年度間の使用量、販売量を記入し、下表に従って熱量換算してください。但し、エネルギーから発生した副生物については、記入する必要はありません。

なお、熱量の値について必要な場合は、GJ（ギガジュール）をTJ（テラジュール）、PJ（ペタジュール）に代えて記入することができますが、その際には用いた単位を明記してください。（TJ、PJを用いる場合は、4桁以上の値で熱量を記入してください。）

原油（コンデンセートを除く）	1キロリットル	38.2	ギガジュール
原油のうちコンデンセート	1キロリットル	35.3	ギガジュール
揮発油（ガソリン含）	1キロリットル	34.6	ギガジュール
ナフサ	1キロリットル	33.6	ギガジュール
灯油	1キロリットル	36.7	ギガジュール
軽油	1キロリットル	37.7	ギガジュール
重油			
イ A 重油	1キロリットル	39.1	ギガジュール
ロ B・C重油	1キロリットル	41.9	ギガジュール
石油アスファルト	1トン	40.9	ギガジュール
石油コークス	1トン	29.9	ギガジュール
石油ガス			
イ 液化石油ガス（LPG）	1トン	50.8	ギガジュール
ロ 石油系炭化水素ガス	千立方メートル	44.9	ギガジュール
可燃性天然ガス			
イ 液化天然ガス（窒素、水分その他の不純物を分離して、液化したものをいう。）	1トン	54.6	ギガジュール
ロ その他可燃性天然ガス	千立方メートル	43.5	ギガジュール
石炭	1トン		
イ 原料炭		29.0	ギガジュール
ロ 一般炭		25.7	ギガジュール
ハ 無煙炭		26.9	ギガジュール

石炭コークス	1トン	29.4ギガジュール
コールタール	1トン	37.3ギガジュール
コークス炉ガス	千立方メートル	21.1ギガジュール
高炉ガス	千立方メートル	3.41ギガジュール
転炉ガス	千立方メートル	8.41ギガジュール
その他の燃料	千立方メートル	実数

※「バイオ燃料混合油（B5 軽油等）」の取扱いについて、植物油等を混合したバイオ燃料を使用した場合は、使用量（kl）から混合したバイオマス燃料相当量（kl）を差し引いた量（kl）を記載してください。

④LPGの供給事業者からの使用量が帳票類において立方メートルで表示されている場合には、LPGの供給業者に、立方メートル当たりのトンへの換算係数を確認してください。供給事業者への確認が困難な場合は、以下の数値を用いてトンに換算してください。

なお、異なる種類のLPGを使用している場合は、トンに換算したものを合算し、それに熱量換算係数（50.8ギガジュール/トン）を掛けて熱量を算出してください

種類	1立方メートル当たりのトンへの換算係数
プロパン	1/502 トン
ブタン	1/355 トン
プロパン・ブタンの混合	1/458 トン

⑤「その他の燃料」の（ ）欄には、**特定-第2表**のエネルギーの種類欄に掲げられていない燃料を使用している場合に、その燃料の種類を記入した上で、1年間の使用量の合計を熱量換算して記入してください。また、「その他の燃料」に複数の種類を記入するときは、新たに記入欄を追加してください。

なお、テナントビル等で合理的な推計手法によって推計値を算出した場合は、エネルギー種別が特定できれば該当するエネルギーの欄に記入し、特定できなければ「その他の燃料」の（ ）欄に記入（名称例：推計値）してください。「その他の燃料」に記入する場合、「使用量」及び「熱量GJ」の両方の欄に、熱量GJの値を記入してください。

なお、**特定-第2表**については、燃料の単位当たりの発熱量（換算係数）を欄外に記入する必要はありません。

※燃料には、次のものは含まれません。

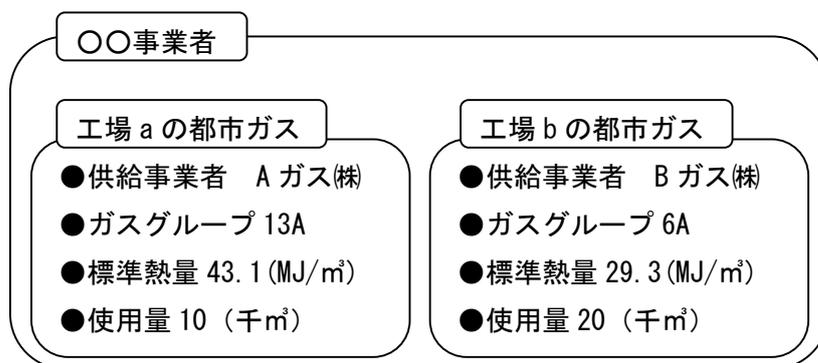
- ・副生ガス、副生油（原料からのものを除く） ・黒液 ・廃タイヤ ・廃プラスチック
- ・不純アルコール ・タールピッチ ・油脂ピッチ ・動植物油 ・脂肪酸ピッチ
- ・廃油（再生重油を含む） ・廃材 ・木屑 ・コーヒー粕 ・廃アルコール ・水素
- ・RDF ・バイオマス由来燃料

⑥都市ガス供給事業者によるガスのガスグループ（例：13A）及び単位当たりの発熱量（換算係数）を確認してください。

都市ガス供給事業者を確認できない場合は、参考までに都市ガス供給事業者ごとの単位当たりの発熱量（換算係数）を巻末の**別添資料4**に示しますので、当該資料に掲載されている各事業者の「標準熱量(MJ/m³)（換算係数）」を換算係数として使用することもできます。その際、小数第2位を四捨五入する（例：15.06978→15.1）

ことも可能です。同じ都市ガス供給事業者であっても、供給地域によって発熱量が異なる場合がありますので、注意してください。

各工場等で使用する都市ガスの供給事業者や地域、ガスグループ等が違っている場合は、それぞれの都市ガスごとに計算する必要があります。計算方法の例を、以下のとおり示します。



〇〇事業者の都市ガス使用量の計算例

使用量	熱量 (GJ)
【工場 a】 10 (千m ³) × 43.1 (GJ / 千m ³) = 431 (GJ)	
【工場 b】 20 (千m ³) × 29.3 (GJ / 千m ³) = 586 (GJ)	
事業者全体 30 (千m ³)	計 1017 (GJ)

このように各工場等で使用した都市ガスの供給事業者等が違っている場合、「都市ガス」の欄には、供給事業者等ごとに分けて記入する必要はなく、都市ガスすべての値を合算し、ひとつの欄に記入してください。すなわち、上記の場合、「都市ガス」における「使用量」の「数値」の欄には 30 (千m³) と記入、「熱量 GJ」の欄には 1017 (GJ) と記入します。

なお、**特定-第2表**については、燃料の単位当たりの発熱量（換算係数）を欄外に記入する必要はありません。

⑦産業用蒸気、産業用以外の蒸気、温水、冷水の使用量については、それぞれ各工場等の外から受け入れて使用した量についてのみ記入してください（自らの工場等内において発生した分は含みません）。

なお、非化石燃料のみで発生した熱で、そのことを特定できるもの（当該熱を発生させた者が自ら使用する場合、又は当該熱のみを供給する者から当該熱の供給を受けた者が使用する場合）は報告の対象となりませんので算入しないでください。

熱の使用量を熱量換算する際は、下表の換算係数を用いてください。

また、当該熱を発生させるために使用した燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるもの（熱供給事業者・供給区域ごとの換算係数等）を求めることができるときは、下表の換算係数に代えて、当該係数を用いることができます。その場合は、当該係数の根拠となる資料を添付してください。

産業用蒸気	1 ギガジュール	1. 0 2 ギガジュール
産業用以外の蒸気	1 ギガジュール	1. 3 6 ギガジュール
温水	1 ギガジュール	1. 3 6 ギガジュール
冷水	1 ギガジュール	1. 3 6 ギガジュール

⑧燃料及び熱の使用量の小計欄については、熱量換算量の小計を記入してください。

なお、燃料の燃焼等により発生した副生エネルギーのうち、他者に販売しなかった副生エネルギーについては、小計に含めないでください。

⑨電気の使用量の欄は、工場等内で使用したすべての電気の1年間の使用量を「昼間買電」「昼間買電（夏期・冬期における電気需要平準化時間帯）」、「夜間買電」、「上記以外の買電」、別に記入してください。

再生可能エネルギーを利用した非化石燃料のみで発電された電気（太陽光発電、風力発電、水力発電等により得られる電気）又は燃料電池から発生した電気、そのことを特定できるもの（当該電気を発生させた者が自ら使用あるいは自己託送制度を利用して自社の工場等に供給する場合、又は当該電気のみを供給する者から自営線を介して当該電気の供給を受けた者が使用する場合は、報告の対象とはなりませんので算入しないでください。

なお、再エネ電気を契約、あるいはその電力証書を所有している場合でも、自営線ではなく系統電力の送配電網を使用して供給された場合は、再エネ電気の特定が出来ないことから定期報告の対象となります。

「昼間買電」及び「夜間買電」とは、一般送配電事業者、送電事業者及び特定送配電事業者が維持し、及び運用する電線路を用いて供給を受ける電気（自己託送制度を用いたものを除く。）の昼夜別使用量をいい、昼間は8時から22時まで、夜間は22時から翌日8時までとなります。電力会社の検針票に表記される昼夜間の時間帯の区分とは異なりますので注意してください。また、夏期・冬期における電気需要平準化時間帯とは、7月1日から9月30日（夏期）及び12月1日から3月31日（冬期）の8時から22時（土日祝日を含む。）のことを指します。

昼夜間の区別ができない場合は、すべての使用量を昼間の使用量として報告してください。「自家発電」については、発電量のうち自ら使用した量を「使用量」の欄に、販売した量を「販売した副生エネルギーの量」の欄に計上してください。

電気の使用量を熱量換算する際は、下表に従って熱量換算してください。

※電力会社の検針票等の「力率測定用有効電力量」（「力測用有効電力基準」等の表記の欄に記載された電力量）が昼間買電に当たり、夜間買電は全使用電力量から力率測定用有効電力量を引いて算出してください。ただし、沖縄電力から供給を受けている場合は、沖縄電力の力率測定時間に則して報告をすることもできます。

昼間買電	千キロワット時	9.97ギガジュール
夜間買電	千キロワット時	9.28ギガジュール
上記以外の買電	千キロワット時	9.76ギガジュール

※自家発電については、その使用量を熱量に換算する必要はありません。ただし、自家発電の「販売した副生エネルギーの量」を算出する際には、電気の量千キロワット時を熱量9.76ギガジュールとして換算するか、又は当該電気を発生させるために使用した燃料の発熱量に換算してください。

非化石燃料を併用した自家発電や、太陽光発電等の自然エネルギーによる発電を併設した自家発電の場合であって、「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入するときには、「販売した副生エネルギーの量」は、発電電力量のうち、化石燃料による寄与分を適切な方法で算出し、記入してください。

また、自営線または自己託送制度（以下、「自営線等」という。）を用いて他者から電気の供給を受けている事業者については、当該電気を発生させるために使用した燃料から算出される換算係数を用いることができます。

す。換算係数の算出方法については「別添資料6」にまとめていますので、参照ください。ただし、この方法が適用されるのは、エネルギーの使用に係る原単位を算出する場合に限ります。この場合、省エネ法第7条及び第19条に基づいて特定事業者等を指定するためのエネルギー使用量の計算においては、この方法の適用はできません。そのため、特定一第9表「事業者が実施した措置」に下記の項目を記載して下さい。

- ① 自営線等から供給を受けた電気使用量〇〇（千kWh）
- ② 自営線等から供給を受けた電気の換算係数△△（GJ/千kWh）
- ③ 特定事業者を指定するためのエネルギー使用量□□（k l）

$$= \{ \text{エネルギー使用量の合計 (GJ)} - (\text{①} \times \text{②}) + (\text{①} \times 9.76 \text{ GJ/千kWh}) \} \times 0.0258 \text{ k l/GJ}$$

⑩電気の使用量の小計については、「昼間買電」、「夜間買電」、「上記以外の買電」、「自家発電」の小計を千キロワット時の単位で記入してください。また、熱量換算量の小計については、「昼間買電」、「夜間買電」、「上記以外の買電」の小計を記入してください。

⑪エネルギーの総使用量（使用量の「合計GJ」の欄）については、熱量に換算した「燃料及び熱の小計」欄と「電気の小計」欄の合計を記入してください。

⑫熱量換算したエネルギーの総使用量を原油換算（⑤欄）する場合には、国際標準の換算係数を用いて、発熱量1ギガジュールを原油0.0258キロリットルとして換算してください。また、原油換算量は、小数点以下を四捨五入して整数値で記入してください。

なお、原油換算を行う際は、原則として、工場等ごとのエネルギー使用量をそれぞれ原油換算し、合計する、という手順ではなく、事業者が設置するすべての工場等のエネルギー使用量を合計した上で、エネルギー種別ごとに熱量換算し、熱量換算した値を合計し原油換算する、という手順で行うことが望まれます。

⑬「前年度原油換算k l」の欄は、前年度に提出した定期報告書において記載した値を記入して下さい。

⑭「対前年度比」の欄は、前年度に提出した定期報告書において記載した値と「当該年度値」から算出したものを、小数点以下第2位を四捨五入し百分率（%）で表示してください。算出方法は以下のとおりです。

$$\text{対前年度比 (\%)} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100(\%)$$

ただし、指定後の最初の報告時は記入可能な場合限り記入してください。記入できない場合は、「-（ハイフン）」を記入してください。

⑮「販売した副生エネルギーの量」の欄は、他者に販売したエネルギーの1年度間の数量をエネルギーの種類ごとに指定された単位で記入してください。

なお、熱供給事業法上の熱供給業事業者（※）に該当し、熱供給事業を行う事業所として登録を受けている工場等において、生産された熱は、副生エネルギーに該当するとはいえないため、「販売した副生エネルギー」には含めません。同様に電気事業法上の発電事業者（※）に該当し、発電事業を行う事業所として届け出ている工場等において、生産された電気は、副生エネルギーに該当するとはいえないため、「販売した副生エネルギー」には含めません。

一」には含めません。

※熱供給事業者：熱供給事業法第2条第3項に規定する熱供給事業者

発電事業者：電気事業法第2条第1項第15号に規定する発電事業者

燃料及び熱の「販売した副生エネルギーの量」の小計については、「販売された量」ごとに、熱量換算量の小計を記入してください。

他者に販売した電気については、「販売した副生エネルギーの量」の欄のうち「自家発電」の欄にその量を千キロワット時の単位で記入してください。また、その量を熱量換算した値も記入してください。

電気の「販売した副生エネルギーの量」の小計には、「自家発電」によるものを、千キロワット時の単位及び熱量換算量で記入してください。

販売した副生エネルギーの量の総量（「合計G J」の欄）については、熱量に換算した「燃料及び熱の小計」欄と「電気の小計」欄の合計を記入してください。

熱量換算された販売した副生エネルギーの総量を原油換算（①欄）するに当たっては、国際標準の換算係数を用いて、発熱量1ギガジュールを0.0258キロリットルとして換算してください。また、原油換算量は、小数点以下を四捨五入して整数値で記入してください。

⑩「購入した未利用熱の量」の欄は、他者から購入した未利用熱の1年度間の数量を指定された単位で記入してください。

本制度における未利用熱とは、「自社内で用途がないため、他事業者へ提供しなければ、省エネ法判断基準に従って取組を行っても発生を抑制できず廃棄することが見込まれる熱」をいいます。

※未利用熱に温度による制限はございません。温水に限らず冷水であっても未利用熱の定義に該当するもの（未利用熱で製造された冷水等を含む）は、未利用熱となります。

※未利用熱の購入者は、「購入した未利用熱の量」欄に記入するとともに、「使用量」欄にも同量を記入（加算）してください。

※未利用熱の販売者は、「販売した副生エネルギーの量」欄に記入してください。

未利用熱を報告する場合は、当該熱量が未利用熱であることを証明する書類として^{別添資料7}「未利用熱に関する覚書」を定期報告書に添付してください。

<主な熱供給事例>

①廃熱回収

生産設備（ボイラ、発電設備等除く）から発生する廃熱は、生産を続ける限り発生を抑制できないため未利用熱となります。

②直接供給

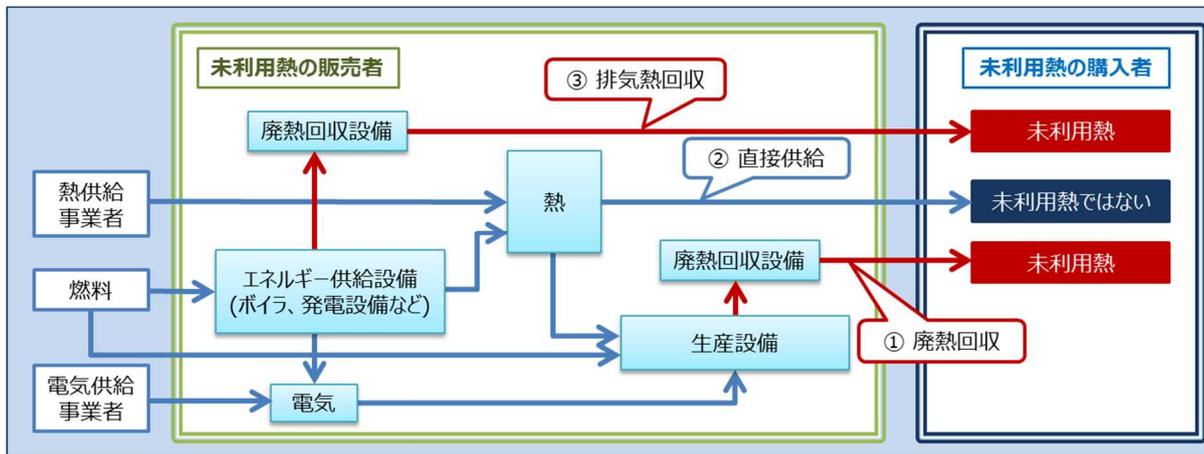
ボイラで生産する熱は、熱需要に応じてボイラの出力を任意に調整できるため、未利用熱ではありません。

③排気熱回収

ボイラの排気熱は、ボイラを稼働する限り発生を抑制することができないため、未利用熱となります。

④コージェネレーション

コージェネレーションについては、一律に判断できないため、定義に沿って判断します。



※以下の⑩は連携省エネルギー措置制度を活用する場合のみが該当します。
 一般の特定事業者等は記載不要です。

⑩特定-第2表 1 (連携分、連携省エネルギー措置を踏まえた使用量)、2(1)~(3)について

連携省エネルギー認定を受けた事業者は、特定-第2表各表について、以下の項目について記載する必要があります。

1 エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

- ①各事業者における、連携省エネルギー措置を除いたエネルギー使用量
- ②各事業者における、連携省エネルギー措置分を按分したエネルギー使用量

2 連携省エネルギー措置の実績

(1) 連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

- ①連携省エネルギー措置全体におけるエネルギー使用量
- ②連携省エネルギー措置全体における省エネルギー量

(2) 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

エネルギー使用量の按分の具体的な根拠と、按分の方法

(3) 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

- ①各事業者における、連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量
- ②各事業者における、連携省エネルギー措置に関して使用したこととされる(連携省エネルギー措置分を按分した)エネルギー使用量(1②と同値)

[工程集約による連携省エネルギー措置の例]

- 上工程をB社に統合・集約して生産を行う連携省エネルギー措置。
- 「算出の方法」として、**エネルギーの使用量を半製品の供給量比で按分**してエネルギー使用量を分配することとした場合。

(A社の定期報告書)連携措置実施前			
		エネルギー使用量	
		数値	熱量
都市ガス		20千㎡	900GJ
	連携分		
産業用蒸気		1,000GJ * 1	1,020GJ
	連携分		
電気		500千kWh * 5	4,985GJ
	連携分		
合計			6,905GJ
	連携分		
	小計		6,905GJ

(B社の定期報告書)連携措置実施前			
		エネルギー使用量	
		数値	熱量
都市ガス		40千㎡	1,800GJ
	連携分		
産業用蒸気		2,000GJ * 3	2,040GJ
	連携分		
電気		600千kWh * 7	5,982GJ
	連携分		
合計			9,822GJ
	連携分		
	小計		9,822GJ

連携省エネルギー措置(実績報告)		
	エネルギー使用量	
	全体	
	数値	熱量
産業用蒸気	1,200GJ	1,224GJ
電気	600千kWh	5,982GJ
合計		7,206GJ

A社は、「蒸気500GJ、電気300千kWh」を連携省エネ(上工程)

※ A社の下工程は、「蒸気500GJ、電気200千kWh」

B社は、「蒸気1,000GJ、電気500千kWh」を連携省エネ(上工程)

※ B社の下工程は、「蒸気1,000GJ、電気100千kWh」

B社に上工程を統合・集約することにより全体が省エネに

(A社の定期報告書)連携措置勘案前			
		エネルギー使用量	
		数値	熱量
都市ガス		20千㎡	900GJ
	連携分		
産業用蒸気		500GJ * 2	510GJ
	連携分		
電気		200千kWh * 6	1,994GJ
	連携分		
合計			3,404GJ
	連携分		
	小計		3,404GJ

A社に、「蒸気400GJ、電気200千kWh」を分配

連携省エネルギー措置(実績報告)		
	エネルギー使用量	
	全体	
	数値	熱量
産業用蒸気	1,200GJ	1,224GJ
電気	600千kWh	5,982GJ
合計		7,206GJ

(A社の定期報告書)連携措置勘案後			
		エネルギー使用量	
		数値	熱量
都市ガス	(連携以外)	20千㎡	900GJ
	連携分	—	—
産業用蒸気	連携以外	500GJ	510GJ
	連携分	400GJ	408GJ
電気	連携以外	200千kWh	1,994GJ
	連携分	200千kWh	1,994GJ
合計	連携以外		3,404GJ
	連携分		2,402GJ
	小計		5,806GJ

(B社の定期報告書)連携措置勘案前			
		エネルギー使用量	
		数値	熱量
都市ガス		40千㎡	1,800GJ
	連携分		
産業用蒸気		2,200GJ * 4	2,244GJ
	連携分		
電気		700千kWh * 8	6,979GJ
	連携分		
合計			11,023GJ
	連携分		
	小計		11,023GJ

連携省エネルギー措置(実績報告)				
	エネルギー使用量			
	A社		B社	
	数値	熱量	数値	熱量
産業用蒸気	400GJ	408GJ	800GJ	816GJ
電気	200千kWh	1,994GJ	400千kWh	3,988GJ
合計		2,402GJ		4,804GJ

(半製品) A社 : B社 = 600個 : 1,200個
→ エネルギー量を1 : 2で按分

B社に、「蒸気800GJ、電気400千kWh」を分配

(B社の定期報告書)連携措置勘案後			
		エネルギー使用量	
		数値	熱量
都市ガス	(連携以外)	40千㎡	1,800GJ
	連携分	—	—
産業用蒸気	連携以外	1,000GJ	1,020GJ
	連携分	800GJ	816GJ
電気	連携以外	100千kWh	997GJ
	連携分	400千kWh	3,988GJ
合計	連携以外		3,817GJ
	連携分		4,804GJ
	小計		8,621GJ

○工程集約による連携省エネルギー措置の場合の計算例

連携省エネルギー措置をとらない場合：A社は、上工程がなくなる分、エネルギー使用量が減少するが、B社はA社の上工程を引き受けるため、増エネとなる。このため、連携省エネルギー措置（グレー部分）により、産業用蒸気（1,200GJ）、電気（600千kWh）をA社とB社で按分する。具体的には、半製品の割合に基づきA社：B社＝1：2で按分する。

	連携前	連携後・按分前
・ 産業用蒸気：	A社 1,000GJ* ₁	→ 500GJ* ₂ (▲500GJ)
	B社 2,000GJ* ₃	→ 2,200GJ* ₄ (+200GJ)
・ 電気：	A社 500千kWh* ₅	→ 200千kWh* ₆ (▲300千kWh)
	B社 600千kWh* ₇	→ 700千kWh* ₈ (+100千kWh)

・ 連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の按分

産業用蒸気：	1,200GJ	→ A社に400GJ、B社に800GJ
電気：	600千kWh	→ A社に200千kWh、B社に400千kWh

[記入例]

1 エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等（抄）

(A社) 関係部分のみ

エネルギーの種類		単位	年度								連携省エネルギー措置を踏まえた使用量	
			使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量		換算係数			
			数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	単位		
その他の燃料	都市ガス	千m ³	20	900							20	900
	連携分	千m ³								GJ/千m ³		
	()											
	連携分											
産業用蒸気		GJ	500	510							500	510
連携分		GJ							1.02	(GJ/GJ)	400	408
電気事業者	昼間買電	千kWh	200	1,994							200	1,994
	連携分	千kWh							9.97	GJ/千kWh	200	1,994

	夏期・冬期における 電気需要平準化時間 帯	千 kWh	()	()								
	連携分	千 kWh								GJ/千 kWh		
	夜間買電	千 kWh										
	連携分	千 kWh								GJ/千 kWh		
	小計	千 kWh	200	1,994							200	1,994
	連携分	千 kWh									200	1,994
合計GJ				3,404								5,806 ※4
うち連携分												2,402 ※4
原油換算 k1				㊟-1 87.82		㊟		㊟'				㊟-2 149.79
うち連携分												61.97
前年度原油換算 k1												
うち連携分												
対前年度比 (%)												
うち連携分												

(B社) 関係部分のみ

エネルギーの種類	単位	年度										
		使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量		換算係数		連携省エネルギー措置を踏まえた使用量		
		数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	単位	数値	熱量 GJ	
その他の 燃料	都市ガス	千 m ³	40	1,800							40 ※1	1,800
	連携分	千 m ³								GJ/千 m ³		
	()											
	連携分											
産業用蒸気		GJ	2,200	2,244							1,000 ※2	1,020
連携分		GJ							1.02	(GJ/GJ)	800 ※3	816
電気 事業者	昼間買電	千 kWh	700	6,979							100 ※2	997
	連携分	千 kWh							9.97	GJ/千 kWh	400 ※3	3,988

	夏期・冬期における 電気需要平準化時間 帯	千 kWh	()	()								
	連携分	千 kWh								GJ/千 kWh		
	夜間買電	千 kWh										
	連携分	千 kWh								GJ/千 kWh		
	小計	千 kWh	700	6,979							100	997
	連携分	千 kWh									400	3,988
合 計 GJ				11,023								8,621 ※ 4
うち連携分												4,804 ※ 4
原油換算 kl				㊟-1 284.39		㊟		㊟'				㊟-2 222.42
うち連携分												123.94
前年度原油換算 kl												
うち連携分												
対前年度比 (%)												
うち連携分												

※ 1 「連携省エネルギー措置を踏まえた措置」欄のうち、連携省エネルギー措置の範囲外のエネルギー使用量の記載方法

- ・「使用量」欄の数字を転記してください。

※ 2 「連携省エネルギー措置を踏まえた措置」欄のうち、連携省エネルギー措置の範囲内のエネルギー使用量の記載方法

① 連携省エネルギー措置を除いたエネルギー使用量

- ・ 連携省エネルギー措置分を除いたエネルギー使用量を記載してください。

※ 連携省エネによる按分前の実際のエネルギー使用量 - 連携省エネルギー措置のエネルギー使用量（自社で実際に使用したエネルギー量） となります。

[B社の例]

- ・ 産業用蒸気

按分前の使用量 (2,200 (GJ)) - 連携省エネルギー措置の使用量 (1,200 (GJ)) = 1,000 (GJ)

- ・ 電気

按分前の使用量 (700 (千 kWh)) - 連携省エネルギー措置の使用量 (600 (千 kWh)) = 100 (千 kWh)

※ 3 「連携省エネルギー措置を踏まえた措置」欄の連携分の記載方法

② 連携省エネルギー措置分を按分したエネルギー使用量

- ・ 連携省エネルギー措置のエネルギー使用量（全社分）を連携省エネルギー計画に基づく按分方法で按分したエネルギー使用量を記載してください。

〔記載例の場合〕

按分の方法：半製品の割合に基づき A 社：B 社＝1：2 で按分する。

産業用蒸気： 1,200GJ → A 社に 400GJ、B 社に 800GJ

電気： 600 千 kWh → A 社に 200 千 kWh、B 社に 400 千 kWh

※4 「連携省エネルギー措置を踏まえた措置」欄の合計欄（合計 GJ、うち連携分）の記載方法

合計（上段）：連携省エネルギー措置を含んだ按分後のエネルギー使用量（合計）を記載

うち連携分（下段）：連携省エネルギー措置分のエネルギー使用量（上段の内数）を記載

2 連携省エネルギー措置の実績

(1) 連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

A 社の上工程を B 社に集約することで連携省エネルギー措置を実施している。
 集約後の上工程でのエネルギー使用量は、産業用蒸気 1,200GJ、電気 600 千 kWh であった。 ※1
 連携省エネルギー措置実施前と比較し、両社で産業用蒸気 300GJ、電気 200 千 kWh となった。 ※2

(2) 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

上工程の集約による生産物（半製品）の下工程への供給比が、A 社：B 社＝600 個/日：1,200 個/日（1：2）となるため、エネルギー使用量を A 社と B 社で 1：2 に按分することとする。 ※3

(3) 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量 ※4		連携省エネルギー措置に係る換算係数		連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量 ※5	
	数値	単位	数値	熱量 GJ	数値	単位	数値	熱量 GJ
(A 社)								
産業用蒸気	1.02	GJ/GJ	1,200	1,224	1.02	GJ/GJ	400	408
電気	9.97	GJ/千 kWh	600	5,982	9.97	GJ/千 kWh	200	1,994
(B 社)								

産業用蒸気	1.02	GJ/GJ	1, 200	1,224	1.02	GJ/GJ	800	816
電気	9.97	GJ/千 kWh	600	5,982	9.97	GJ/千 kWh	400	3,998

※1～※5には、以下の内容を記載してください。

- ※1 連携省エネルギー措置におけるエネルギー使用量
- ※2 連携省エネルギー措置における省エネルギー量
- ※3 エネルギー使用量の按分の具体的な根拠と、按分割合
- ※4 連携省エネルギー措置におけるエネルギー使用量
- ※5 連携省エネルギー措置分を按分したエネルギー使用量（※2と同値）

(4) 特定-第3表

特定-第3表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位等

1-1 エネルギーの使用に係る原単位等

番号	① 事業分類				事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等の計算									
					エネルギーの使用量 (原油換算kl) A	販売した副生エネルギーの量 (原油換算kl) B	購入した未利用熱の量 (原油換算kl) B'	$C=A-B-B'$ C	◎の構成割合 (%) $D=C/U \times 100$ D	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 E	エネルギーの使用に係る原単位 F=C/E F	エネルギーの使用に係る前年度の原単位 G	エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比 (%) $H=F/G \times 100$ H	エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度 (%) $I=D \times H / 100$ I
1	工場等に係る事業の名称												①	
	細分類番号								(名称:) (単位:)					
2	工場等に係る事業の名称													②
	細分類番号								(名称:) (単位:)					
3	工場等に係る事業の名称													③
	細分類番号								(名称:) (単位:)					
事業者全体					S (合計)	T (合計)	T' (合計)	U (合計)	100%	V (名称:) (単位:)	W	X	$Y=W/X \times 100$ Y	③
													Z = ①+②+③+...	

- 備考
- 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入する。
 - 2 工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、原則として日本標準産業分類とする。事業分類が4分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
 - 3 事業者全体の「エネルギーの使用に係る原単位W」の算出が難しい場合は、「エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度の合計値Z」を事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比としてもよい。その際、VWXYは記入不要。
 - 4 事業者全体の「エネルギーの使用に係る原単位W」が算出できる場合は、事業分類ごとのABBC'及び事業者全体のSからVまで記入すること

2-1 電気需要平準化評価原単位等

番号	① 事業分類	事業分類ごとの電気需要平準化評価原単位等の計算										
		エネルギーの使用量 (原油換算 k1) A	電気需要平準化時間帯の買電量 (原油換算 k1) A'	販売した副生エネルギーの量 (原油換算 k1) B	購入した未利用熱の量 (原油換算 k1) B'	③'= (A+A')× (評価係数-1)-B-B' C'	④ (特定第3表1の④と同じ値) D	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 E	電気需要平準化評価原単位 F'= C'/E	前年度の電気需要平準化評価原単位 G'	電気需要平準化評価原単位の対前年度比 (%) H'= F'/G'×100	電気需要平準化評価原単位の対前年度比の寄与度 (%) I'= D×H'/100
1	工場等に係る事業の名称											①'
	細分類番号											
2	工場等に係る事業の名称											②'
	細分類番号											
3	工場等に係る事業の名称											③'
	細分類番号											
事業者全体		⑤ (合計)	(合計)	⑥ (合計)	⑥' (合計)	⑦' (合計)	100%	⑧ (名称:) (単位:)	⑧' ②	⑨' ⑩' ⑪' = ⑧' / ⑨' × 100	⑫' = ⑥' × ⑪' / 100 ⑬' = ①' + ②' + ③' + ...	⑬' ③

- 備考 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の向上津緒を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入する。なお、工場等の事業分類は「特定-第3表 1 エネルギーの使用に係る原単位等」と同じでなければならない。
- 2 事業者全体の「電気需要平準化評価原単位⑧'」の算出が難しい場合は、「エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度の合計値⑫'」を事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比としてもよい。その際、⑧⑨⑩⑪は記入不要。
- 3 事業者全体の「電気需要平準化評価原単位⑧'」が算出できる場合は、事業分類ごとの④⑤⑥⑦及び事業者全体の⑤から⑧'まで記入すること。
- 4 ③'の評価係数は1.3とすること。

2-2 連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要平準化評価原単位等

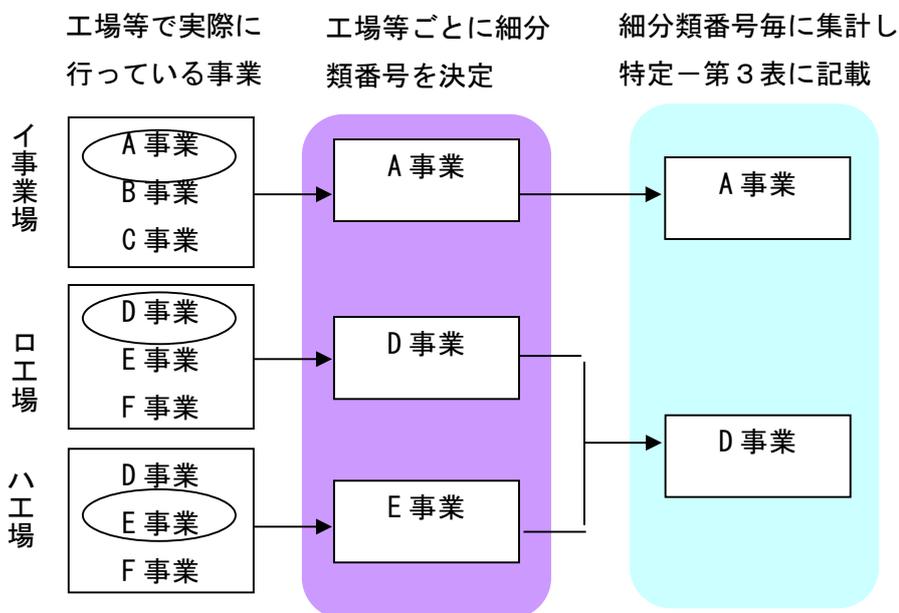
番号	事業分類	事業分類ごとの連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要平準化評価原単位等の計算										
		連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量 (原油換算 k1) (A'-2)	電気需要平準化時間帯の買電量 (原油換算 k1) (A'-2)	販売した副生エネルギーの量 (原油換算 k1) B	購入した未利用熱の量 (原油換算 k1) B'	(C'-2) = (A'-2) + (A'-2) × (評価係数-1) - B - B'	(D-2) (特定第3表 1-2の(D-2)と同じ値)	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 E	電気需要平準化評価原単位 (F'-2) = (C'-2) / E	前年度の電気需要平準化評価原単位 (G'-2)	電気需要平準化評価原単位の対前年度比 (%) (H'-2) = (F'-2) / (G'-2) × 100	電気需要平準化評価原単位の対前年度比の寄与度 (%) (I'-2) = (D-2) × (H'-2) / 100
1	工場等に係る事業の名称											(I'-2)
	細分類番号									(名称:) (単位:)		
2	工場等に係る事業の名称											(2'-2)
	細分類番号									(名称:) (単位:)		
3	工場等に係る事業の名称											(3'-2)
	細分類番号									(名称:) (単位:)		
事業者全体		(S-2) (合計)	(合計)	T (合計)	T' (合計)	(U'-2) (合計)	100%	V (名称:) (単位:)	(W'-2) ②	(X'-2)	(Y'-2) = (W'-2) / (X'-2) × 100 ③	(Z'-2) = (1'-2) + (2'-2) + (3'-2) + ...

- 備考 1 エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入する。なお、工場等の事業分類は、「特定-第3表 1-1 エネルギーの使用に係る原単位等」と同じでなければならない。
- 2 事業者全体の「電気需要平準化評価原単位 (W'-2)」の算出が難しい場合は、「電気需要平準化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値 (Z'-2)」を事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、V (W'-2) (X'-2) (Y'-2) は記入不要。
- 3 事業者全体の「電気需要平準化評価原単位 (W'-2)」が算出できる場合は、事業分類ごとの (A-2) (A'-2) B B' (C'-2) 及び事業者全体の (S-2) から (Y'-2) まで記入すること。
- 4 (C'-2) の評価係数は 1.3 とすること。

① “特定事業者が設置するすべての工場等”、“特定連鎖化事業者が設置するすべての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係るすべての工場等”又は“認定管理統括事業者が設置するすべての工場等及び管理関係事業者が設置するすべての工場等”を、日本標準産業分類の細分類番号（4桁）（以後、「事業分類」という。）ごとに分類し、分類の名称、番号及び分類毎に合計した値をそれぞれ記入してください。日本標準産業分類については、【関係 URL】を参照してください。

ひとつの工場等を複数の事業分類で整理することはできません。ひとつの工場や事業場で業種分類の異なる複数の事業を行っている場合には、主たる事業を選んで記入してください。この場合の主たる事業とは、生産高、販売額等、適切な指標によって決定（日本標準産業分類の決定方法に準拠）してください。以下に決定方法のイメージを示します。

なお、各工場等の主たる事業を判断するに当たって、事業が分類できる場合には、工場等の規模に関わらず、原則として、当該事業分類ごとにエネルギー使用量を集計することになりますが、地方公共団体のうち知事部局等が特定事業者となっている場合であって、当該事業者が設置する事業所のエネルギー使用量が年間1,500kl未滿の事業所について、当該事業所の主たる事業を判断することが困難である場合は、当該事業所の事業分類を「都道府県機関（日本標準産業分類細分類番号 9811）」又は「市町村機関（同 9821）」とすることも可能です。



なお、複数の工場等にかかる事業分類が同一であっても、事業の内容（密接な関係を持つ値⑤等）が異なる場合には、事業の内容ごとに整理し、2段以上の欄に分けて記入することができます。

事業分類が4つ以上となる場合は、新たに記入欄を設けて記入してください。

事業分類ごとの「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（⑤）」について検討してください。⑤がそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通の⑤に換算可能であり、事業者全体の原単位⑥が算出可能な場合は、②の方法により事業者全体としてのエネルギーの使用に係る原単位を算出し、対前年度比⑦を算出します。⑤が事業分類ごとに異なり、事業者全体の原単位⑥が算出困難な場合は、③の方法により事業分類ごとのエネルギー使用に係る原単位を算出し、事業者全体としての対前年度比⑦を算出します。

② 事業者全体としてのエネルギーの使用に係る原単位 \textcircled{W} が算出可能な場合

事業分類ごとに、以下の数値を記入することにより、事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位 \textcircled{W} を求めるとともに、対前年度比 \textcircled{Y} を記入してください。 \textcircled{W} については、原則、その変化率が「%（パーセンテージ）」で小数点第1位まで把握するために必要な桁数（有効数字）4桁の値（例：0.1848、26.10）をもって記入してください。なお、 $\textcircled{D}\textcircled{E}\textcircled{F}\textcircled{G}\textcircled{H}\textcircled{I}\textcircled{Z}$ 欄は記入不要です。

（ア）エネルギーの使用量の合計（原油換算 kl）：すべての工場等を事業分類し、事業分類ごとのエネルギー使用量の合計値を記入・・・ \textcircled{A}

（イ）販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 kl）：すべての工場等を事業分類し、事業分類ごとの販売した副生エネルギーの合計値を記入・・・ \textcircled{B}

（ウ）購入した未利用熱の量の合計（原油換算 kl）：すべての工場等を事業分類し、事業分類ごとの購入した未利用熱の合計値を記入・・・ \textcircled{B}'

（エ）工場等内で使用したエネルギー量の事業分類ごとの合計値・・・ $\textcircled{C}=\textcircled{A}-\textcircled{B}-\textcircled{B}'$

（オ） \textcircled{A} 、 \textcircled{B} 、 \textcircled{B}' 、 \textcircled{C} のそれぞれの合計値・・・ \textcircled{S} 、 \textcircled{T} 、 \textcircled{T}' 、 \textcircled{U}

※なお、 \textcircled{S} 、 \textcircled{T} 、 \textcircled{T}' の値は、（特定第2表）の値と整合していることを確認してください。

（カ）事業者全体の生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（記入に際しては、④を参照）・・・ \textcircled{V}

（キ）事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位・・・ $\textcircled{W}=\textcircled{U}\div\textcircled{V}$

（ク）事業者全体のエネルギーの使用に係る前年度の原単位・・・ \textcircled{X}

事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比（%）・・・ $\textcircled{Y}=\textcircled{W}\div\textcircled{X}\times 100$

②' 事業者全体としての電気需要平準化評価原単位 \textcircled{W}' が算出可能な場合

事業分類ごとに、以下の数値を記入することにより、事業者全体の電気需要平準化評価原単位 \textcircled{W}' を求めるとともに、対前年度比 \textcircled{Y}' を記入してください。 \textcircled{W}' については、原則、その変化率が「%（パーセンテージ）」で小数点第1位まで把握するために必要な桁数（有効数字）4桁の値（例：0.1848、26.10）をもって記入してください。なお、 $\textcircled{D}\textcircled{E}\textcircled{F}'\textcircled{G}'\textcircled{H}'\textcircled{I}'\textcircled{Z}'$ 欄は記入不要です。

（ア）エネルギーの使用量の合計（原油換算 kl）：すべての工場等を事業分類し、事業分類ごとのエネルギー使用量の合計値を記入（特定第3表1の \textcircled{A} と同じ値を記入）・・・ \textcircled{A}

（イ）電気需要平準化時間帯の買電量（原油換算 kl）：すべての工場等を事業分類し、事業分類ごとの電気需要平準化時間帯の買電量の合計値を記入・・・ \textcircled{A}'

（ウ）販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 kl）：すべての工場等を事業分類し、事業分類ごとの販売した副生エネルギーの合計値を記入（特定第3表1の \textcircled{B} と同じ値を記入）・・・ \textcircled{B}

（エ）購入した未利用熱の量の合計（原油換算 kl）：すべての工場等を事業分類し、事業分類ごとの購入した未利用熱の合計値を記入（特定第3表1の \textcircled{B}' と同じ値を記入）・・・ \textcircled{B}'

（オ）工場等内で使用したエネルギー量の事業分類ごとの合計値・・・ $\textcircled{C}' = \textcircled{A} + \textcircled{A}' \times (\text{評価係数} - 1) - \textcircled{B} - \textcircled{B}'$

※ \textcircled{C}' の評価係数は1.3です。

（カ） \textcircled{A} 、 \textcircled{B} 、 \textcircled{B}' 、 \textcircled{C}' のそれぞれの合計値・・・ \textcircled{S} 、 \textcircled{T} 、 \textcircled{T}' 、 \textcircled{U}'

（キ）事業者全体の生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（特定第3表1の \textcircled{V} と同じ値を記入）・・・ \textcircled{V}

(ク) 事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位・・・ $\textcircled{W}' = \textcircled{U}' \div \textcircled{V}$

(ケ) 事業者全体のエネルギーの使用に係る前年度の原単位・・・ \textcircled{X}'

(コ) 事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比 (%)・・・ $\textcircled{Y}' = \textcircled{W}' \div \textcircled{X}' \times 100$

※ \textcircled{A}' の合計値は、**特定-第2表**の「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯での昼間買電の熱量 (GJ)」×原油換算係数 0.0258 (kl) の計算値と合っていることを確認してください。

③Eが事業ごとに異なり、事業者全体の原単位 \textcircled{W} が算出困難な場合

事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の原単位の対前年度比 \textcircled{Z} を求めます。なお、この場合 $\textcircled{V}\textcircled{W}\textcircled{X}\textcircled{Y}$ の記入は不要です。

(ア) エネルギーの使用量の合計 (原油換算 kl) : すべての工場等を事業分類し、事業分類ごとのエネルギー使用量の合計値を記入・・・ \textcircled{A}

(イ) 販売した副生エネルギーの量の合計 (原油換算 kl) : すべての工場等を事業分類し、事業分類ごとの販売した副生エネルギーの合計値を記入・・・ \textcircled{B}

(ウ) 購入した未利用熱の量の合計 (原油換算 kl) : すべての工場等を事業分類し、事業分類ごとの購入した未利用熱の合計値を記入・・・ \textcircled{B}'

(エ) 工場等内で使用したエネルギー量の事業分類ごとの合計値・・・ $\textcircled{C} = \textcircled{A} - \textcircled{B} - \textcircled{B}'$

(オ) \textcircled{A} 、 \textcircled{B} 、 \textcircled{B}' 、 \textcircled{C} のそれぞれの合計値・・・ \textcircled{S} 、 \textcircled{T} 、 \textcircled{T}' 、 \textcircled{U}

(カ) 事業分類ごとの \textcircled{C} の値の、事業者全体の合計値 \textcircled{U} に対する構成割合 (%)・・・ $\textcircled{D} = \textcircled{C} \div \textcircled{U} \times 100$

※ \textcircled{D} の合計が100%にならない場合は、 \textcircled{C} のうち構成割合が一番大きい値で調整することが望ましい。ただし、新たに事業分類を追加した場合は、その事業については構成割合には含めないで「- (ハイフン)」と記入してください。下記(サ)における①についても同様です。

(キ) 事業分類ごとの生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値 (記入に際しては、④を参照)・・・ \textcircled{E}

(ク) 事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位・・・ $\textcircled{F} = \textcircled{C} \div \textcircled{E}$

(ケ) 事業分類ごとのエネルギーの使用に係る前年度の原単位・・・ \textcircled{G}

(コ) 事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比 (%)・・・ \textcircled{H}

(サ) \textcircled{H} を \textcircled{D} によって重みづけした、原単位の対前年度比の変化率 (寄与度) (%)・・・ $\textcircled{I} = \textcircled{D} \times \textcircled{H} \div 100$ (①②③・・・)

(シ) ①②③・・・を足し上げた、エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度の合計値 (%)・・・ \textcircled{Z}

※②及び③について、指定後の最初に提出する定期報告書は、 $\textcircled{X}\textcircled{Y}$ 又は $\textcircled{G}\textcircled{H}\textcircled{I}\textcircled{Z}$ については記入可能な場合に限り記入してください。

③' Eが事業ごとに異なり、事業者全体の電気需要平準化評価原単位 \textcircled{W}' が算出困難な場合

事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比 \textcircled{Z}' を求めます。なお、この場合 $\textcircled{V}\textcircled{W}'$ \textcircled{X}' \textcircled{Y}' の記入は不要です。

(ア) エネルギーの使用量の合計 (原油換算 kl) : すべての工場等を事業分類し、事業分類ごとのエネルギー使用量の合計値を記入 (特定第3表1の \textcircled{A} と同じ値を記入)・・・ \textcircled{A}

(イ) 電気需要平準化時間帯の買電量 (原油換算 kl) : すべての工場等を事業分類し、事業分類ごとの電気需要平準化時間帯の買電量の合計値を記入・・・ \textcircled{A}'

- (ウ) 販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 kl）：すべての工場等を事業分類し、事業分類ごとの販売した副生エネルギーの合計値を記入（特定第3表1の㉔と同じ値を記入）・・・㉔
- (エ) 購入した未利用熱の量の合計（原油換算 kl）：すべての工場等を事業分類し、事業分類ごとの購入した未利用熱の合計値を記入（特定第3表1の㉔'と同じ値を記入）・・・㉔'
- (オ) 工場等内で使用したエネルギー量の事業分類ごとの合計値・・・㉔' = ㉔ + ㉔' × (評価係数 - 1) - ㉔ - ㉔'

※㉔' の評価係数は 1.3 です。

- (カ) ㉔、㉔、㉔'、㉔' のそれぞれの合計値・・・㉔、㉔、㉔'、㉔'
- (キ) 事業分類ごとの㉔の値の、事業者全体の合計値㉔に対する構成割合（%）・・・（特定第3表1の㉔と同じ値を記入）
- (ク) 事業分類ごとの生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（特定第3表1の㉔と同じ値を記入）・・・㉔
- (ケ) 事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位・・・㉔' = ㉔' ÷ ㉔
- (コ) 事業分類ごとのエネルギーの使用に係る前年度の原単位・・・㉔'
- (サ) 事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比（%）・・・㉔'
- (シ) ㉔' を㉔によって重みづけした、原単位の対前年度比の変化率（寄与度）（%）・・・㉔' = ㉔ × ㉔' ÷ 100
(①②③・・・)
- (ス) ①②③・・・を足し上げた、エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度の合計値（%）・・・㉔'

※㉔' 及び㉔' について、指定後の最初に提出する定期報告書は、㉔' ㉔' 又は㉔' ㉔' ㉔' ㉔' について記入可能な場合に限り記入してください。

④生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値㉔又は㉔（以下「生産数量等」という。）は、生産量、生産額、当該業務に供した施設の規模等のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記入し、（ ）内の名称の欄にその値の種類（例：延床面積、生産数量等）、単位の欄にその単位（㎡、トン等）を記入してください。単位を数式とする場合（例：㎡×時間）は、式を構成する内容（例：延床面積×営業時間）を値の種類として記入してください。ある期間については生産量、その他の期間については生産額といった選択ではなく、1年間を通じて同一のものを選択してください。

なお、前年度以前に本報告をした場合には、原則として、その際に用いた単位を用いて記入してください。やむを得ない事情により単位を変更する場合には、その理由と、原則当該年度を含む過去5年度分の新旧単位による生産数量等の対比表を欄外又は別紙に記入してください。

生産数量等の記入に当たっては、巻末の別添資料2に掲げる業種ごと又は別添資料3に掲げる事業用ビルの用途ごとの生産数量等の単位（補助単位として千又は百万等を使用）、換算方法等を参考に生産数量等を記入してください。その数値については、原則、最下位を四捨五入して、エネルギーの使用に係る原単位の変化率が「%（パーセンテージ）」で小数点第1位まで把握するために必要な桁数（有効数字）4桁をもった数字（例、102,500 トン、33,740 ㎡）で記入してください。

なお、原単位の計算結果が小さな数値（例、0.001234 等）になる場合は、密接な関係を持つ値を適宜桁上げ（例、㎡→千㎡ 等）してください。

また、ひとつの工場等において複数の製品を生産している場合等においては、当該工場等における主たる製

品を定め、主たる製品の生産量と、その他の製品を生産するのに要したエネルギー量で主たる製品を生産したとした場合の主たる製品の生産量を合計した値を工場等全体の生産数量等として記入することができます。

なお、生産数量等の換算を行った場合（**別添資料2**に規定する換算を行った場合を除く。）には、その換算の考え方を余白又は別紙に記入してください。

生産数量の代わりに、生産額（付加価値生産額〔例：生産額－原料額〕）を用いる場合は、単位として円（補助単位として千円又は百万円を使用）を記入してください。

上記の方法で記入を行うことが不適當又は困難と考えられる場合には、当該工場等の生産数量等を表す適当な方法で生産数量又は生産額（補助単位として千又は百万を使用）を記入してください。

製造業等については生産数量又は生産額を記入する場合がありますが、その他の業種については、生産数量又は生産額が適當ではない場合も多いため、生産数量又は生産額の代わりに、エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値、例えば、建物延床面積等のように、その業種・事業場に適したものを選択してください。例として、事業用ビルの用途ごとに**別添資料3**に掲げる単位を参考にしてください。また、より実態に即したものとするため、これらの項目を積の形や回帰式の形で使用しても構いません。

⑤「対前年度比」の欄は、小数点以下第2位を四捨五入し百分率（%）で表記してください。

(5)特定－第4表

事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況

1 エネルギーの使用に係る原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均原単位変化
エネルギーの使用に係る原単位						
対前年度比 (%)		㉠-1	㉡-1	㉢-1	㉣-1	
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用に係る原単位						
対前年度比 (%)		㉠-2	㉡-2	㉢-2	㉣-2	

備考 特定－第3表1－1、1－2において事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比 (%) (㉠-1)、(㉠-2)」を求めた場合は、対前年度比 (%) のみ記入する。

2 電気需要平準化評価原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間平均原単位変化
電気需要平準化評価原単位						
対前年度比 (%)		㉠'-1	㉡'-1	㉢'-1	㉣'-1	
連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要平準化評価原単位						
対前年度比 (%)		㉠'-2	㉡'-2	㉢'-2	㉣'-2	

備考 特定－第3表2－1、2－2において事業分類ごとの電気需要平準化評価原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比 (%) (㉠'-1)、(㉠'-2)」を求めた場合は、対前年度比 (%) のみ記入する。

①上段の「年度」には、当該年度を含む直近5年度間の年度を、当該年度が一番右の欄となるよう順に記入してください。原単位を5年度間把握していない場合には、把握している年度から順に右詰めで記入してください。

②「エネルギーの使用に係る原単位」、「電気需要平準化評価原単位」及び「対前年度比」の欄には、**特定-第3表**の方法により算定した直近5年度間の数値を記入してください。ただし、**特定-第3表**において、「特定事業者全体のエネルギーの使用に係る原単位の対前年度比(%)②」、「特定事業者全体の電気需要平準化評価原単位の対前年度比(%)②'」を求めた場合は、対前年度比(%)のみ記入してください。「事業者全体としてのエネルギーの使用に係る原単位⑥」「事業者全体としての電気需要平準化評価原単位⑥'」を求めた場合、その原単位については、原則、その変化率が「% (パーセンテージ)」で小数点第1位まで把握するために必要な桁数(有効数字)4桁の値(例: 0.1848、26.10)をもって記入してください。

③「5年度間平均原単位変化」の欄には、過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値を4乗根し、小数点以下第2位を四捨五入し百分率(%)で表示してください。算出方法は以下のとおりです。

$$\text{＜エネルギーの使用に係る原単位＞5年度間平均原単位変化(％)} = (\text{J} \times \text{K} \times \text{L} \times \text{M})^{1/4}$$

(電子式卓上計算機で算出する場合、 $\text{J} \times \text{K} \times \text{L} \times \text{M}$ を行い、「√」キーを2回押せば算出できます。) <電気需要平準化評価原単位>

$$\text{5年度間平均原単位変化(％)} = (\text{J}' \times \text{K}' \times \text{L}' \times \text{M}')^{1/4}$$

(電子式卓上計算機で算出する場合、 $\text{J}' \times \text{K}' \times \text{L}' \times \text{M}'$ を行い、「√」キーを2回押せば算出できません。)

なお、直近5年度間の対前年度比の欄が満たされていない場合は、「5年度間平均原単位変化」の欄は記入する必要はありません。

※①、②及び③について、指定後の最初に提出する定期報告書では、指定以前の年度の値は記入可能な場合に限り記入してください。

(6) 特定-第5表

特定-第5表 エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位が改善できなかった場合の理由

1 事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位（連携省エネルギー計画の認定を受けた場合は連携省エネルギー措置を踏まえた原単位。以下この表及び2において同じ。）が年平均1%以上改善できなかった場合（イ）又は事業者のエネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

(イ) の理由
①
(ロ) の理由
②

備考 (イ) 及び (ロ) 共に該当する場合、双方記載すること。

2 事業者の過去5年度間の電気需要平準化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（ハ）又は事業者の電気需要平準化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

(ハ) の理由
①
(ニ) の理由
②

備考 (ハ) 及び (ニ) 共に該当する場合、双方記載すること。

①**特定-第5表**を記入するに当たって、「事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（イ）」及び「事業者の過去5年度間の電気需要平準化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（ハ）」とは、**特定-第4表**の5年度間平均原単位変化が99.0(%)を超えた場合が該当します。

① 「事業者のエネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）」及び「事業者の電気需要平準化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）」とは、**特定-第4表**の対前年度比 \textcircled{M} 又は \textcircled{M}' が100.0%以上の場合が該当します。

5年度間平均原単位変化又は対前年度比が改善できなかった場合の理由として、下記を参考に改善できなかった原因を出来るだけ定量的に分析し、簡潔にまとめて記入してください。その際、原因となった工場等があればその名称も記入してください。

[改善できなかった理由等の事例]

- ・ 製品価格の低下、付加価値生産額の減少、出荷・販売金額の減少
- ・ 生産抑制、減産対策（生産重量、生産個数等の減少）
- ・ 生産設備の故障、トラブル
- ・ 生産設備の劣化、効率の低下
- ・ 生産構成の変動（工場間の生産品目移転、分社化、外注化、海外移転、自社製造化等）
- ・ 原材料等の構成の変動
- ・ 市場ニーズ対応（小ロット多品種化、高級化、高付加価値化等）
- ・ 環境対策（公害防止、地域環境対策、作業環境対策等）
- ・ 生産性向上対策（自動化、ロボット化、生産能率向上対策化等）
- ・ 資源保護対策（原材料の再使用、再利用等）
- ・ 生産空調（クリーンルーム、恒温室等）の増強
- ・ 気候異変（猛暑、厳寒、渇水等）
- ・ 試運転、試作品等の増加
- ・ 燃料等の構成の変動（燃料転換、廃棄物燃料等の割合の増減等）
- ・ 運転時間の変動
- ・ 蓄電池システムの導入など
- ・ エネルギー種転換（熱⇄電気）

(7) 特定-第6表

特定-第6表 ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ記入）



区分	対象となる事業の名称 (セクター)	対象事業のエネルギー 使用量 (原油換算 kl)	ベンチマーク指標の状況(単位)					ベンチ マーク指 標の 見込み	達成 率	目標年 度にお ける 目標値 (単位)
			年度	年度	年度	年度	年度			
②	③	④			⑤			⑥	⑦	⑧

備考 1 「区分」の欄には、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(平成 21 年 3 月 31 日経済産業省告示第 66 号) (以下「判断基準」という。)の別表第 5 に規定する区分のいずれかを記入すること。

2 「ベンチマーク指標の見込み」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、当該ベンチマーク指標の見込みを記載すること。

3 「達成率」の欄には、以下の計算式で計算される値を記入すること。

$$\text{達成率} = (\text{①} - \text{②}) / (\text{①} - \text{③})$$

ただし、①は本報告の報告対象年度の前年度のベンチマーク指標の値、②は本報告の報告対象年度のベンチマーク指標の値、③は昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、本報告の報告対象年度のベンチマーク指標の見込みとする。

① **特定-第6表は、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(平成21年3月31日経済産業省告示第66号)の判断基準の別表第5 (以下「別表第5」という。)に示すベンチマーク指標に掲げられた事業のみでエネルギーの年度(4月1日から翌年3月31日までをいう)の使用量が原油換算エネルギー使用量の数値で1,500キロリットル以上である事業者のみ記入してください。**これに該当しない事業者は、欄全体に斜線を引いてください。

② 区分の欄は、別表第5の番号から選択して記入してください。

③ 対象となる事業の名称には、当該のセクターごとに実施している事業の名称を記入してください。事業の名称は別表第5に示される事業の名称を記入してください(特定-第3表における事業名とは異なる場合があります)。複数の事業を行う事業者は該当する事業の名称をすべて記入してください。

④ 該当する事業者は、当該のセクターごとにエネルギー使用量を原油換算klの単位で記入してください。

⑤ ベンチマーク指標の状況には、報告対象年度を含む過去5年間の事業において、別表第5に示すベンチマーク指標の算定方法に従って算定した指標の数値と単位を記入してください。ベンチマーク指標が複数指定されている場合は、指定されている指標の数値と単位をすべて記入してください。左側から年度順に記入してください(一番右側は、本定期報告書の報告対象年度の実績の数値となります)。

※2017年度以降にベンチマーク制度対象となった事業及びベンチマーク指標の算定方法に変更のあった事

業については、その報告が開始された年度以降の実績値を記載してください。

- ⑥ ベンチマーク指標の見込みは、昨年度（提出免除の事業者は直近）に提出した中長期計画書に記載した報告対象年度のベンチマーク指標の見込みの数値を記入してください。当該中長期計画書で見込みの数値を記載していない場合は、（－）を記入してください。（「3. 中長期計画書（様式第8）について」の「ベンチマーク指標の見込み」記載方法を参照）
- ⑦ 達成率は、報告対象年度のベンチマーク指標の見込みに対する報告対象年度の実績の割合です。中長期計画書に記載した報告対象年度の計画値に対する、実績値の達成度合を示します。⑥でベンチマーク指標の見込みに（－）を記入している等により達成率が算出できない場合は、（－）を記入してください。
 （報告対象前年度のベンチマーク指標の値－報告対象年度のベンチマーク指標の値）÷（報告対象前年度のベンチマーク指標の値－昨年度（提出免除の事業者は直近）に提出した中長期計画書に記載した報告対象年度のベンチマーク指標の見込み）×100
- ⑧ 目標年度（2030年度）における目標値は、中長期計画書と同様に、目標年度におけるベンチマーク指標の見込みを記入してください。目標年度におけるベンチマーク指標の見込みが未定の場合は、（－）を記入してください。

【記入例】

特定－第6表 ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ記入）

区分	対象となる事業の名称 (セクター)	対象事業のエネルギー 使用量 (原油換算 kl)	ベンチマーク指標の状況(単位)					ベンチマ ーク指標 の見込み	達成 率	目標年度 における 目標値 (単位)
			2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度			
3	セメント 製造業	500,000	4,100 MJ/t	4,100 MJ/t	4,080 MJ/t	4,050 MJ/t	4,000 MJ/t	3,950 MJ/t	50%	3,739 MJ/t
6 A	石油化学系基礎 製品製造業	200,000	12.1 GJ/t	12.0 GJ/t	12.0 GJ/t	11.8 GJ/t	11.8 GJ/t	11.7 GJ/t	0%	11.9 GJ/t

2022年度の定期報告における達成率（％）の算出方法

$$= (2020年度実績 - 2021年度実績) \div (2020年度実績 - 2021年度見込) \times 100$$

$$= (4,050 - 4,000) \div (4,050 - 3,950) \times 100 = 50 \div 100 \times 100 = 50\%$$

【別表第5】ベンチマーク指標及び中長期的に目指すべき水準（判断基準より抜粋）

区分	事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準
1 A	高炉による製鉄業（高炉により銑鉄を製造し、製品を製造する事業）	高炉による鉄鋼業におけるエネルギー使用量を粗鋼量にて除した値	0.531k1/t 以下
1 B	電炉による普通鋼製造業（電気炉により粗鋼を製造し、圧延鋼材を製造する事業（高炉による製鉄業を除く））	①と②の合計量 ① 電気炉により粗鋼を製造する過程におけるエネルギー使用量を粗鋼量にて除した値に、粗鋼量に0.126（単位 k1/t）を乗じた値を炉外精錬工程通過に係る固定値（ α ）に炉外精錬工程通過に係る粗鋼量を乗じた値で除した値を乗じた値 ② 鋼片から普通鋼圧延鋼材を製造する過程におけるエネルギー使用量を圧延量にて除した値に、圧延量に0.050（単位 k1/t）を乗じた値を品種に係る固定値（ β ）に品種に係る圧延量を乗じた値で除した値を乗じた値	0.150k1/t 以下
1 C	電炉による特殊鋼製造業（電気炉により粗鋼を製造し、特殊鋼製品（特殊鋼圧延鋼材、特殊鋼熱間鋼管、冷けん鋼管、特殊鋼冷間仕上鋼材、特殊鋼鍛鋼品、特殊鋼鋳鋼品）を製造する事業（高炉による製鉄業を除く））	①と②の合計量 ① 電気炉により粗鋼を製造する過程におけるエネルギー使用量を粗鋼量にて除した値に、粗鋼量に0.641（単位 MWh/t）を乗じた値を炉容量に係る固定値（ γ ）に炉容量に係る粗鋼量を乗じた値で除した値に0.610を乗じて0.390を加えた値を乗じた値 ② 鋼片から特殊鋼製品（特殊鋼圧延鋼材、特殊鋼熱間鋼管、冷けん鋼管、特殊鋼冷間仕上鋼材、特殊鋼鍛鋼品、特殊鋼鋳鋼品）を製造する過程におけるエネルギー使用量を出荷量（販売量）にて除した値（以下「下工程原単位」という。）。ただし、次の(1)から(4)の工程を有する場合には、下工程原単位に、(1)から(4)に定める値（(2)から(4)の値がそれぞれの工程におけるエネルギー使用量の実績値を上回る場合には当該工程におけるエネルギー使用量の実績値）をエネルギー使用量から控除した値をエネルギー使用量で除した値を乗じた値。 (1) 自由鍛造工程 当該工程におけるエネルギー使用量に、当該工程の作業量から当該工程における一回目の作業の粗鋼装入量を引いた値を当該工程の作業量で除した値を乗じた値 (2) 二次溶解工程 当該工程における作業量に	0.360k1/t 以下

		<p>0.316 (単位 kl/t) を乗じた値</p> <p>(3) 磨帯鋼を製造する冷間加工工程 当該工程における作業量に 0.166 (単位 kl/t) を乗じた値</p> <p>(4) 粉末製造と加工工程 粉末製品の製造量に 0.551 (単位 kl/t) を乗じた値</p>	
2	<p>電力供給業（電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業のうち、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第2条第1項の電気を発電する事業の用に供する火力発電設備を設置して発電を行う事業）</p>	<p>当該事業を行っている工場の火力発電設備（離島に設置するものを除く。）における①から③の合計量（火力発電効率A指標）</p> <p>① 石炭による火力発電（以下この表において「石炭火力発電」という。）の効率を石炭火力発電の効率の目標値（41.00%）で除した値と、火力発電量のうち石炭火力発電量の比率との積</p> <p>② 可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電（以下この表において「ガス火力発電」という。）の効率をガス火力発電の効率の目標値（48.00%）で除した値と、火力発電量のうちガス火力発電量の比率との積</p> <p>③ 石油その他の燃料による火力発電（以下この表において「石油等火力発電」という。）の効率を石油等火力発電の効率の目標値（39.00%）で除した値と、火力発電量のうち石油等火力発電量の比率との積</p> <p>当該事業を行っている工場の火力発電設備（離島に設置するものを除く。）における①から③の合計量（火力発電効率B指標）</p> <p>① 石炭火力発電の効率と火力発電量のうち石炭火力発電量の比率との積</p> <p>② ガス火力発電の効率と火力発電量のうちガス火力発電量の比率との積</p> <p>③ 石油等火力発電の効率と火力発電量のうち石油等火力発電量の比率との積</p>	<p>火力発電効率A指標においては1.00以上</p> <p>火力発電効率B指標においては44.3%以上</p>

3	セメント製造業（ポルトランドセメント（JIS R 5210）、高炉セメント（JIS R 5211）、シリカセメント（JIS R 5212）、フライアッシュセメント（JIS R 5213）を製造する事業）	①から④の合計量 ① 原料工程におけるエネルギー使用量を原料部生産量にて除した値 ② 焼成工程におけるエネルギー使用量を焼成部生産量にて除した値 ③ 仕上げ工程におけるエネルギー使用量を仕上げ部生産量にて除した値 ④ 出荷工程等におけるエネルギー使用量を出荷量にて除した値	3739MJ/ t 以下
4 A	洋紙製造業（主として木材パルプ、古紙その他の繊維から洋紙（印刷用紙（塗工印刷用紙及び微塗工印刷用紙を含み、薄葉印刷用紙を除く）、情報用紙、包装用紙及び新聞用紙）を製造する事業（雑種紙等の特殊紙及び衛生用紙を製造する事業を除く））	洋紙製造工程におけるエネルギー使用量を洋紙生産量にて除した値	当該事業における再生可能エネルギーの使用率が 72%以上の場合： 6626MJ/t 以下 当該事業における再生可能エネルギーの使用率が 72%未満の場合： $(-23664) \times \text{当該事業における再生可能エネルギー使用率} + 23664\text{MJ/t}$ 以下
4 B	板紙製造業（主として木材パルプ、古紙その他の繊維から板紙（段ボール原紙（ライナー及び中しん紙）及び紙器用板紙（白板紙、黄板紙、色板紙及びチップボールを含む））を製造する事業（建材原紙、電気絶縁紙、食品用原紙その他の特殊紙を製造する事業を除く））	板紙製造工程におけるエネルギー使用量を板紙生産量にて除した値に、板紙生産量に 7706（単位 MJ/t）を乗じた値を品種に係る固定値（ δ ）に品種に係る生産量を乗じた値で除した値を乗じた値	4944MJ/t 以下
5	石油精製業（石油の備蓄の確保等に関する法律第 2 条第 5 項に定める石油精製業）	石油精製工程におけるエネルギー使用量を、当該工程に含まれる装置ごとの通油量に当該装置ごとの世界平均等を踏まえて適切であると認められる係数を乗じた値の総和として得られる標準エネルギー使用量	0.876 以下

		にて除した値	
6 A	石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）	エチレン等製造設備におけるエネルギー使用量をエチレン等の生産量（エチレンの生産量、プロピレンの生産量、ブタン-ブテン留分中のブタジエンの含有量及び分解ガソリン中のベンゼンの含有量の和）にて除した値	11.9 GJ/t 以下
6 B	ソーダ工業	①と②の合計量 ① 電解工程におけるエネルギー使用量を電解槽払出カセイソーダ重量にて除した値 ② 濃縮工程における蒸気使用熱量を液体カセイソーダ重量にて除した値	3.22 GJ/t 以下
7 A	通常コンビニエンスストアを主として運営する事業（コンビニエンスストア業（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類5891に定めるコンビニエンスストアを運営する事業をいう。以下同じ。）のうち主として店舗面積が100㎡以上の店舗（以下「通常コンビニエンスストア」という。）を運営する事業）	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計量にて除した値	707kWh/百万円以下
7 B	小型コンビニエンスストアを主として運営する事業（コンビニエンスストア業のうち主として店舗面積が100㎡未満の店舗（以下「小型コンビニエンスストア」という。）を運営する事業）	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計量にて除した値	308kWh/百万円以下
8	ホテル業（旅館業法において旅館・ホテル営業を行うものとして許可を受けているもののうち、15平方メートル以上のシン	当該事業を行っているホテルにおけるエネルギー使用量（単位：ギガジュール）を①から⑦の合計量（単位：ギガジュール）にて除した値を、ホテルごとのエネルギー使用量により加重平均した値 ① 宿泊・共用部門の面積（単位：平方メートル）に	0.723 以下

	<p>ダブルルームと 22 平方メートル以上のツインルーム（ダブルルーム等 2 人室以上の客室を含む）の合計が客室総数の半数以上であり、朝食、昼食及び夕食を提供できる食堂を有するホテルを営業する事業)</p>	<p>2.238 を乗じた値</p> <p>② 食堂・宴会場の面積(単位 平方メートル)に 6.060 を乗じた値</p> <p>③ 屋内駐車場の面積(単位 平方メートル)に 0.831 を乗じた値</p> <p>④ 収容人数(単位 人)に-48.241 を乗じた値</p> <p>⑤ 従業員数(単位 人)に 32.745 を乗じた値</p> <p>⑥ 年間の宿泊客数(単位 人)に 0.152 を乗じた値</p> <p>⑦ 年間の飲食・宴会利用客数(単位 人)に 0.030 を乗じた値</p>	
9	<p>百貨店業（商業統計で掲げる業態分類表における百貨店を営業する事業)</p>	<p>当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量(単位 キロリットル)を①と②の合計量(単位 キロリットル)にて除した値を、店舗ごとのエネルギー使用量により加重平均した値</p> <p>① 延床面積(単位 平方メートル)に 0.0531 を乗じた値</p> <p>② 売上高(単位 百万円)に 0.0256 を乗じた値</p>	0.792 以下
10	<p>食料品スーパー業（商業統計で掲げる業態分類表における食料品スーパーを営業する事業)</p>	<p>当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量(単位 ギガジュール)を①から③の合計量(単位 ギガジュール)にて除した値を、店舗ごとのエネルギー使用量により加重平均した値</p> <p>① 延床面積(単位 平方メートル)に2.543を乗じた値</p> <p>② 年間営業時間(単位 時間)に0.684を乗じた値</p> <p>③ 店舗に設置されている冷蔵用又は冷凍用のショーケースの外形寸法の幅の合計(単位 尺)に5.133を乗じた値</p>	0.799 以下
11	<p>ショッピングセンター業（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類6911に定める貸事務所業のうち貸事務所業及び貸店舗業に該当し、かつ次の①から③を満たす施設を営業する事業)</p> <p>① 小売業の店舗面積は、1,500平方メー</p>	<p>当該事業を行っている施設におけるエネルギー使用量(単位 キロリットル)を延床面積(単位 平方メートル)にて除した値を、施設ごとのエネルギー使用量により加重平均した値</p>	0.0305k1/m ² 以下

	<p>トル以上であり、主たる貸店舗を除く10店舗以上の貸店舗を有する</p> <p>② 主たる貸店舗の面積が施設全体の8割を超える場合は、その他の小売業の店舗面積が1,500平方メートル以上である</p> <p>③ 共用部の大部分が屋外にある施設及び地下街に該当しない</p>		
12	<p>貸事務所業</p> <p>(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類6911に定める貸事務所業のうち貸店舗業及び貸倉庫業を除く事業)</p>	<p>当該事業を行う事業所の面積区分に応じて算出する値に、当該面積区分に該当する事業所のエネルギー使用量(特殊なエネルギー使用量を除く。)の合計を乗じた値の各面積区分の合計を、当該事業を行う事業所におけるエネルギー使用量(特殊なエネルギー使用量を除く。)で除した値</p>	1.0 以下
13	<p>大学(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類8161に定める大学のうち文系学部</p> <p>(学校基本調査の学科系統分類表における大分類が人文科学、社会科学、家政、教育又は芸術に該当)、理系学部(学校基本調査の学科系統分類表における大分類が理学、工学、農学又は商船に該当)、医系学部(学校基本調査の学科系統分類表における大分類が保健に該当)及びその他学部</p>	<p>当該事業を行っているキャンパスにおける当該事業のエネルギー使用量(単位 キロリットル)を①と②の合計量(単位 キロリットル)にて除した値を、キャンパスごとの当該事業のエネルギー使用量により加重平均した値</p> <p>① 文系学部とその他学部の面積の合計(単位 平方メートル)に0.022を乗じた値</p> <p>② 理系学部と医系学部の面積の合計(単位 平方メートル)に0.047を乗じた値</p>	0.555 以下

	(学校基本調査の学科系統分類表における大分類がその他に該当) に属する施設で行う事業)		
14	パチンコホール業 (統計法 (平成19年法律第53号) 第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類8064に定めるパチンコホールのうちパチンコ店及びパチスロ店を営業する事業)	当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量 (単位 キロリットル) を①から③の合計量 (単位 キロリットル) にて除した値を、店舗ごとのエネルギー使用量により加重平均した値 ① 延床面積 (単位 平方メートル) に0.061を乗じた値 ② ぱちんこ遊技機台数 (単位 台) に年間営業時間 (単位 時間) の1000分の1を乗じた値に0.061を乗じた値 ③ 回胴式遊技機台数 (単位 台) に年間営業時間 (単位 時間) の1000分の1を乗じた値に0.076を乗じた値	0.695 以下
15	国家公務 (統計法 (平成19年法律第53号) 第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる細分類9711、9721又は9731に定める国家公務に該当し、かつ官公庁施設の建設等に関する法律 (昭和26年法律第81号) 第2条第2項に規定する庁舎 (研究、試験又は資料を収集、保管若しくは展示して一般公衆の利用に供する部分及び文化財・史跡に該当する部分を除く。) で行う事業)	当該事業を行っている事業所における当該事業のエネルギー使用量 (単位 キロリットル) を①から③までの合計量 (単位 キロリットル) にて除した値 ① 電算室部分の面積 (単位 平方メートル) に0.2744を乗じ、96.743を加えた値 ② 電算室部分以外の面積 (単位 平方メートル) に0.023を乗じた値 ③ 職員数 (単位 人) に0.191を乗じた値	0.700 以下

(備考)

- 1 電炉による普通鋼製造業 (1B) のベンチマーク指標の固定値は、以下の数値を用いること。
 - (1) 固定値 (α) 次の (i) 又は (ii) に掲げる場合に依じて、(i) 又は (ii) に定める数値
 - (i) 炉外精錬工程を通過する場合 0.132 (単位 kl/t)
 - (ii) 炉外精錬工程を通過しない場合 0.117 (単位 kl/t)
 - (2) 固定値 (β) 次の (i) から (viii) までに掲げる製品に依じて、(i) から (viii) までに定める数値

- (i) 異形棒鋼 0.040 (単位 kl/t)
- (ii) 線材 0.061 (単位 kl/t)
- (iii) 平鋼 0.080 (単位 kl/t)
- (iv) 形鋼 0.064 (単位 kl/t)
- (v) H形鋼 0.063 (単位 kl/t)
- (vi) 鋼板 0.065 (単位 kl/t)
- (vii) 角鋼 0.072 (単位 kl/t)
- (viii) 丸鋼 0.070 (単位 kl/t)

2 電炉による特殊鋼製造業（1C）のベンチマーク指標の固定値（ γ ）は、次の算定式により求めること。ただし、炉容量が25t/ch以上の場合には、0.641を固定値として用いること。

$$1.1207 \times \text{炉容量 (単位 t/ch)}^{-0.1734}$$

上記の算定式における「炉容量」は、炉ごとの粗鋼量を溶解回数で除した値とする。

3 板紙製造業（4B）のベンチマーク指標の固定値（ δ ）は、次の（1）から（6）までに掲げる製品に応じて、（1）から（6）までに定める数値を用いること。

- (1) ライナー 5,709 (単位 MJ/t)
- (2) 中しん紙 4,841 (単位 MJ/t)
- (3) 白板紙 10,400 (単位 MJ/t)
- (4) 黄板紙、色板紙、チップボール 9,987 (単位 MJ/t)
- (5) その他の板紙 9,297 (単位 MJ/t)
- (6) その他の洋紙 22,914 (単位 MJ/t)

4 通常コンビニエンスストアを主として運営する事業（7A）において占める、小型コンビニエンスストアの数又は小型コンビニエンスストアにおける電気使用量の合計の割合が、当該事業の10%未満の場合には、当該事業のベンチマーク指標の算出の際に小型コンビニエンスストアに係る電気使用量及び売上高を含めること。

5 小型コンビニエンスストアを主として運営する事業（7B）において占める、通常コンビニエンスストアの数又は通常コンビニエンスストアにおける電気使用量の合計の割合が、当該事業の10%未満の場合には、当該事業のベンチマーク指標の算出の際に通常コンビニエンスストアに係る電気使用量及び売上高を含めることができる。

6 貸事務所業（12）の面積区分に応じて算出する値は、次の表の左欄に掲げる面積区分ごとの事業所におけるエネルギー使用量（特殊なエネルギー使用量を除く。）の合計を当該面積区分ごとの事業所の延床面積（特殊なエネルギー使用面積を除く。）の合計で除した値を、同表の右欄に掲げる面積区分ごとの基準値で除した値とする。

面積区分		基準値
区分名	面積	
I	1万㎡以下	870 (単位 MJ/㎡)
II	1万㎡以上3万㎡未満	915 (単位 MJ/㎡)
III	3万㎡以上	1,063 (単位 MJ/㎡)

7 貸事務所業（12）の特殊なエネルギー使用量及び特殊なエネルギー使用面積は、それぞれ次に掲げるものをいう。

(1) 特殊なエネルギー使用量

- (i) 当該事業を行う事業所におけるコンピュータやデータ通信のための装置を設置及び運用することに特化した室（以下「データセンター」という。）のエネルギー使用量
- (ii) 当該事業を行う事業所における統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる中分類71 学術・開発研究機関に定める事業所又は研究所（以下「貸研究施設」という。）のエネルギー使用量

(2) 特殊なエネルギー使用面積

- (i) 当該事業を行う事業所におけるデータセンターの面積
- (ii) 当該事業を行う事業所における貸研究施設の面積

⑨ 高炉による製鉄業の事業者は以下に従って記入してください。

- ・ 高炉による製鉄業を行う事業者は、電炉による普通鋼製造、電炉による特殊鋼製造を行っている場合であっても、高炉による製鉄業に該当します。
- ・ 高炉による製鉄業に該当する事業者は、ベンチマークの指標の状況を別表第5のベンチマーク指標の計算方法に従って計算し、「原油換算 kl/t」の単位で小数点以下第四位を四捨五入し記入してください。
- ・ 「高炉による鉄鋼業におけるエネルギー使用量」とは、高炉を有する事業所及びスラブ等から製品を製造する事業所の総エネルギー使用量を指します。
- ・ 事業所内で使用するエネルギーについては、ベンチマーク指標のエネルギー使用量に全て計上してください。
- ・ エネルギー使用量については、**特定-第2表**に示した燃料、熱及び電気の熱量換算及び原油換算（発熱量1ギガジュールを原油0.0258キロリットルとして換算）を用い、自らが使用し燃焼及び施行規則に定める用途に供した燃料、及び他人から供給された熱（非化石燃料のみで発生させられた熱で、かつ特定できるものを除く）、並びに他人から供給された電気の使用量（非化石燃料のみで発電された電気又は燃料電池から発生した電気で、かつ、特定できるもの^{※1}を除く）を計上してください。工場等内で原料から発生した副産物である燃料についても、**特定-第2表**において、種類ごとに指定された単位で、熱量換算してください。
- ・ 工場等内における事業から発生した副生エネルギー（熱、電気、石油製品、石炭製品等）を他社に販売している場合は、エネルギー使用量から「販売した副生エネルギーの量」を差し引いて得た値を用いることができます。
- ・ 銑鉄を他社に販売している場合において、高炉による鉄鋼業におけるエネルギー使用量については、エネルギー使用量から「外販した銑鉄分のエネルギー使用量」を差し引いて得た値を用いることができます。この際、外販した銑鉄分のエネルギー使用量は以下の通り計算してください。
$$\text{外販銑鉄量のエネルギー使用量 (kl)} = \text{外販銑鉄量 (t)} \times 17.7 \text{ (GJ/t)} \times 0.0258 \text{ (kl/GJ)}$$
- ・ ベンチマーク指標のエネルギー使用量から「外販した銑鉄分のエネルギー使用量」を差し引いた場合、当該エネルギー使用量を**特定-第7表 1-2**に記入してください。
- ・ 「粗鋼量」とは、当該事業を行う者が製造する総粗鋼量を指します。

⑩ 電炉による普通鋼製造業の事業者は以下に従って入力してください。

- ・ 電炉による普通鋼製造業の事業者は、高炉による製鉄業を行っていない事業者であって、主に電炉による普

※1 自営線で供給される場合又は自己託送契約によって供給される場合を指します。（以下同じ。）

通鋼製造を行っている事業者となります。

- ・ 電炉による普通鋼製造業に該当する事業者は、ベンチマークの指標の状況を別表第5のベンチマーク指標の計算方法に従って計算し、「原油換算 kl/t」の単位で小数点以下第四位を四捨五入し記入してください。
- ・ 補正係数については、小数点以下第四位を四捨五入した値とします。
- ・ 計算方法については、以下の例を参考にしてください。

【参考】ベンチマーク指標の計算例（上工程）

【上工程】粗鋼量：210,000 t（炉外精錬あり：200,000t、炉外精錬なし：10,000t）

エネルギー使用量：24,000klの場合（エネルギー消費原単位（補正前）：0.114kl/t）

※下表の色付き数値を、補正係数作成の際に固定値として使用する。

説明		計算式
①製品構成等の把握	業界平均の上工程エネルギー消費原単位【固定値】と炉外精錬あり・なし別のエネルギー消費原単位【固定値】及びそれぞれの粗鋼量【各社粗鋼量】を把握する。	<ul style="list-style-type: none"> ○平均値 0.126(kl/t)【固定値】 ○炉外精錬あり・なし別の原単位と粗鋼量 <ul style="list-style-type: none"> ・炉外精錬あり 0.132(kl/t)【固定値】/200,000(t)【各社粗鋼量】 ・炉外精錬なし 0.117(kl/t)【固定値】/10,000(t)【各社粗鋼量】
②補正係数の作成	業界の平均的なプロセス構成になった場合の上工程エネルギー使用量（推計値）を、各事業者の炉外精錬プロセスの有無を考慮したエネルギー使用量で割り、補正係数を得る。	$\frac{0.126(\text{kl/t}) \times (200,000 + 10,000) (\text{t})}{(0.132(\text{kl/t}) \times 200,000(\text{t}) + (0.117(\text{kl/t}) \times 10,000(\text{t}))} = \underline{0.960}$ <p style="text-align: right;">補正係数</p>
③補正の実施	補正係数を事業者の上工程のエネルギー消費原単位に乗じて、原単位を補正する。	$\frac{24,000(\text{kl})}{210,000(\text{t})} \times \underline{0.960} = \underline{0.109 (\text{kl/t})}$

【参考】ベンチマーク指標の計算例（下工程）

【下工程】 圧延量：200,000 t（内訳は下表）、エネルギー使用量：8,000klの場合

（エネルギー消費原単位（補正前）：0.040kl/t）

	異形棒鋼	線材	平鋼	形鋼	H形鋼	鋼板	角鋼	丸鋼
圧延量 (t) 【各社圧延量】	70,000	30,000	0	50,000	0	0	0	50,000
品種別原単位 (kl/t) 【固定値】	0.040	0.061	0.080	0.064	0.063	0.065	0.072	0.070

※ 下表の色付き数値を、補正係数作成の際に固定値として使用する。

説明		計算式
①製品構成等の把握	業界平均のエネルギー消費原単位【固定値】と品種別のエネルギー消費原単位【固定値】及びそれぞれの圧延量【各社圧延量】を把握する。	○平均値 0.050(kl/t)【固定値】 ○各製品原単位と生産量 ・異形棒鋼 0.040(kl/t)【固定値】 / 70,000(t)【各社圧延量】 ・線材 0.061(kl/t)【固定値】 / 30,000(t)【各社圧延量】 ・形鋼 0.064(kl/t)【固定値】 / 50,000(t)【各社圧延量】 ・丸鋼 0.070(kl/t)【固定値】 / 50,000(t)【各社圧延量】
②補正係数の作成	業界の平均的な品種構成になった場合のエネルギー使用量（推計値）を、各社の品種構成を考慮したエネルギー使用量で割り、補正係数を得る。	$\frac{0.050(kl/t) \times (70,000 + 30,000 + 50,000 + 50,000)(t)}{(0.040(kl/t) \times 70,000(t)) + (0.061(kl/t) \times 30,000(t)) + (0.064(kl/t) \times 50,000(t)) + (0.070(kl/t) \times 50,000(t))} = 0.883$ 補正係数
③補正の実施	補正係数を事業者の下工程のエネルギー消費原単位に乗じて、原単位を補正する。	$\frac{8,000(kl)}{200,000(t)} \times 0.883 = 0.035 (kl/t)$

- ・ 「電気炉により粗鋼を製造する過程におけるエネルギー使用量」とは、当該事業を行う者が設置している電気炉を有する事業所における粗鋼を製造する過程における総エネルギー使用量を指します。
- ・ 「鋼片から圧延鋼材を製造する過程におけるエネルギー使用量」とは、当該事業を行う者が設置している電気炉を有する事業所における、鋼片から圧延鋼材を製造する過程における総エネルギー使用量を指します。
- ・ 事業所内で使用するエネルギー（スクラップ配合・スクラップ予熱のための投入エネルギー、自家発電のための投入エネルギー、自家用蒸気発生のための投入エネルギー、産業ガスの自家製造のための投入エネルギー、冷間仕上のための投入エネルギー、排ガス処理のための投入エネルギー、排水処理のための投入エネルギー、副産物処理（製造過程で生じたスラグ、ダスト及びスラッジ等の処理）のための投入エネルギー等）については、ベンチマーク指標のエネルギー使用量に全て計上してください。
- ・ エネルギー使用量については、特定-第2表に示した燃料、熱及び電気の熱量換算及び原油換算（発熱量1ギガジュールを原油0.0258キロリットルとして換算）を用い、自らが使用し燃焼及び施行規則に定める用途に供した燃料、及び他人から供給された熱（非化石燃料のみで発生させられた熱で、かつ特定できるものを除く）、並びに他人から供給された電気の使用量（非化石燃料のみで発電された電気又は燃料電池から発生した電気で、かつ、特定できるものを除く）を計上してください。工場等内で原料から発生した副産物である燃料についても、特定-第2表において、種類ごとに指定された単位で、熱量換算してください。
- ・ この際、工場等内における事業から発生した副生エネルギー（熱、電気、石油製品、石炭製品等）を他社に販売している場合は、エネルギー使用量から「販売した副生エネルギーの量」を差し引いて得た値を用いることができます。
- ・ 「粗鋼量」とは、当該事業を行う者が製造する総粗鋼量を指します。
- ・ 「圧延量」とは、当該事業を行う者が製造する総圧延鋼材量を指します。

- 以下の例を参考として、特定-第7表 1-1に、補正前のベンチマーク指標、補正の根拠となる値及び補正算定式を記入してください。

補正前の指標：0.154、上工程の補正係数：0.960、下工程の補正係数：0.883
<上工程> 粗鋼生産量210,000 t (炉外精錬あり：200,000t、炉外精錬なし：10,000t)、エネルギー使用量24,000kl
<下工程> 圧延量200,000t (異形棒鋼：70,000t(35%)、線材：30,000t(15%)、形鋼：50,000t(25%)、丸鋼：50,000t(25%))、エネルギー使用量8,000kl

⑪ 電炉による特殊鋼製造業の事業者は以下に従って入力してください。

- 電炉による特殊鋼製造業の事業者は、高炉による製鉄業を行っていない事業者であって、主に電炉による特殊鋼製造を行っている事業者となります。
- 電炉による特殊鋼製造業に該当する事業者は、ベンチマークの指標の状況を別表第5のベンチマーク指標の計算方法に従って計算し、「原油換算 kl/t」の単位で小数点以下第四位を四捨五入し記入してください。
- 補正係数については、小数点以下第四位を四捨五入した値とします。
- 計算方法については、以下の例を参考にしてください。

【参考】ベンチマーク指標の計算例（上工程）

【上工程】 粗鋼量：28,000 t、エネルギー使用量：11,200kl、炉3基所有の場合（補正前0.400kl/t）

	粗鋼量(t)	溶解回数(ch)	炉容量 (1回の溶解で生産される粗鋼量)(t/ch)	回帰式による電力消費原単位(MWh/t)
炉1	20,000	625	32	0.641 (25t/chを超える場合は、25t/ch相当の原単位に固定)
炉2	6,000	1,500	4	0.881 (回帰式により算出)
炉3	2,000	1,000	2	0.994 (回帰式により算出)

※下表の緑色数値は、回帰式によって得られた電力消費原単位であり、補正係数作成の際に固定値として使用する。

説明	計算式
① 炉容量及び電力消費原単位の把握 各炉の粗鋼量及び溶解回数を把握し、 炉容量(1回の溶解で生産される粗鋼量) を算出した後、 25t/ch未満の炉については回帰式*によって電力消費原単位を算出し、25t/ch以上の炉については0.641(MWh/t)を固定値として使用する。 *1.1207×炉容量(単位 t/ch) ^ (-0.1734)	○各炉の炉容量 炉1 20,000(t)÷ 625(ch)= 32(t/ch) 炉2 6,000(t)÷1,500(ch)= 4(t/ch) 炉3 2,000(t)÷1,000(ch)= 2(t/ch) ○電力消費原単位 炉1 32t/ch 0.641(MWh/t) 【固定値】 炉2 4t/ch 1.1207×4(t/ch)^(-0.1734)=0.881(MWh/t) 炉3 2t/ch 1.1207×2(t/ch)^(-0.1734)=0.994(MWh/t)
② 補正係数の作成 炉容量が25t/chになった場合の電力消費量(推計値)を、各事業者の25t/ch未満の炉における炉容量の違いを考慮した電力消費量で割り、補正係数を得る。	$\frac{0.641(\text{MWh/t}) \times (20,000+6,000+2,000)(\text{t})}{(0.641(\text{MWh/t}) \times 20,000(\text{t}) + (0.881(\text{MWh/t}) \times 6,000(\text{t})) + (0.994(\text{MWh/t}) \times 2,000(\text{t}))} = \mathbf{0.893}$ 補正係数
③ 補正の実施 補正係数に0.61を乗じて0.39を足した値を事業者の上工程のエネルギー消費原単位に乗じて、25t/ch未満の炉のエネルギー消費原単位を補正する。	$\frac{11,200(\text{kl})}{28,000(\text{t})} \times (\mathbf{0.893} \times \mathbf{0.61} + \mathbf{0.39}) = \mathbf{0.374 (\text{kl/t})}$

【参考】ベンチマーク指標の計算例（下工程）

【下工程】 出荷量：27,800 t、エネルギー使用量：13,000klの場合

（エネルギー消費原単位（補正前）：0.467kl/t）

プロセス	作業量又は製造量（t） 【各社実績値】	加重平均原単位（kl/t） 【固定値】	エネルギー使用量（kl） 【各社実績値】
自由鍛造（作業量）	10,000	-	900
二次溶解（作業量）	2,200	0.316	700
磨帯鋼（みがきおびこう）を製造する 冷間加工工程（作業量）	3,500	0.166	600
粉末製造と加工工程（製造量）	300	0.551	700

	説明	計算式
① プロセスごとの製造量の把握	事業者ごとに、各プロセスの作業量又は製造量を把握する。	-
② 控除エネルギーの算定	<p><自由鍛造></p> <p>(1) 2ヒート目以降のエネルギー使用量を算出する係数（※）を作成する。 ※鍛造量全体に占める2ヒート目以降の量の割合</p>	$\frac{(10,000(t) - 3,330(t))}{10,000(t)} = 0.667 \text{【各社実績値】}$
	<p>(2) (1)の係数を自由鍛造プロセスのエネルギー使用量【各社実績値】に乗じて、控除するエネルギー量を算出する。</p>	$900(kl) \text{【各社実績値】} \times 0.667 = 600(kl) \text{【控除量】}$
	<p><自由鍛造以外></p> <p>(3) 生産量と各プロセスの加重平均原単位【固定値】に乗じて、控除するエネルギー量を算出する。 ※エネルギー使用量の実績を超過した場合は、実績値を使用</p>	<p>○二次溶解 2,200(t) × 0.316(kl/t) = 695(kl)</p> <p>○磨帯鋼を製造する冷間加工工程 3,500(t) × 0.166(kl/t) = 581(kl)</p> <p>○粉末製造と加工工程 300(t) × 0.551(kl/t) = 165(kl)</p>
	控除後のエネルギー使用量を、下工程全体のエネルギー使用量で割って補正係数を得る。	$\frac{(13,000 - (600 + 695 + 581 + 165))}{13,000} = 0.843 \text{【補正係数】}$
③ 控除の実施	補正係数を事業者の下工程のエネルギー消費原単位に乗じて、原単位を補正する。	$\frac{13,000(kl)}{27,800(t)} \times 0.843 = 0.394 \text{ (kl/t)}$

- ・ 磨帯鋼を製造する冷間加工工程について、ここでいう磨帯鋼は幅 600mm 以上のものを含まず。また、エネルギー使用量は付随する熱処理を含みます。
- ・ 「電気炉により粗鋼を製造する過程におけるエネルギー使用量」とは、当該事業を行う者が設置している電気炉を有する事業所における粗鋼を製造する過程における総エネルギー使用量を指します。
- ・ 「鋼片から特殊鋼製品を製造する過程におけるエネルギー使用量」とは、当該事業を行う者が設置している電気炉を有する事業所における、粗鋼から特殊鋼製品を製造する過程における総エネルギー使用量を指します。
- ・ 事業所内で使用するエネルギー（スクラップ配合・スクラップ予熱のための投入エネルギー、自家発電のための投入エネルギー、自家用蒸気発生のための投入エネルギー、産業ガスの自家製造のための投入エネルギー、排ガス処理のための投入エネルギー、排水処理のための投入エネルギー、副産物処理（製造過程で生じたスラグ、ダスト及びスラッジ等の処理）のための投入エネルギー等）については、ベンチマーク指標のエネルギー使用量に全て計上してください。
- ・ エネルギー使用量については、特定-第2表に示した燃料、熱及び電気の熱量換算及び原油換算（発熱量1ギガジュールを原油0.0258キロリットルとして換算）を用い、自らが使用し燃焼及び施行規則に定める用途に供した燃料、及び他人から供給された熱（非化石燃料のみで発生させられた熱で、かつ特定できるものを除く）、並びに他人から供給された電気の使用量（非化石燃料のみで発電された電気又は燃料電池から発生した電気で、かつ、特定できるものを除く）を計上してください。工場等内で原料から発生した副産物である燃料についても、特定-第2表において、種類ごとに指定された単位で、熱量換算してください。
- ・ この際、工場等内における事業から発生した副生エネルギー（熱、電気、石油製品、石炭製品等）を他社に販売している場合は、エネルギー使用量から「販売した副生エネルギーの量」を差し引いて得た値を用いる

ことができます。

- ・ 「粗鋼量」とは、当該事業を行う者が製造する総粗鋼量を指します。
- ・ 「出荷量」とは、当該事業を行う者が製造する総製品出荷量を指します。
- ・ 以下の例を参考として、**特定-第7表 1-1**に、補正前のベンチマーク指標、補正の根拠となる値及び補正算定式を記入してください。

補正前の指標：0.867
<上工程> 粗鋼量28,000 t、エネルギー使用量11,200kl、補正係数0.893
炉1：炉容量32t/ch、0.641MWh/t 炉2：炉容量4t/ch、0.881MWh/t 炉3：炉容量2t/ch、0.994MWh/t
<下工程> 出荷量27,800t、エネルギー使用量13,000kl、補正係数0.843
【控除するエネルギー使用量】自由鍛造：600kl 二次溶解：695kl 磨帯鋼を製造する冷間加工工程：581kl 粉末製造と加工工程：165kl

⑫ 電力供給業の事業者は以下に従って入力してください。

- ・ 電力供給業に該当する事業者は、ベンチマーク指標の状況を別表第5のベンチマーク指標の計算方法に従って計算し、「火力発電効率A指標」「火力発電効率B指標」の値を算出してください。両方の指標で目指すべき水準を達成した事業者をベンチマーク達成とする。
- ・ 発電効率は発電端・高位発熱量（HHV）基準の値を用いる。

<火力発電効率A指標>				
火力発電効率A指標 の算定方法	=	$\frac{\text{事業者の全石炭火力発電効率の実績値}}{\text{石炭火力発電効率の目標値 (41\%)}}$ $+$ $\frac{\text{事業者の全LNG火力発電効率の実績値}}{\text{LNG火力発電効率の目標値 (48\%)}}$ $+$ $\frac{\text{事業者の全石油等火力発電効率の実績値}}{\text{石油等火力発電効率の目標値 (39\%)}}$	\times \times \times	火力のうち石炭火力の 発電量比率の実績値 火力のうちLNG火力の 発電量比率の実績値 火力のうち石油等火力の 発電量比率の実績値
<火力発電効率B指標>				
火力発電効率B指標 の算定方法	=	事業者の全石炭火力発電効率の実績値 $+$ $\text{事業者の全LNG火力発電効率の実績値}$ $+$ $\text{事業者の全石油等火力発電効率の実績値}$	\times \times \times	火力のうち石炭火力の 発電量比率の実績値 火力のうちLNG火力の 発電量比率の実績値 火力のうち石油等火力の 発電量比率の実績値

- ・ 発電設備に投入するエネルギー（※非化石エネルギーを含む）のうち、割合が最も高い燃料（主燃料）により、発電方式の分類を判断する。

< 発電方式の分類 >

発電設備に投入するエネルギーのうち割合が最も多い燃料が
石炭の場合

▶ **石炭**による火力発電

発電設備に投入するエネルギーのうち割合が最も多い燃料が
可燃性天然ガス及び都市ガスの場合

▶ **可燃性天然ガス及び都市ガス**による火力発電

発電設備に投入するエネルギーのうち割合が最も多い燃料が
石油その他の燃料 (石炭と可燃性天然ガス及び都市ガス以外の燃料) の場合

▶ **石油その他の燃料**による火力発電

- ・ 発電方式ごとの発電効率は、各発電設備の発電量によって加重平均した値を用いる。
- ・ 事業者のベンチマーク指標は4桁目を四捨五入し、有効数字を3桁として報告してください。ベンチマーク指標の算出に用いる燃料種ごとの発電効率及び発電量比率については、それぞれ有効数値5桁まで算出した上で5桁目を切り捨て、4桁とした上でベンチマーク指標の計算を行う。
 - ▶ 火力発電効率A指標については、値が1以上になる場合には、小数点以下第3位を四捨五入して報告し（例えば1.23）、値が1未満になる場合には、小数点以下第4位を四捨五入して報告する（例えば0.987）。
 - ▶ 火力発電効率B指標については、値が10%以上になる場合には、小数点以下第2位を四捨五入して報告し（例えば12.3%）、値が10%未満になる場合には、小数点以下第3位を四捨五入して報告する（例えば9.87%）。
- ・ 副生物を用いた発電については、発電効率の算出にあたって、投入する副生物のエネルギー量をエネルギー使用量から除外する。この際、副生物の定義は「副生物、廃棄物、副生ガス、廃熱、その他事業の過程で副生するエネルギー源又はエネルギーであって、発電以外に利用するには技術的又は経済的困難を伴い、発電以外の用途に乏しいもの。」とする。主な事例として、高炉ガス、転炉ガス、コークス炉ガス、黒液、汚泥、廃油（使用済み潤滑油、副生タール・ピッチ類、廃溶剤等）、廃棄物固形燃料（RDF）、廃タイヤ等が該当する。

副生物を発電に用いる場合の「省エネ法における発電効率」の算出方法

$$\frac{\text{発電専用設備から得られる電力エネルギー量}}{\text{発電専用設備に投入するエネルギー量} + \text{発電専用設備に投入する副生物のエネルギー量}}$$

- ・ コージェネレーションを用いた発電設備については、得られる電気と熱の総合効率を発電効率とする。

電気と熱の両方を発生させる場合の「省エネ法における効率」の算出方法

$$\frac{\text{発電専用設備から得られる電力エネルギー量} + \text{発電専用設備から得られる熱エネルギー量のうち熱として活用されるもの}}{\text{発電専用設備に投入するエネルギー量}}$$

- ・ バイオマス混焼の発電効率を算出する際は、発電専用設備に投入するエネルギー量から、投入するバイオマス燃料のエネルギー量を控除して発電効率を算出する。

バイオマス混焼の「省エネ法における発電効率」の算出方法

発電専用設備から得られる電力エネルギー量

$$\frac{\text{発電専用設備に投入するエネルギー量}}{\text{発電専用設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量}}$$

- 副生物及びバイオマス混焼を行った場合、上記の算出方法により発電設備ごとに算出した発電効率に一定の上限値を設け、ベンチマーク指標を計算する。
- ※コージェネレーションを用いた発電設備の場合には、次項の計算方法を参照

発電方式	上限値（発電端、HHV）
石炭による火力発電	51%
可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電	58%
石油その他の燃料による火力発電	49%

※今後の技術開発動向を踏まえて見直しを検討

- コージェネレーションを用いた発電設備でバイオマスや副生物（副生物等）の混焼を行っている場合、発電効率の計算と熱効率の計算はそれぞれ行うこととし、副生物等の発電効率の計算においては上限値の考え方を適用することとする。

<発電効率の計算例>

$$\left(\frac{50}{100 - 20} + \frac{10}{100} \right) * 100 = (0.625 + 0.1) * 100$$

$$= (0.58[\text{上限値}] + 0.1) * 100$$

$$= 68\%$$

<諸元>

- Plant : ガス火力
- IN : エネルギー投入量 : 100 副生ガス投入量 : 20
- OUT : 電力エネルギー量 : 50 熱エネルギー量 : 10

- 離島に設置する発電設備については、ベンチマーク制度の対象外として、ベンチマーク指標の算出にあたって除外する。なお、離島とは、改正後の電気事業法第二条第一項第八号イの経済産業省令で定める離島（一般送配電事業、送電事業及び特定送配電事業の供給区域内において、一般送配電事業者、送電事業者及び特定送配電事業者が自ら維持し、及び運用する電線路が自ら維持し、及び運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島）とする。
- 電力供給業に該当する事業者は、該当する事業所の火力発電設備における総エネルギー使用量を記入してください。
- エネルギー使用量については、特定-第2表に示した燃料、熱及び電気の熱量換算及び原油換算（発熱量1ギガジュールを原油0.0258キロリットルとして換算）を用い、自らが使用し燃焼及び施行規則に定める用途に供した燃料、及び他人から供給された熱（非化石燃料のみで発生させられた熱で、かつ特定できる

ものを除く)、並びに他人から供給された電気の使用量(非化石燃料のみで発電された電気又は燃料電池から発生した電気、かつ、特定できるものを除く)を計上してください。工場等内で原料から発生した副産物である燃料についても、**特定-第2表**において、種類ごとに指定された原単位で、熱量換算してください。

- ・ この際工場等内における事業から発生した副生エネルギー(熱、石油製品、石炭製品等)を他社に販売している場合は、エネルギー使用量から「販売した副生エネルギーの量」を差し引いて得た値を用いることができます。

⑬ セメント製造業の事業者は以下に従って入力してください。

- ・ セメント製造業に該当する事業者とは、すべての工程(原料工程・焼成工程・仕上げ工程・出荷工程)を保有する事業者を指します。
- ・ セメント製造業に該当する事業者は、ベンチマークの指標の状況を別表第5のベンチマーク指標の計算方法に従って計算し、「原油換算 MJ/t」の単位で小数点以下第一位を四捨五入し記入してください。
- ・ 「原料工程におけるエネルギー使用量」とは、当該事業を行う者が設置している当該事業を行うすべての工場等における原料工程(石灰石、粘土等の原料を粉碎・乾燥し、混合・成分・セメント製造業に該当する事業者とは、調整し、調整原料を製造する工程)の総エネルギー使用量を指します。
- ・ 「焼成工程におけるエネルギー使用量」とは、当該事業を行う者が設置している当該事業を行うすべての工場等における焼成工程(調整原料を焼成し、クリンカを製造する工程)の総エネルギー使用量を指します。
- ・ 「仕上げ工程におけるエネルギー使用量」とは、当該事業を行う者が設置している当該事業を行うすべての工場等における仕上げ工程(クリンカと石膏等を混合・粉碎し、成分・粒度を調整しポルトランドセメントを製造する工程とし、ポルトランドセメントから高炉スラグ、フライアッシュ等を混合し、高炉セメント、シリカセメント、フライアッシュセメントを製造する工程は除く)の総エネルギー使用量を指します。
- ・ 「出荷工程等におけるエネルギー使用量」とは、当該事業を行う者が設置している当該事業を行うすべての工場等における出荷工程等(各種セメント及びクリンカを出荷する工程並びに事務所におけるエネルギー使用量とし、重油加熱ボイラー用燃料、什器備品用燃料を含む)の総エネルギー使用量を指します。
- ・ エネルギー使用量については、**特定-第2表**に示した燃料、熱及び電気の熱量換算及び原油換算(発熱量1ギガジュールを原油0.0258キロリットルとして換算)を用い、自らが使用し燃焼及び施行規則に定める用途に供した燃料、及び他人から供給された熱(非化石燃料のみで発生させられた熱で、かつ特定できるものを除く)、並びに他人から供給された電気の使用量(非化石燃料のみで発電された電気又は燃料電池から発生した電気、かつ、特定できるものを除く)を計上してください。工場等内で原料から発生した副産物である燃料についても、**特定-第2表**において、種類ごとに指定された単位で、熱量換算してください。ただし、セメント製造業を行う事業所において使用する石炭の発熱量は、各事業所で使用している石炭の実測にもとづく発熱量(JISM8814:2003「石炭類及びコークス類-ポンプ熱量計による総発熱量の測定方法及び真発熱量の計算方法」に基づいて計測された高位発熱量の数値であること)を使用することもできます。
- ・ この際工場等内における事業から発生した副生エネルギー(熱、電気、石油製品、石炭製品等)を他社に販売している場合は、エネルギー使用量から「販売した副生エネルギーの量」を差し引いて得た値を用いることができます。
- ・ 「原料部生産量」とは、当該事業を行う者が製造する調整原料の生産量をクリンカに生成された後の生産量に換算した値を指します。
- ・ 「焼成部生産量」とは、当該事業を行う者が製造するクリンカの生産量を指します。
- ・ 「仕上げ部生産量」とは、当該事業を行う者が製造する、ポルトランドセメントの生産量、高炉セメント、

シリカセメント及びフライアッシュセメントの生産量をポルトランドセメント相当量に換算した値の合計量を指します。

- ・ 「出荷量」とは、当該事業を行う者が出荷する各種セメント及びクリンカの出荷合計量を指します。

⑭ 洋紙製造業の事業者は以下に従って記入してください。

- ・ 日本標準産業分類で洋紙製造業に分類される事業所を有する事業者は、当該事業所が洋紙以外の製造を行っている場合^{※2}であっても洋紙製造業に該当します。
- ・ 洋紙製造業に該当する事業者は、ベンチマークの指標の状況を別表第5のベンチマーク指標の計算方法に従って計算し、「MJ/t」の単位で小数点以下第一位を四捨五入し記入してください。
- ・ 「洋紙製造工程におけるエネルギー使用量」とは、当該事業を行う者が有している洋紙製造業に分類されるすべての事業所における総エネルギー使用量を指します。
- ・ 事業所内で使用するエネルギーについては、ベンチマーク指標のエネルギー使用量に全て計上してください。
- ・ エネルギー使用量については、**特定-第2表**に示した燃料、熱及び電気の熱量換算及び原油換算（発熱量1ギガジュールを原油0.0258キロリットルとして換算）を用い、自らが使用し燃焼及び施行規則に定める用途に供した燃料、及び他人から供給された熱（非化石燃料のみで発生させられた熱で、かつ特定できるものを除く）、並びに他人から供給された電気の使用量（非化石燃料のみで発電された電気又は燃料電池から発生した電気、かつ、特定できるものを除く）を計上してください。工場等内で原料から発生した副産物である燃料についても、**特定-第2表**において、種類ごとに指定された単位で、熱量換算してください。
- ・ この際、工場等内における事業から発生した副生エネルギー（熱、電気、石油製品、石炭製品等）を他社に販売している場合は、エネルギー使用量から「販売した副生エネルギーの量」を差し引いて得た値を用いることができます。
- ・ 「洋紙生産量」とは、当該事業を行う者が有する洋紙製造業に分類されるすべての事業所において製造される紙製品の合計生産量を示します。（日本標準産業分類で洋紙製造業に分類される事業所で洋紙以外の紙製品を製造している場合でも、その生産量は洋紙として生産量に加えます。）
- ・ 当該事業所が洋紙以外の製品の製造を行っており、洋紙以外の製品の製造に要するエネルギー使用量と洋紙のみの生産量を適切な方法で区分できる場合は、**特定-第7表 1-2**に区分方法とその方法に基づいて計算された数値を記入することができます。
- ・ 日本標準産業分類で洋紙製造業に分類される事業所であっても、主として薄葉印刷用紙、雑種紙等の特殊紙及び衛生用紙を製造する事業者は、ベンチマーク指標報告対象ではないため、当該事業に分類される事業所を有する事業者は、当該事業に分類される事業所分を**特定-第6表**の報告対象から除外してください。
- ・ **別表第5**の目指すべき水準における再生可能エネルギー使用率は、再生可能エネルギー使用量/（エネルギー使用量+再生可能エネルギー使用量）によって算出します。
- ・ 以下の例を参考として、**特定-第7表 1-1**に、再生可能エネルギーの使用率及びその種類を記入し、再生可能エネルギー使用率が72%未満の者は、当該使用率に応じたベンチマーク目標値及びその算定式を記入してください。

^{※2} 例：非塗工印刷用紙（洋紙）を52%、段ボール原紙（板紙）を48%製造している場合、当該事業所は洋紙製造業に該当

エネルギー使用量：2,000kl、再生可能エネルギー使用量：500kl、再エネ使用率：20%(うち黒液12%、廃材5%、廃タイヤ3%)

再エネ使用率が20%であるため、ベンチマーク目標は算出式より $-23,664 \times 0.2 + 23,664 = 18,931 \text{ MJ/t}$ となる。

実績値12,000MJ/tのため、ベンチマーク達成。

⑮ 板紙製造業の事業者は以下に従って記入してください。

- ・ 日本標準産業分類で板紙製造業に分類される事業所を有する事業者は、当該事業所が板紙以外の製造を行っている場合^{※3}であっても板紙製造業に該当します。
- ・ 板紙製造業に該当する事業者は、ベンチマークの指標の状況を、別表第5のベンチマーク指標の計算方法に従って計算し、「MJ/t」の単位で小数点以下第一位を四捨五入し記入してください。
- ・ 補正係数については、小数点以下第四位を四捨五入した値とします。
- ・ 計算方法については、以下の例を参考にしてください。

【参考】ベンチマーク指標の計算例

生産量：10,000 t（内訳は下表）、エネルギー使用量：60,000,000MJの場合

（エネルギー消費原単位（補正前）：6,000MJ/t）

	ライナー	中しん紙	白板紙	黄板紙、色板紙、チップボール	その他の板紙	その他の洋紙
生産量（t）【各社生産量】	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	0
品種別原単位（MJ/t）【固定値】	5,709	4,841	10,400	9,987	9,297	22,914

※下表の色付き数値を、補正係数作成の際に固定値として使用する。

説明	計算式
①製品構成等の把握 業界平均のエネルギー消費原単位【固定値】と品種別のエネルギー消費原単位【固定値】及びそれぞれの生産量【各社生産量】を把握する。	○平均値 7,706(MJ/t)【固定値】 ○各製品原単位と生産量 ・ライナー 5,709(MJ/t)【固定値】 / 2,000(t)【各社生産量】 ・中しん紙 4,841(MJ/t)【固定値】 / 2,000(t)【各社生産量】 ・白板紙 10,400(MJ/t)【固定値】 / 2,000(t)【各社生産量】 ・色板紙 9,987(MJ/t)【固定値】 / 2,000(t)【各社生産量】 ・その他の板紙 9,297(MJ/t)【固定値】 / 2,000(t)【各社生産量】
②補正係数の作成 業界の平均的な品種構成になった場合のエネルギー使用量（推計値）を、各社の品種構成を考慮したエネルギー使用量で割り、補正係数を得る。	$\frac{7,706(\text{MJ/t}) \times (2,000 + 2,000 + 2,000 + 2,000 + 2,000)(\text{t})}{(5,709(\text{MJ/t}) \times 2,000(\text{t})) + (4,841(\text{MJ/t}) \times 2,000(\text{t})) + (10,400(\text{MJ/t}) \times 2,000(\text{t})) + (9,987(\text{MJ/t}) \times 2,000(\text{t})) + (9,297(\text{MJ/t}) \times 2,000(\text{t}))} = 0.958$ 補正係数
③補正の実施 補正係数を事業者のエネルギー消費原単位に乘以て、原単位を補正する。	$\frac{60,000,000(\text{MJ})}{10,000(\text{t})} \times 0.958 = 5,748 (\text{MJ/t})$

- ・ 「板紙製造工程におけるエネルギー使用量」とは、当該事業を行う者が有している板紙製造業に分類されるすべての事業所における総エネルギー使用量を指します。
- ・ 事業所内で使用するエネルギーについては、ベンチマーク指標のエネルギー使用量に全て計上してください。

※3 例：紙器用原紙（板紙）を52%、包装用紙（洋紙）を48%製造している場合、当該事業所は板紙製造業に該当

い。

- ・ エネルギー使用量については、**特定-第2表**に示した燃料、熱及び電気の熱量換算及び原油換算（発熱量1ギガジュールを原油0.0258キロリットルとして換算）を用い、自らが使用し燃焼及び施行規則に定める用途に供した燃料、及び他人から供給された熱（非化石燃料のみで発生させられた熱で、かつ特定できるものを除く）、並びに他人から供給された電気の使用量（非化石燃料のみで発電された電気又は燃料電池から発生した電気、かつ、特定できるものを除く）を計上してください。工場等内で原料から発生した副産物である燃料についても、**特定-第2表**において、種類ごとに指定された単位で、熱量換算してください。
- ・ この際、工場等内における事業から発生した副生エネルギー（熱、電気、石油製品、石炭製品等）を他社に販売している場合は、エネルギー使用量から「販売した副生エネルギーの量」を差し引いて得た値を用いることができます。
- ・ 「板紙生産量」とは、当該事業を行う者が有する板紙製造業に分類されるすべての事業所において製造される紙製品の合計生産量を示します。（日本標準産業分類で板紙製造業に分類される事業所で板紙以外の紙製品を製造している場合でも、その生産量は板紙として生産量に加えます。）
- ・ 当該事業所が板紙以外の製品の製造を行っており、板紙以外の製品の製造に要するエネルギー使用量と板紙のみの生産量を適切な方法で区分できる場合は、**特定-第7表 1-2**に区分方法とその方法に基づいて計算された数値を記入することができます。
- ・ 日本標準産業分類で板紙製造業に分類される事業所であっても、主として雑種紙、建材原紙、電機絶縁紙、食品用原紙その他の特殊紙を製造する事業所は、ベンチマーク指標報告対象ではないため、当該事業に分類される事業所を有する事業者は、当該事業に分類される事業所分を**特定-第6表**の報告対象から除外してください。
- ・ 以下の例を参考として、**特定-第7表 1-1**に、補正前のベンチマーク指標、補正の根拠となる値及び補正算定式を記入してください。

補正前の指標：6,000、補正係数：0.958
エネルギー使用量60,000,000MJ
生産量10,000t（ライナー：2,000t(20%)、中しん紙：2,000t(20%)、白板紙：2,000t(20%)、色板紙：2,000t(20%)、その他の板紙：2,000t(20%)）

⑩ 石油精製業に該当する事業者は以下に従って記入してください。

- ・ ベンチマークの指標の状況を別表第5のベンチマーク指標の計算方法に従って計算した数値小数点以下第四位を四捨五入し記入してください。
- ・ 「石油精製工程におけるエネルギー使用量」とは、液化石油ガス、ガソリン、ナフサ、留出油、ジェット燃料、残渣油、瀝青及びアスファルト、石油コークス、石油精製工程における半製品、石油系特殊溶剤、潤滑油原料、石油化学製品原料、副生硫黄、芳香族石油化学製品、プロピレン、販売用の副生液化二酸化炭素、製油所で生産され自家消費される燃料ガス及びその他の燃料を製造する過程における総エネルギー使用量を指します。
- ・ エネルギー使用量については、自らが使用し燃焼及び施行規則に定める用途に供した燃料、及び他人から供給された熱（非化石燃料のみで発生させられた熱で、かつ特定できるものを除く）、並びに他人から供給された電気の使用量（非化石燃料のみで発電された電気又は燃料電池から発生した電気、かつ、特定できる

ものを除く)を計上してください。工場等内で原料から発生した副産物である燃料についても計測し、計上してください。

- ・ この際工場等内における事業から発生した副生エネルギー(熱、電気、石油製品、石炭製品等)を他社に販売している場合は、エネルギー使用量から「販売した副生エネルギーの量」を差し引いて得た値を用いることができます。

⑪ 石油化学系基礎製品製造業に該当する事業者は以下に従って記入してください。

- ・ ベンチマークの指標の状況を別表第5のベンチマーク指標の計算方法に従って「GJ/t」の単位で計算し、小数点以下第二位を四捨五入し記入してください。

- ・ 「エチレン等製造設備におけるエネルギー使用量」とは、エチレン、プロピレン、ブタン-ブテン留分、分解ガソリン及びその他の副産物を製造する過程の総エネルギー使用量を指します。

また、ガスタービン併設している場合には、ガスタービンへの投入燃料を計上してください。水素精製装置に関しては各社により装置の有無があるために、除外します。

- ・ エネルギー使用量については、特定-第2表に示した燃料、熱及び電気の熱量換算及び原油換算(発熱量1ギガジュールを原油0.0258キロリットルとして換算)を用い、自らが使用し燃焼及び施行規則に定める用途に供した燃料、及び他人から供給された熱(非化石燃料のみで発生させられた熱で、かつ特定できるものを除く)、並びに他人から供給された電気(非化石燃料のみで発電された電気又は燃料電池から発生した電気、かつ、特定できるものを除く)の使用量を計上してください。

なお、エチレン等製造設備内で発生した副産物である燃料についても計測し、計上してください。ただし、当該燃料を他社に販売又は他製造設備に供給している分については計上する必要はありません。

- ・ この際エチレン等製造設備から発生したエネルギー(熱、電気)を他製造設備に供給している場合は、総エネルギー使用量から「供給したエネルギーの量」を差し引いて得た値を用いることができます。

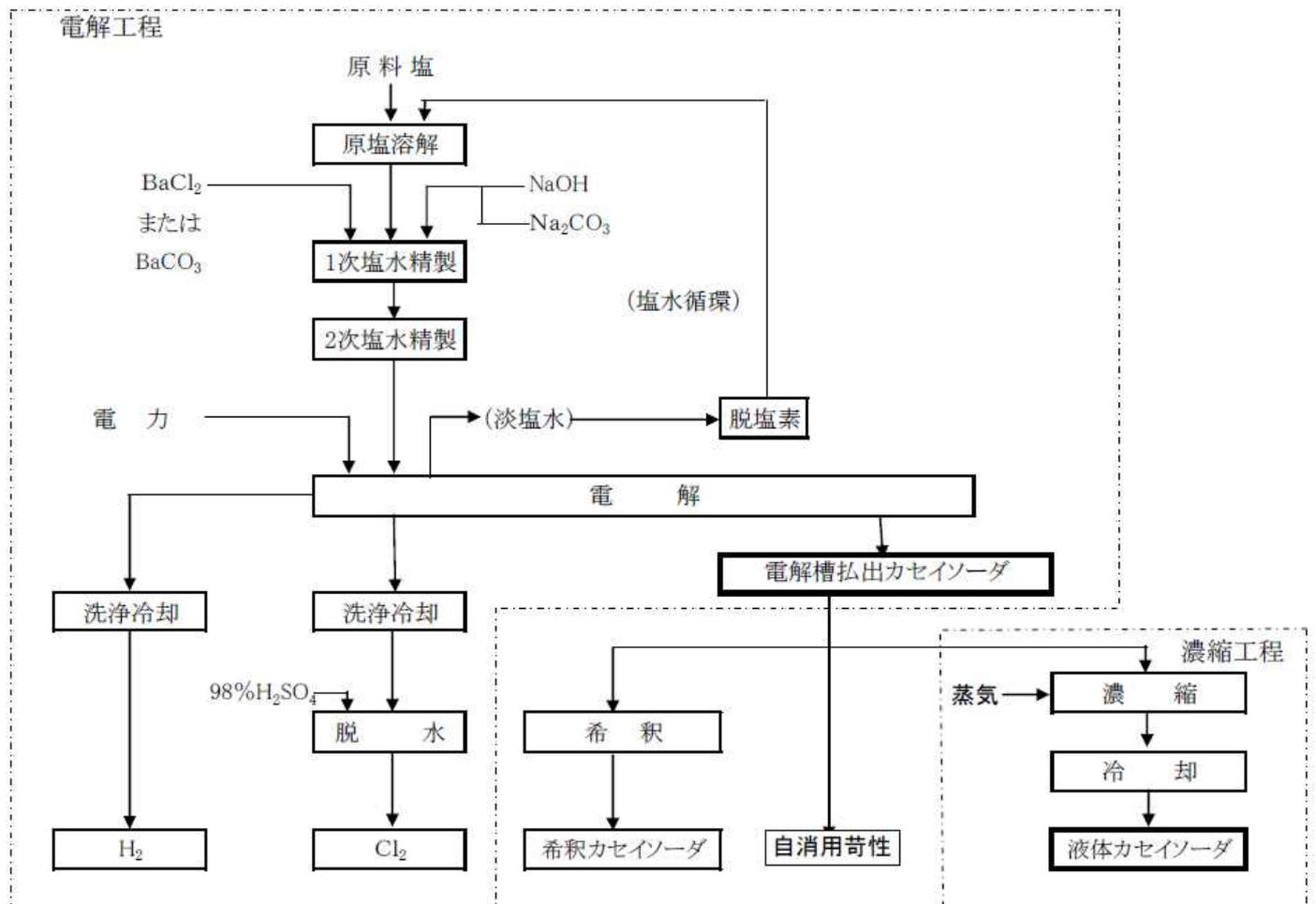
⑫ ソーダ工業に該当する事業者は以下に従って記入してください。

- ・ カセイソーダ製造業の事業者は、ベンチマークの指標の状況を別表第5のベンチマーク指標の計算方法に従って計算し、「GJ/t」の単位で小数点以下第三位を四捨五入し記入してください。

- ・ 「電解工程におけるエネルギー使用量」とは、電解工程で使用した電解用電力に非電解用電力を加えた総電力に、濃縮工程以外で使用した蒸気(電解用循環塩水の加熱用蒸気等)の使用熱量を加えたものを指します。

- ・ 「濃縮工程における蒸気使用熱量」とは、濃縮工程で使用した蒸気の使用熱量を指し、濃度32%のカセイソーダを液体カセイソーダ(48%)まで濃縮するものとします。

- ・ エネルギーのバウンダリーについては、以下の図を参考にしてください。



出所)平成 21 年 12 月 16 日工場等判断基準小委員会取りまとめ (案) (日本ソーダ工業会)

- ・ エネルギー使用量については、**特定-第 2 表**に示した燃料、熱及び電気の熱量換算及び原油換算（発熱量 1 ギガジュールを原油 0.0258 キロリットルとして換算）を用い、自らが使用し燃焼及び施行規則に定める用途に供した燃料、及び他人から供給された熱（非化石燃料のみで発生させられた熱で、かつ特定できるものを除く）、並びに他人から供給された電気（非化石燃料のみで発電された電気又は燃料電池から発生した電気、かつ、特定できるものを除く）の使用量を計上してください。工場等内で原料から発生した副産物である燃料についても、**特定-第 2 表**において、種類ごとに指定された単位で、熱量換算してください。
- ・ この際工場等内における事業から発生した副生エネルギー（熱、電気、石油製品、石炭製品等）を他社に販売している場合は、エネルギー使用量から「販売した副生エネルギーの量」を差し引いて得た値を用いることができます。
- ・ 「電解槽払出カセイソーダ重量」とは、カセイソーダ有姿（32%）に換算したカセイソーダ重量を指します。
- ・ 「液体カセイソーダ重量」とは、カセイソーダ有姿（48%）に換算したカセイソーダ重量を指します。

⑱ コンビニエンスストア業に該当する事業者は以下に従って記入してください。

- ・ コンビニエンスストア業の事業者は、ベンチマークの指標の状況を別表第 5 のベンチマーク指標の計算方法に従って計算し、「kwh/百万円」の単位で小数点以下第一位を四捨五入し記入してください。
- ・ 詳細は、省エネルギーポータルサイト「定期報告書関連」から「コンビニエンスストア業のベンチマーク制度

制度の概要（PDF）」を参照ください（掲載箇所は巻末参照）。

【ベンチマーク指標】

コンビニエンスストアにおける電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計量にて除した値

$$\text{ベンチマーク指標} = \frac{\text{コンビニエンスストアにおける電気使用量の合計量 (kWh)}}{\text{コンビニエンスストアにおける売上高の合計量 (百万円)}}$$

【ベンチマーク目標（目指すべき水準）】

区分（※1、2）	区分の定義	目標値
通常店舗運営事業者	通常店舗数の割合 又は 通常店舗の電気使用量の割合が全体の90%以上の者	707kWh/百万円以下
小型店舗運営事業者	小型店舗数の割合 又は 小型店舗の電気使用量の割合が全体の90%以上の者	308kWh/百万円以下

※1：通常店舗運営事業者と小型店舗運営事業者のいずれにも当てはまらない場合は、通常店舗と小型店舗を区別し、それぞれの指標を報告するものとします。

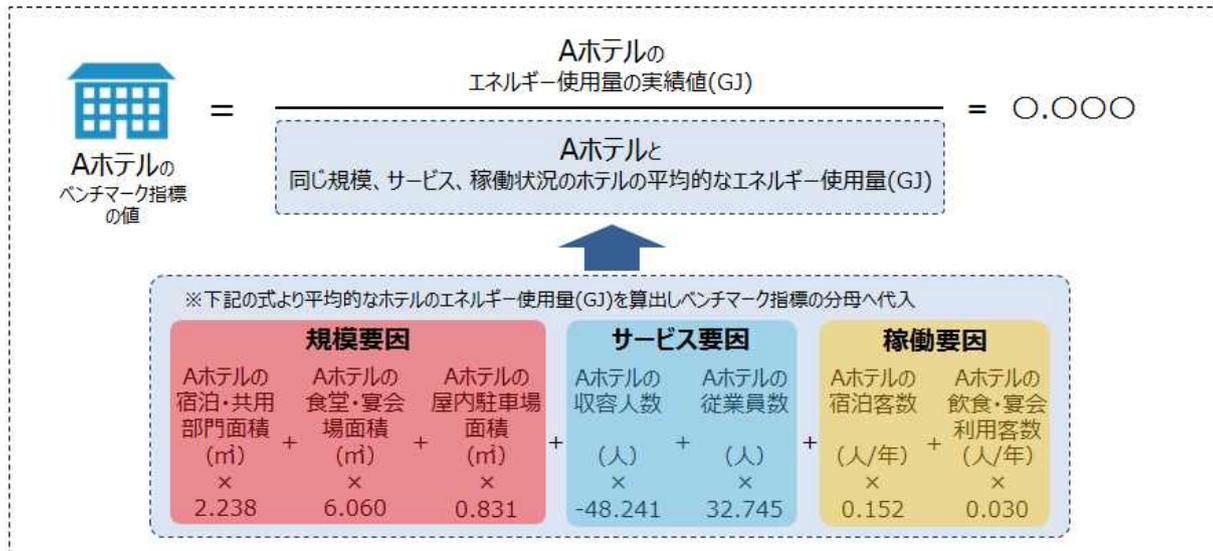
※2：「通常店舗」は、店舗面積が100㎡以上の店舗です。また「小型店舗」は、店舗面積が100㎡未満の店舗です。

- ・ 「当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量」とは、コンビニエンスストアの全店舗（直営店舗及び加盟店舗含む）の電気使用量を合計したものを指します。
- ・ 電気使用量については、他人から供給された電気（非化石燃料のみで発電された電気又は燃料電池から発生した電気、かつ、特定できるものを除く）及び自らの発電設備から供給した電気（非化石燃料のみで発電された電気又は燃料電池から発生した電気、かつ、特定できるものを除く）の合計使用量を計上してください。また、電気使用量には、店舗の事業活動に係るすべての電気を含むため、店頭看板、サインポール、などの屋外設備の電気使用量も含まれます。
- ・ 工場等内における事業から発生した副生エネルギー（熱、電気、石油製品、石炭製品等）を他社に販売している場合は、エネルギー使用量から「販売した副生エネルギーの量」を差し引いて得た値を用いることができます。
- ・ 「売上高の合計量」とは当該事業を行う全店舗（直営店舗及び加盟店舗含む）の売上高（税抜）の合計を指します。
- ・ 通常店舗と小型店舗の両方を保有している事業者の報告方は下記の通りです。
 - 通常店舗運営事業者：通常店舗数 又は 通常店舗の電気使用量の割合が全体の90%以上の者
→ 通常店舗と小型店舗をまとめて一つの指標として報告してください。
 - 通常店舗運営事業者：通常店舗数 又は 通常店舗の電気使用量の割合が全体の90%以上の者
→ 通常店舗と小型店舗をまとめて一つの指標として報告してください。
 - 通常店舗運営事業者：通常店舗数 又は 通常店舗の電気使用量の割合が全体の90%以上の者
→ 通常店舗と小型店舗をまとめて一つの指標として報告してください。

⑳ ホテル業に該当する事業者は以下に従って記入してください。

- ・ この項で、ホテル業とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業のうち、シティホテル又はリゾートホテルに分類されるものを指します。

・ホテル業の事業者は、ベンチマークの指標の状況を別表第5のベンチマーク指標の計算方法に従って計算した数値小数点以下第四位を四捨五入し記入してください。

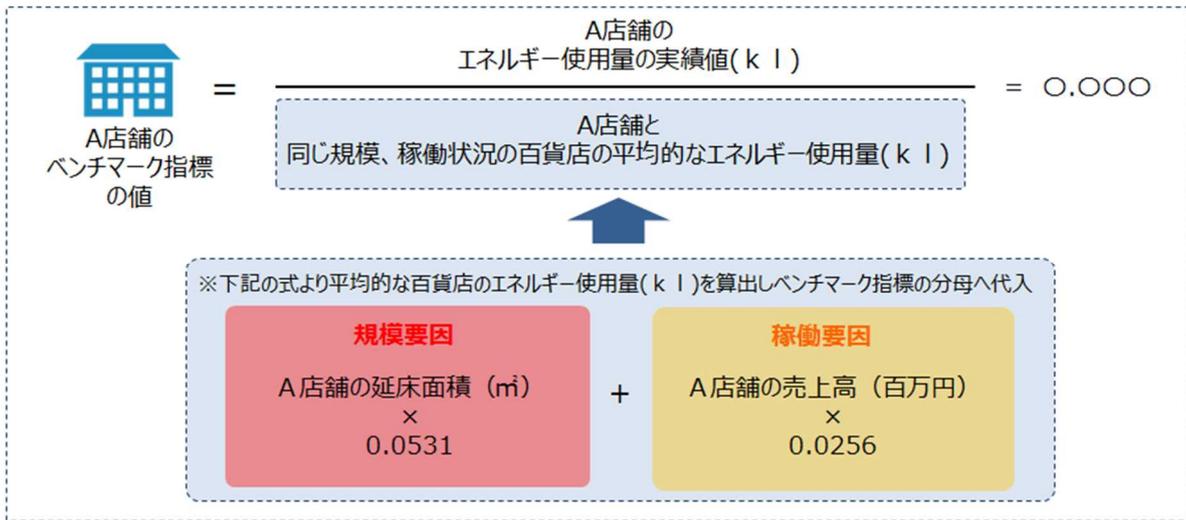


- ・「当該事業を行っているホテルにおけるエネルギー使用量」とは、当該ホテル（テナント含む）のエネルギー使用量を指します。
- ・エネルギー使用量については、特定-第2表に示した燃料、熱及び電気の熱量換算を用い、自らが使用し燃焼及び施行規則に定める用途に供した燃料、及び他人から供給された熱（非化石燃料のみで発生させられた熱で、かつ特定できるものを除く）、並びに他人から供給された電気（非化石燃料のみで発電された電気又は燃料電池から発生した電気、かつ、特定できるものを除く）の使用量を計上してください。
- ・工場等内における事業から発生した副生エネルギー（熱、電気、石油製品、石炭製品等）を他社に販売している場合は、エネルギー使用量から「販売した副生エネルギーの量」を差し引いて得た値を用いることができません。
- ・「宿泊・共用部門面積」は、延床面積から食堂・宴会場面積と屋内駐車場面積を除いた部分の床面積の合計を計上してください。
- ・「食堂・宴会場面積」は、食堂・宴会場（テナント含む）の利用客向け飲食スペースの床面積の合計を計上してください。
（補足）調理場、バックヤード、社員食堂、ホワイエは食堂・宴会場面積に含みません。
- ・増改築等により各面積に変更が生じた場合は、報告年度の年度末（3月末日）時点の延床面積としてください。
- ・「収容人数」は、報告年度の年度末（3月末日）時点のホテルの客室収容人数を計上してください。
- ・「従業員数」は、報告年度の年度末（3月末日）時点の社員数（正社員、契約社員）に、1日あたりの平均パート・アルバイト従業員数（※）を加えた人数を計上してください。
（※）パート・アルバイト従業員数は就業7時間あたりの人数（1日のパート・アルバイト従業員の総労働時間÷7）としてください。
- ・「宿泊客数」は、延べ宿泊客数を計上してください。
- ・「飲食・宴会利用客数」は、食堂・宴会場（テナント含む）の延べ利用人数を計上してください。
- ・該当するホテルが複数ある場合は、ホテルごとにエネルギー使用量、ベンチマーク指標を算出し、ホテルごとのエネルギー使用量により加重平均した値を事業者のベンチマーク指標の値として記入してください。

$$\text{事業者のベンチマーク指標の値} = \frac{\text{Aホテルのエネルギー使用量の実績値(GJ)} \times \text{Aホテルのベンチマーク指標の値} + \text{Bホテルのエネルギー使用量の実績値(GJ)} \times \text{Bホテルのベンチマーク指標の値}}{\left(\text{Aホテルのエネルギー使用量の実績値(GJ)} + \text{Bホテルのエネルギー使用量の実績値(GJ)} \right)} = \square. \square\square\square$$

⑳ 百貨店業に該当する事業者は以下に従って記入してください。

- ・百貨店業の事業者は、ベンチマークの指標の状況を別表第5のベンチマーク指標の計算方法に従って計算した数値小数点以下第四位を四捨五入し記入してください。



- ・「当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量」とは、当該店舗全体のエネルギー使用量（事務所、劇場、ホール、テナント、屋内駐車場等含む）を指します。当該店舗をテナントとして運営している場合は、当該事業に要するエネルギー使用量（共用部については当該事業に要するエネルギー使用量を算定して含む）となります。
- ・エネルギー使用量については、特定-第2表に示した燃料、熱及び電気の熱量換算及び原油換算（発熱量1ギガジュールを原油0.0258キロリットルとして換算）を用い、自らが使用し燃焼及び施行規則に定める用途に供した燃料、及び他人から供給された熱（非化石燃料のみで発生させられた熱で、かつ特定できるものを除く）、並びに他人から供給された電気（非化石燃料のみで発電された電気又は燃料電池から発生した電気、かつ、特定できるものを除く）の使用量を計上してください。
- ・工場等内における事業から発生した副生エネルギー（熱、電気、石油製品、石炭製品等）を他社に販売している場合は、エネルギー使用量から「販売した副生エネルギーの量」を差し引いて得た値を用いることができます。
- ・「延床面積」とは、店舗におけるエネルギー使用量の算定範囲に含まれる売場（テナント含む）、バックヤード、事務所、劇場、ホール、屋内駐車場等を含めた建物の各階の床面積を合計したものを指します。
- ・増改築等により延床面積に変更が生じた場合は、報告年度の年度末（3月末日）時点の延床面積としてください。
- ・「売上高」とは、店舗におけるエネルギー使用量の算定範囲に含まれる当該店舗（劇場、ホール、テナント等含む）の売上高（税抜）を指します。

「売上高」には、当該店舗で計上する外商、インターネットによる売上高も含まれますが、当該店舗外の事務所で販売を行っている場合の売上は含みません。

- ・ 該当する店舗が複数ある場合は、店舗ごとにエネルギー使用量、ベンチマーク指標を算出し、店舗ごとのエネルギー使用量により加重平均した値を事業者のベンチマーク指標の値として記入してください。

$$\text{事業者のベンチマーク指標の値} = \frac{\text{A店舗のエネルギー使用量の実績値(kl)} \times \text{A店舗のベンチマーク指標の値} + \text{B店舗のエネルギー使用量の実績値(kl)} \times \text{B店舗のベンチマーク指標の値}}{\left(\text{A店舗のエネルギー使用量の実績値(kl)} + \text{B店舗のエネルギー使用量の実績値(kl)} \right)} = \square.\square\square\square$$

⑫ 食料品スーパー業に該当する事業者は以下に従って記入してください。

- ・ 食料品スーパー業の事業者は、ベンチマークの指標の状況を別表第5のベンチマーク指標の計算方法に従って計算した数値小数点以下第四位で四捨五入し記入してください。

$$\text{店舗Aのベンチマーク指標の値} = \frac{\text{店舗Aのエネルギー使用量の実績値(GJ)}}{\text{店舗Aと同じ規模、稼働状況、設備規模の食料品スーパーの平均的なエネルギー使用量(GJ)}} = \square.\square\square\square$$

※下記の式より平均的な食料品スーパーのエネルギー使用量(GJ)を算出しベンチマーク指標の分母へ代入

店舗Aの延床面積 (㎡)	+	店舗Aの営業時間 (時間/年)	+	店舗Aの冷ケース尺数 (尺)
× 2.543		× 0.684		× 5.133

- ・ 「当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量」とは、建物全体のうち食料品スーパーとして営業している範囲のエネルギー使用量（バックヤード、事務所は含む。共用部については当該事業に要するエネルギー使用量を算定して含む。尚、テナント、屋内駐車場、屋上駐車場は除く。）を指します。
- ・ エネルギー使用量については、特定-第2表に示した燃料、熱及び電気の熱量換算を用い、自らが使用し燃焼及び施行規則に定める用途に供した燃料、及び他人から供給された熱（非化石燃料のみで発生させられた熱で、かつ特定できるものを除く）、並びに他人から供給された電気（非化石燃料のみで発電された電気又は燃料電池から発生した電気で、かつ、特定できるものを除く）の使用量を計上してください。
- ・ 「延床面積」は、店舗におけるエネルギー使用量の算定範囲に含まれる食料品スーパーとして営業している範囲（バックヤード、事務所は含む。共用部については当該事業に要する部分を算定（または面積按分等により算定）して含む。尚、テナント、屋内駐車場、屋上駐車場は除く。）の床面積の合計を計上してください。
- ・ 増改築等により延床面積に変更が生じた場合は、報告年度の年度末（3月末日）時点の延床面積としてください。
- ・ 「営業時間」は、報告年度の1年間（4月～翌3月）の営業時間を計上してください。
- ・ 「冷ケース尺数」は、側板を除く冷凍冷蔵ショーケースの横幅（外寸）の合計を〔尺〕の単位で計上してください。ショーケースの仕様としての横幅でも構いません。
- ・ 冷凍冷蔵ショーケースの扉の有・無や棚数は考慮しません。

- ・冷凍冷蔵ショーケースの電源を切って常温棚として使用しているもの（稼働率 50%未満）は除きます。
- ・増改築等により冷ケース尺数に変更が生じた場合は、報告年度の年度末（3月末日）時点の冷ケース尺数としてください。
- ・該当する店舗が複数ある場合は、店舗ごとにエネルギー使用量、ベンチマーク指標を算出し、店舗ごとのエネルギー使用量により加重平均した値を事業者のベンチマーク指標の値として記入してください。

$$\text{事業者のベンチマーク指標の値} = \frac{\text{店舗Aのエネルギー使用量の実績値 (GJ)} \times \text{店舗Aのベンチマーク指標の値} + \text{店舗Bのエネルギー使用量の実績値 (GJ)} \times \text{店舗Bのベンチマーク指標の値}}{\left(\text{店舗Aのエネルギー使用量の実績値(GJ)} + \text{店舗Bのエネルギー使用量の実績値(GJ)} \right)} = \square. \square\square\square$$

⑳ ショッピングセンター業に該当する事業者は以下に従って記入してください。

- ・ショッピングセンター業の事業者は、ベンチマークの指標の状況を別表第5のベンチマーク指標の計算方法に従って計算した数値小数点以下第五位を四捨五入し記入してください。



$$\text{A施設のベンチマーク指標の値} = \frac{\text{A施設のエネルギー使用量の実績値(kl)}}{\text{A施設の総延床面積(m}^2\text{)}} = 0.00000 \text{ (kl/m}^2\text{)}$$

- ・「当該事業を行っている施設におけるエネルギー使用量」とは、当該施設の自社の所有範囲全体（テナント、事務所、屋内駐車場、共用部等含む。尚、屋外駐車場および他社の所有範囲は除く。）のエネルギー使用量を指します。

（注意）特定-第6表における対象事業のエネルギー使用量は、テナント専用部のエネルギー管理権原の有・無に関わらず「当該事業を行っている施設におけるエネルギー使用量」の合計値を記入してください。

- ・エネルギー使用量については、**特定-第2表**に示した燃料、熱及び電気の熱量換算及び原油換算（発熱量1ギガジュールを原油0.0258キロリットルとして換算）を用い、自らが使用し燃焼及び施行規則に定める用途に供した燃料、及び他人から供給された熱（非化石燃料のみで発生させられた熱で、かつ特定できるものを除く）、並びに他人から供給された電気（非化石燃料のみで発電された電気又は燃料電池から発生した電気、かつ、特定できるものを除く）の使用量を計上してください。
- ・工場等内における事業から発生した副生エネルギー（熱、電気、石油製品、石炭製品等）を他社に販売している場合は、エネルギー使用量から「販売した副生エネルギーの量」を差し引いて得た値を用いることができません。
- ・「延床面積」は、施設におけるエネルギー使用量の算定範囲に含まれる当該施設の床面積の合計を計上してください。
- ・増改築等により延床面積に変更が生じた場合は、報告年度の年度末（3月末日）時点の延床面積としてください。
- ・報告年度中に開店または閉店した施設は報告対象外としてください。
- ・該当する施設が複数ある場合は、施設ごとにエネルギー使用量、ベンチマーク指標を算出し、施設ごとのエネルギー使用量により加重平均した値を事業者のベンチマーク指標の値として記入してください。

$$\text{事業者のベンチマーク指標の値} = \frac{\text{A施設のエネルギー使用量の実績値 (kl)} \times \text{A施設のベンチマーク指標の値 (kl/m}^2\text{)} + \text{B施設のエネルギー使用量の実績値 (kl)} \times \text{B施設のベンチマーク指標の値 (kl/m}^2\text{)}}{\left(\text{A施設のエネルギー使用量の実績値(kl)} + \text{B施設のエネルギー使用量の実績値(kl)} \right)} = \square. \square\square\square\square \text{ (kl/m}^2\text{)}$$

⑳ 貸事務所業に該当する事業者は以下に従って記入してください。

・貸事務所業の事業者は、ベンチマークの指標の状況を別表第5のベンチマーク指標の計算方法に従って計算した数値小数点以下第二位を四捨五入し記入してください。

・詳細は、省エネルギーポータルサイト「定期報告書関連」から「貸事務所業のベンチマーク制度 制度の概要 (PDF)」を参照ください（掲載箇所は巻末参照）。

【ベンチマーク指標】

・貸事務所業のベンチマーク指標：「面積区分値（A）に面積区分ごとのエネルギー使用量（特殊なエネルギー使用量を除く）を乗じた値の合計を、事業者全体のエネルギー使用量（特殊なエネルギー使用量を除く）で除した値」

$$\text{各事業者のベンチマーク指標算定式} = \frac{\sum \left[\text{面積区分値 (A)} \times \text{面積区分ごとのエネルギー使用量の合計} \right]}{\text{事業者全体のエネルギー使用量}} = \square.\square\square$$

・面積区分値（A）：「面積区分ごとの事業所におけるエネルギー使用量（特殊なエネルギー使用量を除く）の合計量を面積区分ごとの延床面積（特殊なエネルギー使用面積を除く）の合計量にて除した値を、面積区分ごとに定める基準値にて除した値」

$$\text{面積区分値 (A)} = \frac{\text{面積区分ごとのエネルギー使用量の合計} - \text{特殊なエネルギー使用量の合計}}{\text{面積区分ごとの延床面積の合計} - \text{特殊なエネルギー使用面積の合計}} \div \text{面積区分ごとに定める基準値 (※)}$$

※面積区分ごとに定める基準値

区分Ⅰ（1万㎡未満）	: 870MJ/㎡
区分Ⅱ（1万㎡以上3万㎡未満）	: 915MJ/㎡
区分Ⅲ（3万㎡以上）	: 1,063MJ/㎡

【対象となる事業所】

- ・ベンチマーク指標の算定の対象となる事業所の延床面積は、2,000㎡以上です。
- ・貸事務所と共用部の面積が建物全体の50%未満の事業所（主たる用途が貸事務所ではない事業所）は、当該建物は算定から除外してください。

【対象となる用途】

- ・貸事務所及び共用部だけでなく、貸事務所以外の用途を含めて評価対象となります。
- ・他のベンチマーク制度の評価対象用途のテナントは、評価対象からは除外できます。

【エネルギー使用量の評価】

- ・特殊なエネルギー使用量及び使用面積（データセンター、貸研究施設）は、ベンチマーク指標の算定において除外できます。

- ・テナントのコンセント等のエネルギー使用量は、ビルオーナーの管理権原の有無にかかわらず、ベンチマーク指標算定に含めてください。
- ・区分所有ビルの定期報告において、エレベーター等の共用部分は「区分所有者で協議の上、1者が共用部全体を算入する必要」があり、「共用部分を所有割合に応じて案分する」といった方法は定められていません。共用部におけるエネルギー使用量は、貸事務所運営者のエネルギー使用量として算入することとし、複数で共有する場合には、いずれか1者が算入してください。
- ・ベンチマーク指標の算定期間は以下のとおりです。

延床面積：報告年度の4月1日時点の入居テナント

エネルギー：報告年度の4月1日時点の入居テナントの年間エネルギー消費量（前年度実績値）

②⑤ 大学に該当する事業者は以下に従って記入してください。

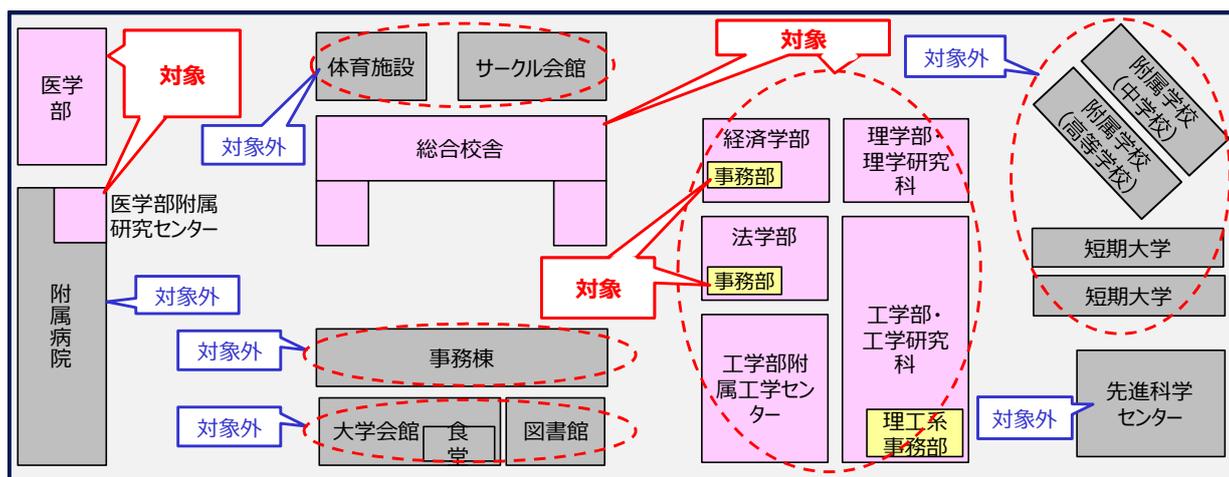
- ・大学の事業者は、ベンチマークの指標の状況を別表第5のベンチマーク指標の計算方法に従って計算した数値小数点以下第四位を四捨五入し記入してください。

$$\begin{array}{c}
 \text{Aキャンパスの} \\
 \text{ベンチマーク指標の値}
 \end{array}
 = \frac{\text{Aキャンパスの当該事業の} \\
 \text{エネルギー使用量の実績値(k l)}}{\text{Aキャンパスと} \\
 \text{同一の特徴を持つキャンパスの} \\
 \text{標準的なエネルギー使用量(k l)}} = 0.000$$

※下記の式より標準的なキャンパスのエネルギー使用量(k l)を算出しベンチマーク指標の分母へ代入

文系+その他学部 の面積 (㎡) × 0.022	+	理系+医系学部 の面積 (㎡) × 0.047
--------------------------------------	---	-------------------------------------

- ・大学のベンチマーク制度の対象範囲は、大学が一般的に共通に有している「学部・大学院に属する施設」とし、下図におけるピンク色の施設のエネルギー使用量および面積を対象とします。



(補足) 下記の施設は「学部・大学院に属する施設」の対象範囲に含みません。

- ・附属病院・附属学校（例：中学校・高校・短大）
- ・組織体制上、学部・大学院から独立した研究センター（例：先進科学センター）

・大学の経営や運営に係るいわゆる間接部門（例：事務棟。ただし、各学部・大学院に個別に設置されている事務部門は算定範囲に含む。）

・複数の学部・大学院横断で使用される共用施設（例：大学会館、図書館、体育施設、サークル会館）

- ・「当該事業を行っているキャンパスにおける当該事業のエネルギー使用量」とは、大学が一般的に共通に有している「学部・大学院に属する施設」のエネルギー使用量を指します。
- ・工場等内における事業から発生した副生エネルギー（熱、電気、石油製品、石炭製品等）を他社に販売している場合は、エネルギー使用量から「販売した副生エネルギーの量」を差し引いて得た値を用いることができます。
- ・エネルギー使用量については、**特定-第2表**に示した燃料、熱及び電気の熱量換算及び原油換算を用い、自らが使用し燃焼及び施行規則に定める用途に供した燃料、及び他人から供給された熱（非化石燃料のみで発生させられた熱で、かつ特定できるものを除く）、並びに他人から供給された電気（非化石燃料のみで発電された電気又は燃料電池から発生した電気、かつ、特定できるものを除く）の使用量を計上してください。
- ・対象施設ごとのエネルギー使用量がわからない場合は、過去のエネルギー使用量実績を元に推計するか、面積等のエネルギー使用量と密接に関係する値から推計して、算出してください。
- ・「文系学部とその他学部の面積」、「理系+医系学部の面積」とは、学科系統分類表に基づき、「文系」「理系」「医系」「その他」に分類した学部の面積を指します。
- ・一般教養棟は、「その他学部」に該当します。
- ・同一の対象施設を、異なる学部で使用している場合は、延床面積・エネルギー使用量とも、廊下・トイレ等の共用部を含めて、授業数（または他の根拠に基づく値）で案分してください。
- ・同一の講義室を、異なる学部で使用している場合は、延床面積・エネルギー使用量とも、授業数（または他の根拠に基づく値）で案分してください。
- ・同一の対象施設（講義室）を、大学とベンチマーク制度対象外施設（短大等）で使用している場合は、延床面積は、当該講義室の面積を使用してください（案分はしない）。エネルギー使用量は、授業数（または他の根拠に基づく値）で案分し、大学の相当分を算入してください。
- ・共用施設は、一つの学部のみで使用している場合であっても、対象施設に含めません。
- ・屋外の施設（駐車場、駐輪場等）は対象施設に含めません。屋外施設に係るエネルギー使用量を除外できない場合は、延床面積には含めず、エネルギー使用量のみ含めてください。
- ・増改築等により各面積に変更が生じた場合は、報告年度の年度末（3月末日）時点の面積としてください。
- ・報告年度の年度末（3月末日）時点で、年間を通じた空き室（改修等で使用していない部屋・建屋を含む）がある場合は、延床面積から除外してください。
- ・該当するキャンパスが複数ある場合は、キャンパスごとにエネルギー使用量、ベンチマーク指標を算出し、キャンパスごとのエネルギー使用量により加重平均した値を事業者のベンチマーク指標の値として記入してください。

$$\begin{array}{l}
 \text{事業者の} \\
 \text{ベンチマーク指標} \\
 \text{の値}
 \end{array}
 = \frac{
 \begin{array}{l}
 \text{Aキャンパスの当該事業} \\
 \text{のエネルギー使用量} \\
 \text{の実績値 (kl)}
 \end{array}
 \times \begin{array}{l}
 \text{Aキャンパスの} \\
 \text{ベンチマーク指標} \\
 \text{の値}
 \end{array}
 + \begin{array}{l}
 \text{Bキャンパスの当該事業} \\
 \text{のエネルギー使用量} \\
 \text{の実績値 (kl)}
 \end{array}
 \times \begin{array}{l}
 \text{Bキャンパスの} \\
 \text{ベンチマーク指標} \\
 \text{の値}
 \end{array}
 }{
 \begin{array}{l}
 \text{Aキャンパスの当該事業の} \\
 \text{エネルギー使用量の実績値(kl)}
 \end{array}
 + \begin{array}{l}
 \text{Bキャンパスの当該事業の} \\
 \text{エネルギー使用量の実績値(kl)}
 \end{array}
 }
 = \square. \square\square\square$$

②⑥ パチンコホール業に該当する事業者は以下に従って記入してください。

- ・パチンコホール業の事業者は、ベンチマークの指標の状況を別表第5のベンチマーク指標の計算方法に従って計算した数値小数点以下第四位を四捨五入し記入してください。

$$\begin{array}{c}
 \text{A店舗の} \\
 \text{エネルギー使用量の実績値(kI)} \\
 \hline
 \text{A店舗と} \\
 \text{同じ規模、設備規模、稼働状況の店舗の} \\
 \text{標準的なエネルギー使用量(kI)} \\
 \hline
 = 0.000
 \end{array}$$

※下記の式より標準的な店舗のエネルギー使用量(kI)を算出しベンチマーク指標の分母へ代入

延床面積 (㎡) × 0.061	+	ぱちんこ遊技機台数(台) × 年間営業時間(h) / 1000 × 0.061	+	回胴式遊技機台数(台) × 年間営業時間(h) / 1000 × 0.076
---------------------------	---	---	---	--

- ・エネルギー使用量については、特定-第2表に示した燃料、熱及び電気の熱量換算及び原油換算 を用い、自らが使用し燃焼及び施行規則に定める用途に供した燃料、及び他人から供給された熱（非化石燃料のみで発生させられた熱で、かつ特定できるものを除く）、並びに他人から供給された電気（非化石燃料のみで発電された電気又は燃料電池から発生した電気、かつ、特定できるものを除く）の使用量を計上してください。
- ・工場等内における事業から発生した副生エネルギー（熱、電気、石油製品、石炭製品等）を他社に販売している場合は、エネルギー使用量から「販売した副生エネルギーの量」を差し引いて得た値を用いることができます。
- ・「延床面積」は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（風営法）に基づく営業許可を受けた営業所の範囲内にある事務所等のバックヤード、通路、エレベーター、飲食・休憩スペース等を含みます。（補足）駐車場（屋内・屋上・屋外・機械式等）は除く。
- ・増改築等により延床面積に変更が生じた場合は、報告年度の年度末（3月末日）時点の面積としてください。報告年度の途中に開店した店舗については、報告年度の年度末（3月末日）時点の面積としてください。報告年度の途中に閉店した店舗については、閉店時点の面積としてください。
- ・「遊技機台数」は、報告年度の年度末（3月末日）時点の遊技機台数としてください。報告年度の途中に開店した店舗については、報告年度の年度末（3月末日）時点の台数としてください。報告年度の途中に閉店した店舗については、閉店時点の台数としてください。
- ・「年間営業時間」は、1年間（4月～翌年3月）の営業時間としてください。報告年度の途中に開店した店舗については、開店日から報告年度の年度末（3月末日）までの営業時間としてください。報告年度の途中に閉店した店舗については、4月から閉店日までの営業時間としてください。
- ・該当する店舗が複数ある場合は、店舗ごとにエネルギー使用量、ベンチマーク指標を算出し、店舗ごとのエネルギー使用量により加重平均した値を事業者のベンチマーク指標の値として記入してください。

$$\text{事業者のベンチマーク指標の値} = \frac{\text{A店舗のエネルギー使用量の実績値 (kl)} \times \text{A店舗のベンチマーク指標の値} + \text{B店舗のエネルギー使用量の実績値 (kl)} \times \text{B店舗のベンチマーク指標の値}}{\left(\text{A店舗のエネルギー使用量の実績値(kl)} + \text{B店舗のエネルギー使用量の実績値(kl)} \right)} = \square. \square \square \square$$

※3店舗以上の場合、上記と同様に加重平均した値を算出してください。

⑰ 国家公務に該当する事業者は以下に従って記入してください。

- ・国家公務に該当する事業者は、ベンチマークの指標の状況を別表第5のベンチマーク指標の計算方法に従って計算した数値小数点以下第五位を四捨五入し記入してください。
- ・国家公務におけるベンチマーク指標は、当該庁舎における当該事業のエネルギー使用量の実績値を当該庁舎と同じ規模、稼働状況の庁舎の標準的なエネルギー使用量の予測値で除した値です。

$$\text{A庁舎のベンチマーク指標の値} = \frac{\text{A庁舎の当該事業のエネルギー使用量の実績値(kl)}}{\text{A庁舎と同じ規模、稼働状況の庁舎の標準的なエネルギー使用量(kl)}} = \square. \square \square \square$$

※下記の式より標準的な事業所のエネルギー使用量(kl)を算出しベンチマーク指標の分母へ代入

$$\text{電算室部分の標準的なエネルギー使用量 (kl)} + \text{電算室部分以外の標準的なエネルギー使用量 (kl)}$$

(=0.2744×電算室部分の面積+96.743) (=0.023×電算室部分以外の面積+0.191×職員数)

- ・エネルギー使用量については、特定-第2表に示した燃料、熱及び電気の熱量換算及び原油換算 を用い、自らが使用し燃焼及び施行規則に定める用途に供した燃料、及び他人から供給された熱（非化石燃料のみで発生させられた熱で、かつ特定できるものを除く）、並びに他人から供給された電気（非化石燃料のみで発電された電気又は燃料電池から発生した電気、かつ、特定できるものを除く）の使用量を計上してください。
- ・工場等内における事業から発生した副生エネルギー（熱、電気、石油製品、石炭製品等）を他社に販売している場合は、エネルギー使用量から「販売した副生エネルギーの量」を差し引いて得た値を用いることができません。
- ・エネルギー使用量と面積の算入対象は、自府省庁が管理官署である場合、自府省庁事務所部分（事務所、会議室、電算室等）および共用部分（エレベーター、通路、トイレ、階段、空調機械室等）です。他府省庁または他事業者が管理官署である場合、自府省庁事務所部分のみとなります。
- ・対象外の用途を含む事務所の場合、当該用途部分のみを差し引いて算出してください。エネルギー使用量を用途別に計量していない場合は、面積等で按分して算出してください。
- ・増改築等により面積に変更が生じた場合は、報告年度の年度末（3月末日）時点の面積としてください。
- ・「職員数」は、報告年度の年度末（3月末日）時点で、事業所に通年で勤務する自府省庁職員数（非常勤職員、期間業務職員等を含む）としてください。

- ・該当する庁舎が複数ある場合は、当該庁舎ごとに算出したベンチマーク指標について、庁舎ごとの当該事業のエネルギー使用量により加重平均して事業者のベンチマーク指標の値として記入してください。

$$\begin{array}{c}
 \text{事業者の} \\
 \text{ベンチマーク指標} \\
 \text{の値}
 \end{array}
 = \frac{
 \begin{array}{c}
 \text{A庁舎の当該事業} \\
 \text{のエネルギー使用量} \\
 \text{の実績値 (kl)}
 \end{array}
 \times \begin{array}{c}
 \text{A庁舎の} \\
 \text{ベンチマーク指標} \\
 \text{の値}
 \end{array}
 + \begin{array}{c}
 \text{B庁舎の当該事業} \\
 \text{のエネルギー使用量} \\
 \text{の実績値 (kl)}
 \end{array}
 \times \begin{array}{c}
 \text{B庁舎の} \\
 \text{ベンチマーク指標} \\
 \text{の値}
 \end{array}
 }{
 \left(\begin{array}{c}
 \text{A庁舎の当該事業の} \\
 \text{エネルギー使用量の実績値(kl)}
 \end{array}
 + \begin{array}{c}
 \text{B庁舎の当該事業の} \\
 \text{エネルギー使用量の実績値(kl)}
 \end{array}
 \right)
 }
 = \square . \square \square \square$$

- ・詳細は、省エネルギーポータルサイト「定期報告書関連」から「国家公務のベンチマーク制度 制度の概要(PDF)」を参照ください（掲載箇所は巻末参照）。

(8) 特定-第7表

特定-第7表 判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

1-1 判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、根拠となる情報

備考1 判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり補正係数を用いる場合には、補正前のベンチマーク指標、補正の根拠となる値及び補正算定式を記入すること。

2 洋紙製造業（4 A）のベンチマーク指標報告事業者は、当該事業における再生可能エネルギーの使用率及びその種類を記入し、再生可能エネルギー使用率が72%未満の者は、当該使用率に応じたベンチマーク目標値及びその算定式を記入すること。

3 貸事務所業（12）のベンチマーク指標報告事業者は、ベンチマーク指標の算出に当たり用いた面積区分（判断基準の別表第5 備考6に規定する面積区分をいう。）ごとのエネルギー使用量及び延床面積を記入すること。また、ベンチマーク指標の算出に当たり特殊なエネルギー使用量及び特殊なエネルギー使用面積（判断基準の別表第5 備考7に規定する「特殊なエネルギー使用量」及び「特殊なエネルギー使用面積」をいう。）を控除した場合には、当該エネルギー使用量及び使用面積を記入すること。

1-2 判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

①**特定-第7表 1-1**及び**特定-第7表 1-2**は、**別表第5**に示される事業を実施している事業者のみ記入することができます。対象事業を行っていない場合には、斜線を引いてください。

②電炉による普通鋼製造業、電炉による特殊鋼製造業、洋紙製造業、板紙製造業及び貸事務所業のいずれかに該当する事業者は、ベンチマーク指標等の算出に当たり根拠となる情報を**特定-第7表 1-1**に記入してください

い。

- ③**特定-第7表 1-2**には、ベンチマーク指標の状況に関し、ベンチマーク指標の当該年度の状況を別表第5に示されている目指すべき水準と比較する等の分析を行い、対象となる事業所名、未達の理由及び当該事業者が抱えている事情等、参考となる情報を記入してください。

特定 - 第7表

2 電力供給業のベンチマーク指標の算出に関し、参考となる情報

発電方式	発電効率 (%)	火力発電量に占める発電量比率 (%)
石炭による火力発電		
可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電		
石油その他の燃料による火力発電		

備考 電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電方式ごとの「発電効率」と「火力発電量に占める発電量比率」を記入すること。

設備の名称	
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比(%)、④原料原産国 (バイオマスのみ記入))	
設備から得られた電気のエネルギー量(千kWh)	
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量 (GJ)	
設備に投入したエネルギー量(GJ)	
設備に投入した副生物のエネルギー量(GJ)	
設備に投入したバイオマスのエネルギー量(GJ)	

備考 電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電設備のうち、副生物又はバイオマスを投入した発電設備については投入した副生物又はバイオマスのエネルギー量等、熱電併給型動力発生装置については熱として活用した量等を記入すること。

- ① **特定-第7表 2**は、電力供給業に該当する事業者のみ記入ください。
- ② 1つ目の表において、電力供給業に該当する事業者は、燃料種別の火力発電方式ごとに「発電効率」と「火力発電量に占める発電量比率」を記入してください。
- ③ 2つ目の表において、電力供給業に該当する事業者は、副生物若しくはバイオマスを投入した発電設備又は熱電併給型動力発生装置について記入してください。

※別添資料8記載例参照

特定 - 第7表

3 電力供給業のベンチマーク指標の向上に関して共同で実施した措置に関し、参考となる情報

①電力供給業のベンチマーク制度の対象事業者同士で、ベンチマーク指標の向上に向けた共同取組を実施している場合は記入してください。

②共同取組を行った事業者は共同取組の内容、共同する相手などを記入してください。

(9) 特定-第8表

特定-第8表 事業者のエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

I エネルギーの使用の合理化の基準	
I-1 全ての事業者が取り組むべき事項	
<p>(1) 取組方針の策定</p> <p>設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針（中長期的な計画を含む。以下「取組方針」という。）を定めること。</p> <hr/> <p>取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、当該目標を達成するための設備の運用、新設及び更新に対する方針を含めること。</p>	<input type="checkbox"/> 策定している <input type="checkbox"/> 策定していない <input type="checkbox"/> 全て含めている <input type="checkbox"/> 大半含めている <input type="checkbox"/> 一部含めている <input type="checkbox"/> 含めていない
<p>(2) 管理体制の整備</p> <p>設置している全ての工場等について、全体として効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。</p>	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない （整備完了予定年 年度）
<p>(3) 責任者等の配置等</p> <p>(2)で整備された管理体制に「エネルギー管理統括者」、「エネルギー管理企画推進者」並びに「エネルギー管理者」及び「エネルギー管理員」を配置すること。</p>	<input type="checkbox"/> 配置済み <input type="checkbox"/> 一部配置している <input type="checkbox"/> 配置していない
<p>①エネルギー管理統括者の責務</p> <p>ア. 設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持、新設、改造及び撤去並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。</p> <hr/> <p>イ. 取組方針に従い、エネルギー管理者及びエネルギー管理員に対し取り組むべき業務を指示するなど、当該取組方針に掲げるエネルギーの使用の合理化に関する目標の達成に係る監督を行うこと。</p> <hr/> <p>ウ. 取組方針の遵守状況やエネルギー管理者及びエネルギー管理員からの報告等を踏まえ、次期の取組方針の案を取りまとめ、取締役会等の業務執行を決定する機関への報告を行うこと。</p> <hr/> <p>エ. エネルギーの使用の合理化に資する人材（エネルギー管理者及びエネルギー管理員等）を育成すること。</p>	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
<p>②エネルギー管理企画推進者の責務</p> <p>エネルギー管理統括者とエネルギー管理者及びエネルギー管理員間の意思疎通の円滑化を図ること等によりエネルギー管理統括者の業務を補佐すること。</p>	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
<p>③現場実務を管理する者の責務</p> <p>ア. 設置している工場等ごとにおけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消</p>	<input type="checkbox"/> 全ての工場等で実施している <input type="checkbox"/> 大半の工場等で実施している

<p>費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視)の実施状況等を把握すること。</p>	<input type="checkbox"/> 一部の工場等で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
<p>イ. 取組方針やエネルギー管理統括者からの指示等を踏まえ、エネルギーの使用の合理化に関する業務を確実に実施すること。</p>	<input type="checkbox"/> 全ての工場等で実施している <input type="checkbox"/> 大半の工場等で実施している <input type="checkbox"/> 一部の工場等で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
<p>ウ. ア. のエネルギー管理を踏まえた工場等のエネルギーの使用の合理化の状況に係る分析結果についてエネルギー管理統括者に対する報告を行うこと。</p>	<input type="checkbox"/> 全ての工場等で実施している <input type="checkbox"/> 大半の工場等で実施している <input type="checkbox"/> 一部の工場等で実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
<p>(4) 資金・人材の確保 エネルギーの使用の合理化を図るために必要な資金・人材を確保すること。</p>	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
<p>(5) 従業員への周知・教育 設置している全ての工場等における従業員に取組方針の周知を図るとともに、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する教育を行うこと。</p>	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
<p>(6) 取組方針の遵守状況の確認等 客観性を高めるため内部監査等の手法を活用することの必要性を検討し、その設置している工場等における取組方針の遵守状況を確認するとともに、その評価を行うこと。なお、その評価結果が不十分である場合には改善を行うこと。</p>	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
<p>(7) 取組方針の精査等 取組方針及び遵守状況の評価方法を定期的に精査し、必要に応じ変更すること。</p>	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
<p>(8) 文書管理による状況把握 (1)取組方針の策定、(2)管理体制の整備、(3)責任者等の配置等、(6)取組方針の遵守状況の確認等及び(7)取組方針の精査等の結果を記載した書面を作成、更新及び保管することにより、状況を把握すること。</p>	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない

I-2	
1 工場等单位、設備単位での基本的実施事項	
(1) 設備の運転効率化や生産プロセスの合理化等による生産性の向上を通じ、エネルギーの使用の合理化を図ること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
(2) エネルギー管理に係る計量器等の整備を行うこと。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない (整備予定年 年度)
(3) エネルギー消費量の大きい設備の廃熱等の発生状況を、優先順位等をつけて把握・分析し課題を抽出すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
(4) 既存の設備に関し、エネルギー効率や老朽化の状況等を把握・分析し、エネルギーの使用の合理化の観点から更新、改造等の優先順位を整理すること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
(5) エネルギーを消費する設備の選定、導入においては、エネルギー効率の高い機器を優先するとともに、その能力・容量に係る余裕度の最適化に努めること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
(6) 休日や非操業時等においては、操業の開始及び停止に伴うエネルギー損失等を考慮した上でエネルギー使用の最小化に努めること。	<input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 大半で実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない
II エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置	
ISO50001 の活用状況	<input type="checkbox"/> 認証取得している <input type="checkbox"/> 認証取得を検討している (取得予定年 年度) <input type="checkbox"/> 検討していない

① I 及び II の各項目について、該当するものに「■」印又は「☑」印を付して、年度を記載する項目については、整備完了・整備する予定年度を記入してください。選択肢の中に、「大半含めている/大半で実施している/大半の工場等で実施している」と「一部含めている/一部実施している/一部の工場等で実施している」については、それぞれの事項について全てが定量的に判断できるものではなく、例えば定量的に判断する場合は、対応が過半数に達して場合は「大半で実施している等」を、そうでない場合は「一部実施している等」を選択し、定量的に判断が困難な場合は、事業者の取組状況等を総合的に勘案して判断していただきたい。

②各項目については、以下に従って記入してください。

I エネルギーの使用の合理化の基準

I-1 全ての事業者が取り組むべき事項

・1-1(1)取組方針の策定

「エネルギーの使用の合理化の取組方針(中長期的な計画を含む。)」とは、省エネの目標、省エネ設備の新設・更新等に関する事項を明確にしている場合には「整備している」の項目に「■」印又は「☑」印を付してください。例えば、取組方針はエネルギーの使用に係る原単位、電気需要平準化評価原単位や中長期計画書の内容をベースに設定する方法もあります。

取組方針を「策定していない」を選択した場合、1-1(3)①イ、③イ、(5)から(8)は「実施していない」を選択してください。

・1-1(2)管理体制の整備

全体として効率的かつ効果的な管理体制とは、例えば、本社事務所にエネルギー管理統括者を中心とした体制(委員会など)を整え、省エネのためのPDCAを回すための体制が整備されていることなどがあげられます。

・1-1(3)責任者等の配置等

「エネルギー管理企画推進者」、「エネルギー管理者」又は「エネルギー管理員」が「選任中」(選任すべき事由が生じた日から六月以内)の場合には、定期報告書の作成実務者(作成実務者)を当該「エネルギー管理企画推進者」、「エネルギー管理者」又は「エネルギー管理員」が「配置済み」とみなしてください。

①～③についても、「選任中」の場合に作成実務者等が実務をこなしている場合は、「配置済み」とみなしてください。

③現場実務を管理する者の責務は、指定工場等を持たない工場・事業場も対象となり、全ての事業者が報告する必要があります。

・1-1(4)資金・人材の確保

エネルギーの使用の合理化を図るために必要な資金及び人材を確保している場合には、「実施している」の項目に「■」印又は「☑」印を付してください。例えば、省エネ設備投資のための予算確保等、省エネに関する資格取得を推進すること等があります。

・1-1(5)従業員への周知・教育

設置している工場等又は加盟している工場等における従業員への取組方針の周知の実施状況及びエネルギーの使用の合理化に関する教育を実施している場合は「実施している」の項目に「■」印又は「☑」印を付してください。例えば、取組方針を社内掲示板やイントラネットを活用して周知を図ること、社内研修や講習会等

を通じて省エネに関する教育を図ること等があります。

・ 1-1(6)取組方針の遵守状況の確認等

取組方針の遵守状況の確認・評価、改善指示を実施している場合には、「実施している」の項目に「■」印又は「☑」印を付してください。省エネのためのPDCAサイクルを回すための重要な項目で取組方針の実施状況として、その達成度や問題点を把握し、改善していくことを求めているものです。

・ 1-1(7)取組方針の精査等

策定された取組方針とその評価方法の定期的なチェックがなされ、(必要に応じ)改正がなされている場合には、「実施している」の項目に「■」印又は「☑」印を付してください。

・ 1-1(8)文書管理による状況把握

書面を電子化した場合には、必ずしも書面で保管しておく必要はありません。作成・更新・保管をしている場合は「実施している」の項目に「■」印又は「☑」印を付してください。例えば、社内規程や報告書として保存していることなどがあります。

・ I-2

・ 1 工場等单位、設備単位での基本的実施事項

(1)から(6)の基本的実施事項を行うにあたり、取組方針や工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(平成21年経済産業省告示第66号)などを参考に実施状況について該当する項目に「■」印又は「☑」印を付してください。

・ II エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

ISO50001を認証取得している場合は「実施している」の項目に「■」印又は「☑」印を付してください(事業所単位で認証取得している場合も含む)。

(10) 特定-第9表

特定-第9表 その他事業者が実施した措置

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措 置 の 概 要

2 電気の需要の平準化に資する措置に関する事項

措 置 の 概 要

① 当該年度において、エネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に関し実施した省エネルギー活動、体制整備等の措置について記入してください。なお、特定の工場等のみで実施した措置である場合には、該当する工場等の名称も付記してください。

[記入例]

- ・省エネルギー推進組織の新設又は整備若しくは活動
- ・エネルギー診断担当業務組織の新設又は整備若しくは活動
- ・省エネルギー活動計画の策定及び実施の状況
- ・エネルギー効率向上のための基準の策定、改廃の状況
- ・エネルギー効率向上のための設備等の整備
- ・共同省エネルギー事業の実施

3 中長期計画書記載事項の実施状況

内容	中長期計画作成指針	該当する工場等	中長期計画書記載の有無	実施状況
		①	②	

備考 「内容」の欄、「中長期計画作成指針」の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書のⅡの3に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

① 昨年度（提出免除の事業者は直近）に提出した中長期計画書において、報告対象年度に実施することとされている内容を転記してください。なお、中長期計画書に記載がないものについてもここに記載することは可能です。その場合、「中長期計画書記載の有無」は「無」、それ以外の場合は「有」と記載してください。

② 記載した各計画内容の実施状況を記載してください。なお、複数年度にわたって実施する事項については、報告対象年度に実施予定であった部分の実施状況を記載してください。

○：予定通り実施

△：計画より小規模の投資、実施の遅延があったが実施

×：未実施

—：中長期計画書に記載なし

4 新設した発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

①

設備の名称	
設備を設置した工場等の名称	
設備を設置した工場等の所在地	〒
運転開始年月日	
設備容量(kW)	
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比(%）、④原料原産国(バイオマス燃料のみ記入))	②
設計効率(発電端・HHV)(%)	③
設備から得られる電気のエネルギー量(千 kWh)	④
設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)	
設備に投入するエネルギー量(GJ)	
設備に投入する副生物のエネルギー量(GJ)	④
設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)	
発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項	⑤

- 備考 1 電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であつて、当該年度に運転開始したもののみ記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。
- 2 「燃料種ごとの基本情報」の欄には、新設時に想定する項目を記入すること。
- 3 「設計効率」の欄には、新設時に想定する定格時の発電効率を記入すること。
- 4 バイオマス燃料若しくは副生物を石炭と混焼する場合又はバイオマス燃料を石炭以外の化石燃料と混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料又は副生物の代わりに石炭等の化石燃料を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料又は副生物を使用する場合の設計効率を記入すること。バイオマス燃料及び副生物を石炭と混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料及び副生物の代わりに石炭を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料及び副生物を使用する場合の設計効率を記入すること。
- 5 「設備から得られる電気のエネルギー量」「設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入するエネルギー量」「設備に投入する副生物のエネルギー量」「設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、「設計効率」の欄に記入する発電効率の算出に関して用いた新設時に想定する年間の量を記入すること。

① 当該年度において、運転を開始した発電専用設備（電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供するもの）について記入してください。（ただし、離島に設置したものは除く）

※別添資料9の記載例参照

② 「燃料種ごとの基本情報」欄には、新設時に想定する項目を下記の通り記入してください。

[記載例]

- ・ ①石炭、②200,000t、③92%、④—
- ・ ①木材チップ、②40,000t、③5%、④日本
- ・ ①パーム椰子殻、②10,000t、③3%、④マレーシア

③ 「設計効率（発電端・HHV）」欄には、新設時に想定する定格の発電効率を下記の例に従って記入してください。

下記⑤に掲げる配慮事項に該当せず、かつ、バイオマス燃料・副生物を石炭と混焼する場合は、バイオマス燃料等の代わりに石炭の化石燃料を使用することを想定した設計効率を判断基準別表第2の2に掲げる基準発電効率と照らして評価します。

[記載例]

48.4%

【バイオマス燃料を混焼する場合又はバイオマス燃料・副生物を石炭と混焼する場合】

バイオマス燃料等の代わりに石炭等の化石燃料を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料等を使用する場合の設計効率を記入してください。

37.9% (41.3%)

④ 発電効率の算出に用いた、新設時に想定する年間のエネルギー量を記入してください。

⑤ 「発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項」の欄には、判断基準別表2の2に掲げる基準発電効率を満たさない設備容量が20万kW未満の可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電設備の場合、判断基準別表第2の2備考3に掲げる条件を満たしていることを記載してください。その他、配慮事項として勘案すべき事例である場合、下記の事例等に照らし妥当な事項を、配慮の対象となる新設基準の施行時点（平成28年4月1日又は平成31年4月1日）を明らかにした上で記入してください。

[配慮事項として勘案すべきと考えられる主な事例]

I. 火力電源入札に応札に伴い新設する発電専用設備

火力電源入札（電気事業者が、電事法第29条に基づいて安定供給の確保等に向けた供給計画を作成した上で、その供給計画に含まれる電源の調達のために、中立的機関の確認を経た入札要綱に基づいて実施する入札）の応札に伴って新設する発電専用設備については、新設基準の施行時点（平成28年4月1日又は平成31年4月1日）より前に、当該入札の募集が開始されていた場合。

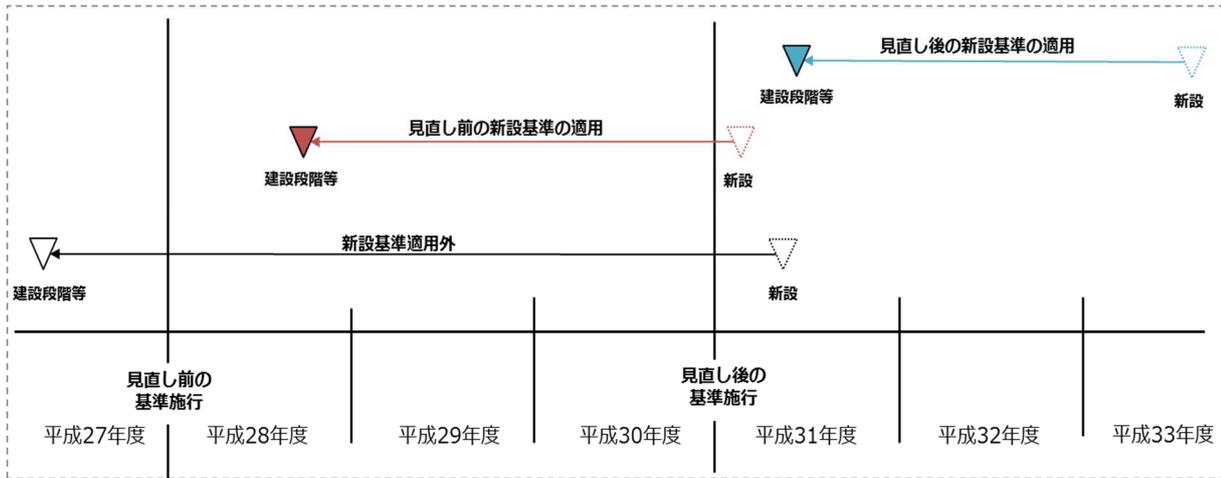
II. 環境影響調査（環境アセスメント）の実施を伴う発電専用設備

環境アセスメントの実施を伴う発電専用設備については、新設基準の施行時点（平成28年4月1日又は平成31年4月1日）より前に、環境アセスメント手続が開始されていた場合。

Ⅲ. その他の発電専用設備

改正後の新設基準の施行時点（平成 28 年 4 月 1 日又は平成 31 年 4 月 1 日。）より前に、発電専用設備の主要部分（ボイラ、タービン、エンジン等）の発注を含む契約が行われていた場合（契約書等により客観的に証明することができる場合に限る）。

<平成 31 年 4 月 1 日以降に新設される発電所と、配慮事項適用のイメージ>



【別表第 2 の 2】基準発電効率（Ⅰ Ⅰ-2 2-2 (4-1) ④イ. 関係）（判断基準より抜粋）

発電方式	基準発電効率 (単位：%)
石炭による火力発電	42.0
可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電	50.5
石油その他の燃料による火力発電	39.0

(備考)

- 1 この表に掲げる基準発電効率の値は、定格時の高位発熱量基準による発電端効率について定めたものである。
 - 2 この表に掲げる基準発電効率の値は、離島（電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに規定する離島をいう。別表第 6 において同じ。）に設置するものについては適用しない。
 - 3 この表に掲げる基準発電効率の値は、次に掲げる条件を全て満たす、設備容量が 20 万 kW 未満の可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電設備の発電効率については適用しない。
- (1) 発電の開始から最大出力状態までに、平均で毎分 15% 以上の出力変化が可能であること。
 - (2) 定格時の高位発熱量基準による発電端効率が 44.5% 以上であること。

5 バイオマス混焼等を行う発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

①

報告対象年度														
設備の名称														
設備を設置した工場等の名称														
設備を設置した工場等の所在地	〒													
運転開始年月日														
設備容量 (kW)														
設計効率(発電端・HHV) (%)	②													
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比 (%)、④原料原産国 (バイオマス燃料のみ記入))														
設備から得られた電気のエネルギー量(千 kWh)	③													
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)														
設備に投入したエネルギー量(GJ)														
設備に投入した副生物のエネルギー量(GJ)														
設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)														
月別バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比 (%)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間実績	
	④													
月別実績効率 (発電端・HHV) (%)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間実績	
発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項	⑤													

備考 1 電気事業法第2条第1項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、次に掲げるものについては本様式に毎年度記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。

(1) バイオマス燃料を混焼し、平成28年度以降に運転開始したもの（次に掲げるものを除く。）

(2) バイオマス燃料又は副生物を石炭と混焼し、平成 31 年度以降に発電専用設備の新設に当たっての措置の適用をうけるもの

- 2 「設計効率」の欄には、当該設備の新設時に報告した様式第 9 の特定一第 9 表 3 の「設計効率」の欄又は様式第 21 の特定一第 9 表 3 の「設計効率」の欄 に記入した数値を記入すること。
- 3 「設備から得られた電気のエネルギー量」「設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入したエネルギー量」「設備に投入した副生物のエネルギー量」「設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、新設時に想定する年間の量を記入すること。
- 4 「月別バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比」「月別実績効率」の欄のうち「4 月」から「3 月」の欄は、電気事業法第 2 条第 1 項第 14 号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、バイオマス燃料を混焼し、平成 28 年度以降に運転開始したもの（1（2）に掲げるものを除く。）についてのみ記入すること。
- 5 「月別実績効率」の欄には、バイオマス燃料又は副生物を使用する場合の実績効率を記入すること。

① バイオマス混焼を行う発電専用設備であって、平成 28 年度以降に運転開始したものと及びバイオマス燃料又は副生物を石炭と混焼し、平成 31 年度以降に発電専用設備の新設に当たっての措置をうけるものについては、本様式にて毎年度記入してください。（ただし、離島に設置したものは除く）

※**別添資料 10**記載例参照

- ② 当該設備の新設時に報告した特定一第 9 表 3 の「設計効率」の欄に記入した数値を記入してください。
- ③ 発電効率の算出に用いた新設時に想定する年間のエネルギー量（新設時に報告した特定一第 9 表 3 の値）を記入してください。
- ④ 報告年度における、バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比と実績効率を記入してください。ただし、備考 1（2）に掲げるものについては、「4 月」から「3 月」の欄の記載は不要です。また、副生物を混焼する場合、備考 1（2）に掲げるもの以外の記載は不要です。バイオマス燃料及び副生物を混燃している場合、年間実績欄の上部にバイオマス燃料について、下部に副生物について記載してください。
- ⑤ 当該設備の新設時に報告した特定一第 9 表 3 の「発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項」の欄に記入した内容を記入してください。また、配慮の対象となる新設基準の施行時点（平成 28 年 4 月 1 日又は平成 31 年 4 月 1 日）についても記入してください。

(11) 特定-第10表

特定 - 第10表 事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧 ①

現在の指定区分 (指定区分に変更がある場合には、□を■とする)	エネルギー 管理指定工 場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分 類における細分 類番号				工場等に係る 事業の名称
第 種 (指定区分の変更手続きが必要□)	②		〒 ⑥					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要□)	③		〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒					
第 種 (指定区分の変更手続きが必要□)			〒					

①事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等に指定されている工場等をすべて記入してください。

②現在の指定区分（第1種・第2種）について記入してください。記入欄が不足する場合は、新たに欄を設けて記入してください。

③エネルギー使用量の変化等により、前年度の指定区分から変更手続きが必要な場合（第1種から第2種、又は

第2種から第1種)は、該当する工場等の(指定区分の変更手続きが必要口)に「■」印又は「☑」印を付してください。

④エネルギー管理指定工場等の指定を取消す必要がある場合は、変更手続きが必要にチェックするのではなく、別途、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第16条又は第34条に基づき、様式第5によるエネルギー管理指定工場等指定取消申出書を提出してください。

⑤**特定 - 第10表**に記入した工場等は、工場等ごとに定期報告書の**指定-第1表～第10表**に記入が必要です。
(例 5つ工場等があれば、指定表もそれぞれ5つ作成することになります。)

⑥工場等の名称に変更があった場合は、当該表の「工場等の名称」欄に、変更前と後の名称をそれぞれ記入するとともに、指定-第1表の「エネルギー管理指定工場等の名称」欄にも同じく変更前と後の名称をそれぞれ記入してください。

(12) 特定-第11表

特定 - 第11表 現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称	エネルギーの使用量（原油換算kl）
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						

- 備考 1 本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに指定-第1表から第10表までに定められた事項を報告すること。
- 2 備考1の報告の際には、指定-第1表から第10表までの「エネルギー管理指定工場等」を「現在エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等」とみなす。
- 3 備考1の報告の際には、指定-第1表の「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

① 定期報告書の提出時点でエネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、前年度のエネルギーの使用量が原油換算 1, 500 k l / 年以上の工場等があれば記入してください。

② 特定 - 第 1 1 表に記入した工場等は、定期報告書の指定-第 1 表～第 1 0 表にも記入してください。

③ 定期報告書の提出後、**特定 - 第 1 1 表**に記入した工場等に対し、エネルギー管理指定工場等への指定手続きが行われます。なお、エネルギー管理指定工場等への指定後に提出する定期報告書では、当該事業所を**特定 1 1 表**に記入する必要はありません。

(13) その他

定期報告書の様式上には現れないエネルギーの使用の合理化に関する努力等（例；共同省エネルギー事業）について特段の記入をする場合には、**特定-第 9 表**又は別紙に記入してください。

(14) 共同省エネルギー事業

① 共同省エネルギー事業（他の者のエネルギー使用の合理化の促進に寄与し、かつ、我が国全体のエネルギーの使用の合理化に資する取組み）を実施した事業者は、その取組みについて**特定-第 9 表**又は定期報告書別紙として報告することができます。また、当該事業が実施されなかった場合のエネルギー使用量と、当該事業が実際に実施された場合のエネルギー使用量の差を合理的な手法により算出し、省エネルギー量の実績確認に係る知識及び経験を有した中立的な第三者の認証を受けた場合には、共同省エネルギー量として報告できます。以下に別紙にて報告する際の様式を示します。

共同省エネルギー事業の報告

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第38条の規定に基づき、我が国全体のエネルギーの使用の合理化を図るために自主的に
行う技術の提供、助言、事業の連携等による他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組（以下「共同省エネルギー事業」とい
う。）について次のように報告します。

第1表

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号									
特定排出者番号									
事業者の名称									

第2表

（共同省エネルギー事業によりエネルギーの使用の合理化を促進する他の者に関する情報（事業者の名称、住所等）、共同省エネルギー事業の具体的な内容、期間及び体制並びに共同省エネルギー量〔k1〕及びその算出方法）
 ※国内クレジット（省エネルギー等分野の方法論に基づき実施されるプロジェクトに限る。以下同じ。）を償却した又はJ-クレジット（省エネルギー等分野の方法論に基づき実施されるプロジェクトに限る。以下同じ。）を無効化した量の報告を行う場合は、本欄に「国内クレジットの償却」又は「J-クレジットの無効化」と記載し、別紙の「（1）国内クレジット償却量及びJ-クレジット無効化量の報告」に、当該量に関する事項を記入すること。
 ※小売電気事業者、ガス小売事業者及び液化石油ガス販売事業者が一般消費者に対する情報提供の取組について報告を行う場合は、本欄に「エネルギー小売事業者による一般消費者に対する情報提供の取組」と記載し、別紙の「（2）一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針に基づく情報提供の状況」に、当該取組に関する事項を記入すること。

（上記共同省エネルギー量について認証を行った公正な第三者）
 （所属）
 （氏名）

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 本表における用語の定義は、国内クレジット制度（国内排出削減量認証制度）運営規則（経済産業省・環境省・農林水産省）（以下「運営規則」という。）、国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）実施要綱（以下「実施要綱」という。）及び国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度（J-クレジット制度）方法論策定規程（排出削減プロジェクト用）に定めるものに従うものとする。
 - 3 エネルギー小売事業者による一般消費者に対する情報提供の取組に係る報告を除き、既に経済産業大臣に報告した共同省エネルギー事業について、重ねて報告することはできない。
 - 4 必要に応じて、共同省エネルギー事業について証明する書類を添付することができる。
 - 5 特定排出者番号の欄には、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の規定に基づく特定排出者コード、都道府県コード及び事業コードの欄に番号を記載する方法を定める件（平成19年経済産業省・環境省告示第1号）に基づき、特定排出者に付された番号を記入すること。
 - 6 「共同省エネルギー量」とは、共同省エネルギー事業が実施されなかった場合に推計される当該年度におけるエネルギー使用量と、当該事業が実施された後の実際の当該年度におけるエネルギー使用量の差をいう。
 - 7 共同省エネルギー量及びその算出方法については、これらを報告することができない場合は記入しないことができる。なお、記入する場合の単位は、原油換算キロリットルとする。
 - 8 「償却」とは、運営規則に基づき国内クレジットを保有口座から償却口座に移転することをいい、「無効化」とは、実施要綱に基づきJ-クレジットを保有口座から無効化口座に移転することをいう。
 - 9 国内クレジットを償却した量又はJ-クレジットを無効化した量以外の共同省エネルギー量を報告する場合は、（上記共同省エネルギー量について認証を行った公正な第三者）の欄にその認証を行った第三者の所属及び氏名を記入すること。
 - 10 「公正な第三者」とは、共同省エネルギー量の確認に係る知識及び経験を有した第三者であって、本報告書に係る事業者等と特別の利害関係を有さないものをいう。
 - 11 共同省エネルギー量の認証は、エネルギー使用量の実績、共同省エネルギー量の算定の適切性等を確認して行うものとする。

- ② 共同省エネルギー事業として報告する内容が国内クレジット制度で認証を受けた事業であれば、再生可能エネルギーの導入に関するものを除き、以下様式を定期報告書別紙として報告できます。本様式で報告された、国内クレジット制度で認証を受けた事業については、知識及び経験を有した中立的な第三者の認証を受けたものとみなされます。

(1) 国内クレジット償却量及びJ-クレジット無効化量の報告

第1表

保有口座番号		
国内クレジット償却量及びJ-クレジット無効化量の合計	(原油換算k1)	国内クレジット償却量及びJ-クレジット無効化量の内訳を下表に記入すること

第2表

国内クレジット又はJ-クレジット識別番号	排出削減方法論	償却日又は無効化日	国内クレジット償却量又はJ-クレジット無効化量(原油換算k1)
～			
～			
～			
～			
～			
～			
～			
～			
～			

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 本表における用語の定義は、運営規則及び実施要綱に定めるものに従うものとする。
- 3 本表に記載した全ての国内クレジット（省エネルギー等分野の方法論に基づき実施されるプロジェクトに限る。以下同じ。）又はJ-クレジット（省エネルギー等分野の方法論に基づき実施されるプロジェクトに限る。以下同じ。）について、償却又は無効化の事実を示す書類並びに償却した国内クレジットに係る排出削減実績報告書又は無効化したJ-クレジットに係る認証申請書及びモニタリング報告書を添付すること。
- 4 保有口座番号の欄には、国内クレジット認証委員会から運営規則に基づき付与された一意の口座番号又はJ-クレジット制度管理者から実施要綱に基づき付与された一意の口座番号を記入すること。
- 5 国内クレジット償却量とは、国内クレジットを償却した量をいい、J-クレジット無効化量とは、J-クレジットを無効化した量をいう。
- 6 償却とは、運営規則に基づき国内クレジットを保有口座から償却口座に移転することをいい、無効化とは、実施要綱に基づきJ-クレジットを保有口座から無効化口座に移転することをいう。
- 7 国内クレジット償却量及びJ-クレジット無効化量の合計の欄には、国内クレジット償却量及びJ-クレジット無効化量のうち共同省エネルギー量の合計量を記載すること。なお、その単位は原油換算キロリットルとする。
- 8 国内クレジット償却量又はJ-クレジット無効化量の欄には、国内クレジット償却量又はJ-クレジット無効化量のうち共同省エネルギー量を記載すること。なお、その単位は原油換算キロリットルとする。
- 9 国内クレジット又はJ-クレジット識別番号の欄には、運営規則に基づく償却した国内クレジット又は実施要綱に基づく無効化したJ-クレジットに対する識別番号を記載すること。
- 10 排出削減方法論の欄には、運営規則又は実施要綱に基づく方法論番号を記載すること（適用されている方法論番号が複数ある場合は、すべて記載すること）。

- ③ 小売電気事業者、ガス小売事業者及び液化石油ガス販売事業者であって、事業ごとの小売契約件数が30万件を超える事業者は、一般消費者に対する省エネ情報提供の実施状況を公表するように努めなければならないこととされています。

そこで、公表努力義務の対象事業者であって、特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者については、以下様式を定期報告書別紙として報告できます。記入に当たっては、資源エネルギー庁のホームページ上に掲載されている「エネルギー小売事業者の省エネガイドライン」を参照してください。なお、本様式で報告された事項は資源エネルギー庁のホームページにて公開されます（省エネコミュニケーション・ランキング制度）。

(2) 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針等に基づく情報提供の状況

第1表

事業者の名称	
報告の対象となる事業	1. 小売電気事業 2. ガス小売事業 3. 液化石油ガス販売事業
当該事業の小売供給契約の件数	1. 30万件超 2. 30万件以下
小売供給契約の件数が30万件以下の場合、本様式の記入内容に基づく評価結果の資源エネルギー庁ウェブサイトにおける公表意向の有無	1. 公表意向あり 2. 公表意向なし
情報提供の実施状況をまとめたウェブページのURL等	

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 小売電気事業、ガス小売事業、液化石油ガス販売事業のうち、複数の事業について報告をする場合は、事業ごとに各表を作成すること。
- 3 「小売電気事業者」とは、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者をいう。
- 4 「ガス小売事業者」とは、ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者をいう。
- 5 「液化石油ガス販売事業者」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四十九号）第六条に規定する液化石油ガス販売事業者

第2表 基礎項目の情報提供の状況

項目		記入欄	備考欄
指針1. (1) 一般消費者の毎月のエネルギーの使用量の前年同月値に関する情報	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
指針1. (2) 一般消費者の過去一年間の月別のエネルギーの使用量及び使用料金に関する情報	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
指針1. (3) エネルギーを消費する機械器具の使用法の工夫によるエネルギーの使用量の削減量及び使用料金の削減額の目安等	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
指針1. (4) エネルギーの使用の合理化に資する機械器具につき、エネルギーの消費量との対比における当該機械器具の性能、当該機械器具の普及促進のための助成制度等に関する情報	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
指針2. 他の家庭とのエネルギー使用量の比較等に関する情報	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
指針3. 指針1. (1)～(4)及び2.に掲げる情報を集約した上で一般消費者への提供	①提供状況	1. 全て集約している 2. 全ては集約していない	該当する選択肢を選んでください。
	②提供内容		①にて「1. 全て集約している」を選択した場合、集約している情報の項目、具体的な集約の内容及び内容が分かるウェブページのURLを記入。

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第3表 追加項目の情報提供の状況（情報提供の内容）

項目	記入欄	備考欄	
追加項目1. 時間毎にきめ細やかにエネルギー消費量を見える化した情報	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
	③情報の集約状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	④実施内容		③にて「1. 実施している」を選択した場合、具体的な集約の内容及び内容が分かるウェブページのURLを記入。
追加項目2. 電力需給状況に応じたエネルギー消費（デマンドレスポンス等）を促す情報 ※小売電気事業者のみ回答すること。	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
	③情報の集約状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	④実施内容		③にて「1. 実施している」を選択した場合、具体的な集約の内容及び内容が分かるウェブページのURLを記入。
追加項目3. 供給する電気の電源構成に関する情報 ※小売電気事業者のみ回答すること。	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
	③情報の集約状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	④実施内容		③にて「1. 実施している」を選択した場合、具体的な集約の内容及び内容が分かるウェブページのURLを記入。
指針1.(5) その他、エネルギー供給事業者の創意により実施する一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供	①状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。
	②提供取組	1. エネルギー料金・使用量の予測サービス 2. 省エネ・環境に関する教育機会の提供や、イベントの開催 3. CO2排出量の見える化 4. 家庭ごとの省エネの目標の設定 5. その他	該当する選択肢を選択。
	③提供内容		①にて「1. 提供している」を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
	④提供取組	1. エネルギー料金・使用量の予測サービス 2. 省エネ・環境に関する教育機会の提供や、イベントの開催 3. CO2排出量の見える化 4. 家庭者ごとの省エネの目標の設定 5. その他	・複数の取組を提供している場合に記入。 ・該当する選択肢を選択。
	⑤提供内容		・複数の取組を提供している場合に記入。 ④にて提供している取組を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
	⑥提供取組	1. エネルギー料金・使用量の予測サービス 2. 省エネ・環境に関する教育機会の提供や、イベントの開催 3. CO2排出量の見える化 4. 家庭ごとの省エネの目標の設定 5. その他	・複数の取組を提供している場合に記入。 ・該当する選択肢を選択。
	⑦提供内容		・複数の取組を提供している場合に記入。 ⑥にて提供している取組を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

第4表 追加項目の情報提供の状況（情報提供の方法）

項目	記入欄		備考欄
追加項目1. 省エネ意識の高まるタイミング でのプッシュ型の情報提供	①実施状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	②実施内容		①にて「1. 実施している」を選択した場合、提供方法の具体的な内容及び情報提供の方法が分かるウェブページのURLを記入。
追加項目2. 顧客属性を基にした情報提供方法の工夫	①実施状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	②実施内容		①にて「1. 実施している」を選択した場合、提供方法の具体的な内容及び情報提供の方法が分かるウェブページのURLを記入。
追加項目3. 提供する情報の閲覧率を高める工夫	①実施状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	②実施内容		①にて「1. 実施している」を選択した場合、提供方法の具体的な内容及び情報提供の方法が分かるウェブページのURLを記入。
追加項目4. 提供する情報の閲覧率の測定	①実施状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	②実施内容		①にて「1. 実施している」を選択した場合、提供方法の具体的な内容及び情報提供の方法が分かるウェブページのURLを記入。
追加項目5. その他提供方法に関する創意工夫	①実施状況	1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	②実施取組	1. 多様な情報発信ツールの活用 2. 情報の見せ方の工夫 3. 顧客ニーズの集計・反映 4. 経済的インセンティブ付与 5. その他	該当する選択肢を選択。
	③実施内容		①にて「1. 実施している」を選択した場合、提供方法の具体的な内容及び情報提供の方法が分かるウェブページのURLを記入。
	④実施取組	1. 多様な情報発信ツールの活用 2. 情報の見せ方の工夫 3. 顧客ニーズの集計・反映 4. 経済的インセンティブ付与 5. その他	・複数の取組を実施している場合に記入。 ・該当する選択肢を選択。
	⑤実施内容		・複数の取組を実施している場合に記入。 ④にて実施している取組を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。
	⑥実施取組	1. 多様な情報発信ツールの活用 2. 情報の見せ方の工夫 3. 顧客ニーズの集計・反映 4. 経済的インセンティブ付与 5. その他	・複数の取組を実施している場合に記入。 ・該当する選択肢を選択。
	⑦実施内容		・複数の取組を実施している場合に記入。 ⑥にて実施している取組を選択した場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

(15) 特定-第12表の1

※エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の算定等、その他特定-第12表の記入については、
 温対法に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」のホームページ上に掲載中の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」を参照してください。

温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル 【参考2】 関係 URL 参照

特定-第12表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度： _____ 年度

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

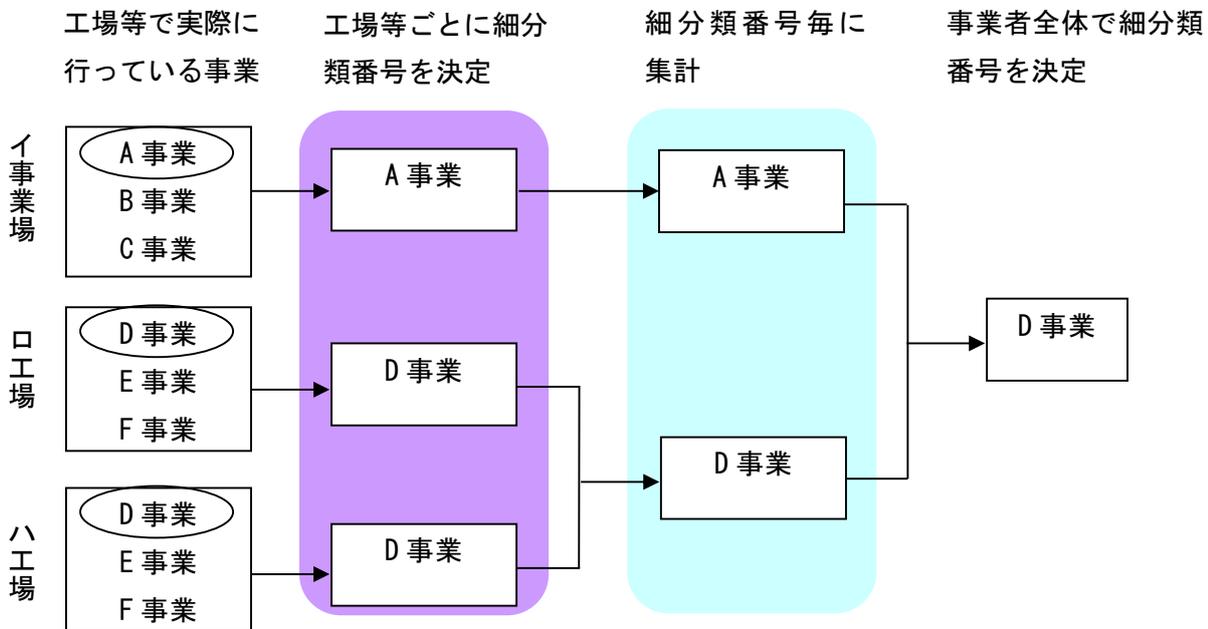
番号	事業分類				エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
② 事業者 全体	③ 主たる事業				⑤ t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
	商標又は商号等				
④ 1	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
2	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
3	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				

①排出年度の欄には、報告対象となる年度を記入してください。

②日本標準産業分類に基づき、事業者全体の主たる事業について、事業の名称と細分類番号、当該事業の所管大

臣を記入してください。

③主たる事業については、生産高、販売額等、適切な指標によって決定してください。“特定事業者が設置するすべての工場等”、“特定連鎖化事業者が設置するすべての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係るすべての工場等”又は“認定管理統括事業者が設置するすべての工場等及び管理関係事業者が設置するすべての工場等”を、日本標準産業分類の細分類番号である4桁の事業分類ごとに分類するとともに、細分類番号ごとに集計し、事業者としての細分類番号を決定します。以下にイメージを示します。



④“特定事業者が設置するすべての工場等”、“特定連鎖化事業者が設置するすべての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係るすべての工場等”又は“認定管理統括事業者が設置するすべての工場等及び管理関係事業者が設置するすべての工場等”を、日本標準産業分類の細分類番号である4桁の事業分類ごとに分類し、事業の名称、細分類番号、当該事業の所管大臣を記入してください。また、事業分類が4分類以上になる場合には、記入欄の追加を行ってください。

⑤エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の欄には、次に掲げるア. からウ. の排出量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）について、事業者全体の合計量と事業分類ごとの合計量を記入してください。なお、イ. に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて**特定-第12表の4の1**及び**4の2**にも必要事項を記入してください。

- ア. 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- イ. 他人から供給された電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- ウ. 他人から供給された熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

温対法に基づく命令に定める算定方法あるいは実測等により算定した排出量を記入してください。排出量については、原則、小数点以下を切り捨てて記載してください。小数点以下の切り捨ては事業者全体の量と事業分類ごとの量、それぞれ別々に行ってください。なお、排出量が大きく、数値を丸めたい場合には、これまでどおり有効数字3桁で記入することも可能といたします。

⑥電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等が含まれる場合は、本表に加えて**特定-第12表の2**に必要事項を記入してください。

(16)特定-第12表の2

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している特定排出者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類				エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
② 事業者 全体	主たる事業				④ t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
③ 1	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
2	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
3	工場等に係る事業の名称				t-CO ₂
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				

①電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等が含まれる場合は、**特定-第12表1**に加えて本表にも必要事項を記入してください。

②日本標準産業分類に基づき、事業者全体の主たる事業について、事業の名称と細分類番号、当該事業の所管大臣を記入してください。（特定-12表1と同じ内容を記入。）

③①に該当する事業者のすべての工場等を、日本標準産業分類の細分類番号（4桁）ごとに分類し、事業の名称、細分類番号、当該事業の所管大臣を記入してください。なお、事業分類は、原則として日本標準産業分類（細分類）ごととします。また、事業分類が4分類以上になる場合には、記入欄の追加を行ってください。（特定-12表1と同じ内容を記入。）

④エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の量（他人

への電気又は熱の供給に係るものを含む。)について、事業者全体の合計量と事業分類ごとの合計量を記入してください。なお、排出量については温対法に基づく命令に定める算定方法あるいは実測等により算定したものを記入してください。

(17) 特定-第12表の3

3 事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t-CO ₂
--------------	-------------------

①本定期報告書を提出するすべての事業者は、調整後温室効果ガス排出量を記入してください。調整後温室効果ガス排出量の算定に関し、他人から供給された電気の使用に伴うCO₂排出量を算定した際に用いた排出係数を**特定-第12表の4の2**に、算定に用いた国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量に係る情報を**特定-第12表の6の1、6の2及び6の3**において説明してください。

② 調整後温室効果ガス排出量は、**ア+イ+ウ-エ+オ-カ**で調整します※。(調整の結果、調整後排出量が0を下回った場合には、0とします。)

ア=エネルギー起源CO₂排出量(他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。)

- ・電気の使用に伴うもの(他人から供給された電気の使用量×調整後排出係数)
- ・燃料及び熱の使用に伴うもの

イ=非エネルギー起源CO₂排出量(廃棄物原燃料使用に伴うものを除く。)

ウ=メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)及び三ふっ化窒素(NF₃)の基礎排出量

エ=無効化された国内認証排出削減量(国内クレジット、オフセット・クレジット(J-V E R)、J-クレジット及びグリーンエネルギーCO₂削減相当量)及び無効化された海外認証排出削減量(JCMクレジット)

オ=自らが創出した国内認証排出削減量のうち他者へ移転した量(森林の整備及び保全により吸収された温室効果ガスの吸収量として認証されたものを除く。)

カ=非化石電源二酸化炭素削減相当量(所有する算定対象年度の発電に係る非化石証書の量×全国平均係数×補正率の量。ただし、エネルギー起源CO₂排出量のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用に伴う排出量を上限とする。)

※2022年度の報告においては、調整後温室効果ガス排出量の調整の際に「カ=非化石電源二酸化炭素削減相当量」は控除せず、「ア+イ+ウ-エ+オ」としてください。非化石電源二酸化炭素削減相当量を控除した調整後温室効果ガス排出量や調整に使用する非化石証書に関する情報等は、温対法様式第1(非化石電源二酸化炭素削減相当量報告用)に記入して省エネ法定期報告書に添付して提出してください。詳しい提出方法は以下をご参照ください。

https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/files/system/report_20220404.pdf

※上記の「エ」「オ」「カ」について関わりがない事業者であっても、調整後温室効果ガス排出量を記入する必要があります。

※調整対象となる温室効果ガスは、温対法の報告対象となったもののみです。(上記の「イ」及び「ウ」については、それぞれ報告義務対象者のみ算定に含めることが必要)

※電気事業者が調整後排出係数の算出に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量は、調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることはできません。

※他の者が無効化した国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量については、当該他の者が自らの代わりに無効化したことに合意している場合は、自らの調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることができます。

※非化石電源二酸化炭素削減相当量による排出量の調整を行う場合は、温対法に基づく命令に定める書類「温室効果ガス算定排出量の報告書」(様式1)の第5表の4に所定事項を記載したものを、事業所管大臣宛に必ず同封してください。

(18) 特定-第12表の4の1

4の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

① 係数の値	② 係数の根拠	③ 係数の適用範囲
t-CO ₂ /kWh		

① 算定排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数(基礎排出係数)について、当該係数の値を記入してください。

② 係数の根拠には、どの電気事業者の基礎排出係数を使用したかを記入してください。

③ 係数の適用範囲には、当該係数を適用した工場等の範囲を記入してください。

具体的には、「〇〇電力管内の工場等」もしくは該当する工場等の名称を記入してください。なお、該当する工場等が多数ある場合は、まとめて記入しても構いません。

(参考) 電気事業者別排出係数一覧 【参考2】 関係 URL 参照

(19) 特定-第12表の4の2

4の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値 ①	係数の根拠 ②	係数の適用範囲 ③
t-CO ₂ /kWh		

- ① 調整後排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う排出量の算定に用いた係数（調整後排出係数）について、当該係数の値を記入してください。
- ② 係数の根拠には、どの電気事業者の調整後排出係数を使用したかを記入してください。なお、メニュー別排出係数を公表している電気事業者については、当該電気事業者のメニューのうち該当するメニュー名まで記入してください。電気事業者のメニュー別排出係数は、7月中旬に公表される予定です。
- ③ 係数の適用範囲には、当該係数を適用した工場等の範囲を記入して下さい。
具体的には、「〇〇電力管内の工場等」もしくは該当する工場等の名称を記入して下さい。なお、該当する工場等が多数ある場合は、まとめて記入しても構いません。

(参考) 電気事業者別排出係数一覧 【参考2】 関係 URL 参照

(20) 特定-第12表の5

5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; width: 20px; margin-left: auto; margin-right: auto;">①</div>

①温対法に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合は、その内容を記入してください。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定第12表の4の1及び4の2に記載するため、この欄に記入する必要はありません。

また、都市ガスについては、定期報告書で記入した都市ガスのガスグループと使用量の算定に用いた熱量換算係数を用いてCO₂排出量を算定した場合、算定省令にて定める熱量換算係数と異なる係数を用いても、この欄に記入する必要はありません。

(21) 特定-第12表の6の1

6の1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量の量

種 類	合 計 量
1. (国内認証排出削減量の名称を記入)	t-CO ₂
2. (海外認証排出削減量の名称を記入)	t-CO ₂
3.	t-CO ₂
4.	t-CO ₂

備考 本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、特定-第12表の6の2に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、特定-第12表の6の3に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を記載すること。

①環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量を用いて調整後温室効果ガス排出量を調整した場合に、当該国内認証排出削減量及び当該海外認証排出削減量の種類並びにその合計量を記入してください。併せて、**特定-第12表の6の2及び6の3**に、本表に記入した国内認証排出削減量及び当該海外認証排出削減量に係る情報を、その種類ごとに記入してください。

②国内認証排出削減量の種類は、現時点では、国内クレジット、オフセット・クレジット（J-V E R）、J-クレジット及びグリーンエネルギーCO₂削減相当量の4種類です。

③海外認証排出削減量の種類は、現時点では、JCMクレジットの1種類です。

(22) 特定-第12表の6の2

6の2 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種類	(国内認証排出削減量の名称を記入)	
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
～		t-CO ₂
合 計 量		t-CO ₂

- 備考 1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
 2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
 4 クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
 5 無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
 6 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
 7 本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

- ① 国内認証排出削減量について、削減量の種類ごとに、特定番号等（※）、無効化日又は移転日、無効化量又は移転量を記入してください。
- ②算定に用いた国内認証排出削減量の種類が2以上になる場合には、表の追加を行ってください。
- ③無効化日又は移転日ごとに記載をしてください。
- ④無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記入してください。
- ⑤無効化量は正の値、移転量は負の値で記載してください。
- ⑥本表に記入した全ての国内認証排出削減量について、無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付してください。
- ⑦国内認証排出削減量の種類は、現時点では、国内クレジット、オフセット・クレジット（J-V E R）、J-クレジット及びグリーンエネルギーCO₂削減相当量の4種類です。
- ⑧他の者が自らの代わりに無効化したことに同意している場合は、通知の写しに無効化を行った者の代表者印又は社印を押印したものを添付してください。（J-クレジット制度については、「無効化申請書の押印に係る包括申請書」を提出されている場合は、押印の省略が可能です。）

- 国内クレジット制度、オフセット・クレジット（J-V E R）制度、J-クレジット制度
- グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度

【参考2】関係 URL 参照

(23) 特定-第12表の6の3

6の3 海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種類	(海外認証排出削減量の名称を記入)	
識別番号	無効化日	無効化量
		t-CO ₂
合 計 量		t-CO ₂

- 備考1 本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
 2 算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
 3 識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年、排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
 4 無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
 5 本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

- ①海外認証排出削減量について、削減量の種類ごとに、識別番号、無効化日、無効化量を記入して下さい。
 ②無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記入して下さい。
 ③本表に記入した全ての海外認証排出削減量について、無効化を行ったことを確認できる資料を添付して下さい。
 ④海外認証排出削減量の種類は、現時点では、JCMクレジットの1種類です。
 ⑤他の者が自らの代わりに無効化したことに同意している場合は、通知の写しに無効化を行った者の代表者印又は社印を押印したものを添付して下さい。

● JCMクレジット制度 【参考2】関係 URL 参照

(24) 特定-第12表の7

7 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無
------------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------

- ① 報告する排出量の情報が温対法第27条第1項の請求に係るものである場合は左欄「1. 有」に、ない場合は左欄「2. 無」に○をつけてください。「1. 有」に該当する場合は、温対法に基づく命令に定める書類「権

利利益の保護に係る請求書（様式第 1 の 2）」を事業所管大臣宛てに必ず同封してください。ただし、「権利利益の保護に係る請求書（様式第 1 の 2）」を提出しても、請求が認められない場合があります。

（参考）地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条の 3 における権利利益が害されるおそれの有無の判断に係る審査基準について 【参考 2】関係 URL 参照

- ② 同法第 32 条第 1 項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に、ない場合は右欄「2. 無」に○をつけてください。「1. 有」に該当する場合は、温対法に基づく命令に定める書類「温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報」（様式第 2）を事業所管大臣宛てに必ず同封してください。

II. 指定表

[エネルギー管理指定工場等単位の報告]

指定-第1表～第10表は、事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等に指定されている工場等及び特定-第11表に記載した工場等をすべて記入し、指定工場等ごとに提出してください。

(1) 指定-第1表

指定-第1表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の名称等

エネルギー管理指定工場等番号		①
エネルギー管理指定工場等の名称		②
エネルギー管理指定工場等の所在地	〒	③
主たる事業		
細分類番号		④
エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先等	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 電話（ — — ） FAX（ — — ） メールアドレス	⑤

① 「エネルギー管理指定工場等番号」の欄には、工場等の所在地を管轄する経済産業局から通知された指定番号を記入してください。なお、特定-第11表に記載した工場等の場合は空欄としてください。

② 「エネルギー管理指定工場等の名称」の欄には、企業名その他、〇〇工場、△△事業場等を記入し、本会社に併設している等で特に工場名を用いてない場合は企業名を記入してください。また、業務用ビルの場合は、ビルの名称も記入してください。

なお、当該工場等の名称に変更があった場合は、当該表の「エネルギー管理指定工場等の名称」欄に変更前後の名称をそれぞれ記入するとともに、特定-第10表の「工場等の名称」欄にも同じく変更前後の名称をそれぞれ記入してください。

③「エネルギー管理指定工場等の所在地」の欄には、郵便番号、住所（都道府県名から記入）を記入してください。

④「主たる事業」は、工場等で行っている主な事業を記載してください。ただし、ひとつの工場等において業種分類の異なる複数の事業を行っている場合には、主たる事業を選んで記入して下さい。この場合の主たる事業とは、生産高、販売額等、適切な指標によって決定（日本標準産業分類の決定方法に準拠）して下さい。

⑤「エネルギー管理者(員)の職名・氏名・連絡先」の欄には、当該工場等が選任しているエネルギー管理者又は管理員の職名・氏名及びエネルギー管理士免状番号又は講習修了番号を記入してください。「電話・FAX」の欄には、定期報告書に関して問い合わせが可能な担当部署の電話番号、FAX 番号及びメールアドレスを記入してください。

なお、定期報告書の提出時点でエネルギー管理者(員)が未選任の場合には、「エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号」欄に「選任中」と記入し、当該定期報告書の作成実務者の職名・氏名・連絡先を記入してください。この場合、氏名の後ろに“(作成実務者)”と付記してください。

特定-第11表に記入した工場等の場合は空欄としてください。

(2) 指定-第2表

指定 - 第2表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量及び販売した副生エネルギーの量

エネルギーの種類	単位	年度						
		使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量		
		数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	数値	熱量 GJ	
燃 料 及 び 熱	原油（コンデンセートを除く。）	k l						
	原油のうちコンデンセート（NGL）	k l						
	揮発油	k l						
	ナフサ	k l						
	灯油	k l						
	軽油	k l						
	A重油	k l						
	B・C重油	k l						
	石油アスファルト	t						
	石油コークス	t						
	石油ガス	液化石油ガス	t					
		石油系炭化	千m ³					
	可燃性天然ガス	液化天然ガス	t					
		その他可燃性天然ガス	千m ³					
	石炭	原料炭	t					
		一般炭	t					
		無煙炭	t					
	石炭コークス	t						
	コールタール	t						
	コークス炉ガス	千m ³						
	高炉ガス	千m ³						
	転炉ガス	千m ³						
	その他の燃料	都市ガス	千m ³					
		()						
	産業用蒸気	GJ						
	産業用以外の蒸気	GJ						
温水	GJ							
冷水	GJ							
小計	GJ							
電 気	電気事業者	昼間買電	千 kWh					
		夏期・冬期における電気需要平準化時間帯	千 kWh	()	(㊦)			
		夜間買電	千 kWh					
	その他	上記以外の買電	千 kWh					
		自家発電	千 kWh					
小計	千 kWh							
合計GJ								
原油換算 k l			㊱		㊲		㊳	
前年度原油換算 k l								
対前年度比 (%)								

備考 「夏期・冬期における電気需要平準化時間帯」については、昼間買電の内数であるため「()」としている。

「電気」の「小計」で重複計上しないこと。

① 指定-第2表の記入方法については、(3) 特定-第2表の記入方法を参照ください。なお、以下3点については特定-第2表と記入方法が異なるため、注意してください。

・「その他の燃料」の（ ）欄には、指定-第2表の様式に掲げられていない燃料を使用している場合に、その燃料の種類を記入した上で、1年間の使用量の合計を熱量換算して記入してください。「その他の燃料」に複数の種類を記入するときは、新たに記入欄を追加してください。

また、燃料の単位当たりの発熱量（換算係数）を欄外に記入してください。欄外に書ききれない場合は、当該内容を記入した資料を添付してください。

なお、テナントビル等で合理的な推計手法によって推計値を算出した場合は、エネルギー種別が特定できれば該当するエネルギーの欄に記入し、特定できなければ「その他の燃料」の（ ）欄に記入（名称例：空調エネルギー）してください。「その他の燃料」に記入する場合、「使用量」及び「熱量GJ」の欄には、熱量GJの値をそれぞれ記入してください。

・都市ガスの使用量は「その他の燃料」の欄にガスグループ（例：13A）及び単位あたりの発熱量を記入してください。供給事業者及び供給地域によって発熱量が異なるため、実際に供給を受けているガス会社に熱量への換算係数を確認し、欄外に記入してください。欄外に書ききれない場合は、当該内容を記入した資料を添付してください。

なお、都市ガス供給事業者ごとの単位当たりの発熱量（換算係数）を巻末の別添資料4に示しますので、都市ガス供給事業者の確認できない場合は、当該資料に掲載されている各事業者の「標準熱量(MJ/m³)（換算係数）」を換算係数として使用することもできます。その際、小数第2位を四捨五入する（例；15.06978→15.1）ことも可能です。

・連携省エネルギー計画は、省エネ量を事業者間で分配して報告することができる制度です。連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量の報告は、指定表では求めていませんが、任意の別紙により特定表を補足説明する指定工場等における連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量を報告することが可能です。

(3) 指定-第3表

指定-第3表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備及びエネルギーを消費する主要な設備の概要、稼働状況及び新設、改造又は撤去の状況

	設備の名称	設備の概要	稼働状況	新設、改造又は撤去の状況
エネルギーの使用の合理化に関する設備		④	⑤	⑥
	②			
上記以外のエネルギーを消費する主要な設備	③			

①指定-第3表は、エネルギーの使用の合理化に関する設備と、それ以外のエネルギーを消費する主要な設備に分けて記入してください。同一設備を重複して記入する必要はありません。「エネルギーの使用の合理化に関する設備」とは概ね以下のような設備のことを指します。

- ・判断基準のⅠの中で、「新設に当たっての措置」に記入されている設備、又はⅡ（目標部分）に記入されている設備。
- ・「特定事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針」等に記入されている設備。

- ・その他省エネルギーを意図して設置又は改善した設備。
- ・工場等の新設時に採用された省エネ対策設備。 等

また、原則として各設備の年間のエネルギーの消費量の合計量が、当該工場等の総エネルギー使用量の8割を網羅するよう記入してください。ただし、この基準に該当する設備の数がそれぞれ30を超える場合には、以下の考え方を基本とし、例示する設備名又は設備群名（以下「設備等」という。）を参考にして、記入する数をそれぞれ30以内としてください。記入欄は、設備数に応じて増減させてください。

[考え方]

- ア. 当該工場等のエネルギー管理区分ごとにまとめる。
- イ. 特定の工程を構成する設備を群としてまとめる。
- ウ. 同一設備を群としてまとめる（ボイラー設備・送風機等）。

②「エネルギーの使用の合理化に関する設備」の欄は、設備の設置又は改善によって工場等のエネルギーの使用の合理化が図られている場合に、その設備について記入してください。

「設備の名称」の欄には、下記の例を参考にして設備名を記入してください。

[使用の合理化に関する設備、設備群例]

(食品製造業)

- ・高効率温水ボイラー ・遠赤外線式フライヤー ・ヒートポンプ式熱源装置 ・かきとり式熱交換機
- ・ジュール加熱器 ・自動ミキサー ・自動生地成型装置 ・自動ろ過圧搾機 ・自動焼成機
- ・全自動ミートスライサー ・連続処理冷凍機 ・高速自動無菌充填機 ・自動造粒装置 ・真空凍結乾燥機
- ・万能製菓機

(セメント製造業)

- ・原料予備粉碎機 ・仕上げ予備粉碎機

(鉄道車両製造業等)

- ・ボイラー廃熱回収装置 ・効率改善コンデンサ

(ガス業)

- ・廃熱回収装置 ・自動回転数制御装置 ・自動台数制御装置 ・自動力率調整装置

(業務用ビル)

- ・ヒートポンプシステム（蓄熱式含む） ・コージェネレーション

(造船業)

- ・マイコン制御インバータ式溶接機

その他エネルギー需給構造改革投資促進税制の対象設備及びこれらに準ずる省エネルギー効果のある設備等。

③「上記以外のエネルギーを消費する主要な設備」の欄には、エネルギーの使用の合理化に関する設備に該当する設備以外のエネルギーを消費する主要な設備を記入するものとし、「設備の名称」の欄には、下記の例を参考にして記入してください。

[指定-第3表 エネルギーを消費する設備、設備群例]

(食料品製造業)

- ・ボイラー ・オーブン（フライヤー） ・自家発電機 ・殺菌機 ・ホモジナイザー ・噴霧乾燥装置

・結晶装置 ・仕込 ・発酵装置 ・冷却包装装置 ・蒸煮装置 ・製麺装置 ・精米機 ・充填密封機
・煎機・冷蔵装置・スモークハウス・ロール機・送風機（ニューマ） ・自動洗瓶機 ・造粒機

（塩製造業）

・ボイラー ・海水取水ポンプ ・電気透析設備 ・蒸発缶循環ポンプ

（たばこ製造業）

・ボイラー ・乾燥機 ・冷凍機 ・空気圧縮機

（染色整理業）

・ボイラー ・自家発電設備 ・ヒートセッター ・糊抜 ・精錬設備 ・捺染装置・廃水処理設備

（紙・パルプ製造業）

・石灰焼成キルン ・製紙粕等廃棄物焼却設備 ・ボイラー ・熱風乾燥設備・ディーゼル機関
・赤外線乾燥装置 ・ガスタービン ・クラフトパルプ製造 ・サーモメカニカルパルプ製造
・古紙パルプ製造 ・抄紙 ・塗工

（化学工業）

・エチレン製造装置 ・ポリプロピレン製造装置 ・ポリエチレン製造装置・スチレンモノマー製造装置
・ポリスチレン製造装置・アクリロニトリル製造装置 ・アンモニア製造装置 ・硫安製造装置
・尿素製造装置 ・食塩電解装置 ・化成品製造装置 ・染料製造装置・農薬(中間体)製造装置
・医薬(中間体)製造装置 ・発電設備・塩ビモノマー製造装置 ・ポリ塩化ビニル製造装置 ・ボイラー
・焼却炉・ガス化炉 ・転化炉 ・乾燥機 ・高圧分解塔 ・晶析設備 ・加熱器

（石油製造業）

・加熱炉 ・ボイラー

（セメント・同製品製造業）

・セメント焼成炉 ・ボイラー ・乾燥炉 ・ディーゼル機関 ・原料ミル ・仕上げミル ・焼成炉

（窯業）

・乾燥機 ・焼成炉 ・溶解炉 ・電炉 ・黒鉛化炉 ・オートクレーブ

（鉄鋼業）

・コークス ・焼結 ・転炉 ・高炉 ・熱延 ・厚板 ・形鋼 ・化成 ・冷延・電炉 ・連鑄
・電気めっき ・送風機 ・圧延機

（鋳鉄鑄物製造業）

・溶解設備 ・熱処理設備 ・加工設備 ・環境設備

（家電製造業）

・冷温水発生機 ・熱処理 ・工作 ・成形 ・基板加工 ・めっき ・組立・冷凍機 ・コンプレッサー
・塗装 ・基板加工 ・試験

（重電製造業）

・塗装 ・乾燥 ・熱処理炉 ・製缶加工 ・溶接 ・絶縁処理 ・めっき・工作機械 ・試験 ・ボイラー
・機械加工 ・熱処理炉 ・組立 ・冷凍機・コンプレッサー

（鉄道車両製造業）

・ボイラー ・空気圧縮設備 ・給排気設備 ・赤外線乾燥炉

（造船業）

・重量物運搬車 ・溶接機 ・クレーン ・鋼材切断機 ・排水ポンプ

（ガス業）

- ・ ガス発生器 ・ 加熱炉 ・ ボイラー ・ 発電設備 ・ ガス圧縮機 ・ 空気圧縮機 ・ 送風機 ・ 圧送機
- ・ 排送機

(業務用ビル)

- ・ 空気調和設備 ・ 熱源設備 (吸収式冷凍機、冷温水発生器等) ・ 換気設備 ・ ボイラー ・ 給湯設備
- ・ 照明設備 ・ 昇降機 ・ 動力設備 ・ 受変電設備 ・ BEMS ・ 発電専用設備 ・ 事務用機器
- ・ 民生用機器 ・ 業務用機器

④「設備の概要」の欄には、型式、能力（エネルギー使用量、生産能力等）等の設備等に関する説明を簡潔に記入してください。また、エネルギーの使用の合理化に関する設備の「設備の概要」については、その説明を簡潔に記入し、補助金や税制、財政投融资等の支援策を受けて導入した設備であれば、その旨を記入してください。

⑤「稼働状況」の欄には年間稼働日数及び1日の平均稼働時間を記入してください。

⑥「新設、改造又は撤去の状況」の欄は、記入した設備等の内、当該年度に設備等の新設、改造又は撤去が行われた場合にその旨と年月を、さらに改造にあつては改造の内容を記入してください。エネルギーの使用量の変化が3%未満の軽微な改造である場合、改造の状況についての記入は不要です。

(4) 指定-第4表

指定 - 第4表 エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

	年度	対前年度比 (%)
生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (名称:) (単位:)	③	④

①「年度」の欄には、当該年度を記入してください。

②「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」（以下「生産数量等」という。）の欄には、生産量、生産額等又は当該業務に供した施設の規模等エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記入し、（ ）内の名称の欄にその値の名称（例：延床面積、生産数量等）、単位の欄にその単位（㎡、トン等）を記入してください。単位を数式とする場合（例：㎡×時間）は、式を構成する内容（例：延床面積×営業時間）を値の種類として記入してください。いずれを選択するかについては、1年間の中で、ある期間については生産量、その他の期間については生産額といった選択ではなく、年間を通じて同一のものを記入してください。

なお、前年度以前に本報告をした場合には、原則として、その際に用いた単位を記入してください。やむを得ない事情により単位を変更する場合には、その理由と、原則当該年度を含む過去5年度分の新旧単位による生産数量等の対比表を欄外又は別紙に記入してください。

③生産数量等の記入に当たっては、**別添資料2**に掲げる業種及び**別添資料3**に掲げる事業用ビルの用途ごとの生産数量等の単位（補助単位として千又は百万を使用）、換算方法等を参考に生産数量等を記入してください。その数値については、原則、最下位を四捨五入して、エネルギーの使用に係る原単位の変化率が「%（パーセント）」で小数点第1位まで把握するために必要な桁数4桁（有効数字）をもった数字（例、102,500 トン、33,740 ㎡）で記入してください。

生産数量等の記入に当たっては、ひとつの工場等において複数の製品を生産している場合等においては、当該工場等における主たる製品を定め、主たる製品の生産量と、その他の製品を生産するのに要したエネルギー使用量で主たる製品を生産したとした場合の主たる製品の生産量を合計した値を工場等全体の生産数量等として記入することができます。

なお、生産数量等の換算を行った場合（**別添資料2**に規定する換算を行った場合を除く。）には、その換算の考え方を余白又は別紙に記入してください。

生産数量のかわりに、生産額（付加価値生産額 [例：生産額－原料額]）を用いる場合は、単位として円（補助単位として千円又は百万円を使用）を記入してください。

上記の方法で記入を行うことが不適當又は困難と考えられる場合には、当該工場等の生産数量等を表す適当な方法で生産数量又は生産額（補助単位として千又は百万を使用）を記入してください。

製造業等については生産数量又は生産額を記入するケースが多いと想定されますが、その他の業種については、生産数量又は生産額が適当ではない場合も多いため、生産数量又は生産額かわりに、エネルギーの使用量と

密接な関係を持つ値、例えば、建物延床面積等、その業種・事業場に適したものを選択してください。例として、事業用ビルの用途ごとに「別添資料3」に掲げる単位を参考にしてください。また、より実態に即したものとするため、これらの項目を積の形や回帰式の形で使用しても構いません。

- ④「対前年度比」の欄は、当該年度値の算定に使用した計算式により算定した「前年度値」（計算式に変更がない場合は、前年度に提出した定期報告書において記載した値）と「当該年度値」から算出したものを、小数点以下第2位を四捨五入し百分率（％）で表示してください。算出方法は以下のとおりです。

$$\text{対前年度比（％）} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100(\%)$$

したがって、前年度に提出した定期報告書に記入した生産数量等の単位を変更する場合は、その理由を欄外又は別紙に記入し、前年度に報告した生産数量等を本年度に使用する単位の生産数量等に置き換えて算出してください。

ただし、前年度において報告義務がなく報告していなかった場合は、「対前年度比」の欄は記入しなくても差し支えありませんが、前年度のデータを把握している場合は可能な限り記入に努めてください。

(5) 指定-第5表

指定 - 第5表 エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位

1 エネルギーの使用に係る原単位

	年度	対前年度比 (%)
② $\text{原単位} = \frac{\text{エネルギー使用量 (原油換算kl) (指定-第2表(a)-(b)-(b'))}}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (指定-第4表(c))}}$	①	

2 電気需要平準化評価原単位

	年度	対前年度比 (%)
$\text{電気需要平準化評価原単位} = \frac{\text{電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量 (原油換算kl)}}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (指定-第4表(c))}}$	④	⑤

備考 電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量 (原油換算 kl) は、以下の算定式により計算する。
下式中の記号は、指定-第2表中の記号を指す。また、評価係数は1.3とする。

電気需要平準化時間帯買電量

$$\text{評価後のエネルギー使用量 (原油換算 kl)} = \text{a} + \text{h} \times (\text{評価係数} - 1) \times 0.0258 - \text{b} - \text{b}'$$

①「年度」の欄には、当該年度を記入してください。

②「原単位」とは、単位生産数量等当たりのエネルギー消費量をいいます。

③指定-第5表を記入するに当たり、まず、指定-第2表から原油換算した「エネルギー使用量 (a)」及び「販売した副生エネルギーの量 (b)」、「購入した未利用熱の量 (b')」を確定してください。

※①、②及び③について、指定後の最初に提出する定期報告書では、指定以前の年度の値は記入可能な場合に限り記入してください。

④エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の計算は、上記③において確定した値を用いて算出してください。算出方法は以下のとおりです。

<エネルギーの使用に係る原単位の算出方法>

$$\text{原単位} = \frac{\text{エネルギー使用量 (原油換算kl) (指定-第2表(a)-(b)-(b'))}}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (指定-第4表(c))}}$$

<電気需要平準化評価原単位の算出方法>

$$\text{原単位} = \frac{\text{電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量 (原油換算k1)}}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (指定-第4表㉔)}}$$

※電気需要平準化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量 (原油換算 k1) は、以下の算定式により計算する。

下式中の記号は、指定-第2表中の記号を指す。また、評価係数は1.3とする。

電気需要平準化時間帯買電量

$$\text{評価後のエネルギー使用量 (原油換算 k1)} = \text{㉔} + \text{㉕} \times (\text{評価係数} - 1) \times 0.0258 - \text{㉖} - \text{㉖}'$$

なお、この際、工場等内において**指定-第2表**のエネルギーから発生した副生エネルギー（熱、電気、石油製品、石炭製品等）を他者に販売している場合（**指定-第2表**㉖欄）は、**指定-第2表**のエネルギー使用量（㉔欄）から、これらの「販売した副生エネルギーの量」（㉖欄）と「購入した未利用熱の量」（㉖'欄）を差し引いて得た値を用いることができます。

また、原単位については、原則、その変化率が「%（パーセンテージ）」で小数点第一位まで把握するために必要な桁数（有効数字）4桁の値（例：0.1848、26.10）をもって記入してください。

⑤「対前年度比」の欄は、当該年度値の算定に使用した計算方式に基づき「前年度値」を確定し、その値と「当該年度値」から算出したものを、小数点以下第2位を四捨五入し百分率（%）で表示（例：98.6%、101.5%）してください。算出方法は以下のとおりです。

$$\text{対前年度比 (\%)} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100(\%)$$

ただし、当該年度において**指定-第4表**の生産数量等の単位を変更する場合には、前年度の原単位を当該年度の原単位の算定に使用する生産数量等の単位により再計算して算定した原単位をもとに算出してください。

(6) 指定-第6表

指定 - 第6表 過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況

1 エネルギーの使用に係る原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間 平均原単位 変化
エネルギーの使用 に係る原単位						
対前年度比 (%)		㉔	㉕	㉖	㉗	

2 電気需要平準化評価原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	5年度間 平均原単位 変化
電気需要平準化評 価原単位						
対前年度比 (%)		㉔'	㉕'	㉖'	㉗'	

①上段の「年度」には、当該年度を含む直近5年度の年度を、当該年度が一番右の欄となるよう順に記入してください。原単位を5年度間把握していない場合には、把握している年度から順に右詰で記入してください。

②「エネルギーの使用に係る原単位」及び「対前年度比」の欄には、当該年度の原単位の算定に使用した計算式（指定-第5表1のエネルギーの使用に係る原単位の計算式）により算定した直近5年度間の数値を記入してください。

②' 「電気需要平準化評価原単位」及び「対前年度比」の欄には、当該年度の原単位の算定に使用した計算式（指定-第5表2の電気需要平準化評価原単位の計算式）により算定した直近5年度間の数値を記入して下さい。

③ 「5年度間平均原単位変化」の欄には、過去5年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値を4乗根し、小数点以下第2位を四捨五入し百分率(%)で表示してください。算出方法は以下のとおりです。

<エネルギーの使用に係る原単位> 5年度間平均原単位変化 (%) = $(\text{㉔} \times \text{㉕} \times \text{㉖} \times \text{㉗})^{1/4}$

(電子式卓上計算機で算出する場合、㉔×㉕×㉖×㉗を行い、「√」キーを2回押せば算出できます。)

<電気需要平準化評価原単位> 5年度間平均原単位変化 (%) = $(\text{㉔}' \times \text{㉕}' \times \text{㉖}' \times \text{㉗}')^{1/4}$

(電子式卓上計算機で算出する場合、㉔'×㉕'×㉖'×㉗'を行い、「√」キーを2回押せば算出できます。)

なお、直近5年度間の対前年度比の欄が満たされていない場合は、「5年度間平均原単位変化」の欄は記入する必要はありません。

※①、②及び③について、指定後の最初に提出する定期報告書では、指定以前の年度の値は記入可能な場合に限り記入してください。

(7) 指定-第7表

指定 - 第7表 エネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位が改善できなかった場合の理由

- 1 過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（イ）又はエネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

(イ) の理由
①
(ロ) の理由
②

- 2 過去5年度間の電気需要平準化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（ハ）又は電気需要平準化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

(ハ) の理由
①
(ニ) の理由
②

① 「過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（イ）」及び「過去5年度間の電気需要平準化評価原単位が年平均1%以上改善できなかった場合（ハ）」とは、指定-第6表の5年度間平均原単位変化が99.0%を超えた場合が該当します。

②「エネルギーの使用に係る原単位が前年度に比べて改善できなかった場合（ロ）」及び電気需要平準化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（二）とは、**指定-第5表**の対前年度比が100.0%以上の場合が該当します。

③5年度間平均原単位変化又は対前年度比が改善できなかった場合の理由として、下記を参考に改善できなかった原因を分析して、簡潔にまとめて記入してください。

[改善できなかった理由等の事例]

- ・ 製品価格の低下、付加価値生産額の減少、出荷・販売金額の減少
- ・ 生産抑制、減産対策（生産重量、生産個数等の減少）
- ・ 生産設備の故障、トラブル
- ・ 生産設備の劣化、効率の低下
- ・ 生産構成の変動（工場間の生産品目移転、分社化、外注化、海外移転、自社製造化等）
- ・ 原材料等の構成の変動
- ・ 市場ニーズ対応（小ロット多品種化、高級化、高付加価値化等）
- ・ 環境対策（公害防止、地域環境対策、作業環境対策等）
- ・ 生産性向上対策（自動化、ロボット化、生産能率向上対策化等）
- ・ 資源保護対策（原材料の再使用、再利用等）
- ・ 生産空調（クリーンルーム、恒温室等）の増強
- ・ 気候異変（猛暑、厳寒、渇水等）
- ・ 試運転、試作品等の増加
- ・ 燃料等の構成の変動（燃料転換、廃棄物燃料等の割合の増減等）

指定-第7表の記入に当たって、2以上の工場等がある事業者においては、事業者の経営判断により他の工場等の原単位が改善し、当該工場等の原単位が悪化した場合等、結果として事業者全体の原単位が改善している場合はその旨記入しても構いません。算出根拠として個々の工場等の生産数量等、エネルギー使用量等を示してください。

(8) 指定-第8表

指定-第8表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況（1又は2のいずれかに記入すること。）

1. 工場等であって専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における判断の基準の遵守状況（法第5条第1項第1号関係）

対象項目 (設備)	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設・更新に当たっての措置
(1) 空気調和設備、換気設備	空気調和設備、換気設備の管理	空気調和設備、換気設備に関する計測及び記録	空気調和設備、換気設備の保守及び点検	空気調和設備、換気設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
(2) ボイラー設備、給湯設備	ボイラー設備、給湯設備の管理	ボイラー設備、給湯設備に関する計測及び記録	ボイラー設備、給湯設備の保守及び点検	ボイラー設備、給湯設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 新設の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
(3) 照明設備、昇降機、動力設備	照明設備、昇降機の管理	照明設備に関する計測及び記録	照明設備、昇降機、動力設備の保守及び点検	照明設備、昇降機の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 新設の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
(4) 受変電設備	受変電設備の管理	受変電設備に関する計測及び記録	受変電設備の保守及び点検	受変電設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 新設の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
BEMS				BEMSの新設・更新に当たっての措置
				<input type="checkbox"/> BEMSを採用した <input type="checkbox"/> BEMSを採用していない

(5) ガスタービン、蒸気タービン、ガスエンジン等専ら発電のみに供される設備（発電専用設備）、コージェネレーション設備	発電専用設備、コージェネレーション設備の管理	発電専用設備、コージェネレーション設備に関する計測及び記録	発電専用設備、コージェネレーション設備の保守及び点検	発電専用設備、コージェネレーション設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない
(6) 事務用機器、民生用機器	事務用機器の管理			事務用機器、民生用機器の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない			<input type="checkbox"/> 新設の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設していない
(7) 業務用機器	業務用機器の管理	業務用機器に関する計測及び記録	業務用機器の保守及び点検	業務用機器の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	<input type="checkbox"/> 新設の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設していない
(8) 事業場の居室等を賃貸している事業者は、事業場の居室等を賃借している事業者（以下「賃借事業者」という。）に対するエネルギー使用量についての情報提供			<input type="checkbox"/> 情報提供している <input type="checkbox"/> 一部の賃借事業者に情報提供している <input type="checkbox"/> 情報提供していない	

2. 工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く工場等）における判断の基準の遵守状況（法第5条第1項第2号関係）

対象項目（設備）	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設・更新に当たっての措置
(1) 燃料の燃焼の合理化	燃料の燃焼の管理 管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（ % ） <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	燃料の燃焼に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（ % ） <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	燃焼設備の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（ % ） <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	燃焼設備の新設・更新に当たっての措置 <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない
(2) 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化	(2-1) 加熱設備等 加熱及び冷却並びに伝熱の管理 管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（ % ） <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	加熱等に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（ % ） <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	加熱等を行う設備の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（ % ） <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	加熱等を行う設備の新設・更新に当たっての措置 <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない
(2-2) 空気調和設備、給湯設備	空気調和設備、給湯設備の管理 管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（ % ） <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	空気調和設備、給湯設備に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（ % ） <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	空気調和設備、給湯設備の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（ % ） <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	空気調和設備、給湯設備の新設・更新に当たっての措置 <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない
(3) 廃熱の回収利用	廃熱の回収利用の基準 管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（ % ） <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	廃熱に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（ % ） <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	廃熱回収設備の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（ % ） <input type="checkbox"/> 未設定 管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	廃熱回収設備の新設・更新に当たっての措置 <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない
(4) 熱の動力等への変換の合理化	(4-1) 蒸気駆動の動力設備 蒸気駆動の動力設備の管理 管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（ % ） <input type="checkbox"/> 未設定	蒸気駆動の動力設備に関する計測及び記録 計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（ % ） <input type="checkbox"/> 未設定	蒸気駆動の動力設備の保守及び点検 保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済（ % ） <input type="checkbox"/> 未設定	蒸気駆動の動力設備の新設・更新に当たっての措置 <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない

	管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	<input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない
(4-2) 発電専用設備	発電専用設備の管理	発電専用設備に関する計測及び記録	発電専用設備の保守及び点検	発電専用設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 新設の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設していない
(4-3) コージェネレーション設備	コージェネレーション設備の管理	コージェネレーション設備に関する計測及び記録	コージェネレーション設備の保守及び点検	コージェネレーション設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない
(5) 放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止				
(5-1) 放射、伝導等による熱の損失の防止		熱の損失に関する計測及び記録	熱利用設備の保守及び点検	熱利用設備の新設・更新に当たっての措置
		計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない
(5-2) 抵抗等による電気の損失の防止	受変電設備及び配電設備の管理	受変電設備及び配電設備に関する計測及び記録	受変電設備及び配電設備の保守及び点検	受変電設備及び配電設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	

(6) 電気の動力、熱等への変換の合理化				
(6-1) 電動力応用設備、電気加熱設備等	電動力応用設備、電気加熱設備等の管理	電動力応用設備、電気加熱設備等に関する計測及び記録	電動力応用設備、電気加熱設備等の保守及び点検	電動力応用設備の新設・更新に当たっての措置

	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	
(6-2) 照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器	照明設備、昇降機、事務用機器の管理	照明設備に関する計測及び記録	照明設備、昇降機、事務用機器の保守及び点検	照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	

① エネルギー管理指定工場等が「専ら事務所」である場合は1. のみに、「工場（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く工場等）」の場合は2. のみに記入してください。記載は1. 又は2. のいずれか一方のみで、他方は記載の必要はありません。

「専ら事務所」か「工場」かを判断する際には、日本標準産業分類を確認するとともに、以下（ア）、（イ）の原則に従って分類してください。

<日本標準産業分類（総務省）HP> 【関係 URL 参照】

（ア）専ら事務所（1. に記入）

エネルギー管理指定工場等が、日本標準産業分類における大分類のうち「G情報通信業、H運輸業・郵便業、I卸売業・小売業、J金融業・保険業、K不動産業、物品賃貸業、L学術研究・専門・技術サービス業、M宿泊業・飲食サービス業、N生活関連サービス業・娯楽業、O教育・学習支援業、P医療・福祉、Q複合サービス事業、Rサービス業（他に分類されないもの）、S公務（他に分類されるものを除く）、T分類不能の産業」に該当する場合。

（イ）工場（2. に記入）

エネルギー管理指定工場等が、日本標準産業分類における大分類のうち「A農業・林業、B漁業、C鉱業・採石業・砂利採取業、D建設業、E製造業、F電気・ガス・熱供給・水道業」に該当する場合。ただし、日本標準産業分類のA～Fにおける「主として管理業務を行う本社」及び「その他の管理、補助的に経済活動を行う事業所」に該当する場合は、「専ら事務所」としてください。

なお、上記原則に当てはめると「専ら事務所」に該当するものの、エネルギーの使用実態に鑑み、2.「工場」の判断基準を遵守することが適当である場合（例：廃棄物処理業に該当する工場、製造ラインを有している研究所等）には、2.「工場等」の判断基準の遵守状況を記入してください。

②この表で管理標準とは、「判断基準」で定める管理標準のことであり、事業者が燃焼設備、加熱設備等の管理、計測・記録、保守・点検等を行うに当たり、自ら定めるマニュアルのことです。

③対象項目となっている設備で、該当するものに「■」印又は「☑」印を付し、工場等に設置されていない設備等については、当該設備の欄を全て斜線で削除してください。

④「管理標準の設定状況」の欄には、設備ごとに設定状況を選択回答し、設定中の場合は概ね何%の進捗状況を記入してください。

⑤「管理標準に定めている管理の状況」、「管理標準に定めている計測及び記録の実施状況」及び「管理標準に定めている保守及び点検の実施状況」については、自ら定めた管理標準をどの程度遵守しているか、その実施状況を記入してください。

⑥「新設に当たっての措置の状況」については、設備の新設だけでなく、更新した場合も該当します。

なお、中長期計画書に設置を予定した場合でも、当該年度に新設・更新がなければ、該当なしに「■」印又は「☑」印を付してください。

⑦ 1. (4)BEMS の欄については、当該年度に BEMS を新設したか否かに関わらず、BEMS を採用している場合、「BEMS を採用した」の欄に「■」印又は「☑」印を付してください。BEMS を採用していない場合は、当該項目の欄を斜線で削除するのではなく、「BEMS を採用していない」の欄に「■」印又は「☑」印を付してください。

⑧ 1. (8)「事業場の居室等を賃貸している事業者は、事業場の居室等を賃借している事業者に対するエネルギー使用量についての情報提供」の欄については、事業場の居室等を賃貸していない場合は斜線で削除してください。

⑨ 2. (1)燃料の燃焼の合理化に印を付けた場合、原則として※、(3)廃熱の回収利用の欄にも印を付ける必要があります。

排ガスを排出する設備がある工場等であって廃熱の回収利用を行っていない場合は、

- ・ 廃熱温度等のデータをもとに費用対効果がないこと等を確認した上で廃熱回収を実施していない場合には、下図のように「■」印又は「☑」印を付けてください。なお、費用対効果のないこと等を確認した記録が残っていることが原則です。

(3) 廃熱の回収利用	廃熱の回収利用の基準	廃熱に関する計測及び記録	廃熱回収設備の保守及び点検	廃熱回収設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 新設の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 <input checked="" type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input checked="" type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input type="checkbox"/> 実施していない	

- ・ 廃熱温度等のデータをもとにした費用対効果等の検討をせずに廃熱回収を実施していない場合には、下図のように「■」印又は「☑」印を付けてください。

(3) 廃熱の回収利用	廃熱の回収利用の基準	廃熱に関する計測及び記録	廃熱回収設備の保守及び点検	廃熱回収設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input checked="" type="checkbox"/> 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input checked="" type="checkbox"/> 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 <input type="checkbox"/> 設定済 <input type="checkbox"/> 一部設定済 (%) <input type="checkbox"/> 未設定	<input type="checkbox"/> 新設の際、判断基準どおり措置した <input type="checkbox"/> 新設の際、判断基準どおり措置していない <input type="checkbox"/> 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input checked="" type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input checked="" type="checkbox"/> 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 <input type="checkbox"/> 実施している <input type="checkbox"/> 一部実施している <input checked="" type="checkbox"/> 実施していない	

※大気解放型の設備（食品工場におけるフライヤーやパン焼等）の場合あるいは廃熱温度が構造的に測れない燃焼設備の場合は除く。

(9) 指定-第9表

指定-第9表 その他実施した措置

1 エネルギーの使用の合理化に関する事項

措 置 の 概 要

2 電気の需要の平準化に資する措置に関する事項

措 置 の 概 要

①当該年度において、エネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に関し実施した省エネルギー活動、体制整備等の措置について記入して下さい。

(10) 指定-第10表 1

※エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量の算定等、その他**指定-第10表**の記入については、温対法に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」のホームページ上に掲載されている「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」【関係 URL 参照】を参考にしてください。

指定-第10表 エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t-CO ₂
-----------------------	-------------------

①次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記入してください。なお、イ. に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて**指定-第10表**の3にも必要事項を記入する必要があります。

- ア. 燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- イ. 電気の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量
- ウ. 熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量

二酸化炭素の排出量の算定は、温対法に基づく命令に定める算定方法あるいは実測等により算定した排出量を記入してください。

②主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等である場合は、**指定-第10表**の2の欄にも必要事項を記入してください。

(11) 指定-第10表 2

2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等において燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t-CO ₂
-----------------------	-------------------

① 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等である場合は、**指定-第10表 1**に加えて本表に当該工場等について必要事項を記入してください。

② 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等について、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）を記入してください。他人から供給された電気及び熱の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量は含めません。排出量については、温対法に基づく命令に定める算定方法あるいは実測等により算定したものを記入してください。

(12) 指定-第10表 3

3 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数

係数の値 ①	係数の根拠 ②	係数の適用範囲 ③
t-CO ₂ /kWh		

① 算定排出量の算定において、電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数（基礎排出係数）について、当該係数の根拠及び係数の値を記入してください。

② 係数の根拠には、どの電気事業者の基礎排出係数を使用したかを記入してください。

③ 係数の適用範囲には、当該係数を適用した範囲を記入して下さい。

具体的には、「〇〇電力からの買電分」と記入して下さい。

●電気事業者別排出係数一覧（関係 URL 参照）

(13) 指定-第10表 4

4 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

① 指定-第10表 4 「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容」の欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について記入してください。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定-第10表3に記載するため、この欄に記入する必要はありません。

また、都市ガスについては、定期報告書で記入した都市ガスのガスグループと使用量の算定に用いた熱量換算係数を用いてCO₂排出量を算定した場合、算定省令にて定める熱量換算係数と異なる係数を用いても、この欄に記入する必要はありません。

(14) 指定-第10表 5

5 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無	その他の関連情報の提供の有無 (該当するものに○をすること)	1. 有 2. 無
------------------------------------	--------------	-----------------------------------	--------------

① 当該工場等に係る定期報告書が温対法第27条第1項の請求に係るものである場合は、左欄「1. 有」に○をつけてください。「1. 有」に該当する場合は、温対法に基づく命令に定める書類「権利利益の保護に係る請求書(様式第1の2)」を事業所管大臣宛てに必ず同封してください。ただし、「権利利益の保護に係る請求書(様式第1の2)」を提出しても、必ずしも希望通りにならない場合があります。

② 当該工場等に関して同法第32条第1項の規定による情報の提供がある場合は右欄「1. 有」に○をつけてください。「1. 有」に該当する場合は、温対法に基づく命令に定める書類(様式第2)を事業所管大臣宛てに必ず同封してください。

Ⅲ. 認定表（記載は認定管理統括事業者のみが該当）

※認定表は認定管理統括事業者制度を活用する場合のみが該当します。

一般の特定事業者等は記載不要です。

(1)概要

認定管理統括事業者は、他の特定事業者と異なり、認定表を作成する必要があります。認定表がグループ全体、認定表が事業者ごと、指定表が指定工場ごとの報告となります。

特定表：グループ全体（認定統括事業者＋管理関係事業者）

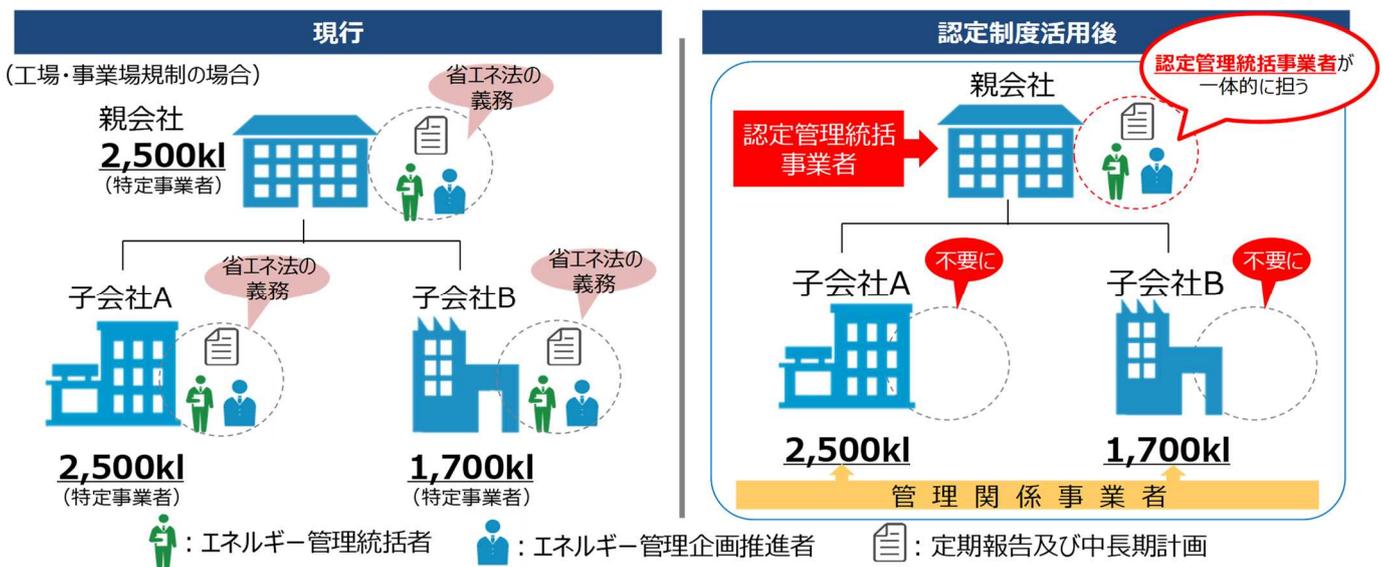
認定表：認定統括事業者、管理関係事業者 ごとにそれぞれ作成

指定表：認定統括事業者、管理関係事業者の指定工場ごとにそれぞれ作成

	特定表 (事業者単位)	認定表 (グループ単位)	指定表 (指定工場単位)
特定事業者・特定連鎖化事業者	○	×	○
	・本書(記入要領) 2.[事業者単位の報告]	—	・本書 2.[エネルギー管理指定工場等単位の報告]
認定管理統括事業者	○(グループ全体)	○(事業者単位)	○
	・本書 2.[事業者単位の報告] ・記入例	・記入例	・本書 2.[エネルギー管理指定工場等単位の報告] ・記入例
連携省エネ計画の認定を受けた 特定事業者・特定連鎖化事業者	○	×	○
	・本書 2.[事業者単位の報告] ・記入例	—	・本書 2.[エネルギー管理指定工場等単位の報告] ・記入例
連携省エネ計画の認定を受けた 認定管理統括事業者	○	○	○
	・本書 2.[事業者単位の報告] ・記入例	・記入例	・本書 2.[エネルギー管理指定工場等単位の報告] ・記入例

〔例示〕

認定統括事業者（親会社）、管理関係事業者（子会社A、子会社B）で認定管理統括事業者制度を活用した場合



(2)総括表

認定一総括表 認定管理統括事業者及び管理関係事業者において、エネルギーの使用量が令第2条第1項に定める数値以上の事業者の一覧

1 認定管理統括事業者

認定管理統括事業者番号	認定管理統括事業者の名称
①	

2 管理関係事業者

管理関係事業者番号	管理関係事業者の名称
②	

① 「認定管理統括事業者番号」の欄には、経済産業局から通知された7桁の指定番号を記入してください。

② 「管理関係事業者番号」の欄には、経済産業局から通知された7桁の指定番号を記入してください。

(3)認定-第1表～第5表

認定-第1表から第5表の記載の仕方は、それぞれ対応する特定表の記載の仕方と同一です。以下において青字で示している箇所の記載を参照してください。

認定-第1表 事業者の名称等

→ 「[特定-第1表 事業者の名称等](#)」参照

認定-第2表 事業者のエネルギーの使用量等

1 エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

→ 「[特定-第2表 1 エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等](#)」参照

2 連携省エネルギー措置の実績

(1) 連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

(2) 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

(3) 連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

→ 「[特定-第2表 2 連携省エネルギー措置の実績\(1\)～\(3\)](#)」参照

認定-第3表 事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

→ 「[特定-第10表 事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧](#)」参照

認定-第4表 現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等の一覧

→ 「[特定-第11表 現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第6条に定める数値以上の工場等の一覧](#)」参照

認定－第5表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

- 1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
 - 2 電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している特定排出者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量
 - 3 事業者の調整後温室効果ガス排出量
 - 4の1 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定に用いた係数
 - 4の2 調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数
 - 5 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容
 - 6の1 調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量の量
 - 6の2 国内認証排出削減量に係る情報
 - 6の3 海外認証排出削減量に係る情報
 - 7 権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無
- 「特定-第12表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等」参照

3. 中長期計画書（様式第8）について

表紙

様式第8（第35条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

①

中 長 期 計 画 書

殿

②

④

③

年 月 日

住 所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第15条第1項、第26条第1項又は第37条第1項の規定に基づき、次のとおり提出します。

- ①冒頭にある右上の欄の※印を付した「受理年月日」及び「処理年月日」欄は記入しないでください。
- ②左上の欄には「提出先」を記入してください。経済産業大臣への提出に当たっては、事業者の主たる事務所（通常は本社）の所在地を管轄する経済産業局長としてください。
また、当該事業者が設置しているすべての工場等に係る事業の所管省庁（**特定-第3表及び特定-第12表**の産業分類毎に確認してください。）にも必ず提出してください。提出先については、**別添資料1**を参照してください。なお、経済産業局は1つのみ記入することとし、複数経済産業局の併記はしないでください。
- ③「年月日」の欄には提出年月日を記入してください。提出期限は7月末日までとなります。
- ④「住所」の欄には主たる事務所（通常は本社）の所在地、「法人名」の欄には企業名、「法人番号」の欄には13桁の法人番号（<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>）、「代表者の役職名」の欄には企業代表者の役職名（代表取締役等）、「代表者の氏名」の欄には企業代表者氏名を記入してください。
- ⑤省エネ法に係る諸手続のための権限について、事業者の代表者（代表取締役等）以外の者が、事業者を代表する者から委任を受けている場合は、委任状を定期報告書に添付（様式は任意。既に委任状を提出している場合は、その写しを添付。）し、「住所」欄には委任を受けた者が所属する工場等の所在地を記入し、「氏名」欄には企業名並びに代表者及び委任された者の役職名及び氏名を記入して下さい。

I 特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者の名称等

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	①		
事業者の名称	②		
主たる事務所の所在地	〒	③	
主たる事業	④		
細分類番号		⑤	
エネルギー管理統括者の職名・氏名	職名 氏名	⑥	
エネルギー管理企画推進者の職名・氏名・勤務地・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 勤務地 〒 電話 (- -) FAX (- -) メールアドレス	⑦	
中長期計画書の提出免除の希望	中長期計画書の提出頻度の軽減の条件に該当しており、当該条件を満たす限り、翌年度以降は下記の計画期間中の中長期計画書の提出免除を ⑧ <input type="checkbox"/> 希望する		
本計画書の計画期間	() 年度 ～ () 年度 ⑨		

①「特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号」の欄には、経済産業局から通知された7桁の指定番号を記入してください。

②「事業者の名称」の欄には、登記簿等に基づく正式名称を略さずに記入してください。

③「主たる事務所の所在地」の欄には、本社又は本社機能を有する事務所の郵便番号、住所（都道府県名から記入）を記入してください。本社機能を有する事務所とは、必ずしも登記簿上の本社ではなく、実際に本社として機能している事務所のことを指します。

なお、本社機能が分散（例；東京本社と大阪本社）している場合は、「主たる事務所」は一箇所に限定してください。

④「主たる事業」は、特定事業者等が設置する工場等で行っている主な事業を記載してください。ただし、特定事業者等において複数の事業を行っている場合には、主たる事業を特定事業者等の事業とします。特定事業者

等で業種分類の異なる複数の事業を行っている場合には、主たる事業を選んで記入してください。この場合の主たる事業とは、生産高、販売額等、適切な指標によって決定（日本標準産業分類の決定方法に準拠）してください。

なお、各工場等の主たる事業を判断するに当たって、事業が分類できる場合には、工場等の規模に関わらず、原則として、当該事業分類ごとにエネルギー使用量を集計することになりますが、地方公共団体のうち知事部局等が特定事業者となっている場合であって、当該事業者が設置する事業所のエネルギー使用量が年間1,500kl未満の事業所について、当該事業所の主たる事業を判断することが困難である場合は、当該事業所の事業分類を「都道府県機関（日本標準産業分類細分類番号9811）」又は「市町村機関（同9821）」とすることも可能です。

なお、教育委員会が特定事業者となっている場合は、当該事業者が設置する事業所の「事業分類」に関わらず「都道府県機関（日本標準産業分類細分類番号9811）」又は「市町村機関（同9821）」としてください。

⑤「細分類番号」は、④主たる事業の日本標準産業分類とします。

⑥「エネルギー管理統括者の職名・氏名」の欄には、該当する職名・氏名を記入してください。エネルギー管理統括者は、特定事業者等の指定を受けた後に遅滞なく選任し、省エネ法第8条の規定に基づく届出が必要となります。

また、選任をしなかった場合は100万円以下の、届出を怠った場合、又は虚偽の報告をした場合は、50万円以下の罰金の対象となります。

⑦「エネルギー管理企画推進者の職名・氏名・勤務地・連絡先」の欄には、該当する項目及びエネルギー管理士免状番号又は講習修了番号を記入してください。「連絡先」は、勤務する事務所の代表電話番号ではなく、定期報告書の内容に関する問い合わせ先を記入してください。

エネルギー管理企画推進者は、特定事業者等に指定後6ヶ月以内に選任し、省エネ法第9条の規定に基づき、次の7月末までに届出が必要となります。

また、選任をしなかった場合は100万円以下の、届出を怠った場合、又は虚偽の報告をした場合は、50万円以下の罰金の対象となります。

なお、中長期計画書提出時点でエネルギー管理企画推進者が未選任の場合には、当該中長期計画書の作成実務者の職名・氏名・勤務地・連絡先を記入してください。この場合、氏名の後ろに“(作成実務者)”と付記してください。また、「エネルギー管理士免状番号又は講習修了者番号」欄には「選任中」と記入してください。

(エネルギー管理講習の受講予定がある場合はその旨もあわせて記載することが望ましい。)

⑧「中長期計画書の提出免除の希望」の欄には、中長期計画書の提出頻度の軽減の条件（事業者クラス分け評価制度において、2年度以上連続でS評価である場合）に該当し、かつ提出頻度の軽減を希望する場合にチェックしてください（口を■とする）。別紙1参照。

⑨「本計画書の計画期間」の欄には、当該中長期計画書の計画期間を、提出年度または提出年度の翌年度を始期として、3～5年間を目安に記入してください。なお、ベンチマーク制度対象業種の場合は、計画提出年度を始期としてください。また、3～5年間に限らず、ベンチマーク目標達成までの年度までの計画を記載することも可能です。ただし、5年度間以上の計画期間である中長期計画について提出免除を受けたとしても、5年

に一度は必ず中長期計画を提出する必要があります。別紙1参照。

II 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

1. 前年度のエネルギー使用量等

エネルギー使用量 (原油換算 k1)	①
-----------------------	---

区分	対象となる事業の名称 (セクター)	ベンチマーク指標の状況 (単位)	対象事業のエネルギー 使用量 (原油換算 k1)
②	③	④	⑤

2. ベンチマーク指標の見込み

区分	ベンチマーク指標の見込み (単位)					目標年度 年度
	年度	年度	年度	年度	年度	
②	⑥					

3. 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

内容	中長期計画 作成指針	該当する 工場等	着手時期 完了時期	エネルギー使用 合理化期待効果 (原油換算 k1/年)	ベンチ マーク 対象	新規 追加
⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
合計				⑭ k1		
	うちベンチマーク指標対象 範囲の期待効果	⑮		⑯ k1		
原単位削減期待効果				⑰ %		
	うちベンチマーク指標対象 範囲の期待効果	⑱		⑲ %		

1. 前年度のエネルギー使用量等

① エネルギー使用量（原油換算 kl）

- ・今年度の定期報告（昨年度の実績）におけるエネルギーの使用量（定期報告書 特定—第2表）の合計の数値（⑤-1）を記入してください。

2. ベンチマーク指標の見込み

下記の②～⑥、⑫、⑮、⑰、⑱は、ベンチマーク対象業種である場合のみ記入してください。

② 区分

- ・工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年3月31日経済産業省告示第66号）の別表第5に規定する区分のいずれかを記入してください。
- ・電力供給業は、ベンチマーク指標のうちA指標とB指標を別の行に記載してください。
- ・複数のベンチマーク対象業種を記載する場合は、行を追加してそれぞれ記載してください。

③ 対象となる事業の名称（セクター）

- ・当該のセクターごとに実施している事業の名称を記入してください。
- ・事業の名称は別表第5に示される事業の名称を記入してください（特定—第3表における事業名とは異なる場合があります）。
- ・複数の事業を行う事業者は該当する事業の名称をすべて記入してください。

④ ベンチマーク指標の状況（単位）

- ・報告対象年度の事業において、別表第5に示すベンチマーク指標の算定方法に従って算定した指標の数値と単位を記入してください。
- ・提出年度においてベンチマーク指標が改定された業種は、改定前の指標の状況を記入してください。なお、ベンチマーク指標改定後の新指標の状況について、報告対象年度分についても算出できる場合には、改定後の新指標の状況を記入することができます。
- ・ベンチマーク指標が複数指定されている場合は、指定されている指標の数値と単位をすべて記入してください。

⑤ 対象事業のエネルギー使用量（原油換算 kl）

- ・当該のセクターごとにエネルギー使用量を原油換算 kl の単位で記入してください。
- ・電力供給業は、A指標の行にまとめて記入してください。

⑥ ベンチマーク指標の見込み（単位）

- ・本計画書の計画期間中の各提出年度と、ベンチマーク指標の見込みを、左側から年度順に記入してください。一番左側の欄は、本中長期計画書の提出年度の見込みの数値となります。
- ・計画期間が5年未満の場合、空欄には（－）を記入してください。
- ・目標年度の欄には、目標年度（2030年度）を記入し、目標年度におけるベンチマーク指標の見込みを記入してください。目標年度におけるベンチマーク指標の見込みが未定の場合は、（－）を記入してください。
- ・提出年度からベンチマーク指標又は目指すべき水準が改定されている業種は、改定後の指標又は目指すべき水準を用いて、中長期計画を策定してください。提出年度からエネルギー管理の一環として新指標による計画策定が必要となります。

【参考】令和4年3月31日にベンチマーク指標又は目指すべき水準が改訂及び追加された業種

【4B】ソーダ化学	【ベンチマーク指標】変更なし 【目指すべき水準】3.00 GJ/t 以下
【15】国家公務	【ベンチマーク指標】当該事業のエネルギー使用量をそれぞれ補正された電算室部分の面積とそれ以外の面積と職員数の和で除した値 【目指すべき水準】変更なし
【16】データセンター業	【ベンチマーク指標】データセンター全体のエネルギー使用量を IT 機器のエネルギー使用量で除した値 【目指すべき水準】1.4 以下
【17】圧縮ガス・液化ガス製造業	【ベンチマーク指標】製造工程のエネルギー使用量を生産量で除した値に製造品種の構成を考慮した補正值で乗じた値 【目指すべき水準】全事業所において LNG 冷熱を利用：0.077 kℓ/千 N m ³ 以下 一部の事業所において LNG 冷熱を利用または 全事業所において LNG 冷熱を未利用：0.157 kℓ/千 N m ³ 以下

※詳細は、資源エネルギー庁HP「定期報告書、中長期計画書の作成とベンチマーク制度」を参照ください（巻末 URL 参照）。

3. 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

⑦ 内容

- ・エネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に関し計画した省エネルギー活動等の措置について、可能な範囲で記入してください。

⑧ 中長期計画作成指針

- ・中長期計画作成指針は、特定事業者等が工場等判断基準に定められた目標の達成に向けた中長期的な計画の策定を行えるよう定めています（専ら事務所／製造業／鉱業・電気供給業・ガス供給業及び熱供給業／上水道業・下水道業及び廃棄物処理業）。
- ・計画する措置が、中長期計画作成指針に記載がある場合、該当する項番を記載してください。なければ斜線を引いてください。
- ・中長期計画作成指針の詳細は、巻末の URL を参照してください。

⑨ 該当する工場等

- ・計画する措置の対象となる工場等の名称を記入してください。

⑩ 着手時期、完了時期

- ・計画する措置（設備等）の新設・改造に着工した（又は着工予定の）年月を上段に、新設・改造を完了して稼働を開始した（又は稼働開始予定の）年月を下段に記入してください（〇年〇月単位）。
- ・合計および原単位削減効果の欄には、計画する措置の効果が全て発現する年度を記入してください。

⑪ エネルギー使用合理化期待効果（原油換算 kl/年）

- ・計画する措置による省エネ効果を記入してください。
- ・計画内容が複数の業種に共通的な改善に資する場合は、期待効果を合算して表記するか、ベンチマーク対象とそうでないものに分けて（行を分けて）表記してください。

⑫ ベンチマーク対象

・計画する措置が、ベンチマーク指標の状況の改善に資する場合に、「区分」を記入してください。該当しない場合は斜線を記入してください。

・複数の業種に共通的な改善に資する場合は、対象となる「区分」を全て記載してください。

⑬ 新規追加

・前年度の中長期計画書における計画内容に記載していない項目に、○を記入してください。

⑭ 合計

・計画する措置による省エネ効果の合計を記入してください。

⑮ うちベンチマーク指標対象範囲の期待効果

・省エネ効果の合計のうち、ベンチマーク指標の対象となるものの合計を記入してください。

・計画内容が複数の業種に共通的な改善に資する場合は、期待効果を案分して合計してください。

・複数の業種がある場合には、行を追加してそれぞれ記載してください。

⑯ 原単位削減期待効果

・計画する措置による原単位削減効果の合計を記入してください。

(⑭合計の期待効果÷①エネルギー使用量×100)

⑰ うちベンチマーク指標対象範囲の期待効果

・原単位削減期待効果の合計のうち、ベンチマーク指標の対象となるものの合計を記入してください。

(⑮うちベンチマーク指標対象範囲の期待効果÷⑤対象事業のエネルギー使用量×100)

・複数の業種がある場合には、行を追加してそれぞれ記載してください。

⑱ ・ベンチマーク対象業種が複数業種ある場合は、「うちベンチマーク指標対象範囲の期待効果」の欄横に区分の番号を記入し、区分ごとに行の追加を行ってください。

・ベンチマーク対象業種が一業種である場合は、「うちベンチマーク指標対象範囲の期待効果」の欄横に記載は不要です。

III その他エネルギーの使用の合理化に関する事項及び参考情報

①

IV 前年度計画書との比較

削除した計画	該当する工場等	理由
②	③	④

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
- 3 計画書冒頭の※印を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄には記入しないこと。
- 4 Iの「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。
- 5 IIの1及び2の「区分」欄には、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(平成21年3月31日経済産業省告示第66号)の別表第5に規定する区分のいずれかを記入すること。
- 6 IIの3の「該当する工場等」の欄には、複数工場等が該当する場合はそれぞれの工場等の名称を記載し、全工場等が該当する場合は全工場等と記入すること。
- 7 IIの3の「エネルギー使用合理化期待効果」の欄には、基準年度を報告年度とし、計画完了年度における年間エネルギー消費量の削減効果を記入すること。
- 8 IIIには、IIで定量的に記載できないエネルギーの使用の合理化に向けた計画等について記入すること。この欄のみでは記入が困難な場合は、CSR報告書等の関係資料を添付すること。
また、洋紙製造業(4A)のベンチマーク指標報告事業者は、当該事業における再生可能エネルギーの使用率を記入し、再生可能エネルギー使用率が72%未満の者は、当該使用率に応じたベンチマーク目標値及びその算定式を記入すること。
- 9 IIの3の「新規追加」の欄及びIVには、II・IIIについて前年度と比較して記入すること。

① その他エネルギーの使用の合理化に関する事項及び参考情報

・エネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に関し実施した省エネルギー活動、体制整備等の措置について記入して下さい。

・ベンチマーク制度対象業種の場合は、目標達成に向けた計画を立てるにあたっての補足的な説明（Ⅱの3に記載した内容により、ベンチマーク目標を達成することができる点の説明）や、生産量や稼働率が一定である等の合理的な前提条件があれば記入してください。

・洋紙製造業（4 A）のベンチマーク指標報告事業者は、当該事業の目標年度における再生可能エネルギーの使用率を記入してください。また、再生可能エネルギー使用率が72%未満の者は、当該使用率に応じたベンチマーク目標値及びその算定式（※）を記入してください。

※ $-23,664 \times (\text{再生可能エネルギー使用率}) + 23,664$ (MJ/t)

② 削除した計画

・前年度の中長期計画書に記載した項目のうち、今年度の中長期計画書の内容からは削除した項目を記入してください。

③ 該当する工場等

・削除した計画が該当する工場等を記入してください。

④ 理由

・削除した理由を記載してください。

【記入例】

II 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

1. 前年度のエネルギー使用量等

エネルギー使用量 (原油換算 k1)	1,000,000
-----------------------	-----------

区分	対象となる事業の名称 (セクター)	ベンチマーク指標の状況 (単位)	対象事業のエネルギー 使用量 (原油換算 k1)
3	セメント製造業	4,000 MJ/t	500,000
6 B	ソーダ工業	3.20 GJ/t	200,000

2. ベンチマーク指標の見込み

区分	ベンチマーク指標の見込み (単位)					
	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	目標年度 2030 年度
3	3,990 MJ/t	3,980 MJ/t	3,970 MJ/t	3,900 MJ/t	3,800 MJ/t	3,739 MJ/t
6 B	3.20 GJ/t	3.19 GJ/t	3.19 GJ/t	3.15 GJ/t	3.10 GJ/t	3.00 GJ/t

3. 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

内容	中長期計画 作成指針	該当する 工場等	着手時期 完了時期	エネルギー使用 合理化期待効果 (原油換算 k1/ 年)	ベンチ マーク 対象	新規 追加
プレヒータ 断熱強化	製造業 2 (3)	A工場 B工場	2022年 4 月 2022年 9 月	1,000	3	
リーク低減		A工場 B工場	2023年 1 月 2023年 3 月	500	3	
ファン インバータ化	製造業 1 (6)	A工場 B工場	2023年 10 月 2023年 12 月	1,500		
廃プラ処理設備 能力増強	製造業 2 (3)	B工場	2024年 10 月 2025年 3	3,000	3	

			月			
高効率クーラー 導入	製造業 2 (3)	A工場	2025年4 月 2026年3 月	6,000	3	
廃プラ処理設備 新設	製造業 2 (3) 製造業 1 (9)	A工場 B工場	2028年4 月 2029年3 月	10,000	3, 6 B	○
廃熱ボイラ新設	製造業 2 (3)	B工場	2030年4 月 2031年3 月	8,000	3	○
高効率ボイラ 新設・更新	製造業 1 (1)	A工場	30年4月 31年3月	5,000	6 B	○
合計			2030年度	35,000 k1		
	うちベンチマーク指標対象範囲 の期待効果 (区分3)		2030年度	23,500 k1		
	うちベンチマーク指標対象範囲 の期待効果 (区分6 B)		2030年度	10,000 k1		
原単位削減期待効果			2030年度	3.5 %		
	うちベンチマーク指標対象範囲 の期待効果 (区分3)		2030年度	4.7 %		
	うちベンチマーク指標対象範囲 の期待効果 (区分6 B)		2030年度	5.0 %		

(注) 記入例では、「廃プラ処理設備新設」の期待効果 10,000k1 のうち、5,000k1 を区分3、5,000k1 を区分6 Bに案分して合計しています。

中長期計画書の提出頻度の軽減について

省エネ取組の優良事業者について、中長期計画書の提出頻度が軽減されます。(直近過去 2 年度以上連続 S 評価の事業者で希望者のみ)

1. 基本的な流れ

- (1) 様式第 8 の I の「中長期計画書の提出免除の希望」欄 希望する をチェック (□を■とする)
- (2) 様式第 8 の I の「本計画の計画期間」欄に本計画の計画期間を記載
- (3) S 評価を継続している限りにおいて、上限 5 年度間において中長期計画の提出を免除

(ケース 1) 中長期計画の計画期間中は S 評価が継続した場合

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
定期報告書の評価	A	S	S	S	S	S
中長期計画書	提出	提出	提出 (免除申請)	免除	免除	提出

中長期計画の計画期間 4 年の場合

(ケース 2) 中長期計画の計画期間中に S 評価でなくなった場合

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
定期報告書の評価	A	S	S	S	A	S
中長期計画書	提出	提出	提出 (免除申請)	免除	提出	提出

中長期計画の計画期間 4 年の場合

2. 注意事項

- (1) 中長期計画書の計画期間が 5 年未満の場合は、計画期間が上限となります。
- (2) S 評価の要件を満たさなくなった場合、中長期計画書の提出頻度の軽減とはならず、中長期計画書の提出が必要です。(ケース 2)
- (3) 中長期計画書の免除・提出の判断は、毎年度作成いただく定期報告書の記載内容をもとに事業者自ら判断することが必要です。(事業者クラス分け制度の説明参照)
- (4) 本計画の計画期間の最終年度には、中長期計画書の提出が必要です。
(ケース 1 の場合、計画期間は、2022 年度～2025 年度となりますので、次の提出年度は 2025 年度となります)
- (5) 直近過去 2 年度以上連続 S 評価の事業者であり、中長期計画提出免除の期間中であっても、中長期計画書を提出することは可能です。
- (6) 提出免除希望欄のチェックがないと、免除できないため注意してください。

事業者クラス分け評価制度（S A B C評価制度）について

1. 制度概要

- ・提出された定期報告書の内容を確認し、事業者を以下の図に従って、SクラスからCクラスまでクラス分けしています。
- ・Sクラスには、優良事業者としてHPで公表し、Bクラスには、注意喚起文書を送付、立入検査等を実施するなどクラスに応じたメリハリのある対応を実施しています。

Sクラス 省エネが優良な事業者 (目標達成事業者)	Aクラス 省エネの更なる努力が 期待される事業者 (目標未達成事業者)	Bクラス 省エネが停滞している事業者 (目標未達成事業者)	Cクラス 注意を要する事業者 (目標未達成事業者)
【水準】 ※1 ①努力目標達成 または、 ※2 ②ベンチマーク目標達成	【水準】 Bクラスよりは省エネ水準 は高いが、Sクラスの水準 には達しない事業者	【水準】 ※1 ①努力目標未達成かつ直近 2年連続で原単位が対前 年度年比増加 または、 ②5年間平均原単位が5% 超増加	【水準】 Bクラスの事業者の中で特 に判断基準遵守状況が不 十分
【対応】 優良事業者として、経産 省HPで事業者名や連続 達成年数を表示。	【対応】 メールを発送し、努力目標 達成を期待。	【対応】 注意喚起文書を送付し、現 地調査等を重点的に実施。	【対応】 省エネ法第6条に基づく指 導を実施。

※1 努力目標：5年間平均エネルギー消費原単位を年1%以上低減すること。

※2 ベンチマーク目標：ベンチマーク制度の対象業種・分野において、事業者が中長期的に目指すべき水準。

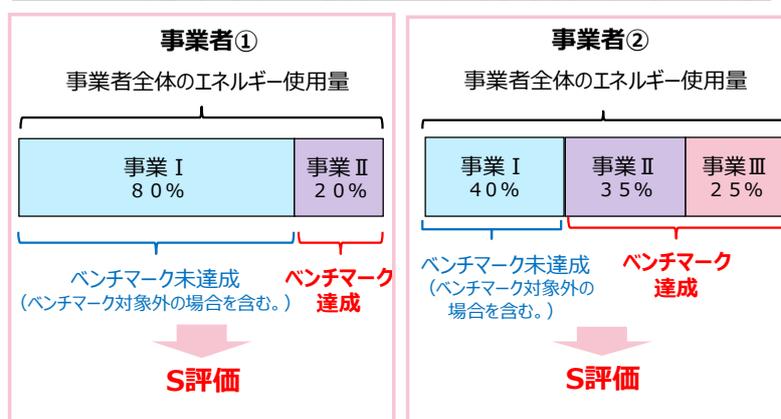
令和2年度報告からは、各事業者が営む主要な事業においてベンチマーク目標を達成した場合に限ります。

2. 事業者クラス分け制度の改正（令和2年度）

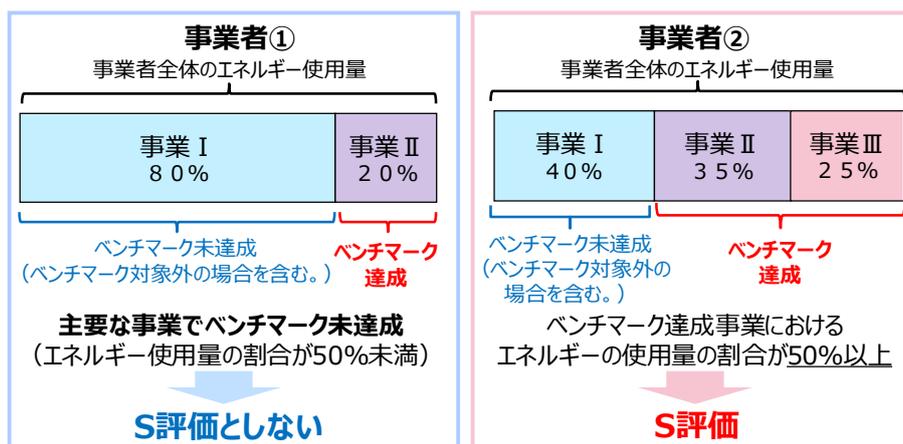
- ・Sクラス評価におけるベンチマーク目標達成の考え方を以下の通り変更しました。

ベンチマーク目標を達成した事業が、事業者全体のエネルギー使用量の50%以上を占める場合に限り、ベンチマーク達成としてS評価とします。（下図参照）

ベンチマーク達成によるS評価を受けている事業者の例（改正前）



ベンチマーク達成によるS評価を受けている事業者の例（改正後）



※「主要な事業」について、具体的には、ベンチマーク目標を達成した事業のエネルギー使用量（複数の事業でベンチマーク目標を達成している場合には達成した事業の合計のエネルギー使用量）が当該事業者全体のエネルギー使用量の50%以上を占める場合とする。

3. ベンチマーク達成による判定方法

(1) ベンチマーク目標を達成しているか否かを判定

定期報告書 特定-第6表「ベンチマーク指標の状況」にて報告した数値が「工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号）」別表第5 ベンチマーク指標及び目標すべき水準（ベンチマーク目標）を達成しているかどうか判定します。

(2) ベンチマーク目標達成事業におけるエネルギー使用割合を判定

(1)を達成かつ、以下の①②のいずれかを満たす場合に限り、ベンチマーク達成によるS評価とします。

① 定期報告書 特定-第6表で報告しているエネルギー使用量が事業者全体のエネルギー使用量の過半を超えているか。

$$\boxed{A1} \div \boxed{B} \geq 0.5$$

② 定期報告書 特定-第3表におけるベンチマーク対象事業（別紙2-2に掲げる日本標準産業分類4桁の細分類）を含む事業分類のエネルギー使用量が事業者全体のエネルギー使用量の過半を超えているか。

$$\boxed{A2} \div \boxed{B} \geq 0.5$$

※ 定期報告書 特定-第3表 にベンチマーク対象事業を含む事業分類が確認できない場合は、判定の対象外となります。

$\boxed{A1}$: ベンチマーク目標達成のエネルギー使用量（定期報告書 特定-第6表）

$\boxed{A2}$: ベンチマーク目標達成のエネルギー使用量（定期報告書 特定-第3表）

\boxed{B} : 特定事業者の全体のエネルギーの使用量（定期報告書 特定-第2表 or 第3表）

【定期報告書記入例】

特定-第6表 ベンチマーク指標の状況 (該当する事業者のみ記入)

区分	対象となる事業の名称 (セクター)	対象事業のエネルギー使用量 (原油換算 kl)	ベンチマーク指標の状況 (単位)					ベンチマーク指標の見込み	達成率	目標年度における目標値 (単位)
			年度	年度	年度	年度	年度			
6A	石油化学系基礎製品製造業	2,000※A1					11.5 GJ/t			

特定-第3表 事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等及び電気需要平準化評価原単位等

番号	事業分類		事業分類ごとのエネルギーの使用に係る原単位等の計算									
			エネルギーの使用量 (原油換算 kl) (A-1)	販売した副生エネルギーの量 (原油換算 kl) (B)	購入した未利用熱の量 (原油換算 kl) (B')	(C-1) = (A-1) - (B-B')	(C-1) の構成割合 (%) (D-1) = (C-1) / ((D-1) × 100)	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 (E)	エネルギーの使用に係る原単位 (F-1) = (C-1) / (E)	エネルギーの使用に係る前年度の原単位 (G-1)	エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比 (%) (H-1) = (F-1) / (G-1) × 100	エネルギーの使用に係る原単位の対前年度比の寄与度 (%) (I-1) = (D-1) × (H-1) / 100
1	工場等に係る事業の名称 石油化学系基礎製品製造業	細分類番号 1 6 3 1	4,000 ※A2	0	0	4,000	80.0	20,000 (名称:生産量) (単位: t)	0.2000	0.2200	90.9	72.7 (I-1)
2	工場等に係る事業の名称 その他の有機化学工業製品製造業	細分類番号 1 6 3 9	600	0	0	600	12.0	6,000 (名称:生産量) (単位: t)	0.1000	0.08000	125.0	15.0 (I-1)
3	工場等に係る事業の名称 主として管理事務を行う本社等	細分類番号 1 6 0 0	400	0	0	400	8.0	3,000 (名称:延床面積×稼働時間) (単位: m ² ×h)	0.1333	0.1000	133.3	10.7 (I-1)
事業者全体			(S-1) (合計) 5,000 ※B	(T) (合計) 0	(T') (合計) 0	(U-1) (合計) 5,000	100%	(V) (名称:) (単位:)	(W-1)	(X-1)	(Y-1) = (W-1) / (X-1) × 100	(Z-1) = ((I-1) + (I-1) + (I-1) + ...) 102.1

○判定の仕方

(1)ベンチマーク目標を達成 (特定-第6表)

6A 石油化学系基礎製品製造業 ベンチマーク指標の状況 11.5GJ/t は、ベンチマークの目指すべき水準 (11.9GJ/t 以下) を満たしているため達成

(2)ベンチマーク目標達成事業におけるエネルギー使用割合を判定

①特定第6表で報告しているエネルギー使用量割合: 未達成

$$2,000 \text{ (kl)} \div 5,000 \text{ (kl)} = 0.4$$

②特定第3表におけるベンチマーク対象事業 (標準産業分類 1631) におけるエネルギー使用量割合: 達成

$$4,000 \text{ (kl)} \div 5,000 \text{ (kl)} = 0.8 (\geq 0.5)$$

判定結果

主要な事業（6A 石油化学系基礎製品製造業）においてベンチマーク目標達成しているため、S評価となります。

ベンチマーク制度対象事業と日本標準産業分類の対比表

区分	事業	日本標準産業分類	
		分類コード	項目名
1 A	高炉による製鉄業	2211	高炉による製鉄業
1 B	電炉による普通鋼製造業	2221	製鋼・製鋼圧延業
1 C	電炉による特殊鋼製造業	2221	製鋼・製鋼圧延業
		2253	鋳鋼製造業
		2255	鍛鋼製造業
2	電力供給業	3311	発電所
3	セメント製造業	2121	セメント製造業
4 A	洋紙製造業	1421	洋紙製造業
4 B	板紙製造業	1422	板紙製造業
5	石油精製業	1711	石油精製業
6 A	石油化学系基礎製品製造業	1631	石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む）
6 B	ソーダ工業	1621	ソーダ工業
7 A	通常コンビニエンスストア業	5891	コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）
7 B	小型コンビニエンスストア業	5891	コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）
8	ホテル業	7511	旅館、ホテル
9	百貨店業	5611	百貨店、総合スーパー
1 0	食料品スーパー業	5811	各種食料品小売業
1 1	ショッピングセンター業	6911	貸事務所業
1 2	貸事務所業	6911	貸事務所業
1 3	大学	8161	大学
1 4	パチンコホール業	8064	パチンコホール
1 5	国家公務	9711	立法機関
		9721	司法機関
		9731	行政機関
1 6	データセンター業	37xx	通信業
		38xx	放送業
		39xx	情報サービス業

		40xx	インターネット付随サービス業
17	圧縮ガス・液化ガス製造業	1623	圧縮ガス・液化ガス製造業

定期報告書の提出先について

1. 定期報告書の提出先一覧（経済産業局）

経済産業局の窓口	管轄区域	郵便番号 所在地	窓口電話番号 (FAX番号)
北海道経済産業局 エネルギー対策課	北海道	〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第一合同庁舎	011-709-1753 (011-726-7474)
東北経済産業局 エネルギー対策課	青森県、岩手県 宮城県、秋田県 山形県、福島県	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	022-221-4932 (022-213-0757)
関東経済産業局 省エネルギー対策課	茨城県、栃木県 群馬県、埼玉県 千葉県、東京都 神奈川県、 新潟県、山梨県 長野県、静岡県	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎一号館	048-600-0443 048-600-0362 (048-601-1302)
中部経済産業局 エネルギー対策課	富山県、石川県 岐阜県、愛知県 三重県	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2775 (052-951-2568)
近畿経済産業局 エネルギー対策課	福井県、滋賀県 京都府、大阪府 兵庫県、奈良県 和歌山県	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎一号館	06-6966-6051 (06-6966-6089)
中国経済産業局 エネルギー対策課	鳥取県、島根県 岡山県、広島県 山口県	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎二号館	082-224-5741 (082-224-5647)
四国経済産業局 エネルギー対策課	徳島県、香川県 愛媛県、高知県	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8535 (087-811-8560)
九州経済産業局 エネルギー対策課	福岡県、佐賀県 長崎県、熊本県 大分県、宮崎県 鹿児島県	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎本館	092-482-5474 (092-482-5962)
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部エネルギー対策課	沖縄県	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-1759 (098-860-3710)

2. 事業所管大臣の一覧（表中で※印があるものは経済産業大臣と共管になります。）

事業所管大臣	所管する事業
内閣総理大臣	<ul style="list-style-type: none"> ●自動車運転教習所 ●警備保障 ●風俗営業（事業内容により経済産業大臣、厚生労働大臣又は農林水産大臣と共管） ●質屋 ●中古品の売買
金融庁	<ul style="list-style-type: none"> ●特定目的会社（SPC） ●銀行、信託、証券、保険、貸金その他の金融業 →労働金庫、労働金庫連合会は厚生労働大臣と共管 ●投資コンサルタント※ →投資顧問業は内閣総理大臣（金融庁）専管 ●クレジットカード（キャッシング・サービスを含むものに限る。）※ →キャッシング・サービスを含まない場合は経済産業大臣専管
総務大臣	<ul style="list-style-type: none"> ●信書送達業（郵便法第5条に定める信書の引受、収集区分及び配達を業として行うこと） ●放送業 ●電気通信に関する事業（電信電話回線を利用する事業を含む。） ●通信工事（国土交通大臣と共管） ●宝くじの販売
財務大臣	<ul style="list-style-type: none"> ●酒類の製造、販売又は輸出入※ ●たばこ又は塩の製造、販売又は輸出入※ ●通関業※
文部科学大臣	<ul style="list-style-type: none"> ●出版業※ →印刷物の企画、製作は出版に該当しない。 ●著作権に関する事業 ●出版物の製造、製作 ●学校、英会話教室、料理教室等（教材販売を行うものは経済産業大臣と共管） →文化センター、カルチャーセンター等広く個人を対象とする教育を行うのは文部科学大臣所管、企業内教育の研究、開発、企画、実施、企業内セミナー、社員研修講座の企画、実施は文部科学大臣は不要 ●宗教団体、宗教団体事務所 ●学術・文化団体 ●スポーツ振興投票券（スポーツくじ）の販売 ●廃棄物処理業（事業内容により経済産業大臣、環境大臣と共管）

事業所 管大臣	所 管 す る 事 業
経済 産業 大臣	<p>●輸出入、売買、リースその他貨物の流通、生産、エネルギーの生産、流通、役務、工業所有権等に関する事業で、他の大臣の専管又は他の大臣間の共管の事業以外の事業</p> <p>このうち経済産業大臣と他の大臣との共管となる事業については、基本的に他の大臣の所管事業の項に掲げてありますので、そちらを参照してください。</p> <p>経済産業大臣の専管となる事業は、例えば以下の事業です（以下に掲げるものが経済産業大臣の専管となる事業のすべてではありません。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空機（製造、卸売、輸出入） ・自動車（製造、卸売、輸出入） ・武器（製造、売買、輸出入） ・塗装した単板、合板（製造、売買、輸出入） ・フィルム（製造、売買、輸出入） ・貴金属（アクセサリ）の加工 ・新聞業 ・印刷業 ・総合リース業 ・クレジットカード業 →キャッシング・サービスが含まれる場合は内閣総理大臣（金融庁）と共管 ・娯楽場、遊戯場 →風俗営業は内閣総理大臣（警察庁）と共管、飲食店併設のものは厚生労働大臣、農林水産大臣とも共管、競技場の運営は厚生労働大臣不要 ・運動場、ゴルフ場、ゴルフ練習場、テニスクラブ、アスレチック・クラブ、プール、ボーリング場、競輪場又はオートレース場 →飲食店併設のものは厚生労働大臣、農林水産大臣と共管 ・健康開発事業 →健康開発に必要な施設の経営は厚生労働大臣不要 ・スポーツ・プロモーション ・興信所 ・広告、宣伝 ・経営コンサルタント業 ・コンピューター要員の研修（経済産業大臣専管） ・集金代行 <p>－原油、石油の販売、輸出入業は石油業に該当しますが、販売、輸出入の取次ぎ、仲介は石油業に含まれません。</p> <p>－原油、石油の貯蔵、同貯蔵施設の貸与は経済産業大臣専管</p> <p>－油脂は石油に含まれません。</p> <p>－加工は製造に含まれます。</p>

事業所管大臣	所管する事業
国土交通大臣	<ul style="list-style-type: none"> ●運送（自己の貨物の運搬のみ（白ナンバー）であっても、定款に運搬を掲げていれば国土交通大臣所管） ●梱包※ ●鉄道業 ●港湾運送関連事業 ●船舶仲立（貸渡・売買・運航委託の斡旋） ●廃油処理（船舶廃油、海上廃油のみ。スラッジ廃油の処理（加工）、それから得られるものの販売には重油も含まれる。） ●サルベージ ●海事業務（検数・検量・鑑定等） ●船舶の製造及び修繕（ヨット、ボート等を含む。）、船用機器の製造（船舶専用でないものは※）、売買※、輸出入※又はリース※ ●鉄道車両、同部品、レールその他の陸運機器（コンテナを含み、自動車又は原動機付自転車を除く。）の製造、売買※又はリース※ ●自動車の小売※、リース※ ●自動車の整備 ●自動車ターミナル →自動車用部品の製造、売買等は経済産業大臣専管。海上航路標識の製造、売買等は経済産業大臣専管、自動車損害賠償保障法に基づく自動車損害賠償責任保険の代理業は内閣総理大臣（金融庁）専管 ●航空機の整備 ●旅行業 ●国際観光旅館、ホテル（国際観光ホテル整備法に基づく登録を受けているもの） ●倉庫業 ●モーターボート競走場 ●遊園地 ●気象観測・予報等 ●自動車道事業 ●建設業 ●測量業 ●不動産業（貸事務所業含む） →J-R-E-I-T（日本版不動産投資信託）は内閣総理大臣（金融庁）所管 ●下水道業 ●建築士
環境大臣	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物処理業（事業内容により経済産業大臣、文部科学大臣と共管） ●温泉供給業 ●ペット・ペット用品小売業※ →ペット小売業は環境大臣・経済産業大臣の共管、ペット用品小売業は経済産業大臣の専管

（注1）ひとつの工場等において複数の事業を行っている場合には、主たる事業を当該工場等の事業としてください。この場合、当該工場等の事業所管大臣はひとつになります。

（注2）複数の大臣が共管する事業を主たる事業として行う場合には、複数の事業所管大臣のすべてに提出してください。

（注3）学術・開発研究機関については、事業所管大臣は、主たる研究対象に最も近い事業を所管する大臣となります。

（注4）国、地方公共団体、独立行政法人等の公的主体にかかる事業所の事業については、原則として工場等の事業の内容によって判断します。ただし、教育委員会及び都道府県警察本部については、下表の右欄に掲げる大臣を主たる事業を所管する大臣とします。

教育委員会	文部科学大臣
都道府県警察本部	内閣総理大臣（警察庁）

また、事業内容の判断が困難である場合には、以下のとおりとなります。

国の機関 (官庁のオフィス等のエネルギー使用量)	当該機関の属する府省の長たる大臣
独立行政法人等	当該独立行政法人等を所管する大臣
地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ●別添「改正省エネ法における地方公共団体のエネルギー管理の範囲について」に従い、地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者については、当該事業者の事業を所管する大臣 ●知事部局等については、該当する事業を所管する大臣（なお、該当する事業が、日本標準産業分類の細分類番号9811（都道府県機関）又は9821（市町村機関）の場合は経済産業大臣及び環境大臣）

(注5) 以下の事業所管大臣が所管する事業を行っている場合には、以下の地方支分部局の長に提出するようにしてください。

省 庁 名	担 当 課
財務大臣	財務局長（本社機能を有する事務所の所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には福岡財務支局長）又は国税局長
厚生労働大臣	地方厚生局長（本社機能を有する事務所の所在地が四国厚生支局の管轄区域内にある場合には四国厚生支局長）
農林水産大臣	地方農政局長又は北海道農政事務所長
経済産業大臣	経済産業局長
国土交通大臣	地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長
環境大臣	地方環境事務所長
金融庁	財務局長（本社機能を有する事務所の所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合には、福岡財務支局長）

- ・財務大臣（国税局長）が所管する事業を行っており、本社機能を有する事務所の所在地が沖縄県の場合には、沖縄国税事務所長が提出先となります。
- ・財務大臣（財務局長）、農林水産大臣（地方農政局長）、経済産業大臣（経済産業局長）、国土交通大臣（地方整備局長・地方運輸局長）が所管する事業を行っており、本社機能を有する事務所の所在地が沖縄県の場合には、内閣府沖縄総合事務局長に1通提出することとなります。

定期報告書の提出先について

3. 定期報告書の提出先一覧（各省庁）

省庁名	担当局部課	郵便番号	所在地	窓口電話番号（FAX 番号）	
警察庁	長官官房 総務課（照会先） ※提出先は各監督担当課まで	〒100-8974	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-3581-0141（内線 2147）	(03-3581-0559)
金融庁	総務企画局 政策課（照会先） ※提出先は各監督担当課まで	〒100-8967	東京都千代田区霞が関 3-2-1	03-3506-6000（内線 3161）	(03-3506-6267)
総務省	大臣官房企画課	〒100-8926	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-5111（内線 5158）	(03-5253-5160)
法務省	大臣官房秘書課	〒100-8977	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3580-4111（内線 2086）	(03-5511-7200)
外務省	国際協力局 気候変動課	〒100-8919	東京都千代田区霞が関 2-2-1	03-5501-8000（内線 4361）	(03-5501-8244)
財務省 （酒類の製造、販売又は輸入は国税局、たばこ又は塩の製造又は販売は財務	北海道財務局 総務部 総務課（照会先） ※提出先は各監督担当課まで	〒060-8579	札幌市北区北 8 西 2 札幌第 1 合同庁舎	011-709-2311（内線 4242）	(011-709-2196)
	東北財務局 総務部 総務課（照会先） ※提出先は各監督担当課まで	〒980-8436	仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎	022-263-1111（内線 3013）	(022-217-4093)

局)	関東財務局 総務部 総務課 (照会先) ※提出先は各監督担当課まで	〒330-9716	さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館	048-600-1111 (内線 3013)	(048-600-1247)
	北陸財務局総務課 (照会先) ※提出先は各監督担当課まで	〒921-8508	金沢市新神田 4-3-10 金沢新神田合同庁舎	076-292-7860	(076-291-6226)
	東海財務局 総務部 総務課 (照会先) ※提出先は各監督担当課まで	〒460-8521	名古屋市中区三の丸 3-3-1	052-951-1772	(052-951-0194)
	近畿財務局 総務部 総務課 (照会先) ※提出先は各監督担当課まで	〒540-8550	大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎 4号館	06-6949-6390 (内線 3034)	(06-6941-2893)
	中国財務局 総務部 総務課 (照会先) ※提出先は各監督担当課まで	〒730-8520	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4号館	082-221-9221 (内線 3313)	(082-502-3688)
	四国財務局 総務部 総務課 (照会先) ※提出先は各監督担当課まで	〒760- 8550	高松市中野町 26-1	087-831-2131 (内線 213)	(087-862-8780)

九州財務局 総務部 総務課（照会先） ※提出先は各監督担当課まで	〒860-8585	熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎	096-353-6351（内線 3014）	(096-324-0926)
福岡財務支局 総務課（照会先） ※提出先は各監督担当課まで	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎	092-411-7281（内線 3305）	(092-477-2255)
沖縄総合事務局 財務部 財務課（照会先） ※提出先は各監督担当課まで	〒900-8530	那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 10 階	098-866-0091	(098-860-1152)
札幌国税局 課税第二部酒類業調整官	〒060-0042	札幌市中央区大通西 10 札幌第 2 合同庁舎	011-231-5011（内線 4502）	
仙台国税局 課税第二部酒類業調整官	〒980-8430	仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎	022-263-1111（内線 3411）	
関東信越国税局 課税第二部酒税課 団体企業係	〒330-9719	さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	048-600-3111（内線 2489）	
東京国税局 課税第二部酒税課 団体企業係	〒100-8102	千代田区大手町 1-3-3 大手町合同庁舎 3 号館	03-3216-6811（内線 2752）	
金沢国税局 課税部酒税課 団体企業係	〒920-8586	金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎	076-231-2131（内線 2515）	

	名古屋国税局 課税第二部酒税課 団体企業係	〒460-8520	名古屋市中区三の丸 3-3-2 名古屋国税総合庁舎	052-951-3511 (内線 5550)	
	大阪国税局 課税第二部酒税課 団体企業係	〒540-8541	大阪府中央区大手前 1-5-63 大阪合同庁舎第 3 号館	06-6941-5331 (内線 2332)	
	広島国税局 課税第二部酒税課 団体企業係	〒730-8521	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 1 号館	082-221-9211 (内線 3932)	
	高松国税局 課税部酒税課 団体企業係	〒760-0018	高松市天神前 2-10 高松国税総合庁舎	087-831-3111 (内線 456)	
	福岡国税局 課税第二部 酒類業調整官	〒812-8547	福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎	092-411-0031 (内線 2217)	
	熊本国税局 課税部酒類業調整官	〒860-8603	熊本市西区春日 2 丁目 10 番 1 号熊本地方合同庁舎 B 棟	096-354-6171 (内線 6199)	
	沖縄国税事務所 酒類業務調整官	〒900-8554	那覇市旭町 9 沖縄国税総合庁舎	098-867-3601 (内線 425)	
文部科学省	大臣官房 文教施設企画・防災部 施設企画課	〒100-8959	東京都千代田区霞が関 3-2-2	03-5253-4111 (内線 3696)	(03-6734-3690)
厚生労働省	北海道厚生局 健康福祉課	〒060-0808	札幌市北区北 8 西 2 -1-1 札幌第 1 合同庁舎	011-709-2303 (健康福 祉課)	(011-709-2705)
	東北厚生局	〒980-8426	仙台市青葉区花京院 1-1-20 花京院ビル 13 階	022-726-9261 (健康福 祉課)	(022-380-6022)

	健康福祉課			祉課)	
	関東信越厚生局 健康福祉課健康係	〒330-9713	さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館7階	048-740-0734 (健康福祉課健康係)	(048-601-1332)
	東海北陸厚生局 健康福祉課	〒461-0011	名古屋市東区白壁 1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館	052-959-2061 (健康福祉課)	(052-971-8841)
	近畿厚生局 健康福祉課	〒540-0011	大阪市中央区農人橋 1-1-22 大江ビル7階	06-4791-7311 (健康福祉課)	(06-4791-7352)
	中国四国厚生局 総務課	〒730-0017	広島市中区鉄砲町 7-18 東芝フコク生命ビル2F	082-223-8264 (健康福祉課)	(082-223-6489)
	四国厚生支局総務課	〒760-0019	高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎	087-851-9565 (総務課)	(087-822-6299)
	九州厚生局 健康福祉課	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-10-7	092-432-6781 (健康福祉課)	(092-474-2244)
農林水産省	北海道農政事務所 生産経営産業部事業支援課	〒064-8518	札幌市中央区南 22 条西 6 丁目 2-22 エムズ南 22 条ビル	011-330-8810 (直通)	(011-520-3063)
	東北農政局 経営・事業支援部食品企業課	〒980-0014	仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎	022-263-1111 (内線 4097)	(022-722-7378)
	関東農政局 経営・事業支援部食品企業課	〒330-9722	さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2号館	048-600-0600 (内線 3881)	(048-740-0081)
	北陸農政局 経営・事業支援部食品企業課	〒920-8566	金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎	076-263-2161 (内線 3988)	(076-232-4178)

	東海農政局 経営・事業支援部食品企業課	〒460-8516	名古屋市中区三の丸 1-2-2	052-746-6430 (直通)	(052-201-1703)
	近畿農政局 経営・事業支援部食品企業課	〒602-8054	京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町京都農林水産総合庁舎	075-451-9161 (内線 2745)	(075-414-7345)
	中国四国農政局 経営・事業支援部食品企業課	〒700-8532	岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第 2 合同庁舎	086-224-4511 (内線 2691)	(086-224-7713)
	九州農政局 経営・事業支援部食品企業課	〒860-8527	熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎	096-211-9111 (内線 4363)	(096-211-9825)
	内閣府沖縄総合事務局 農林水産部食品産業課	〒900-0006	那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	098-866-1673 (直通)	(098-860-1179)
国土交通省	総合政策局 環境政策課 (本省)	〒100-8918	千代田区霞が関 2-1-3	03-5253-8111 (内線 24412)	
	東北地方整備局	〒980-8602	仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 B 棟	022-225-2171 (大代表)	
	関東地方整備局	〒330-9724	さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館	048-601-3151	
				建設業：建設産業第一課 (内線 6156)	(048-600-1921)
			不動産業：建設産業第二課 (内線 6670)	(048-600-1921)	

				下水道：都市整備課 (内線 6177)	(048-600-1922)
北陸地方整備局	〒950-8801	新潟市中央区美咲町 1-1-1	025-280-8880	下水道：都市住宅整備課 下水道係 025-280-8755 建設業・不動産業：計 画建設産業課 025-280-8755	
中部地方整備局	〒460-8514	名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館	052-953-8119 (代表)		
近畿地方整備局	〒540-8586	大阪府中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館	06-6942-1141 (代表)	建設業：建設産業課 (内線 6145) 不動産業：建設産業課 (内線 6148) 下水道：都市整備課 (内線 6177)	
					(06-6942-3913)
					(06-6942-3913)
					(06-4790-6936)
中国地方整備局	〒730-8530	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 2 号館	082-221-9231 (代表)		
四国地方整備局	〒760-8554	高松市サンポート 3-33	087-851-8061 (代表)		
九州地方整備局	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎	092-471-6331 (代表)		
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部	〒900-0006	那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	098-866-1901 (管理課)		
北海道開発局	〒060-8511	札幌市北区北 8 西 2 第 1 合同庁舎	011-709-2311 (代表)		

	北海道運輸局	〒060-0042	札幌市中央区大通西 10 札幌第 2 合同庁舎	011-290-2724	
	東北運輸局	〒983-8537	仙台市宮城野区鉄砲町 1	022-791-7509	
	関東運輸局	〒231-8433	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045-211-7267 (環境課)	(045-211-7270)
	北陸信越運輸局	〒950-8537	新潟市中央区美咲町 1-2-1	025-244-6116 (環境課)	(025-244-6132)
	中部運輸局	〒460-8528	名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋同庁舎第 1 号館	052-952-8045	
	近畿運輸局	〒540-8558	大阪府中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	06-6949-6466 (環境課)	(06-6949-6169)
	神戸運輸管理部	〒650-0042	神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第 2 地方合同庁舎	078-321-3145	
	中国運輸局	〒730-8544	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館	082-228-3495	
	四国運輸局	〒760-0019	高松市サンポート 3 番 33 号 サンポート合同庁舎南館	087-802-6726	
	九州運輸局	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-11-1	092-472-2330	
	内閣府沖縄総合事務局 運輸部	〒900-0006	那覇市おもろまち 2-1-1	098-866-1812	
	東京航空局	〒102-0074	千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎	03-5275-9292	
	大阪航空局	〒540-8559	大阪府中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	06-6949-6211	
環境省	○地方公共団体(日本標準産業分類 細分類番号 9811 (都道府県機関) 又は 9821 (市町村機関))				
	北海道地方環境事務所 環境対策課	〒060-0808	札幌市北区北 8 西 2 札幌第 1 合同庁舎	011-299-1952 (直通)	
	東北地方環境事務所 環境対策課	〒980-0014	仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎	022-722-2873 (直通)	
	関東地方環境事務所 環境対策課	〒330-9720	さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 6 階	048-600-0815 (直通)	

関東地方環境事務所 新潟事務所	〒950-0954	新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2 号館 7 階	025-280-9560 (代表)	
中部地方環境事務所 環境対策課	〒460-0001	名古屋市中区三の丸 2-5-2	052-955-2134 (直通)	
近畿地方環境事務所 環境対策課	〒540-6591	大阪府中央区大手前 1-7-31	06-4792-0703 (直通)	
中国四国地方環境事務所 環境対策課	〒700-0907	岡山市北区下石井 1-4-1	086-223-1581 (直通)	
中国四国地方環境事務所 広島事務所	〒730-0012	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 3 号館	082-511-0006 (代表)	
中国四国地方環境事務所 四国事務所	〒760-0019	高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館 2 階	087-811-7240 (代表)	
九州地方環境事務所 環境対策課	〒860-0047	熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 B 棟 4 階	096-322-2411 (直通)	
○その他				
北海道地方環境事務所資源 循環課	〒060-0808	札幌市北区北 8 西 2 札幌第 1 合同庁舎	011-299-3738 (直通)	
東北地方環境事務所資源循 環課	〒980- 0014	仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎	022-722-2871 (直通)	
関東地方環境事務所資源循 環課	〒330-9720	さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 6 階	048-600-0814 (直通)	
関東地方環境事務所新潟事 務所	〒950-0954	新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2 号館 7 階	025-280-9560 (代表)	
中部地方環境事務所資源循 環課	〒460-0001	名古屋市中区三の丸 2-5-2	052-955-2132 (直通)	

	近畿地方環境事務所 資源循環課	〒540-6591	大阪府中央区大手前 1-7-31	06-4792-0702 (直通)	
	中国四国地方環境事務所 資源循環課	〒700-0907	岡山市北区下石井 1-4-1	086-223-1584 (直通)	
	中国四国地方環境事務所 広島事務所	〒730-0012	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 3 号館	082-511-0006 (代表)	
	中国四国地方環境事務所 四国事務所	〒760-0019	高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館 2 階	087-811-7240 (代表)	
	九州地方環境事務所 資源循環課	〒860-0047	熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 B 棟 4 階	096-322-2410 (直通)	
防衛省	大臣官房 文書課 環境対策室	〒162-8801	新宿区市谷本村町 5-1	03-3268-3111 (内線 20904)	(03-5229-2134)

別添資料 2

生産数量等の記入単位について

以下の業種に属する事業者は、特定-第3表及び指定-第4表の生産数量等の欄について、下表に定める単位を参考にその数値を記入してください。(千や百万などを補助単位として使用することも可能)

業 種 名	生産数量等の記入単位
非鉄金属鉱業	t (トン)
塩製造業	t (トン) ……塩の生産量
たばこ製造業	億本……………製品製造工場 t (トン) ……その他の工場
染色整理業	
綿・フス・麻織物機械染色業	m ²
絹・人絹織物機械染色業	m ²
毛織物機械染色整理業	m ²
織物整理業	m ²
綿状繊維・糸染色整理業	kg
ニット・レース染色整理業	kg
繊維雑品染色整理業	kg
合板製造業 (注1)	m ²
繊維板・パーティクルボード製造業	m ²
紙・パルプ製造業	t (トン)
化学工業	t (トン) Nm ³ (ノルム ³) 圧縮ガス・液化ガス製造工場
石油精製業 (注2)	kl
サッシ業	t (トン)
窯業・土石製品製造業	
板ガラス加工業	m ²
板ガラス製造業	千換算箱
ガラス製加工素材製造業	t (トン)
ガラス繊維・同製品製造業	t (トン)
セメント製造業	t (トン)
コンクリート製品製造業	t (トン)
その他のセメント製品製造業	枚……………石綿スレート製造工場 m ³ ……………軽量気泡コンクリート [®] 製造工場
粘土がわら製造業	枚
陶磁器製タイル製造業	m ²
耐火物製造業	t (トン)
炭素・黒鉛製品製造業	t (トン)
研磨材・同製品製造業	t (トン)
石綿製品製造業	t (トン)
石膏製品製造業	t (トン) ……プaster製造工場 m ² ……………その他の工場
鉄鋼業(銑鉄鋳物製造業を含む。)	t (トン) (大規模製造所は、千 t)
非鉄金属製造業	t (トン)
一般機械器具製造業	生産金額 (円)
電気機械器具製造業	生産金額 (円)
輸送用機械器具製造業	
自動車・同付属品製造業	生産金額 (円)
鉄道車両製造業等	両又は個
造船業	t (トン) 使用鋼材重量

電気業		キロワット時
ガス業	(注3)	m ³
熱供給業		GJ

注1：当該工場等における製品を厚さ4mm換算による面積(m²)で記入する。

注2：当該工場等を構成する各装置の処理量を常圧蒸留設備蒸留装置を基準として換算した数値で記入する。「生産数量」＝「原油処理量×製油所コンプレキシティ・ファクター」

注3：製造したガスの量をm³(ガス事業者の当該発熱量)で記入する。

業務用ビルにおける生産数量等の記入単位について

以下の用途に属する業務用ビルを設置する事業者は、**特定-第3表**及び**指定-第4表**の生産数量等の欄について、下表に示す項目及び単位を参考にして記入してください。（千や百万などを補助単位として使用することも可能）

ビル用途	エネルギー使用量と関係をもつ項目	生産数量等の記入単位
事務所ビル	延床面積 空調面積 貸室面積 入居率 在室人数 就業時間 空調必要時間 売上高	m ² m ² m ² % 人 時間 時間 円
商業ビル	延床面積 売場面積 部門別面積 従業員数 来客者数 営業時間 売上高	m ² m ² m ² 人 人 時間 円
ホテル	延床面積 部門別面積 宿泊ベッド数 従業員数 利用者人数（宴会・レストラン他） 宿泊客数 客室稼働率 営業時間 売上高	m ² m ² 床 人 人 人 % 時間 円
病院	延床面積 部門別面積 入院ベッド数 従業員数 外来患者数 入院患者数 病室稼働率 利用時間 売上高	m ² m ² 床 人 人 人 % 時間 円
データセンター	契約ラック数 サーバー室面積	台 m ²

都市ガス供給事業者(旧一般ガス事業者)の供給熱量一覧
(2021年3月31日時点)

事業者名	地域	標準熱量(GJ/千m ³) (換算係数)	ガスグループ
釧路ガス株式会社	釧路市、釧路郡釧路町	45	13A
旭川ガス株式会社	旭川市、江別市、上川郡東神楽町	45	13A
滝川ガス株式会社	滝川市	100.4652	LPG
美唄ガス株式会社	美唄市	100.4652	LPG
岩見沢ガス株式会社	岩見沢市	44	13A
帯広ガス株式会社	帯広市	45	13A
	音更町、幕別町の簡易ガス供給区域	100.4652	LPG
苫小牧ガス株式会社	苫小牧市	45	13A
室蘭ガス株式会社	室蘭市、登別市	45	13A
	風香団地、桜木団地	100.4652	LPG
北海道ガス株式会社	札幌市、千歳市、小樽市、函館市、北見市、石狩市、北広島市、恵庭市、北斗市	45	13A
長万部町水道ガス課	山越郡長万部町	62	13A
青森ガス株式会社	青森市	45	13A
五所川原ガス株式会社	五所川原市	62.79075	13A
弘前ガス株式会社	弘前市	45	13A
十和田ガス株式会社	十和田市	45	13A
八戸ガス株式会社	八戸市	45	13A
黒石ガス株式会社	黒石市	100.4652	LPG
盛岡ガス株式会社	盛岡市、滝沢市、紫波郡矢巾町	45	13A
花巻ガス株式会社	花巻市	45	13A
水沢ガス株式会社	奥州市	45	13A
一関ガス株式会社	一関市	62.8	13A
釜石ガス株式会社	釜石市	45	13A
東部ガス株式会社	秋田市	46.04655	13A
	郡山市、本宮市、いわき市 水戸市、笠間市、土浦市、かすみがうら市、石岡市、小美玉市、守谷市、つくばみらい市、常総市、東茨城郡茨城町、稲敷郡阿見町	45	13A
のしろエネルギーサービス株式会社	能代市	50	13A
男鹿市企業局	男鹿市、南秋田郡大湯村	50.2326	13A

事業者名	地域	標準熱量(GJ/千m ³) (換算係数)	ガスグループ
にかほ市ガス水道局	にかほ市	46	13A
由利本荘市ガス水道局	由利本荘市	46.04655	13A
酒田天然ガス株式会社	酒田市	46	13A
鶴岡ガス株式会社	鶴岡市	46	13A
新庄都市ガス株式会社	新庄市	62.7	13A
寒河江ガス株式会社	寒河江市	62.7	13A
山形ガス株式会社	山形市、上山市	46	13A
庄内中部ガス株式会社	鶴岡市、東田川郡三川町	41.8605	12A
庄内町企業課	酒田市、東田川郡庄内町、東田川郡三川町	41.8605	12A
気仙沼市ガス水道部	気仙沼市	46	13A
古川ガス株式会社	大崎市	45	13A
石巻ガス株式会社	石巻市	45	13A
仙台市ガス局	仙台市、多賀城市、名取市、富谷市、黒川郡大和町、宮城郡利府町、黒川郡大衡村	45	13A
塩釜ガス株式会社	塩竈市、多賀城市、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町	45	13A
福島ガス株式会社	福島市、伊達市	46	13A
若松ガス株式会社	会津若松市	46	13A
相馬ガス株式会社	南相馬市	62.7	13A
東北ガス株式会社	白河市、西白河郡西郷村	45	13A
常磐都市ガス株式会社	いわき市	38	12A
常磐共同ガス株式会社	いわき市 ※平成 27 年 6 月にいわきガスを統合	45	13A
仙南ガス株式会社	名取市	44.37213	13A
新発田ガス株式会社	新発田市、胎内市、阿賀野市、村上市、新潟市、北蒲原郡聖籠町	41.8605、42	13A 13A
越後天然ガス株式会社	新潟市、五泉市	42	13A
北陸ガス株式会社	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、見附市、燕市、南蒲原郡田上町、刈羽郡刈羽村	45、43、42、 41.8605、43.9535、 43.1	13A
蒲原ガス株式会社	新潟市、燕市、西蒲原郡弥彦村	43.12	13A

事業者名	地域	標準熱量(GJ/千m ³) (換算係数)	ガスグループ
小千谷市ガス水道局	小千谷市	43.9535	13A
魚沼市ガス水道局	魚沼市	43.9535、44.10	13A
上越市ガス水道局	上越市	45	13A
妙高市ガス上下水道局	妙高市 ※2022年4月1日、妙高グリーンエナジ ー株式会社へ譲渡	45	13A
糸魚川市ガス水道局	糸魚川市	45	13A
白根ガス株式会社	新潟市、燕市	42、41.8605	12A、13A
栄ガス消費生活協同組合	三条市	41.8605	13A
佐渡ガス株式会社	佐渡市	62	13A
栃木ガス株式会社	栃木市	45	13A
鬼怒川ガス株式会社	日光市	100.4652	LPG
北日本ガス株式会社	小山市、下野市、鹿沼市	45	13A
足利ガス株式会社	足利市 太田市	45	13A
佐野ガス株式会社	佐野市	45	13A
東部液化石油株式会社	佐野市	45	13A
東日本ガス株式会社	我孫子市、柏市、印西市、印旛郡栄 町	45、62.8	13A
	取手市、守谷市、つくばみらい市	45	13A
沼田ガス株式会社	沼田市	45	13A
渋川ガス株式会社	渋川市	46	13A
桐生ガス株式会社	桐生市、みどり市、太田市	45	13A
館林ガス株式会社	館林市	45	13A
伊勢崎ガス株式会社	伊勢崎市	45	13A
太田都市ガス株式会社	太田市、邑楽郡大泉町	45	13A
本庄ガス株式会社	本庄市、深谷市、児玉郡上里町、児 玉郡美里町	45	13A
幸手都市ガス株式会社	幸手市、久喜市、北葛飾郡杉戸町	45	13A
坂戸ガス株式会社	坂戸市、鶴ヶ島市、川越市、比企郡鳩 山町	45	13A
入間ガス株式会社	入間市、飯能市、狭山市	45	13A
東彩ガス株式会社	春日部市、越谷市、さいたま市、吉川 市、蓮田市、久喜市、加須市、三郷市、 草加市、北本市、桶川市、鴻巣市、白岡 市、南埼玉郡宮代町、北葛飾郡松伏 町、北葛飾郡杉戸町、北足立郡伊奈 町、猿島郡五霞町	45	13A

事業者名	地域	標準熱量(GJ/千m ³) (換算係数)	ガスグループ
武州ガス株式会社	川越市、所沢市、狭山市、ふじみ野市、鶴ヶ島市、日高市、飯能市、東松山市、熊谷市、深谷市、比企郡川島町、比企郡吉見町、入間郡毛呂山町、比企郡小川町、比企郡嵐山町、比企郡ときがわ町、大里郡寄居町	45	13A
鷺宮ガス株式会社	久喜市、加須市	45	13A
日高都市ガス株式会社	日高市	45	13A
武蔵野ガス株式会社	入間郡毛呂山町	45	13A
秩父ガス株式会社	秩父市	46	13A
埼玉ガス株式会社	深谷市	45	13A
西武ガス株式会社	飯能市、日高市	45、44.5	13A
松栄ガス株式会社	東松山市、比企郡滑川町	45	13A
伊奈都市ガス株式会社	北足立郡伊奈町	45	13A
大東ガス株式会社	朝霞市、志木市、富士見市、新座市、所沢市、川口市、入間市、入間郡三芳町 日野市 座間市	45	13A
角栄ガス株式会社	川越市、坂戸市 佐倉市	45	13A
堀川産業株式会社	白岡市、蓮田市 富岡市、邑楽郡板倉町 宇都宮市	45	13A
大多喜ガス株式会社	茂原市、山武市、市原市、千葉市、八千代市、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、夷隅郡大多喜町	39、45	12A、13A
野田ガス株式会社	野田市、流山市	45	13A
銚子ガス株式会社	銚子市	62.79075	13A
総武ガス株式会社	旭市	41.8605	12A
日本ガス株式会社 (本社：東京都渋谷区)	我孫子市、富里市、成田市 真岡市 蓮田市、白岡市 相模原市、川崎市	45	13A
東金市経済環境部ガス課	東金市	38.51166	12A
九十九里町ガス課	山武郡九十九里町	38.51166	12A
大網白里市ガス事業課	大網白里市	38.51166	12A
房州ガス株式会社	館山市	62.79075	13A
白子町ガス事業所	長生郡白子町	38.51166	12A

事業者名	地域	標準熱量(GJ/千m ³) (換算係数)	ガスグループ
習志野市企業局	習志野市、船橋市	45	13A
京葉ガス株式会社	市川市、松戸市、鎌ヶ谷市、浦安市、船橋市、柏市、流山市、白井市、習志野市、我孫子市	45	13A
京和ガス株式会社	流山市、柏市	45	13A
長南町ガス課	長生郡長南町、長生郡睦沢町	38.51166	12A
東京ガス株式会社	<p>東京23区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、多摩市、稲城市、西東京市、武蔵村山市</p> <p>横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市、三浦市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、南足柄市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、足柄上郡中井町、足柄上郡開成町</p> <p>千葉市、木更津市、八千代市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、佐倉市、印西市、白井市、成田市、富里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、山武郡芝山町、香取郡多古町</p> <p>さいたま市、川口市、所沢市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、朝霞市、和光市、新座市、久喜市、八潮市、三郷市、蓮田市、白岡市、熊谷市、行田市、深谷市、鴻巣市、羽生市、北足立郡伊奈町</p> <p>前橋市、高崎市、藤岡市、渋川市、邑楽郡千代田町、邑楽郡邑楽町、邑楽郡明和町</p> <p>宇都宮市、真岡市、河内郡上三川町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、下都賀郡壬生町</p> <p>日立市、龍ヶ崎市、牛久市、つくば市、取手市、つくばみらい市、稲敷市、北相馬郡利根町、稲敷郡阿見町、稲敷郡美浦村</p>	45	13A
昭島ガス株式会社	昭島市、立川市、福生市	45	13A
青梅ガス株式会社	青梅市	45	13A

事業者名	地域	標準熱量(GJ/千m ³) (換算係数)	ガスグループ
武陽ガス株式会社	福生市、羽村市、あきる野市、武蔵村山市、西多摩郡瑞穂町、西多摩郡日の出町	45	13A
長野都市ガス株式会社	中野市、須坂市、長野市、千曲市、上田市、東御市、小諸市、佐久市、下高井郡山ノ内町、上高井郡小布施町、北佐久郡御代田町	45	13A
株式会社エナキス	塩尻市	45	13A
大町ガス株式会社	大町市	62	13A
上田ガス株式会社	上田市、東御市	45	13A
松本ガス株式会社	松本市、塩尻市	45	13A
諏訪ガス株式会社	諏訪市、岡谷市、茅野市、諏訪郡下諏訪町	45	13A
信州ガス株式会社	飯田市	62	13A
厚木ガス株式会社	厚木市、伊勢原市、平塚市、愛甲郡愛川町	45	13A
秦野ガス株式会社	秦野市、伊勢原市、平塚市	45	13A
小田原ガス株式会社	小田原市、南足柄市、足柄下郡箱根町、足柄上郡大井町、足柄上郡開成町、中郡二宮町	45	13A
湯河原ガス株式会社	足柄下郡湯河原町 熱海市	45	13A
東京ガス山梨株式会社	甲府市、中央市、甲斐市、中巨摩郡昭和町	45	13A
吉田ガス株式会社	富士吉田市、南都留郡富士河口湖町、南都留郡忍野村、南都留郡山中湖村	45	13A
熱海ガス株式会社	熱海市	45	13A
伊東ガス株式会社	伊東市	46	13A
下田ガス株式会社	下田市	62	13A
御殿場ガス株式会社	御殿場市	45	13A
静岡ガス株式会社	静岡市、沼津市、三島市、裾野市、富士市、富士宮市、袋井市、御殿場市、駿東郡清水町、駿東郡長泉町、田方郡函南町	45	13A
島田ガス株式会社	島田市	45	13A
中遠ガス株式会社	掛川市	45	13A
袋井ガス株式会社	袋井市	45	13A
東海ガス株式会社	焼津市、藤枝市、島田市 甘楽郡下仁田町	45	13A
フジオックス株式会社	越谷市	45	13A

事業者名	地域	標準熱量(GJ/千㎡) (換算係数)	ガスグループ
サーラエナジー株式会社	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市 浜松市、湖西市、磐田市	45	13A
東邦ガス株式会社	名古屋市、日進市、長久手市、豊明市、岡崎市、蒲郡市、豊川市、豊田市、みよし市、東海市、知多市、大府市、半田市、高浜市、常滑市、刈谷市、知立市、碧南市、安城市、西尾市、小牧市、犬山市、江南市、春日井市、瀬戸市、尾張旭市、一宮市、岩倉市、稲沢市、北名古屋市、清須市、愛西市、津島市、あま市、弥富市、西春日井郡豊山町、愛知郡東郷町、額田郡幸田町、知多郡武豊町、知多郡阿久比町、知多郡東浦町、知多郡美浜町、丹羽郡大口町、丹羽郡扶桑町、海部郡大治町、海部郡蟹江町、海部郡飛島村 可児市、多治見市、土岐市、岐阜市、瑞穂市、大垣市、羽島市、本巣市、山県市、各務原市、美濃加茂市、羽島郡笠松町、羽島郡岐南町、本巣郡北方町、揖斐郡大野町、可児郡御嵩町、安八郡安八町 四日市市、桑名市、いなべ市、亀山市、鈴鹿市、津市、伊勢市、松阪市、桑名郡木曾岬町、三重郡川越町、三重郡朝日町、員弁郡東員町	45	13A
犬山ガス株式会社	犬山市、丹羽郡扶桑町、丹羽郡大口町	45	13A
津島ガス株式会社	津島市、愛西市	45	13A
上野都市ガス株式会社	伊賀市	46.04655	13A
名張近鉄ガス株式会社	名張市	45	13A
大垣ガス株式会社	大垣市	45	13A
日本海ガス株式会社	富山市、射水市、高岡市	45	13A
高岡ガス株式会社	高岡市	45	13A
金沢市企業局	金沢市 ※2022年4月1日、金沢エナジー株式会社へ譲渡	46	13A
小松ガス株式会社	小松市	46	13A
福井都市ガス株式会社	福井市	46	13A
越前エネライン株式会社	越前市	45	13A
敦賀ガス株式会社	敦賀市	45	13A
丹後ガス株式会社	舞鶴市	45	13A
福知山都市ガス株式会社	福知山市	45	13A

事業者名	地域	標準熱量(GJ/千㎡) (換算係数)	ガスグループ
株式会社長田野ガスセンター	福知山市	45	13A
大津市企業局	大津市	45	13A
大和ガス株式会社	大和高田市、橿原市、葛城市、御所市、桜井市、香芝市、北葛城郡広陵町、高市郡明日香村	45	13A
五条ガス株式会社	五條市	45	13A
桜井ガス株式会社	桜井市	45	13A
新宮ガス株式会社	新宮市	46	13A
大阪ガス株式会社	<p>大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡島本町、豊能郡豊能町、豊能郡能勢町、泉北郡忠岡町、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町、泉南郡岬町、南河内郡太子町、南河内郡河南町</p> <p>京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、乙訓郡大山崎町、久世郡久御山町、相楽郡精華町、綴喜郡井手町、綴喜郡宇治田原町</p> <p>神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、三田市、加西市、加東市、たつの市、小野市、赤穂市、川辺郡猪名川町、加古郡稲美町、加古郡播磨町、揖保郡太子町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町</p> <p>奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、生駒市、香芝市、生駒郡平群町、生駒郡三郷町、生駒郡斑鳩町、生駒郡安堵町、磯城郡川西町、磯城郡田原本町、北葛城郡上牧町、北葛城郡王寺町、北葛城郡広陵町、北葛城郡河合町</p> <p>大津市、近江八幡市、彦根市、長浜市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、東近江市、米原市、蒲生郡竜王町、蒲生郡日野町、愛知郡愛荘町、犬上郡多賀町、犬上郡甲良町</p> <p>和歌山市、海南市、岩出市 備前市</p>	45	13A

事業者名	地域	標準熱量(GJ/千m ³) (換算係数)	ガスグループ
河内長野ガス株式会社	河内長野市、大阪狭山市	45	13A
篠山都市ガス株式会社	丹波篠山市	45	13A
伊丹産業株式会社	西脇市、神戸市	45	13A
洲本ガス株式会社	洲本市	45	13A
豊岡エネルギー株式会社	豊岡市	45	13A
甲賀協同ガス株式会社	甲賀市	45	13A
株式会社大武	香芝市	45	13A
津山ガス株式会社	津山市	46	13A
岡山ガス株式会社	岡山市、倉敷市、赤磐市、玉野市、総社市、都窪郡早島町	45、46	13A
水島ガス株式会社	倉敷市	46	13A
福山ガス株式会社	福山市 笠岡市、浅口郡里庄町	45	13A
因の島ガス株式会社	尾道市	46	13A
広島ガス株式会社	熊野・可部	100.4652	LPG
	広島市、廿日市市、呉市、尾道市、三原市、東広島市、福山市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡坂町	45	13A
鳥取ガス株式会社	鳥取市	46.04655	13A
米子ガス株式会社	米子市	46.04655	13A
松江市ガス局	松江市	46	13A
出雲ガス株式会社	出雲市	46	13A
浜田ガス株式会社	浜田市	46	13A
山口合同ガス株式会社	下関市、山陽小野田市、宇部市、山口市、防府市、周南市、下松市、光市	46	13A
四国ガス株式会社	今治市、松山市、宇和島市、伊予郡松前町 高松市、坂出市、丸亀市、善通寺市、綾歌郡宇多津町、仲多度郡多度津町、仲多度郡琴平町 高知市 徳島市	46	13A

事業者名	地域	標準熱量(GJ/千㎡) (換算係数)	ガスグループ
西部ガス株式会社	福岡市、春日市、大野城市、那珂川市、宮若市、糸島市、古賀市、北九州市、福津市、宗像市、中間市、糟屋郡新宮町、糟屋郡粕屋町、糟屋郡志免町、京都郡苅田町、遠賀郡水巻町、遠賀郡遠賀町、遠賀郡芦屋町、遠賀郡岡垣町	45	13A
	熊本市、合志市、菊池郡菊陽町、菊池郡大津町、上益城郡益城町、上益城郡嘉島町、上益城郡御船町 長崎市、佐世保市、島原市、西彼杵郡時津町、西彼杵郡長与町	46	13A
西日本ガス株式会社	柳川市、八女市	62.8	13A
大牟田ガス株式会社	大牟田市 荒尾市	46	13A
直方ガス株式会社	直方市	44.79	13A
飯塚ガス株式会社	飯塚市	46	13A
筑紫ガス株式会社	筑紫野市、太宰府市、小郡市、朝倉郡筑前町 三養基郡基山町	45	13A
高松ガス株式会社	遠賀郡水巻町	45	13A
久留米ガス株式会社	久留米市	45	13A
唐津ガス株式会社	唐津市	46.04655	13A
佐賀ガス株式会社	佐賀市	45	13A
伊万里ガス株式会社	伊万里市	46.04655	13A
鳥栖ガス株式会社	鳥栖市、三養基郡基山町	45	13A
株式会社エコア	中津市 ※事業譲受(平成 25 年 7 月～)	46.04655	13A
大分ガス株式会社	大分市、別府市、由布市	46.04655	13A
九州ガス株式会社	諫早市、大村市、雲仙市	46.04655、62.8	13A
	八代市	46.04655	13A
第一ガス株式会社	長崎市	62.8	13A
天草ガス株式会社	天草市	62.8	13A
山鹿都市ガス株式会社	山鹿市	62.8	13A

事業者名	地域	標準熱量(GJ/千m ³) (換算係数)	ガスグループ
宮崎ガス株式会社	宮崎市、延岡市、都城市、北諸県郡 三股町	46.04655	13A
日本ガス株式会社 (本社:鹿児島県鹿児島市)	鹿児島市	46.04655	13A
阿久根ガス株式会社	阿久根市	46	13A
南日本ガス株式会社	薩摩川内市、霧島市	62.79	13A
加治木ガス株式会社	始良市	46.04655	13A
国分隼人ガス株式会社	霧島市	46.04655	13A
出水ガス株式会社	出水市	46.04655	13A
南海ガス株式会社	奄美市	62.8	13A
沖縄ガス株式会社	那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾 市、島尻郡南風原町、中頭郡西原町、 中頭郡中城村	43.5	13A

改正省エネ法における地方公共団体のエネルギー管理の範囲について

平成22年2月10日
資源エネルギー庁省エネルギー対策課

1. 問題意識

我が国は、京都議定書の目標を確実に達成するとともに、中長期的にも温室効果ガスの排出量を削減することが求められております。温室効果ガスの約九割はエネルギー起源の二酸化炭素であり、一層の地球温暖化対策の推進のため、省エネルギー対策の強化が求められております。

こうした状況を踏まえ、大幅にエネルギー消費量が増加している業務部門における省エネルギー対策を強化するため、平成20年5月に「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）が改正されました（施行日は平成22年4月1日。平成21年度におけるエネルギー使用量の計測・記録が必要）。これまで一定規模以上の大規模な工場・事業場に対しエネルギー管理義務を課しておりましたが、今回の改正により事業所単位から事業者単位（企業単位）のエネルギー管理が義務づけられることとなり、地方公共団体においても企業と同様に、地方公共団体全体のエネルギー管理を行うこととなります。

しかし、地方公共団体が行っている事業の中には、地方公営企業法等といった法令に基づき首長以外の者が地方公共団体の資産管理等を行っている事業があり、首長自身ではエネルギー管理をまとめて実施することが困難な場合があるため、そういった場合を考慮し、省エネ法における地方公共団体のエネルギー管理の範囲を以下のとおり定めることといたします。

2. 地方公共団体のエネルギー管理の範囲

地方公共団体において設置しているすべての工場・事業場のエネルギー使用量を合算した値をもって省エネ法に規定する特定事業者の指定の可否を判断することになるが、地方公共団体において設置している一部の工場・事業場の資産管理等を各種法令に基づき首長以外の者が行っている場合には、当該地方公共団体とは独立した別事業者として捉えることとする。

具体例：

- (1) 地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者としてエネルギー管理を行う必要がある事業等
- 【地方公営企業】** 地方公営企業法第33条により、地方公営企業の用に供する資産の取得、管理及び処分は地方公営企業の管理者が行うこととなっているため、地方公営企業に管理者が設置されている場合には、地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として、地方公営企業がエネルギー管理を行うこととする。（管理者が設置されていない場合には知事部局等が地方公営企業を含めてエネルギー管理を行うこととする。また、2以上の事業に管理者1人を置いている場合において、資産の取得、管理及び処分が一体的になされている場合は、当該事業をまとめてエネルギー管理を行うこととする。）

【警察組織】 知事は都道府県警察の運営に関する指揮監督権を有しておらず、都道府県警察は、警視総監及び道府県警察本部長の統括の下、知事部局とは独立して運営されている。したがって、警察組

織については、地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として、都道府県警察がエネルギー管理を行うこととする。

【学校等】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2号により、学校その他の教育機関の用に供する財産の管理を教育委員会が行うこととなっていることに鑑み、地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として、教育委員会が学校その他の教育機関の用に供する財産のエネルギー管理を行うこととする。

【組合】 地方自治法第1条の3において、特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合（一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合）、財産区及び地方開発事業団とされているが、地方自治法第2条第1項により地方公共団体は法人とするとされていることから、組合は、地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者としてエネルギー管理を行うこととする。

【収用委員会】 土地収用法第51条の第1項及び第2項に基づき、都道府県知事の所轄の下に置かれ、独立してその職権を行っている。ここで言う「所轄」は、管理、統括、監督よりも弱い所属の関係を示すものであって、知事は収用委員会の運営に関する指揮監督権を有していないことから、収用委員会は、会長の統括の下、知事部局とは独立して運営されている。したがって、地方公共団体における知事部局等とは独立した別事業者として、収用委員会がエネルギー管理を行うこととする。

(2) 地方公共団体における知事部局等がエネルギー管理を行う必要がある事業等

【消防組織】 消防組織法第7条により、消防は市町村長が管理することとされているとともに、地方自治法第149条第6号により、地方公共団体の財産の管理は地方公共団体の長が行うこととなっているため、地方公共団体における知事部局等が消防組織のエネルギー管理を行うこととする。

【指定管理者】 地方自治法第244条の2第3項において、普通地方公共団体は、指定管理者に公の施設の管理を行わせることができることとされているが、資産について、取得及び処分等を、指定管理者が行うという法律上の規定はないため、当該公の施設を設置した地方公共団体における知事部局等が省エネ法上のエネルギー管理を行うこととする。

【選挙管理委員会】 地方自治法第181条第1項において、普通地方公共団体に選挙管理委員会を置くこととされているが、選挙管理委員会の資産について、取得、管理及び処分等を選挙管理委員会が行うという法律上の規定はないため、地方公共団体における知事部局等がエネルギー管理を行うこととする。

【人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会】

地方公務員法第7条第1項、第2項、第3項に基づき、各地方公共団体に人事委員会もしくは公平委員会が設置され、委員の選定は地方公共団体の権限によって行われる。人事委員会等の資産について、取得、管理及び処分等を人事委員会等が行うという法律上の規定はないため、地方公共団体における知事部局等がエネルギー管理を行うこととする。

【監査委員】 地方自治法第195条第1項において、普通地方公共団体に監査委員を置くこととされているが、監査委員の資産について、取得、管理及び処分等を監査委員が行うという法律上の規定はないため、地方公共団体における知事部局等がエネルギー管理を行うこととする。

【海区漁業調整委員会】 漁業法第82条の第1項及び第2項に基づき、海区漁業調整委員会は都道府県知事の監督に属している。したがって、地方公共団体における知事部局等がエネルギー管理を行うこととする。

【内水面漁場管理委員会】 漁業法第130条の第1項及び第2項に基づき、内水面漁場管理委員会は都道府県に置かれ、都道府県知事の監督に属する。したがって、地方公共団体における知事部局等がエネルギー管理を行うこととする。

【農業委員会】 農業委員会等に関する法律第3条の第1項及び第2項に基づき、農業委員会は市町村に置かれ、委員の選定は公職選挙法に基づいて行われる。農業委員会を複数設置、複数の場合の区域変更、農業委員会の廃止は市町村長の権限で行われる（農地面積が著しく小さい場合は農業委員会を置く必要が無い）。農業委員会の資産について、取得、管理及び処分等を農業委員会が行うという法律上の規定はないため、地方公共団体における知事部局等がエネルギー管理を行うこととする。

【固定資産評価審査委員会】 地方税法第423条の第1項、第2項及び第3項に基づき、固定資産評価審査委員会は市町村に置かれ、委員の選定は市町村長の権限で行われる。固定資産評価審査委員会の資産について、取得、管理及び処分等を固定資産評価審査委員会が行うという法律上の規定はないため、地方公共団体における知事部局等がエネルギー管理を行うこととする。

(3) 特別区等

特別区については、地方自治法第二条において、法人格を有すると規定されているため、特別区がエネルギー管理を行うこととする。

また、政令指定都市における区は法人格を有しないため、区ではなく、市がエネルギー管理を行うこととする。

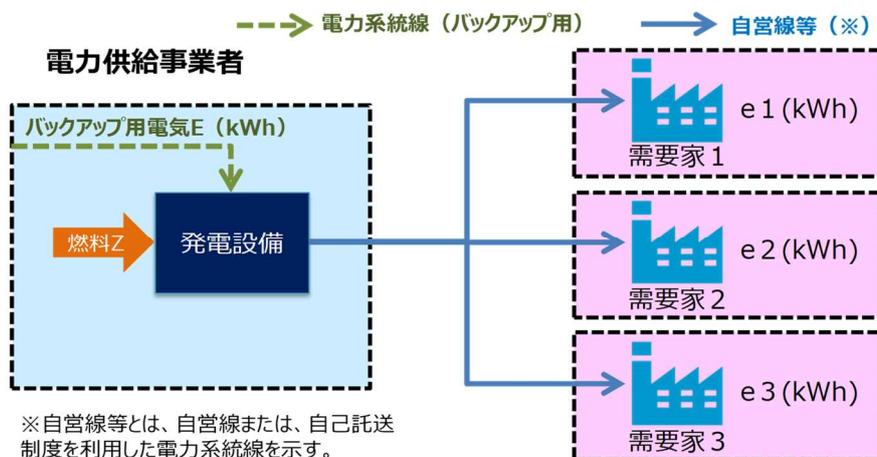
(4) その他、事業形態による取り扱い

【事務の委託】 他の普通地方公共団体等に事務を委託する場合において、委託した普通地方公共団体又はその執行機関に適用すべき規定は、当該委託された事務の範囲内において、その事務の委託を受けた普通地方公共団体又はその執行機関について適用があるものとし、事務の委託を受けた地方公共団体又はその執行機関に適用される（地方自治法：252条の16）ことから、事務の委託を受けた地方公共団体又はその執行機関が、自らの事業に加え、受託した事業のエネルギー管理を行うこととする。

【PFI(Private Finance Initiative)】 官民事業契約により事業実施内容（所有権、維持管理方法等）が異なるため、事業ごとにみて、財産・施設等の設置・更新権限がある側がエネルギー管理を行うこととする。

自営線または自己託送制度を用いて供給された電気の評価方法について

■一般的な発電設備の場合（基本事例）



<需要家1の事例>

1) 発電設備から供給された電気の換算係数【A】

全需要家の電気使用量の合計（系統からの買電除く）と発電設備に投入した燃料使用量から当該発電設備の電気の換算係数を算出し、上記以外の買電に換算係数を計上します。

・【A】換算係数 (GJ/千 kWh) = $Z / (\sum e - E)$

2) 電力系統線を経由して供給された電気（バックアップ用）

昼間買電と夜間買電に分けて需要家の電力使用量に応じて案分した値を使用量として計上します。

・【B】電力系統線を経由した買電(昼) = $\text{系統買電} E(\text{昼}) \times e1(\text{昼}) / \sum e(\text{昼})$

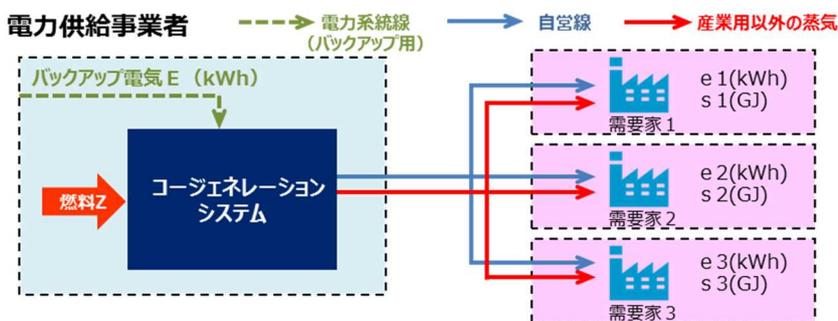
・【C】電力系統線を経由した買電(夜) = $\text{系統買電} E(\text{夜}) \times e1(\text{夜}) / \sum e(\text{夜})$

備考1 : $\sum e = e1 + e2 + e3$

特定（指定）-第2表

エネルギーの種類		単位	使用量	換算係数
電気事業者	昼間買電	千 kWh	【B】	9.97 (GJ/千kWh)
	夜間買電	千 kWh	【C】	9.28 (GJ/千kWh)
その他	上記以外の買電	千 kWh	$e1 - \text{【B】} - \text{【C】}$	【A】

■コージェネレーションシステムの場合（基本事例）



<需要家1の事例>

1) コージェネレーションシステムから供給された電気の換算係数【A】

全需要家の使用した電気、蒸気を省エネ法で規定されている一次エネルギー換算係数※を用いて熱量換算し、その熱量割合に応じて燃料使用量を案分することで発電に使用した燃料使用量を算出します。この値を用いてコージェネレーションシステムから供給された電気の換算係数を算出します。

※電気：9.76 GJ/千 kWh 産業用以外の蒸気：1.36GJ/GJ

① 発電に使用した燃料使用量

$$\cdot Z_{\text{電気}} = Z \times \{(\Sigma e - E) \times 9.76\} / \{(\Sigma e - E) \times 9.76 + (\Sigma s \times 1.36)\}$$

② コージェネレーションシステムから供給された電気の換算係数【A】

$$\cdot \text{【A】 換算係数 (GJ/千 kWh)} = Z_{\text{電気}} / (\Sigma e - E)$$

備考1： $\Sigma e = e1 + e2 + e3$ $\Sigma s = s1 + s2 + s3$

備考2：産業用蒸気、冷温水についても同様に省令で規定された換算係数を用いて計算します。

2) 電力系統線を経由して供給された電気（バックアップ用）

昼間買電と夜間買電に分けて需要家の電力使用量に応じて案分します。

$$\cdot \text{【B】 電力系統線を経由した買電(昼)} = \text{系統買電} E(\text{昼}) \times e1(\text{昼}) / \Sigma e(\text{昼})$$

$$\cdot \text{【C】 電力系統線を経由した買電(夜)} = \text{系統買電} E(\text{夜}) \times e1(\text{夜}) / \Sigma e(\text{夜})$$

3) 蒸気の換算係数【D】

全需要家の使用した電気、蒸気を省エネ法で規定されている一次エネルギー換算係数※を用いて熱量換算し、その熱量割合に応じて燃料使用量を案分することで蒸気に使用した燃料使用量を算出します。この値を用いてコージェネレーションシステムから供給された蒸気の換算係数を算出します。

※電気：9.76GJ/千 kWh 産業用以外の蒸気：1.36GJ/GJ

①蒸気に使用した燃料使用量

$$\cdot Z_{\text{蒸気}} = Z \times (\Sigma s \times 1.36) / \{(\Sigma e - E) \times 9.76 + (\Sigma s \times 1.36)\}$$

③ コージェネレーションシステムから供給された蒸気の換算係数【D】

$$\cdot \text{【D】 換算係数 (GJ/GJ)} = Z_{\text{蒸気}} / \Sigma s$$

備考1： $\Sigma e = e1 + e2 + e3$ $\Sigma s = s1 + s2 + s3$

備考2：産業用蒸気、冷温水についても同様に省令で規定された換算係数を用いて計算します。

特定（指定）－第2表

エネルギーの種類		単位	使用量	換算係数
燃料及び熱	産業用以外の蒸気	GJ	s1	【D】
	温水	GJ		
電気事業者	昼間買電	千 kWh	【B】	9.97 (GJ/千kWh)
	夜間買電	千 kWh	【C】	9.28 (GJ/千kWh)
その他	上記以外の買電	千 kWh	e1 - 【B】 - 【C】	【A】

未利用熱に関する覚書

株式会社●●●●●●●●（以下甲と呼ぶ）が株式会社▲▲▲▲▲▲▲▲（以下乙と呼ぶ）に対して供給する熱は、未利用熱の定義を満たすことについて確認及び合意をしたので、ここに覚書を作成する。

記

(甲が未利用熱を供給する工場等	: その工場等の名称及び工場等がある所在等)
(乙が未利用熱の供給を受ける工場等	: その工場等の名称及び工場等がある所在等)
(対象となる未利用熱の情報)	
【記載例】	
甲が保有する石油製油所の石油精製の過程で生じる廃熱を、隣接する丙が所有する工場まで3 kmの配管で輸送し、ボイラー給水の加温に活用。	
未利用熱を購入した年度	: ●●年度
未利用熱の購入量	: ●●G J
未利用熱の換算係数	: ●●G J / G J

※未利用熱の定義

本制度の対象となる未利用熱は、『他事業者へ提供しなければ、省エネ法判断基準に従って取組を行っても発生を抑制できず廃棄することが見込まれる熱』をいう。

以上、上記条件を満たすことについての確認及び合意成立の証として、本覚書2通を作成し、甲乙各々記名・捺印の上、各1通保有する。

平成●●年●月●日

甲

住所

氏名

印

乙

住所

氏名

印

(参考:記載例①)

設備の名称	〇〇火力発電所1号機
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③ 熱量構成比(%))、④原料原産国 (バイオマス燃料のみ記入))	①石炭、②200,000t、③92%、④－ ①木材チップ、②40,000t、③5%、④日本 ①パーム椰子殻、②10,000t、③3%、④マレーシア
設備から得られた電気のエネルギー量(千 kWh)	590,000
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)	0
設備に投入したエネルギー量(GJ)	5,600,000
設備に投入した副生物のエネルギー量(GJ)	0
設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)	460,000

(参考:記載例②)

設備の名称	××火力発電所2号機
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③ 熱量構成比(%))、④原料原産国 (バイオマス燃料のみ記入))	①高炉ガス、②200,000 千m ³ 、③16.7%、④－ ①コークス炉ガス、②100,000 千m ³ 、③51.8%、④－ ①石炭、②50,000t、③31.5%、④－
設備から得られた電気のエネルギー量(千 kWh)	543,600
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)	0
設備に投入したエネルギー量(GJ)	4,077,000
設備に投入した副生物のエネルギー量(GJ)	2,792,000
設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)	0

(参考:記載例①)

設備の名称	〇〇火力発電所1号機
設備を設置した工場等の名称	〇〇発電所
設備を設置した工場等の所在地	〒
運転開始年月日	平成 29 年 8 月 28 日
設備容量(kW)	100,000
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③ 熱量構成比(%)、④原料原産国 (バイオマス燃料のみ記入))	①石炭、②200,000t、③92%、④ー ①木材チップ、②40,000t、③5%、④日本 ①パーム椰子殻、②10,000t、③3%、④マレーシア
設計効率(発電端・HHV)(%)	37.9% (41.3%)
設備から得られる電気のエネル ギー量(千 kWh)	590,000
設備から得られる熱のエネルギ ーのうち熱として活用された量 (GJ)	0
設備に投入するエネルギー量 (GJ)	5,600,000
設備に投入する副生物のエ ネルギー量(GJ)	0
設備に投入するバイオマス 燃料のエネルギー量(GJ)	460,000
発電専用設備の新設に当たって の措置の適用に関する配慮事項	平成 26 年 9 月 10 日に△△株式会社と主要機器の仕様指定を含む契約を締 結。

(参考:記載例②)

設備の名称	××火力発電所6号機
設備を設置した工場等の名称	××火力発電所
設備を設置した工場等の所在地	〒
運転開始年月日	平成 29 年 4 月 10 日
設備容量(kW)	150,000
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③ 熱量構成比(%）、④原料原産国 (バイオマス燃料のみ記入))	①LNG ②90,700t ③100% ④ -
設計効率(発電端・HHV)(%)	48.4%
設備から得られる電気のエネル ギー量(千 kWh)	610,000
設備から得られる熱のエネルギ ーのうち熱として活用された量 (GJ)	200,000
設備に投入するエネルギー量 (GJ)	4,952,000
設備に投入する副生物のエ ネルギー量(GJ)	0
設備に投入するバイオマス 燃料のエネルギー量(GJ)	0
発電専用設備の新設に当たっ ての措置の適用に関する配慮事項	発電開始から最大出力状態まで、平均で毎分 15%の出力変化が可能。

(参考:記載例①)

報告対象年度	平成 31 年度													
設備の名称	〇〇火力発電所3号機													
設備を設置した工場等の名称	〇〇火力発電所													
設備を設置した工場等の所在地	〒													
運転開始年月日	平成 30 年 4 月 15 日													
設備容量(kW)	250,000													
設計効率(発電端・HHV)(%)	37.3% (45.3%)													
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、 ③熱量構成比(%)、④原料原 産国(バイオマス燃料のみ記 入))	①石炭、②556,600t、③82.3%、④－ ①木材チップ、②287,000t、③11.6%、④日本 ①パーム椰子殻、②59,500t、③6.2%、④マレーシア													
設備から得られた電気のエネル ギー量(千 kWh)	1,800,000													
設備から得られた熱のエネル ギーのうち熱として活用され た量(GJ)	0													
設備に投入したエネルギー量 (GJ)	17,384,620													
設備に投入した副生物の エネルギー量(GJ)	0													
設備に投入したバイオマ ス燃料のエネルギー量 (GJ)	3,080,000													
月別バイオマス燃料又は副生 物の熱量構成比 (%)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間実績	
	8.1	17.3	17.3	21.1	24.2	17.3	17.3	33.4	17.2	17.3	13.8	14.9	17.7	
月別実績効率(発電端・ HHV) (%)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間実績	
	44.5	30.1	46.6	42.3	49.2	60.1	45.1	46.4	45.0	45.1	47.6	42.6	45.3	
発電専用設備の新設に当た る措置の適用に関する配慮 事項	平成 29 年 9 月 10 日に△△株式会社と主要機器の仕様指定を含む契約を締結。 配慮の対象となる新設基準の施行時点(平成 31 年 4 月 1 日)													

(参考:記載例②)

報告対象年度	令和2年度												
設備の名称	〇〇火力発電所4号機												
設備を設置した工場等の名称	〇〇火力発電所												
設備を設置した工場等の所在地	〒												
運転開始年月日	平成31年4月15日												
設備容量(kW)	130,000												
設計効率(発電端・HHV)(%)	33.4% (68.6%)												
燃料種ごとの基本情報 (①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比(%)、④原料原産国(バイオマス燃料のみ記入))	①石炭、②198,800t、③38.2%、④－ ①木材ペレット、②400,000 t、③40.4%、④カナダ ①廃プラスチック、②136,000 t、③21.3%、④－												
設備から得られた電気のエネルギー量(千kWh)	973,600												
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)	0												
設備に投入したエネルギー量(GJ)	13,365,000												
設備に投入した副生物のエネルギー量(GJ)	2,856,000												
設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)	5,400,000												
月別バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比(%)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間実績
													40.4 21.4
月別実績効率(発電端・HHV)(%)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間実績
													68.6
発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項													

【参考1】様式第43について

様式第43（第104条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

電子情報処理組織使用届出書



殿

年 月 日



住 所
(ふりがな)
 法人名
 法人番号
 代表者の役職名
 代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第104条第1項の規定に基づき、同規則第5条の届出、第7条の申出、第8条第5項の申請、第12条の届出、第13条第3項の申請、第15条の届出、第16条の申出、第17条第6項の申請、第22条の届出、第23条第10項の申請、第33条の届出、第34条の申出、第35条第1項又は第2項の提出、第36条の報告、第40条の届出、第42条の申出、第44条第1項の申請、第47条の申請、第49条第1項の申請、第50条第2項の届出、第52条の報告、第57条の報告、第75条の届出、第77条の申出、第78条第1項又は第2項の提出、第79条の報告、第82条第1項の申請、第85条の申請、第87条第1項の申請、第88条第2項の届出又は第90条の報告に係る電子情報処理組織の使用について届け出ます。



作成担当者連絡先

特定排出者番号	
特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号 又は認定管理統括事業者番号	⑦
特定荷主番号又は認定管理統括荷主番	⑧
特定輸送事業者指定番号又は認定管理統 括貨客輸送事業者指定番号	⑨
所 <small>(ふりがな)</small> 在 地	〒 ⑩
事 業 所 名	
所 属 部 課	
氏 <small>(ふりがな)</small> 名	
電 話	⑪
F A X	

メールアドレス	
---------	--

- ①冒頭にある右上の欄の※印を付した「受理年月日」及び「処理年月日」欄は記入しないでください。
- ②左上の欄には「提出先」を記入してください。事業者の主たる事務所（通常は本社）の所在地を管轄する経済産業局長としてください。
- ③「年月日」の欄には提出年月日を記入してください。
- ④「住所」の欄には主たる事務所（通常は本社）の所在地、「法人名」の欄には企業名、「代表者の役職名」の欄には企業代表者の役職名（代表取締役等）、「代表者の氏名」の欄には企業代表者氏名を記入してください。
- ⑤作成担当者は、エネルギー企画推進者又は定期報告書等の作成実務担当者としてください。
- ⑥「特定排出者番号」の欄には、温対法に基づく「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」のホームページ上から、「特定排出者コード検索」により事業者ごとの番号を確認の上、9桁の番号を記入してください。
＜温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度HP 特定排出者コード検索＞【関係 URL 参照】
- ⑦「特定事業者番号（特定連鎖化事業者番号）」欄には、経済産業局から通知された7桁の指定番号を記入してください。なお、特定事業者として指定されていない場合は空欄とします。
- ⑧「特定荷主番号」欄には、経済産業局から通知された指定番号を記入してください。なお、特定荷主として指定されていない場合は空欄とします。
- ⑨「特定輸送事業者指定番号」欄には国土交通省より通知された指定番号を記入してください。なお、特定輸送事業者として指定されていない場合は空欄とします。
- ⑩「所在地」欄には事業者の作成担当者が所属する事務所（本社、工場等）の郵便番号及び住所（ふりがな）を記入してください。
- ⑪「事業所名」「所属部課」「氏名」「電話」「FAX」「メールアドレス」欄には担当者情報を記入してください。また、この欄に記載された担当者宛に、本様式を受け付けた窓口から、電子情報処理組織の使用のために必要な情報を記載した書類を郵送します。作成担当者が所属する事務所（本社、工場等）以外への郵送を希望する場合には、提出時に窓口へご連絡ください。
- ⑫省エネ法に係る諸手続のための権限について、事業者の代表者（代表取締役等）以外の者が、省エネ法に係る諸手続について、事業者を代表する者から委任を受けている場合は、委任状を添付（様式は任意。既に委任状を提出している場合は、その写しを添付。）し、「住所」欄には委任を受けた者が所属する工場等の所在地を記入し、「氏名」欄には企業名並びに代表者及び委任された者の役職名及び氏名を記入してください

【参考2】関係 URL

※以下の情報は、記入要領改訂当時のものになりますので、最新のものは、それぞれサイトの管理者にご確認下さい。

【経済産業省】

<資源エネルギー庁HP>

- ・省エネルギーポータルサイト

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/

- ・定期報告書、中長期計画書の作成とベンチマーク制度(定期報告書作成支援ツール、マニュアル、QA、貸事務所業省エネポテンシャルツール、ベンチマーク指標計算ツール、電子申請等)

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/index.html

- ・様式

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/download/index.html

- ・中長期計画作成指針

- ・工場等判断基準（工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/overview/laws/index.html

- ・グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/green_energy/recruitment.html

- ・二国間オフセット・クレジット制度

http://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/global.html

<北海道経済産業局HP>

http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/enehou_kaisei/youshiki.htm

<東北経済産業局HP>

https://www.tohoku.meti.go.jp/s_shigen_ene/syo_energy.html

<関東経済産業局HP>

https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/sho_energy/index.html

https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/sho_energy/yoshiki.html

<中部経済産業局HP>

<https://www.chubu.meti.go.jp/d33shouene/index.html>

<https://www.chubu.meti.go.jp/d33shouene/shoenehou/shoenehou.html>

<近畿経済産業局HP>

https://www.kansai.meti.go.jp/3-9enetai/energypolicy/details/save_ene/20kaisei_youshiki.html

<中国経済産業局HP>

<https://www.chugoku.meti.go.jp/policy/seisaku/p4.html#shoene>

<四国経済産業局HP>

https://www.shikoku.meti.go.jp/03_sesakudocs/0503_energy/energy_index.html

<九州経済産業局HP>

https://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/energy/shou_ene/shouene_220401.html

【環境省】

<「E E G S」(定期報告書提出先：推奨)>

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/system>

<温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル>

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual>

<温室効果ガス排出量 算定・報告・公表制度HP 特定排出者コード検索>

<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/search>

<電気事業者別排出係数一覧>

<http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>

<(参考)地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の3における権利利益が害されるおそれの有無の判断に係る審査基準について>

http://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual/law21_3kijun

【その他】

<日本標準産業分類(総務省)HP>

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

<国内クレジット制度、オフセット・クレジット(J-V E R)制度、J-クレジット制度>

<https://japancredit.go.jp/application/account/>